

令和5年

島本町議会 1月臨時会議

島本町議会 2月定例会議

会議録

令和5年 1月24日 (火)

令和5年 2月27日 (月)

令和5年 2月28日 (火)

令和5年 3月 1日 (水)

令和5年 3月27日 (月)

島本町議会

令和5年

島本町議会1月臨時会議 会議録

令和5年1月24日開議

令和5年1月24日散会

令和5年1月24日(第1号)

令和5年島本町議会1月臨時会議会議録目次

第 1 号（1月24日）

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○諸般の報告	3
○第 1 号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第8号）	4
○散会の宣告	9
※付議事件の議決結果	11

令和5年

島本町議会1月臨時会議 会議録

第 1 号

令和5年1月24日(火)

島本町議会 1 月臨時会議 会議録 (第 1 号)

年 月 日 令和 5 年 1 月 2 4 日 (火)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	川 嶋 玲 子	2 番	野 口 日 利 美	3 番	山 口 博 好
4 番	中 嶋 洵 智	5 番	大 久 保 孝 幸	6 番	福 嶋 保 雄
7 番	長 谷 川 順 子	8 番	中 田 み どり	9 番	東 田 正 樹
10 番	平 井 均	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	清 水 貞 治
13 番	戸 田 靖 子	14 番	永 山 優 子		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	藏 垣 武 博	教 育 長	中 村 り か
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	川 畑 幸 也	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	近 藤 治 彦	消 防 長	三 浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 多 田 昌 人 書 記 村 田 健 一

令和5年島本町議会1月臨時会議議事日程

議事日程第1号

令和5年1月24日（火）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 第1号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第8号）

(午前10時00分 開議)

東田議長 おはようございます。

公私何かとお忙しい中を御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

本日は休会の日であります。島本町議会会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くことといたします。

それでは、これより令和5年島本町議会1月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は、本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対応としまして、議場出席者にはマスクの着用や消毒をお願いしており、会議時間の短縮に取り組むとともに、扉を開けたまま進行しますので、御了承願います。傍聴席については、距離を保つために14席としておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。

本臨時会議の議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、あらかじめ原稿を配付することによって、朗読されたものとして取り扱いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、3番 山口議員及び6番 福嶋議員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

淀川右岸水防事務組合議会議員の戸田議員から、組合議会定例会の議事結果の報告があります。

なお、報告については、新型コロナウイルスへの対応として、登壇せずに自席で行うこととしておりますので、あらかじめ御了承願っておきます。

戸田議員 おはようございます。

それでは、淀川右岸水防事務組合議会について、報告いたします。

去る令和4年12月26日午後3時から、大阪市の同組合事務所議場におきまして、組合議会12月定例会が開会されました。

議事についてでございます。

まず、報告第1号の「令和3年度淀川右岸水防事務組合歳入歳出決算報告について」は、監査委員の意見を付し報告があり、原案どおり承認されました。

報告第2号「令和4年度淀川右岸水防事務組合定期監査結果に関する報告について」は、先に配布したとおり承認されました。

報告第3号「淀川右岸水防事務組合の例月出納検査結果に関する報告について」は、先に配布したとおり承認されました。

次に、議案第9号「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案」は、原案どおり可決決定されました。

議案第10号「淀川右岸水防事務組合水防施設及び設備等整備基金条例案」は、原案どおり可決決定されました。

議案第11号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案どおり可決決定されました。

議案第12号「淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案どおり可決決定されました。

議案第13号「職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案どおり可決決定されました。

議案第14号「令和4年度淀川右岸水防事務組合一般会計補正予算案（第1回）」は、歳入歳出の総額に、それぞれ357万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億3,114万4,000円とするもので、原案どおり可決決定されました。

最後に、常任委員会委員長から、国に対して、「淀川堤防強化等治水事業促進についての要望書」を提出した旨の報告がありました。

以上が概要の御報告であります。詳細につきましては、議会事務局に資料を保管しております。

以上、簡単ではありますが、淀川右岸水防事務組合議会の報告を終わらせていただきます。

東田議長 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、第1号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

永山議員 第1号議案 令和4年度一般会計補正予算（第8号）、出産・子育て応援給付金事業について、私から4点、お伺いをしたいと思います。

本町での事業の開始の時期が令和5年2月1日を予定しているということで、事業の開始前に遡りまして、令和4年4月から令和5年1月までに妊娠・出産されている方への給付金の支給が行われますが、このことについて、お伺いしたいと思います。

給付を受けるためには、アンケートの回答と申請書類の提出が要件ですが、国の事業の要綱によりますと、この支給の申請は事業開始から3か月を大体見通しとして挙げていますので、これらの手続の書類、3か月を一定の期限と設けているようですので、これらの手続書類の発送がいつ頃になるのか、その見通しをお伺いしたいと思います。

続いて第2に、事業開始から遡って、今、申しあげましたアンケート等が妊婦の方などから返ってくると思いますが、既に出産されている方については定期健診などで面談をする機会というのがあると思うんですが、アンケートは、特に妊娠中の方については重要な資料になると思います。この点、面接に結びつくような項目というのを、アンケートに特に設けられるようなことがあるのか。妊娠期にある方だけで、およそ100件ぐらいのアンケートが、これをきっかけに返ってくることになりませんが、面談を要する方を把握した場合には、従来から行っているこんにち赤ちゃん訪問などの事業を実施しつつも、この必要とされる面談を行っていくことになりしますので、現在の有資格者等による赤ちゃん訪問事業の実施など、体制面の確保ができるのか、問題がないか、課題があれば、お伺いをしたいと思います。

続いて、3つ目です。多胎児対応についての確認です。多胎児を出産された場合の支給について、お1人妊娠・出産されている方との違いについてを御回答いただきたいと思います。

最後になります、4点目。従来、妊娠届け時に、ほぼ全件の面談が本町では行えておりますし、出産後もこんにち赤ちゃん訪問、全戸訪問がほぼ行われているということで確認しております。今回の事業で一番大きい変化というのは、新設の8か月目アンケートと必要に応じて面談の実施ということになると思います。ここをどう生かしていけるのかというのが、今回の事業の大きな肝になる部分であると思います。特に、このアンケートというのは、必要に応じた面談であるということと、給付金等の支給と関連づけるものではないということで、どのように有効に生かしていけるのか、十分な効果を発揮するための取組方針などをお伺いしたいと思います。

以上、4点になります。お願いいたします。

健康福祉部長 永山議員から4点、御質問いただいておりますので、順次御答弁申し上げます。

まず、手続関係書類の発送時期についてでございます。

遡及対象となります令和4年4月から令和5年1月31日までに出産、妊娠された方につきましては、事業開始日でございます2月1日を基準日として事務処理をしていきたいと考えております。

妊娠届につきましては、お子様が生まれた日を含めまして14日以内に届出をすることになっておりますので、出産された方を確定いたしますのに一定の期間が必要となってまいります。対象となる方を確認、整理した上で、2月下旬頃には案内関係の通知――

案内文、申請用紙、アンケート等になりますが、それらの書類を送付する予定となっております。

また、2点目の御質問につきましては、アンケート項目、体制面の確保についての御質問を頂戴しておりますが、妊娠中の方へのアンケートにつきましては、現在、作成中でございます。妊婦健康診査を定期的に受診されておられるかどうか、分娩の予定施設は決まっているか、相談者や支援者がいるか、その他相談事項等を記載できるような項目と、訪問を含めまして面談を希望されるかどうかを確認する項目を盛り込む予定としております。

本町は、これまでも妊娠届出時に助産師や保健師が面接を行いまして、妊婦アンケート等を実施しております。先ほど御答弁いたしました、新たに実施するアンケートの項目につきましても、既に妊娠届出時に確認をいたしまして、支援が必要な方につきましては、訪問や電話等で妊娠中から継続した支援を行っております。

遡及対象者となります、事業開始日2月1日時点で妊娠中の方につきましては、既に継続で支援を行っている方も含まれておりますことから、新たに支援が必要となる方を把握した場合でも、現在、配置しております母子保健コーディネーター、助産師2名を中心に、必要に応じて地区担当保健師が支援するなど、現行の体制での事業実施が可能であるかなというふうに考えております。

続きまして、多胎児を出産された場合の支給額でございます。

妊娠届出後に支給する出産応援給付金は、妊娠1回につきまして5万円を支給いたしますので、出産応援給付金は5万円となります。出産後に支給いたします子育て応援交付金につきましては、出生児童1人につき5万円を支給いたしますので、多胎児を出産された場合は、5万円にお子様の人数を掛けていただいて、その分を支給するということになります。ですので、双子の場合は5万円×2人分ということで10万円、支給をさせていただきます。

最後の御質問でございます。

新設の8か月時アンケートと面談の実施、あと、全数面談ではないので、どのように生かしていくのかという取組の方針についてでございますが、新たに開始をいたします妊娠8か月時アンケートにつきましては、既に継続支援をしている妊婦の方も含めまして、妊娠8か月の時点でアンケートを送付いたしまして、出産に向けた準備や出産後のサポート体制等について把握をいたしまして、希望される方や支援が必要な方に対して面談を行い、出産後の見通しが立てられるよう、寄り添いながら支援を行ってまいりたいと考えております。

アンケートの項目といたしましては、先ほども御答弁いたしましたとおり、妊婦健康診査を定期的に受診されているのか、分娩予定施設は決まっているのか、相談者や支援者がいるか、その他相談事項等を記載できるような項目と面接の希望を確認する項目を

盛り込む予定としております。

妊娠8か月アンケートにつきましては、本事業により新たに実施する内容でございますので、本年度につきましては現行の保健師等の体制で実施予定でございますが、令和5年度におきましては、会計年度任用職員として保健師を増員し、体制を強化する予定としております。

以上でございます。

伊集院議員 先ほどの質問を受けまして、基本的にはやっぱり、この肝というのは児童虐待の部分と、行政とつながっていない方々を掘り起こすための応援ギフトというか、現金支給であります。

アンケートで、もし、面談を希望しないという方で、出産時の面接は島本町の場合にありますので、多分ここで補えるのどこにちは赤ちゃん、両方のバックアップがありますので、補えるかなと思うんですが、この3点に全く接触しない、こういったことが出てくるかどうか、想定を伺っておきます。

健康福祉部長 これらの様々な新たに始まる伴走型相談支援とかを実施しても、全く行政の支援を希望されない方が果たしていらっしゃるのかどうかという御質問でございます。

本町につきましては、従来から妊娠届出時の全数面接、また、こにちは赤ちゃん訪問につきましても、ほぼ全数の妊婦の方、また、出生されたお子様をフォローアップしておりますので、令和3年度のこにちは赤ちゃん訪問の実績で申し上げますと、ほぼ100%把握ができておりますので、伊集院議員が御質問いただいたような事態は、もちろん起こらないということは申し上げられませんが、起こる可能性は非常に低いかなと思っております。

また、新たな事業が開始されますことで、今までなかなか我々のほうで、支援するけれども、つながらなかったお母様がいらした場合も、面談をして、これに給付が伴いますので、面談を受けていただくことが、より経済的な支援につながるということで、メリットについてもお伝えができますので、虐待防止の観点からも、非常に心強い事業であるかなというふうに考えております。

以上でございます。

山口議員 出産・子育て応援給付金の補助率なんですけど、この伴走型相談支援、今年度については国が3分の2、それから府が6分の1、町が6分の1となっておりますね。来年度の予算案としては、伴走型相談支援では国が2分の1、それから都道府県が4分の1、市町村が4分の1となっております。これは、来年度、再来年度もそういう形になっていくというふうに考えてよろしいですか。

健康福祉部長 国からの補助率につきましては、議員が先ほど御指摘いただいたとおりでございますので、国につきましても、継続的な財源確保に努めていくというふうな形の方角性は示されておりますが、議員御指摘のとおりでございます。

ただ、扶助費に係ります分につきましては、本年度と同じように市町村負担につきましては6分の1となっておりますので、事務費負担につきましては、先ほど議員から御紹介ございましたように、市町村負担は4分の1となるものでございます。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 令和4年度一般会計補正予算(第8号)について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論を行います。

本事業は、出産・子育てを望む全ての妊婦と、その子を育ていく家庭が安心して出産・子育てができるように、人的・経済的側面から支えていこうとするものです。また、その核心は、産む性としての女性が家庭内や社会において困難を抱えることがまだまだ多いという現実を、私たちが改めて認識して、課題解決に取り組むことが求められているのだと思います。

その意味でも、本事業は妊娠・出産をする方の気持ちに寄り添う事業として継続されること、当事者を中心に置いた取組を進めることが、何よりも必要です。

本事業の要綱が、給付金支給に関連して、面談時にマイナンバーの交付申請を推奨していることなどには疑問を覚えるところであり、事業の実施に当たっては、本筋を見失わないようにしていただきたいと思います。

本事業は、人と人との関わりづくりであると言えます。支える側も体制を充実させつつ、妊娠・出産期にある女性とその家庭が、本町で安心して子育てができるように尽力をしていただきたいと思います。

以上をもって、賛成の討論といたします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第1号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算(第8号)に対しまして、自由民主クラブを代表いたし、討論を行います。

目的的には、やはり児童虐待とヤングケアラー、こういったところのバックアップの、まず、先のスタートとなります。一般質問でも申してまいりましたように、令和6年のこども家庭センター設置において、まず段階を経ていかなければなりません、この伴走型支援の相談と他の福祉関係の相談等、企画部署をまたいで、頑張ることができるような準備にス

タートいただきたいと思います。

今回の国の補助金の部分においては、やはり、こどもまんなか行政とともに、地方自治体とタッグを組んで、子供たち、今、0歳児が心中等で亡くなっていく方々が多いです。こういう少子化時代においても、やはり命の大切さも併せ持ってやっていくところを、どうかお願いを申し上げまして、内容においては十分であると判断し、賛成の討論とさせていただきます。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第1号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第1号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、1月臨時会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和5年島本町議会1月臨時会議を閉じまして、散会いたします。

次会は、2月27日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変御苦労さまでございました。

(午前10時22分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸 般 の 報 告

第 1 号議案 令和 4 年度島本町一般会計補正予算（第 8 号）

令和5年島本町議会1月臨時会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第 1 号 議 案	令和4年度島本町一般会計補正予算（第8号）	1 月 2 4 日 原 案 可 決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年1月24日

島本町議会議長 東田正樹

清水貞治

署名議員(3番) 山口博好

署名議員(6番) 福嶋保雄

令和5年

島本町議会 2月定例会議 会議録

令和5年2月27日開議

令和5年3月27日散会

令和5年2月27日（第1号）

令和5年2月28日（第2号）

令和5年3月1日（第3号）

令和5年3月27日（第4号）

令和5年島本町議会2月定例会議会議録目次

第 1 号 (2月27日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○一般質問	5
・福嶋議員	5
・大久保議員	16
・中嶋議員	25
・長谷川議員	32
・中田議員	33
・永山議員	46
・戸田議員	58
○延会の宣告	69

第 2 号 (2月28日)

○出席議員	71
○議事日程	72
○開議の宣告	74
○一般質問	74
・山口議員	74
・伊集院議員	81
○第 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	91
○第 2 号議案 訴えの提起について	92
○第 3 号議案 町道路線の廃止及び認定について	94
○第 3 4 号議案 島本町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	94
○第 4 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について	95
○第 5 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	95

○第 6 号議案	島本町文化財保護条例の一部改正について……………	9 9
○第 7 号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例等の一部改正について……………	1 0 2
○第 8 号議案	島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部改正に ついて……………	1 0 6
○第 9 号議案	令和 4 年度島本町一般会計補正予算（第 9 号）……………	1 0 6
○第 1 0 号議案	令和 4 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）……………	1 0 6
○第 1 1 号議案	令和 4 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）……………	1 0 6
○第 1 2 号議案	令和 4 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）……………	1 0 6
○第 1 3 号議案	令和 4 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	1 1 5
○第 1 4 号議案	島本町景観条例の制定について……………	1 1 6
○第 1 5 号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について……………	1 1 6
○第 1 6 号議案	島本町職員定数条例の一部改正について……………	1 1 6
○第 1 7 号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部改正について……………	1 1 6
○第 1 8 号議案	島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について……………	1 1 6
○第 1 9 号議案	島本町立学童保育室設置条例の一部改正について……………	1 1 6
○第 2 0 号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について……………	1 1 6
○第 2 1 号議案	令和 4 年度島本町一般会計予算……………	1 1 6
○第 2 2 号議案	令和 4 年度島本町土地取得事業特別会計予算……………	1 1 6
○第 2 3 号議案	令和 4 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算……………	1 1 6
○第 2 4 号議案	令和 4 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算……………	1 1 6
○第 2 5 号議案	令和 4 年度島本町介護保険事業特別会計予算……………	1 1 6
○第 2 6 号議案	令和 4 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算……………	1 1 6
○第 2 7 号議案	令和 4 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算……………	1 1 6
○第 2 8 号議案	令和 4 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算……………	1 1 6
○第 2 9 号議案	令和 4 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算……………	1 1 6
○第 3 0 号議案	令和 4 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算……………	1 1 6
○第 3 1 号議案	令和 4 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算……………	1 1 6
○第 3 2 号議案	令和 4 年度島本町水道事業会計予算……………	1 1 6
○第 3 3 号議案	令和 4 年度島本町下水道事業会計予算……………	1 1 6
○大綱質疑（第 1 4 号議案から第 3 3 号議案まで）		
・コミュニティネット（平井議員）……………		1 1 6

・公明党（川嶋議員）	129
○延会の宣告	143

第 3 号（3月1日）

○出席議員	147
○議事日程	148
○開議の宣告	149
○大綱質疑（第14号議案から第33号議案まで）	
・大阪維新の会（大久保議員）	149
・人びとの新しい歩み（戸田議員）	167
・自由民主クラブ（清水議員）	184
・会派に所属しない議員（長谷川議員）	199
○散会の宣告	210

第 4 号（3月27日）

○出席議員	213
○議事日程	214
○開議の宣告	216
○各常任委員長報告（第14号議案から第33号議案まで）	216
○第14号議案から第33号議案までの討論・採決	217
○第38号議案 副町長の選任につき同意を求めることについて	249
○第35号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	251
○第36号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第10号）	251
○第37号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第1号）	260
○第1号意見書案 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう 改めて求める意見書	280
○第1号決議案 気候非常事態宣言に関する決議	280
○散会の宣告	282

※付議事件の議決結果	284
------------	-----

令和5年

島本町議会2月定例会議会議録

第1号

令和5年2月27日(月)

島本町議会 2月定例会議 会議録（第1号）

年 月 日 令和5年2月27日（月）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	川嶋 玲子	2番	野口 日利美	3番	山口 博好
4番	中嶋 洵智	5番	大久保 孝幸	6番	福嶋 保雄
7番	長谷川 順子	8番	中田 みどり	9番	東田 正樹
10番	平井 均	11番	伊集院 春美	12番	清水 貞治
13番	戸田 靖子	14番	永山 優子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	藏垣 武博	教 育 長	中村 りか
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	川畑 幸也	健 康 福 祉 部 長	原山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	近藤 治彦	消 防 長	三浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永田 暢		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多田 昌人	書 記	坂元 貴行	書 記	村田 健一
---------	-------	-----	-------	-----	-------

令和5年島本町議会2月定例会議議事日程

議事日程第1号

令和5年2月27日（月）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

- 福嶋議員
1. 審議会等の情報公開改善状況と内部統制について
 2. 他自治体に遅れることのない窓口や交付業務のデジタル化を
 3. 高齢者や障害のある人等の避難の実効性確保取組について

大久保議員 島本町の受動喫煙防止対策の取り組みについて

中嶋議員 「JR西側開発に伴う道路整備の必要性について」

長谷川議員 子ども医療費助成は高校卒業（18歳）まで

中田議員 子どもたちの人権と学校のルールについて

- 永山議員
1. ごみの減量に向けた取り組みについて
 2. 新庁舎建設と文化財調査のその後
 3. 化学物質過敏症について、今、教育現場でできることを

- 戸田議員
1. フードロスが減らそう～生き物の命を無駄にしない～
 2. 基金の債券運用の考え方と実績を問う

山口議員 再生可能エネルギーについて

- 伊集院議員
1. ため池・調整池について
 2. 健康な人生へ～CKD、慢性腎臓病予防対策について～

日程第3 第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第4 第2号議案 訴えの提起について

日程第5 第3号議案 町道路線の廃止及び認定について

日程第6 第34号議案 島本町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

日程第7 第4号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について

日程第8 第5号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

		条例の一部改正について
日程第9	第6号議案	島本町文化財保護条例の一部改正について
日程第10	第7号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第11	第8号議案	島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部改正について
日程第12	第9号議案	令和4年度島本町一般会計補正予算（第9号）
	第10号議案	令和4年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
	第11号議案	令和4年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
	第12号議案	令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第13	第13号議案	令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第14	第14号議案	島本町景観条例の制定について
	第15号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
	第16号議案	島本町職員定数条例の一部改正について
	第17号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	第18号議案	島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について
	第19号議案	島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
	第20号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について
	第21号議案	令和5年度島本町一般会計予算
	第22号議案	令和5年度島本町土地取得事業特別会計予算
	第23号議案	令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
	第24号議案	令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
	第25号議案	令和5年度島本町介護保険事業特別会計予算
	第26号議案	令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
	第27号議案	令和5年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
	第28号議案	令和5年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
	第29号議案	令和5年度島本町大字桜井財産区特別会計予算

- 第 3 0 号議案 令和 5 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第 3 1 号議案 令和 5 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第 3 2 号議案 令和 5 年度島本町水道事業会計予算
- 第 3 3 号議案 令和 5 年度島本町下水道事業会計予算

(午前10時00分 開議)

東田議長 おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただき、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより、令和5年島本町議会2月定例会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

議案等は、お手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から3月27日までの29日間の予定となっておりますので、皆様には、円滑な議会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対応としまして、議場出席者にはマスクの着用や消毒をお願いしており、会議時間の短縮に取り組むとともに、扉を開けたまま進行しますので、御了承願います。傍聴席については、距離を保つために14席としておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。

本定例会議においては、施政方針を含む各議案の内容説明について、議会運営委員会で確認されておりますとおり、議案書に添付されている施政方針及びお手元に配付いたしております議案説明書をもって、朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、2番 野口議員及び12番 清水議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福嶋議員、大久保議員、中嶋議員、長谷川議員、中田議員、永山議員、戸田議員、山口議員、伊集院議員の順で行います。

なお、一般質問については、新型コロナウイルスへの対応として、質問者席ではなく自席で行うこととしておりますので、あらかじめ御了承願っておきます。

それでは、最初に、福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員 改めまして、おはようございます。

では、2月議会での福嶋保雄の一般質問を、通告に従い行います。

1つ目の質問、「審議会等の情報公開改善状況と内部統制について」と題して行います。

平成30年12月議会及び令和2年2月議会の一般質問で、「審議会等の情報公開促進と

内部統制、審議会等会議公開改善状況」について問いました。

平成30年12月議会においては、「平成29年度の情報共有状況は、文化・情報コーナーには議事録と資料があるが、ホームページには資料掲載がほとんどない、ホームページへの資料掲載の必要性」を問うたところ、「会議後には速やかにホームページにも資料を掲載するように徹底します」との御答弁をいただきました。

令和2年2月議会において、「会議資料ホームページ掲載を会議開催前にし、より情報公開促進を」に対し、「各審議会等の資料は、できるだけ早いタイミングでの公開が望ましい、今後、検討してまいりたい」とのことでした。そして、令和4年にホームページを更新され、「会議の開催・審議会等一覧」として、所管部署ごとにまとめられ、体系的に示され、俯瞰できるようになったと思います。

他方、会議議事録がアップされていない、会議資料も添付がないという会議が多いように思いますが、状況について教えてください。

総合政策部長 それでは、福島議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「審議会等の情報公開改善状況と内部統制について」でございます。

審議会等の会議の公開につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」、「会議公開の手続要領」に基づき運用を行っており、審議会等ごとに「会議の公開に関する要綱」を作成することとしております。会議後、会議録等につきましては、文化・情報コーナーに配架するとともに、ホームページに掲載することとしており、各担当課において適切に運用しているものと認識しております。

しかし、一部の会議でホームページへの掲載漏れや、ホームページには掲載しているものの、「会議の開催・審議会等メニュー」というサブサイトへのリンクが張られていないなどの事例が見受けられましたので、本年1月16日付で所属長宛に、ホームページ作成における留意点について通知を行ったところでございます。

以上でございます。

福島議員 「審議会等の会議の公開に関する指針」では、「住民の町政に対する理解を深めるとともに、町政の諸活動を住民に説明する責務を果たし、開かれた町政の推進を図り、もって住民と行政が情報を共有し、協働のまちづくりを行うことを目的とする。」とされております。

現状、ホームページにおいて資料添付ができていない会議が相当数ある状態です。4年以上も一部開示にとどまっているような状況にあるのか、大変、不思議でなりません。

審議会等の公開手順について改めてお教えいただくとともに、課題として認識されている部分について、お考えをお教えてください。

総合政策部長 まず、会議資料についてでございますが、厳密に申し上げますと、指針及び手続要領には、審議結果等を記載した会議録等及び会議の資料については、文化・情報コーナーに配架し、住民の閲覧に供することがうたわれており、会議の公開に関する

要綱例において、会議録等をホームページに掲載し、公表に努めるものとしております。

会議の資料については、ホームページへの掲載について明確な規定がなく、1月16日付の通知においても、会議の資料については可能な限りホームページへ公開することとしているところでございます。

次に、審議会等の会議の公開手順でございますが、会議の開催通知を各委員へ発送後、速やかに、おおむね会議の開催日の1週間前までに会議開催のお知らせを文化・情報コーナーで掲示するとともに、ホームページ上で公開し、住民の皆様にも周知を図ります。また、ホームページでの公開に際しては、会議の公開カレンダーや「会議の開催・審議会等メニュー」というサブサイトへのリンクを張るなども留意が必要な点となっております。会議を開催した後については、会議の資料を文化・情報コーナーへ配架するとともに、可能な限りホームページ上でも公開し、会議終了後1か月以内には会議録等の写しを文化・情報コーナーに配架するとともに、ホームページ上で公開することとしております。また、文化・情報コーナーに掲示している会議開催のお知らせについては、会議終了後、忘れずに撤去するなどの作業も必要となってまいります。

このように、1つの会議の開催において様々な事務の手順が存在し、工数が多く煩雑であることが課題であり、このことが手続の漏れの要因となっている可能性があることを認識しております。

以上でございます。

福嶋議員 会議開催案内、会議資料の公開、会議議事録の公開を行うにあたって、文化・情報コーナーへの掲示、配架に加え、ホームページでの公開という二手間が必要で、手数がかかっている状況であることは理解いたしました。

そういう中で、文化・情報コーナーにおいても、ホームページにおいても、議事録ですら公開できていない会議がありました。このような状況の再発防止を行うために、今以上に組織としてしっかりフォローいただく必要があります、できる方法を考える必要があると思います。

私自身としては、ホームページに資料、議事録を、上司承認の下、アップする仕組みを作ることで、公開の目的は果たせるのではないかと考えますが、島本町のお考えをお教えてください。

総合政策部長 審議会等の会議の公開については、これまでも平成31年4月、令和2年2月、令和2年4月、令和2年9月、そして、今回、1月16日付の通知において、指針や手続要領の内容を徹底するよう定期的に通知を行っており、今後においても定期的に注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

また、今後、事務フローをシンプルなものに改めるとともに、会議資料のホームページ掲載については、標準ルール化することについて検討してまいりたいと考えております。併せて、来年度の上半期中にはインターネット仮想化を予定しており、自席におい

でもインターネットを閲覧できる環境となり、各所属長においても、町のホームページを確認しやすい環境が整うことから、チェック体制が強化できるものと認識しております。

いずれにいたしましても、審議会等の会議の公開については、引き続き、適切な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 御答弁、ありがとうございました。

来年度の上半期中のインターネット仮想化で、自席においてもインターネットを閲覧できる環境となり、各所属長が町ホームページの確認、チェック体制が強化できるとのことです。

ぜひとも、会議終了後、迅速に資料の公開、そして、迅速な議事録の作成・公開により、審議会等会議を公開することにより透明かつ公正な会議の運営を図り、「住民の町政に対する理解を深めるとともに、町政の諸活動を住民に説明する責務を果たし、開かれた町政の推進を図り、もって住民と行政が情報を共有し、協働のまちづくりを行うことを目的とする。」という指針の目的を全ういただくことをお願いし、1つ目の質問、「審議会等の情報公開改善状況と内部統制について」を終わります。

次に、2つ目の質問、「他自治体に遅れることのない窓口や交付業務のデジタル化を」についてです。

現在、島本町ではデジタル・トランスフォーメーションを進められ、押印削除、12月議会では、各課の手続のオンライン化を目的に、島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定されました。そして、私の一般質問では、各種稟議など、内部事務の電子化の推進の必要性も訴えさせていただきました。

これらが一つにつながれば、オンライン受付を行ったものは、紙媒体を介することなく内部処理を行え、業務スピード向上、誤処理低減、処理情報保管コストの削減、書類管理業務ゼロ化などが図られます。

一方、現在の住民票、戸籍謄(抄)本、印鑑登録証明、課税証明など、この交付手続はどのような状況でしょうか。各請求書類に同じ住所・氏名を記入させ、それが本人かどうかを確認する身分証類書を提出させ確認という手順を経て、内部処理を開始されます。これではどうしても、記入いただいた請求書類が発生してしまい、書類管理業務が残ってしまいます。

今、銀行では、タブレット端末に署名する、捺印は印鑑スキャナーで行うなど、紙の書類を作らないペーパーレスで、言い換えれば「書かない窓口」として業務を行っておられます。

まずは、住民の立場から、役場の立場からの両面から、窓口業務のデジタル化について、他自治体の状況と今後について、そして、国の状況も含め、御紹介ください。

総合政策部長 続きまして、「他自治体に遅れることのない窓口や交付業務のデジタル化を」についてでございます。

窓口業務のデジタル化につきましては、全国的にも取組が進められておりますが、「書かない窓口」の先駆けとして、北海道北見市の取組がございます。北見市では、ただ単にデジタルツールを導入するだけではなく、既存の業務手順の見直しや窓口支援システムの開発、バックヤード業務におけるRPAツールの自動処理など、関係課職員が試行錯誤し、形にされたと聞き及んでおります。また、検討段階では、実際に新人職員が窓口を利用して改善箇所を検討するカスタマージャーニーの取組をされるなど、住民目線を重視した検討がされており、最終的には、窓口のワンストップ化を実現されております。

これらの取組の成果といたしましては、来庁者の手続時間が届出1件当たり2分、証明書交付1件当たり3分短縮されるとともに、受付集約による庁内全体の業務削減時間は年間約3,375分とされており、この北見市モデルを参考に、全国的に「書かない窓口」の導入を検討、または、開始されている自治体が多いものと認識をしております。

一方、デジタル庁においては、令和5年度中に「窓口DXに資するアプリケーション基盤」をガバメントクラウドに構築するとしており、各ベンダーは、その基盤に自社の窓口DXに係るサービスを構築することができ、自治体は、それぞれの自治体に合ったサービスを選択し、ベンダーと契約することで、使用することが可能となります。

デジタル庁は、「書かない、待たない、回らない」といった住民にやさしいという側面と、窓口とともにバックヤードも改革することで、職員の負担を軽減し、経験の浅い職員も窓口対応が容易となる、職員にもやさしい窓口を目指すこととされております。

いずれにいたしましても、本町におきまして「書かない窓口」の導入は、住民サービス向上はもとより、職員の窓口業務の負担軽減などのメリットがあるものと考えておりますので、先進自治体の取組を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 次に、オンライン受付したのに関して、住民が受領するまでの手順と認識されている課題について、お教えてください。

健康福祉部長 「オンライン請求についての手順と課題」についての御質問でございます。

現在、本町では住民票の写しや戸籍証明書、納税証明書などについて、マイナンバーカードを使ってオンラインで請求を受け付け、交付から決済まで行うサービスを実施しております。

手順につきましては、町がオンラインで証明書等の請求を受けた後、クレジットカードで支払いのあった手数料及び郵送代の決済を確認し、証明書を発行するとともに、請求者宛の封筒を用意し、郵送で証明書を発送するというものです。

このオンライン請求は、24時間いつでも請求することができ、役場まで来庁しなくて

もよいというメリットがございますが、郵送に日数を要しますので、即時性という点では、窓口の発行よりも劣るといことが課題であると認識をしております。

また、どうしても日中に役場の窓口まで来庁できない方もいらっしゃると思いますが、その場合は、住民票の写しや印鑑登録証明書については、夜間・休日などの開庁時間外に、警備室で書類の受け取りが可能となる予約受取サービスも実施しているところがございます。

以上でございます。

福嶋議員 オンライン請求であっても、クレジットカードでの支払いのあった手数料及び郵送料の決済を確認し、証明書の発行、請求者宛封筒の用意、郵便で証明書を発送と、窓口での業務では行わない業務が多くある。業務を行うタイミングの自由度は広がったものの、作業量としては増加している状況という理解をいたしました。

まず、窓口についてですが、役場の業務としては「書かない窓口」の導入は、住民サービス向上はもとより、職員の窓口業務の負担軽減などのメリットがあり、検討してまいりたいとのことですが、住民や職員の負担軽減のために、どのような設備の導入が行われている事例があるのか、御紹介ください。

総合政策部長 「書かない窓口」を実装されている自治体の設備導入事例について、幾つか御紹介いたします。

「書かない窓口」を実装するための主な設備といたしましては、窓口支援システムがございます。このシステムは、窓口で職員が、来庁者から届出や申請に必要な氏名や住所などを確認しながら手続を進めるためのものがございます。職員が聞き取りをしながら進めることで、来庁者は申請書類などの記載が不要となり、システムのナビゲーションに従うことで、経験の浅い職員も窓口対応が可能となります。また、手続上の署名については、システムから印刷した紙で行うか、タブレットで行うか、自治体により手法は様々でございますが、タブレットで署名を行う場合は、電子ペンを利用されている自治体もございます。

さらに、業務量が多い手続については、受付後の証明書出力、照合、入力作業を自動化するために、RPAを導入するケースもございます。これにより人件費を削減するとともに、機械的に処理することで人的ミスを軽減し、窓口業務のスピード化も図られています。

これ以外にも、料金収納のためのセミセルフレジや、事前にスマートフォンなどからウェブ上で事前申請を行うためのシステムを導入している自治体の事例がございます。

以上でございます。

福嶋議員 例えば、窓口支援システムにより「書かない窓口」を構築した場合、経験の浅い職員も窓口対応ができ、人的ミス軽減、業務のスピード化が図れるとのこと。そして、窓口で職員が、来庁者から届出や申請に必要な氏名や住所などを確認しながら手

続を支援いただけるということで、字の見えづらい方、書きづらい方にとっては、大変いいことだと思います。

今回の一般質問、通告文書を提出した後のことになりますが、デジタル相発言として、「将来的にはスマートフォンを使うことで、9割は来庁しなくて手続を終えられるようにしたい」との新聞報道を見ましたが、内容について御存じであれば、御紹介ください。

総合政策部長 内容につきましては承知をしており、河野デジタル相が、埼玉県深谷市の「書かない窓口」を視察された際に、「市役所や町役場に今まで来ていた方のおそらく9割はスマートフォンで手続が終わる。手続で来庁する人が今の1割ぐらいで済む市役所にしていきたい」と発言をされたと記憶しております。

このように、「書かない窓口」を設ける自治体が増えてきている中、本町におきましても、住民サービス向上はもとより職員の窓口業務の負担軽減などメリットがあるものと考えておりますことから、導入に向け、引き続き調査研究に取り組んでまいります。

以上でございます。

福嶋議員 山田町長は9月議会で、「新庁舎では、住民の皆様身近な福祉や税等の窓口をワンフロアとすることで、さらなる利便性の向上につながるものと考えております。現時点において、ワンストップ窓口を設置する予定はございませんが、各種手続のオンライン化をはじめ、住民の皆様の利便性の向上や窓口業務の時間削減については、引き続き推進をしてまいりたい。」との御答弁をされました。

本日の一般質問で、ワンストップ窓口や交付業務のデジタル化を含めた施策により、住民や職員に多くのメリットがあることを確認させていただきました。

島本町はもとより、国や地方行政でIT化が急速に進みつつあります。これからも人口流入が想定される島本町において、「住みたい街」と思ってもらうためにも、引っ越しされてきた住民が、各種の書類の入手で、わざわざ役場に行って窓口を何か所も回らされて何十分も時間取られたとか、前の市だったら、マイナンバーカードとスマホを使って都合のいいときにコンビニで受け取れたのになあなどと思われないように、今にとどまることなく、他自治体に遅れることのないIT推進と環境整備を進めるべきと考えますが、改めて町長のお考えをお聞かせください。

山田町長 先ほど総合政策部長からも御答弁を申し上げましたとおり、先進自治体をはじめ、多くの自治体において「書かない窓口」の設置や、様々な手法により行政手続のデジタル化・効率化を進められている状況でございます。

本町におきましても、住民の皆様利便性向上はもとより、職員の負担軽減にもつながり、業務の効率化が図れるものと考えておりますので、財源の確保も含め、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 御答弁、ありがとうございます。

窓口や交付業務のデジタル化に取り組んでいかない場合、島本町は、現状維持ではなく、他自治体がデジタル化を進める分だけ相対的に見劣りすることになりますので、町長御答弁のとおり、財源の確保を図りながら、職員の負担軽減にもつながり、業務の効率化が図れるため、そのためにもタイミングよく施策を検討、実施していくことが必要だと考えております。

また、投資効率を最適化するためにも、窓口の集約、ワンストップ化、マルチコピー機、キオスク端末でのマイナンバーカードを活用した証明の自動交付など、積極的な御検討をお願いいたします。

そして、これだけ多くの新たな取組を短期間にやるとき、現場サイドでは変化することへの不安があると思いますが、今回、質問させていただいたデジタル化の内容は、既に他の多くの自治体で経験され、課題抽出、改善が行われた優良な内容を御紹介いただいているものと理解しております。実際に導入する場合には、業務手順の変更なども想定されますが、変化を恐れることのない、変化することに汗をかいてチャレンジする風土づくりも含め、機運の醸成、実行をお願いし、2つ目の質問、「他自治体に遅れることのない窓口や交付業務のデジタル化」を終わります。

3つ目の質問、「高齢者や障害のある人等の避難の実効性確保取組について」。

近年の災害においても、高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体死者のうち、65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%でした。この状況を受け、災害対策基本法が令和3年に改正され、各自治体において各種の取組が進められております。

令和2年2月議会で、地域防災計画関連の一般質問を行いました。今回、改めて問います。

島本町において、大規模な水害や土砂災害の発生が予測されるときや地震により大規模な災害が発生したとき、島本町は、住民や関係者への周知はどのようにされる予定か、お教えてください。

総務部長 続きます、「高齢者や障害のある人等の避難の実効性確保取組について」でございます。

本町に、大雨・洪水・暴風などの警報が气象台から発表された段階で、配備基準に応じて職員動員体制を決定し、災害応急対策の体制を決定いたします。

台風の接近に伴うものなど、大規模な災害につながるおそれがある場合につきましては、災害対策本部を設置し、ホームページなどで周知するほか、自主防災会へファックスにより周知を行います。また、避難情報発出の際には、エリアメールのほか、防災行政無線や地上デジタルテレビ放送、SNS等を通じて、広く住民に周知を図っております。

高齢者や障害者などの避難行動要支援者名簿掲載者に対しましては、避難情報が避難

行動要支援者に行き届くように情報伝達体制の整備に取り組んでいるところであり、要配慮者施設につきましても、水防法に基づく避難確保計画により、関係課から情報提供を行うこととしております。

なお、平成30年度の大阪北部地震の際には、民生委員児童委員協議会と連携し、名簿掲載者全員の安否確認を実施いたしました。

以上でございます。

福嶋議員 ただいまの御答弁は、事前に準備ができる大雨・洪水・暴風などにおいて、避難情報等について広く住民へ周知する方法と、避難行動要支援者名簿掲載者への個別避難計画策定を含めた対応についての御答弁だと思います。

今回の質問は、「抜け・漏れのない地域防災の準備が進められているのか」の趣旨です。改めて問います。

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する要配慮者をどのように把握しているか。そして、そのうち、自ら避難することが困難であるため、円滑かつ迅速な避難の確保などの支援を要する避難行動要支援者をどのように特定しているのか、お教えてください。

総務部長 避難行動要支援者については、平成27年度に策定した「島本町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、平成28年度に、単身高齢者で要支援1から要介護2、要介護3以上、身体障害者手帳1・2級プラス下肢・体幹等3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方に個別送付を行い、避難行動要支援者名簿登載の希望確認を行いました。

また、その他、災害時に自力での避難が困難で、支援を希望する方（難病患者、慢性疾患児、妊婦のいる世帯、乳幼児のいる世帯、外国人のみの世帯等）についても、ホームページやチラシ、関係課等を通じて広く制度周知を行い、災害時の支援が必要な方には申し出てもらって、名簿に登載しております。

名簿の更新につきましては、転入時や新たに対象となられた方にも、窓口やホームページなどで本制度の案内を行い、随時名簿に追加しております。

今後、予定しております避難行動要支援者の個別避難計画の作成に当たっては、ホームページ、広報、住民の参加するイベント、会議などで制度の案内を行い、対象者に周知してまいります。

以上でございます。

福嶋議員 難病患者、慢性疾患児、妊婦のいる世帯、乳幼児のいる世帯、外国人のみの世帯等には、ホームページやチラシ、関係課を通じての制度周知が行われているとのこと。理解いたしました。

ところで、平成28年度に避難行動要支援対象者に個別送付で希望確認が行われたとのことですが、それから7年経ち、要介護度や家族構成が変わっておられる方も多くおら

れると思いますが、そういう変化点に対して、変化の都度、登録希望確認を行う仕組みがあり、確実にニーズを確認しているという理解でよろしいでしょうか。あるいは、一度仕組みを伝えているので、その後は必要があれば本人から申し出るはずであるから、特に変化点確認は行っていないという状況でしょうか。

健康福祉部長 避難行動要支援対象者の更新についての御質問でございます。

登録者の転出・死亡につきましては、年2回、福祉推進課で確認をし、台帳の更新作業を行っております。その他連絡先や家族構成など、登録情報の変更があった場合には、対象者から変更届を提出いただいております。要介護度や障害等級に変動があった登録対象者につきましても、窓口等で御案内し、届出をいただいております。また、名簿を共有している民生委員児童委員からも変更について情報提供いただく場合もあり、それらを併せて、随時情報を更新しております。

以上でございます。

福嶋議員 次に、警戒レベル3、高齢者等は避難を発生される地区において、避難に時間を要する人とその支援者などに対して、リスク度合いに応じた避難が必要と考えておりますが、島本町の警戒レベル3時点で避難に対する考え方及び本人の状況、お住まいの状況、支援者の状況など、リスク度合いについてのお考えをお聞かせください。

総務部長 本町における警戒レベル3における避難についての考え方につきましては、避難に時間のかかる高齢者等が、災害が発生するまでに避難所等への立ち退き避難が完了することを考えており、高齢者等以外の人につきましても、必要に応じて、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしてもらうタイミングとして発令いたします。

しかしながら、避難行動要支援者名簿に登載されている全ての方の避難支援をするには、公助では限界があり、地域の自治会や自主防災組織などに頼らざるを得ない状況にあります。一方で、近年の若年層の自治会離れもあり、組織の高齢化が一層進み、支援する側の確保など数多くの課題もございますが、一人一人の身体状況などによっては、介助なしでは移動が難しい方、また、避難所への立ち退き避難をしなくても、自宅で垂直等避難が可能かどうかなども考慮し、リスク度合いに応じて個別避難計画を作成していきたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 お一人お一人の状況などによっては、介助なしでは移動が難しい方などを考慮し、個別避難計画を作成していきたいとのことですが。

これは、日常の生活支援を行っていただいている方々と連携しながら、普段は行わない避難行動という行動の支援を行うという理解でよろしいでしょうか。あるいは、避難行動を支援されている方々が、日常の生活支援を行ったこともないのに、避難行動も含め、その全ての支援を行うということでしょうか。基本的な考え方をお教えてください。

総務部長 要介護高齢者や重度障害者など避難時に介助が必要な方につきましては、日常的に介護サービスや障害福祉サービスを利用されている方も多くいらっしゃいます。災害時に必要な支援内容につきましては、個別避難計画の作成段階で、福祉専門職の方などにもできるだけ参加、協力いただき、その方の心身の状況に応じた支援体制等について定める予定としております。

実際に、避難時に声かけ、誘導などの支援を行う方については、対象者の居住地、家族状況、身体状況などにより、様々なパターンが考えられます。まずは、同居家族を含めた親族や御近所の方などが想定されますが、具体的には、それぞれの個別避難計画の作成段階で、支援への協力が可能な方を整理し、どのような支援を行うのかを含めて調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 御答弁、ありがとうございました。

災害時に必要な支援内容について、個別避難計画の作成段階で「福祉専門職の方などにもできるだけ参加、協力いただき、その方の心身の状況に応じた支援体制等について定める予定」、実際に避難時に声かけ、誘導など支援を行う方について、「支援の協力が可能な方を整理し、どのような支援を行うかを含めて調整してまいりたいと考えております。」とのことでした。

現状、地域で個別避難計画を作成しようとしたとき、関係者への連絡や避難する道の案内はできるけど、介護はできないから協力することは難しいというお話を、よくお聞きします。

先ほどの御答弁でもありましたが、声かけ、誘導などの支援を行う方と、やることを特定しているにもかかわらず、「どのような支援を行うかを含め調整する」という含みを残した表現が、協力を躊躇させる原因になっているのではないのでしょうか。そして、答弁いただいたとおり、介助の必要な対象者が避難するとき、日常介助している方々が介助を行いながら、普段通わない避難所等への移動の誘導は、地域をよく知っている地元の方が支援するというような形で避難支援を行うことが一番現実的だと思います。

避難行動要支援者には、個々に対応方法が異なるとは思いますが、まずは、各種の代表事例を抽出いただき、各々の対応方法を、ある程度件数を並行して検討し、よりよいやり方を模索いただくのがいいのではと感じております。ぜひとも、御協力いただく方が負担感を感じない形で、多くの方のご協力がいただける支援方法の検討、落とし込みをお願いいたします。

それでは、以上、2月議会での福嶋保雄の一般質問を終わります。ありがとうございました。

東田議長 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時36分～午前10時55分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員 おはようございます。

冒頭、本年2月6日未明に、トルコ共和国南部で大地震が発生をし、5万1,000人以上の方が亡くなる甚大な被害が起きました。お亡くなりになりました皆様のご冥福を心よりお祈りするとともに、1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告どおり、質問に入ります。

「島本町の受動喫煙防止対策の取り組みについて」。

大阪府では、府民の健康を守るため、2018年7月の健康増進法の改正を受け、法を上回る基準の大阪府受動喫煙防止条例を2019年3月に策定し、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりを進めております。また、2020年4月から、改正法及び府条例に基づく新しいたばこのルールがスタートをしております。さらに、同年4月には、大阪府受動喫煙防止条例も一部施行され、2025年の大阪関西万博を見据えて、全面施行される予定です。

受動喫煙が他人に与える健康影響と喫煙者が一定程度いる現状を踏まえまして、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくすことは重要と考えます。

町内にポイ捨てたばこが多く散見される状況であり、町内の美化を推進する目的と、町民の皆様の健康被害を防止するといった観点の本町にもさらに必要であり、さらなる議論が必要と考え、質問をさせていただきます。

まず、「本町の『望まない受動喫煙』に対する取組」について、伺います。

健康福祉部長 それでは、大久保議員の一般質問に御答弁申し上げます。

1点目、「島本町の受動喫煙防止対策の取り組みについて」のうち、「本町の『望まない受動喫煙』に対する取組」についてでございます。

本町では、平成31年3月に策定した健康づくり事業・食育の取組における基本方針に基づき、未成年者及び妊婦の喫煙・受動喫煙対策と公共施設等における敷地内禁煙を推進するとともに、受動喫煙のない環境づくりの促進に取り組んでおります。

具体的な取組でございますが、まず、未成年者に対する取組としては、小・中学校の保健体育の授業で、喫煙や受動喫煙に対する正しい知識や情報を提供するとともに、保護者に対しては、保健だより等を通じて禁煙や受動喫煙防止の必要性を普及啓発しております。

次に、妊婦に対する取組といたしましては、妊娠届出時に、喫煙や受動喫煙が妊娠に与える影響等を記載したリーフレット等を配付して保健指導を行い、家庭訪問、パパママクラス、乳幼児健診等の事業を通じて、継続的に禁煙や受動喫煙防止対策の必要性を

お伝えしております。

また、広報誌やホームページを活用して、定期的にたばこの健康影響や受動喫煙防止に関する記事を掲載し、駅前などの人通りの多い場所に受動喫煙防止のポスターを掲示する等の取組を実施しております。

なお、公共施設等における敷地内禁煙の推進につきましては、役場庁舎等の第一種施設につきましては敷地内禁煙とし、望まない受動喫煙防止に努めております。

以上でございます。

大久保議員 本町は、教育・啓蒙活動を中心に、望まない受動喫煙防止に努められているということだと思います。

次に、都市創造部にお伺いします。

町内のポイ捨てたばこの現状は、町内の個人商店やコンビニ店等に灰皿が多く設置してあったときに比べまして、その量に変化があるのか、見解をお伺いします。

都市創造部長 次に、町内のポイ捨てたばこの現状についてでございます。

町域内におけるたばこのポイ捨ての現状につきましては、定期的を実施している道路パトロール業務に従事している職員や美化作業業務を委託している業者に確認いたしましたが、具体的な総量は算出しておりません。しかしながら、駅前周辺の商店やコンビニエンスストアの灰皿が設置されていた当時に比べ、従来の紙巻きたばこのポイ捨ての量は目立った大きな変化はないものの、加熱式たばこの吸殻が、ここ数年は増加傾向にございます。

以上でございます。

大久保議員 具体的な総量は算出されていないということでもありますけども、町内のポイ捨てたばこは増えているんじゃないかなと私は思っております。

そこで、2月17日に島本町立第一小学校の5年生の方がお見えになられまして、島本町にごみ箱が少ないことについての提言書ということで、町長に提言書を提出されております。この中で、島本町で感じる課題の4つ目に、たばこのポイ捨てが多いというふうに指摘があります。子供もやっぱり微妙に、このたばこのポイ捨てが非常に多いなということは感じているということでもあります。現状、あまり好ましい状態でないということを申し上げます。

次に、健康福祉部にお伺いします。

屋外の望まない受動喫煙対策は、健康増進法で、「喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。」とされておりますが、本町はどのような状況か、把握されていますでしょうか。

健康福祉部長 次に、「喫煙の際の周囲の状況への配慮」についてでございます。

先ほど御答弁いたしましたとおり、望まない受動喫煙に関しては、広報誌やホームページに掲載することと併せて、駅前などの人通りの多い場所に受動喫煙防止のポス

ターを掲示する等の取組を実施しております。しかしながら、先ほど都市創造部長から、美化作業の現状について御答弁いたしましたように、通勤時間帯等においては、駅前周辺で喫煙されている方がいらっしゃることは把握しております。

以上でございます。

大久保議員 通勤時間帯において喫煙されている方がいらっしゃるということですが、実際は、もっと多いんだと思います。

現状、本町の「望まない受動喫煙」対策で、具体的にどのような成果があったのか、お伺いします。

健康福祉部長 「望まない受動喫煙対策」として、ホームページへの掲載に加えて、令和3年度には広報誌に「たばこのこと きちんと知る」と称して、たばこを取り巻く歴史やライフスタイルの変化とともに、たばこに関する健康リスクについての特集記事を掲載いたしました。これらの取組を通じて、住民の方から、啓発に対する評価のお声を伺っております。

また、受動喫煙防止にかかるポスターを作成し、人通りの多い場所に複数箇所掲示したことにより、住民の皆さんの受動喫煙防止に対する理解が深まることにつながっているのではないかと認識しております。

以上でございます。

大久保議員 受動喫煙防止に対する理解は深まっているということは否定はできないとは思いますが、ポイ捨てが多いという現状とは乖離しているのではないかと思います。

次に、総務部にお伺いします。

本町のたばこ税は約1億円の歳入がございますが、例えば、携帯灰皿の配布によるたばこのポイ捨て禁止等の啓蒙活動など、納税者の方、たばこを吸わない方、両方に還元するような施策のお考えはないのでしょうか。また、望まない受動喫煙の防止のために、役場の来庁者や職員の方が喫煙をする場所を役場周辺に設けるべきと考えますが、見解をお伺いします。

総務部長 次に、「たばこ税の活用及び役場周辺への喫煙所の設置」についてでございます。

町たばこ税につきましては、近年、税率の引き上げ等に伴い、毎年1億円を超える貴重な税収の1つとなっております。その一方で、受動喫煙を生じさせない環境づくりにつきましては、健康被害の防止の観点から、望まない受動喫煙をなくすことも非常に重要であるものと認識いたしております。

その対策の1つとして、議員御指摘のとおり、携帯灰皿を配布することは効果のあるものと考えられますが、喫煙そのものを助長させるといった意見をいただいたこともありますことから、現時点で、携帯灰皿を配布するといった取組の予定はございません。

次に、役場周辺に喫煙場所を設けるべきとの御指摘でございますが、役場については、

大阪府受動喫煙防止条例の施行により敷地内全面禁煙であることから、喫煙スペースを設けることはできないこととなっております。また、近隣施設であるふれあいセンターにつきましては、改正健康増進法等による敷地内禁煙の適用を受ける施設ではございませんが、新型コロナウイルス感染症対策として館内の換気を行う際に、たばこ等の副流煙が外気とともに館内へ流入することを防止するため、現時点では全面禁煙としておりますので、新たに喫煙場所を設けるとなれば、周辺環境に配慮した場所の確保が必要であると考えております。

そのほか、役場周辺で活用できる町有地も少なく、道路区域内であれば、歩行者等の交通を目的としていた用途も変更することとなり、場所によっては歩行者等の通行に支障が生じる可能性が生じることとなります。また、イニシャルコストをはじめ、清掃や設備の維持管理に伴うランニングコストが発生すること、さらには、昨今のコロナ禍の中、喫煙される方々が密な状態で御利用される点などが、喫煙場所指定に伴う課題であると考えておりますことから、現段階におきましては、新たな設置場所などの具体的な予定はしておりません。御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

大久保議員 近隣施設で喫煙スペースを設けるとすると、一番近いところがふれあいセンターだと思います。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法の2類感染症相当から5類感染症への見直しを実施されますが、それ以降も、ふれあいセンター内では全面禁煙のお考えでしょうか。

また、携帯灰皿を配布することが、喫煙そのものを助長させるといった意見があるということですが、喫煙場所指定に伴う清掃や設備の維持管理に伴うランニングコストをかけないためにも、また、自分の出したごみは自分で持ち帰るという観点からも必要と考えますが、見解をお願いします。

総務部長 新型コロナウイルス感染症につきましては、本年5月8日から、いわゆる感染症法上の5類感染症へ見直しされる方針が国から示されたところですが、ワクチン接種については、感染症法上の位置づけに関わらず予防接種法に基づいて実施され、引き続き、自己負担なく受けられるようにすることも併せて示されており、直ちに感染症対策が不要になるとは考えておりません。

いずれにしましても、5類感染症へ見直しされた際に、どのような感染症対策が必要となるかにつきましては、現時点では定かではございませんので、国の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、携帯灰皿の配布につきましては、議員御指摘のとおり、喫煙場所と指定した場所に発生する清掃や設備の維持管理に伴うランニングコストは必要とせず、ポイ捨ての防止にも一定の効果があるものと考えております。しかしながら、携帯灰皿につきましては、喫煙場所の清掃や設備に係る維持管理より安価ではあるものの、継続的な配布を

求められますことから、一定の経費を要するものと考えております。

したがって、たばこの路上投棄を継続的に抑制するためには、議員御指摘のとおり、自分の出したごみは自分で持ち帰るといった意識の高揚を図るべく、ポイ捨て防止の啓発看板の設置や広報誌への掲載を行うなど、粘り強く周知していくことが重要であると認識いたしております。

以上でございます。

大久保議員 5類感染症へ見直されますと、今の感染対策は必要なくなるわけです。そうしますと、ふれあいセンターも通常どおり、元の運営に戻るべきだと思いますし、何の支障もないと思います。

そうしまして、あと、このポイ捨て防止の啓蒙看板、そういったもので粘り強くとおっしゃってますけども、その結果が、今のこの町内のポイ捨てたばこやごみが多い状況を招いているとも考えられるわけです。

もう1点、役場周辺での活用できる町有地が少ないとおっしゃってますけども、例えば、跨線橋の高架下などスペースはございますし、人の目もないというところでありますので、ちょっと検討をお願いしたいと思います。

なかなか議論が噛み合いませんけども、本町独自の望まない受動喫煙をなくす条例が、やっぱり必要なのかなと思います。この条例策定が必要かどうか、町内の美化の観点と健康被害防止対策の観点から、見解をお伺いします。

都市創造部長 次に、「望まない受動喫煙をなくす条例は必要か」についてでございます。都市創造部から、美化の観点で御答弁申し上げます。

本町では、「生活環境の美化に関する住民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、生活環境の美化に関する施策の大綱を定め、その推進を図り、もって清潔で緑豊かな美しいまちづくりに資すること」を目的に、島本町生活環境美化に関する条例を定めております。本条例第2条では、「生活環境の美化」の定義として、「緑化の促進並びに公園、広場、道路、河川、水路及びその他の公共の場所を常に清潔に保持し、環境の向上に努める」とともに、ごみ、空かん、吸いがら等の投棄及び散乱など、5項目の「行為又は状態を防止し、又は改善すること」としております。

しかしながら、本条例では吸いがらの投棄について規定しているところであり、望まない受動喫煙対策には特化しておりませんことから、他自治体においては、喫煙禁止区域を条例により設定し、対応している事例が多くございます。本条例制定をもって喫煙禁止区域を設定することにより、路上喫煙による吸殻の投棄の減少など、美化の観点からの効果が生じるものと思われませんが、区域設定と併せ、喫煙所設置に係る調整及び設置した場合の維持管理に係る経費の捻出等、課題があるものと認識いたしております。

以上でございます。

健康福祉部長 次に、「望まない受動喫煙をなくす条例は必要か」のうち、健康被害防止

対策の観点について、御答弁申し上げます。

受動喫煙による健康影響といたしましては、肺がんや虚血性心疾患などによる死亡率などが上昇すること、妊娠中の女性は低出生体重児の出産や早産のリスクが上昇すること、また、お子さんの場合は呼吸器疾患や乳幼児突然死症候群と関連があるというような健康への悪影響が報告されております。

屋外での受動喫煙を防ぐための条例の制定でございますが、大阪府内の他の自治体において、路上喫煙防止条例等により喫煙禁止区域の設定をされたり、禁止区域外に喫煙所を設置するなどの取組をされていることは認識をしております。

条例制定は、健康被害防止の観点からも効果があるものと思われませんが、先ほど都市創造部長からの御答弁にもありましたとおり、区域設定と併せて、喫煙所設置に係る調整及び設置した場合の維持、管理に係る費用の捻出等、課題があるものと認識をしております。

以上でございます。

大久保議員 まずは、都市創造部の御答弁から、再質問をお願いします。

喫煙所設置に係る調整及び設置した場合の維持、管理に係る経費の捻出等、課題があるということですが、どれぐらいの経費がかかるのでしょうか。また、今までに実施された啓蒙活動の経費は、どれぐらいになるのでしょうか。

都市創造部長 喫煙所設置に係る調整及び設置した場合の維持管理に係る経費につきましては、本町独自で具体的に金額を提示できるような試算を行ったものではなく、喫煙所設置に当たり、必要と想定される喫煙所本体や灰皿の設置に係る経費並びにその維持管理に係る経費につきましては、採用する喫煙所の形状や設備等によって異なってまいります。

なお、他市事例といたしましては、大阪市が1か所当たり1,400万円の喫煙所を設置されると聞き及んでおります。

また、これらの設備を設置せずに、仮に喫煙ブースのみにした場合でも、その場所がたまり場となり、ごみ等を誘発するリスクや防犯上の課題など、様々な懸念事項が考えられます。このことから、喫煙ブースを設置した際の利用状況によりますが、日常的な点検や美化対策が必要となり、防犯上の対策についても、点灯設備の設置費用やその後のランニングコストなど、新たな維持管理経費が発生いたします。

次に、都市創造部に係る啓発活動につきましては、昨年12月号の広報しまもとに、吸い殻の投棄に関する内容として、住民の皆様にも周知啓発を行っております。

なお、これらに関する費用を算出することは困難であり、具体的な金額をお示しすることはできかねますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

大久保議員 喫煙所設置に係る経費、大阪市が1,400万円かけるということですが、これはちょっと論外でありまして、安価に設置しようと思えば、幾らでも検討できるのかと

思っております。

また、今までの啓蒙活動の経費はどれくらいですかということでお尋ねしましたが、費用を算出することは困難であるという御答弁です。これでは費用対効果とか、いろんな検討ができないと思いますので、今後、こういった経費の関係もどれくらいかかるのか、算出できるような状況をお願いしたいと思います。

次に、健康福祉部の御答弁に対して、再質問をお願いします。

喫煙率が下がっても、肺がん死亡率が減っていないとの指摘もあります。また、病院内での健康に問題のある方に行われる健康指導そのままを、日常生活を健康に過ごされている方に推奨されていることに、大変、違和感を感じます。なぜならば、たばこは嗜好品であり、合法的に売られているからです。

だからこそ、望まない受動喫煙をなくすために条例を制定することが、最も効果があると考えますが、そのほかに何か良い施策がございましたら、御教授、お願いします。

健康福祉部長 条例を制定すること以外の望まない受動喫煙防止のための施策といたしましては、禁煙外来での治療費の一部を助成する等の禁煙サポート事業が、禁煙を希望する方に対する支援となり、受動喫煙防止の観点からも効果的な施策であると認識しております。

現在も、特定健診やがん検診等の集団健診においては、喫煙者に対してリーフレットを配付する等の禁煙指導を行っており、健康増進の観点からは、受動喫煙防止対策と併せて、喫煙者に対する禁煙指導等の取組を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 禁煙外来での治療ということですが、いろいろなデータがあるんですけども、ニコチン依存管理料算定保険医療機関の資料によりますと、この成功率は、外来での指導終了3か月後で全体の34.8%、6か月で32.7%、1年経ちますと、もっと下がってまいります。これが一定効果があると言えばありますけども、私、看護師として禁煙外来を見てまいりましたけども、健康を害される方もいらっしゃいます、実際に。体調を崩されたりする方もいらっしゃいまして、全てこれが効果があるものだとは思っておりません。また、喫煙者に対してのリーフレットを配付するということが禁煙指導ということですが、これも一定の効果でとどまっていると思います。

最後に、町長にお伺いをします。

他市の事例を見ますと、喫煙禁止地区を条例で定め、望まない受動喫煙をなくすために喫煙スペースを設け、たばこを吸う方も吸わない方も共存できるまちづくりを目指しておられますが、本町は、将来にどのような方向を目指しておられますか。

山田町長 次に、「受動喫煙防止の将来の方向性」についてでございます。

喫煙スペースを設けることに関しましては、周辺環境に配慮した新たな場所の確保が必要であるものと考えております。道路区域内であれば、歩行者等の交通を目的として

いた用途も変更することとなり、場所によっては、歩行者等の通行に支障が生じる可能性が生じることとなります。

また、イニシャルコストをはじめ、維持管理上においては、清掃や設備の維持管理に伴うランニングコストが経常的に発生することなどが、喫煙場所指定に伴う課題であると考えておりますことから、現段階におきまして、新たな喫煙場所の具体的な設置は考えておりません。

また、駅前や路上での喫煙に伴う受動喫煙防止の取組については、たばこを吸う方も吸わない方も共存できることを目的として、現状の受動喫煙対策、生活環境の美化の両面で連携しながら、先ほど担当部長から説明がありました様々な取組を行っているところでございます。

なお、望まない受動喫煙をなくすための取組をより強化する手段としては、禁止区域の指定の有無にかかわらず、条例を制定することは有効な手段であると考えております。しかしながら、禁止区域の指定を行うような条例化は、指定区域内での制限や違反者に対する過料がかかる場合があり、また、禁止区域の指定を行わない条例化は、その実効性に関して課題があるなど、様々な御意見が生じるものと考えております。

そのため、本町といたしましては、現時点では新たな喫煙スペースを設けることを考えていないことから、条例化に関しては慎重な対応を行っているところでございます。

以上でございます。

大久保議員 イニシャルコストをはじめ、清掃や設備の維持管理に伴うランニングコストが経常的に発生するということですが、町長は、具体的に経費の試算をされたんでしょうか。

また、「たばこを吸う方も吸わない方も共存できることを目的として、現状の受動喫煙対策、生活環境美化の両面で連携しながら、様々な取組を行っている」ということですが、たばこを吸う方に対して、どのような配慮、取組をされたんでしょうか。

山田町長 担当部長から先ほど御答弁申し上げましたとおり、大阪市の事例等につきましては一定把握しており、ただし、本町における具体的な経費の試算はこれまで行っておりません。

設備の規模はもとより、設置箇所や位置、また、管理の方法などによっても事業費が異なるものの、特定の方の喫煙行為に対して、土地の用途変更や費用が発生することが前提となるため、設置すること自体に対して、御理解をいただけない方も少なからずいらっしゃるものと考えております。一方で、たばこを吸う方々も、多くの方は受動喫煙対策の趣旨を理解された上で、喫煙をしやすい場所を求められていることも認識をいたしております。

私といたしましては、行政が喫煙をしやすい環境づくりを行うのではなく、個人がTPOに配慮いただきながら、受動喫煙対策に協力いただくことが望ましいと考え、現時

点におきまして、規制を行わずに、啓発を中心に対策を行っているところでございますので、御理解賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

大久保議員 なかなか議論は噛み合わないんですけども、「行政が喫煙をしやすい環境づくりを行うのではなく、個人がTPOに配慮いただきながら、受動喫煙対策に協力をいただくことが望ましい」ということですが、私がお尋ねをしているのは、行政が受動喫煙を防止する環境づくりを考えるべきであり、そのための施策として、条例と喫煙所設置をするべきではないかという内容です。個人のTPOに任せるのならば、今のポイ捨てたばこが町内にあふれるだけです。真の受動喫煙対策にはならないと考えますが、再度、町長の見解をお伺いします。

山田町長 これまで本町では、島本町生活環境の美化に関する条例において、公共の場所でのたばこのポイ捨て行為などを禁止し、諸施策を講じてきておりますが、今般、御指摘をいただいている受動喫煙防止の観点と、その対策としての路上喫煙禁止区域の指定に関する内容は、本条例の趣旨・目的には含まれておりません。

近年、健康増進法が改正をされ、また、大阪府受動喫煙防止条例が制定されている中、議員御指摘のとおり、行政による受動喫煙を防止するための環境づくりを行うための施策を、これまで以上に充実させることは望ましいことと考えております。

また、個人のマナーに委ねるだけではなく、新たな条例の制定、あるいは、路上喫煙禁止区域を指定することは、これまでの課題解決のための有効な手段であるものと認識をいたしております。ただし、喫煙所の設置につきましては、先ほど申し上げましたデメリットの部分の課題が複数ございますことから、私といたしましては、喫煙所の設置を前提として対応することが、必ずしも望ましいとは考えておりません。

しかしながら、今回、御指摘をいただきましたとおり、現在の対応では、受動喫煙対策としては抜本的な解決にはつながらないということも一定理解いたすところでありますことから、条例化の検討については、今後も継続して行いながら、併せて個人の意識の向上を目指した啓発等を行政として行うことにより、地域全体として、受動喫煙のない環境づくりを講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 各種、お答えにくい御答弁、いろいろとあったかと思いますが、ありがとうございました。

1つの意見にとらわれずに、町長、そして、私たち議員にとって、大切な職員、町民の皆様全体に、税を還元できるような施策をお願いしたいと思っております。

また、2025年（令和7年）には大阪・関西万博が開催されます。テーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」です。本町も、万博開催地大阪府の一員として、このテーマに沿ったまちづくり、たばこを吸う人も吸わない人も共存できる未来を考えていただきました。

いと切に要望して、質問を終わります。

東田議長 以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

引き続き、中嶋議員の発言を許します。

中嶋議員 おはようございます。

令和5年2月定例会議、中嶋より一般質問をさせていただきます。内容は、「JR西側開発による道路整備の必要性について」です。

町民の声として、「島本町には町内から国道171号線に抜ける幹線道路が少ない」、また、「時間帯や天気によっては渋滞が発生し、ほとんど車が動かなくなることがある」といったものがあります。JR西側の開発が進み、さらなる人口増加が見込まれている中、今後、どのような交通課題、移動課題が生じてくるのか。容易に想像がつくのは、さらなる交通渋滞の悪化、それによる交通事故の増加、渋滞による公共交通バスの利便性低下、バス利用者数の減少による公共交通事業の採算性悪化という悪循環が生じるといったものです。町内においても、渋滞の緩和を試みる対策は過去に行われてきています。渋滞を緩和する手段で、最も分かりやすく、かつ効果が出やすいのは、車線数を増加したり、新たな道路を整備することですが、それは既に一定の整備が進んだ町内においては、莫大な費用と時間がかかる対応策となります。

本日は、JR西側地域の開発に伴う人口増加による交通渋滞や道路整備を、どのように行政が考えているのかということに焦点を当てて、質問をさせていただきたいと思えます。

そこで、まず最初の質問です。

今現在の「JR島本駅西土地区画整理事業の開発状況」は、どのようになっていますでしょうか。

都市創造部長 それでは、中嶋議員の一般質問に御答弁申し上げます。

1点目、「JR西側開発に伴う道路整備の必要性について」のうち、「開発状況」についてでございます。

JR島本駅西土地区画整理事業における現在の進捗状況につきましては、駅前広場をはじめ、区画道路の整備や緑道、公園整備及び交通に係る警察等との協議がおおむね完了しており、今後、本町が管理することとなるインフラ施設について、移管に向けた竣工検査や事務手続を行う予定といたしております。

以上でございます。

中嶋議員 工事も着実に進んでおり、今後はマンションや戸建て、商業施設が立ち並び、街の雰囲気もかなり活性化されることと思えます。

では、JR島本駅西土地区画整理事業完了後、「何台の車が増える」か、予想はできていますでしょうか。

都市創造部長 次に、「何世帯が移り住み、何台の車が増えるか」についてでございます。

J R 島本駅西土地区画整理事業の着手に向けて、平成30年度に、当該準備組合により周辺道路の交通量調査を実施されました。調査における当該事業に伴う新たな発生交通量につきましては、将来の商業施設や住宅等を想定し、パーソントリップ調査による自動車分担率等を参考に算出されました。また、計画人口1,250人の世帯数を基に、当該事業に伴う交通量の増加分につきましては、平日は1日当たり1,369台、ピーク時は1時間当たり198台、休日は1日当たり1,786台、ピーク時は1時間当たり258台が増加するとの結果となっております。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

前に述べさせていただいたとおり、町内には171号線に抜ける幹線道路は町道高浜桜井幹線がメインとなっております、また、J R 西側地域から J R の線路を越える道も多くありません。J R 島本駅西土地区画整理事業完了後、交通量が増加する見込みがあるにもかかわらず、事前に道路整備はなされておらず、混乱が生じることが予想されます。

先ほどの調査によると、当該事業に伴う交通量の増加分は、平日は1日当たり1,369台、ピーク時は1時間当たり198台、また、休日は1日当たり1,786台、ピーク時は1時間当たり258台が増加することですが、それに伴う交通渋滞の予想は立っていますでしょうか。

都市創造部長 次に、「交通渋滞の予想」についてでございます。

J R 島本駅西土地区画整理事業によるまちづくり後に発生する交通量につきましては、島本町役場前の交差点や桜井五丁目地内の町道と府道西京高槻線との交差点の交通量増加が予想されます。

当該2か所の交差点につきましては、当該組合において、信号交差点の交通処理を評価する指標である交差点需要率や将来の混雑度、無信号交差点の交通処理検討を行われた結果、2か所の交差点ともに発生交通量は増加するものの、交差点交通量の飽和状態を十分に下回っている結果となっており、現在の交差点で交通処理が可能であると聞き及んでおります。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

町が実施依頼した調査によると、交通量が増えたとしても交通処理が可能とのことですが、実際、桜井五丁目地内の町道と府道西京高槻線との交差点においては、度々車の立ち往生が発生しており、スムーズな交通がなされているとは到底思えない状態です。

その原因は、町道、府道ともに道が狭く、時間帯によっては交通量が増加することで発生するものですが、府道西京高槻線へ抜ける町道広瀬桜井幹線の「道の狭さ」については、どのように考えていますでしょうか。また、西京高槻線の管理者である大阪府との協議は、どのように重ねていますでしょうか。

都市創造部長 次に、「西国街道の道の狭さ」及び「大阪府との協議」についてでございます。

桜井五丁目地内におきまして、府道西京高槻線へ抜ける町道広瀬桜井幹線につきましては、道路幅員が狭く、車の離合も困難であり、ブロック塀等により見通しも悪いことは、本町といたしましても認識いたしております。

当該道路につきましては、交通安全の対策の1つの手法として、周辺用地を買収して道路拡幅を実施する手法がございますが、これまで用地買収の協議は行っておりませんが、現段階におきましては、交通安全対策に係る路面表示や看板による啓発強化に努めているところでございます。

また、府道西京高槻線の道路管理者であります大阪府とも協議を行っておりますが、大阪府においても道路拡幅の予定はないことから、現時点において可能な対策として、交差点における視認性向上を目的とした対策について検討されております。

以上でございます。

中嶋議員 大阪府からの道路拡幅の予定がないことは理解しました。

では、交差点における視認性向上を目的とした対策とはどういったことでしょうか。

都市創造部長 府道西京高槻線と町道広瀬桜井幹線の交差点における大阪府との協議内容といたしましては、当該交差点にはカーブミラーは設置しているものの、家屋が隣接し、見通しが悪く、待機スペースもない狭隘な交差点であることから、通行車両の視認性を高めるため、カラー化に向けた対策を検討していただいております。

今後も引き続き、当該交差点の効果的な安全対策について協議を重ねてまいりたいと考えております。

中嶋議員 ありがとうございます。

今後も効果的な安全対策を実施いただきますようお願いいたします。

しかし、行政による様々な対策を行っているにもかかわらず、府道西京高槻線における交通利用は依然として減っておらず、幅員が狭いにもかかわらずスピードを出す車も多いことから、立ち往生はもちろんのこと、交通事故におきましても、以前から多くの町民が懸念されています。

府道西京高槻線における島本町の接点である大山崎町並びに高槻市とは、このような問題についての協議は重ねていますでしょうか。

都市創造部長 次に、「大山崎町並びに高槻市との協議」についてでございます。

抜本的な道路整備に伴う大山崎町や高槻市との協議につきましては、町域内から隣接する行政界へ接続するような具体的な道路計画がないことから実施しておりません。

しかしながら、局所的な内容として、先ほど御指摘いただきました府道西京高槻線までの狭隘区間やその周辺のJR京都線高架下におきましては、見通しが悪く、退避スペースが少ないことなど、課題が多い箇所となっておりますことから、高槻市域と隣接

する当該道路については、道路管理者である大阪府並びに高槻市と、効果的な交通安全対策の協議を行ってまいりたいと考えております。

中嶋議員 高槻市で行いたい効果的な交通安全施策の協議とは、具体的にはどういったことをお考えでしょうか。

都市創造部長 具体的な交通安全対策の協議内容といたしましては、JR京都線高架周辺におきまして、退避スペースの設置可否について協議を行いたいと考えております。

当該地周辺につきましては、一部、本町の管理する所有地や隣接する高槻市の管理地がありますことから、現在の道路交通環境を踏まえた協議を行い、交通安全対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

中嶋議員 ありがとうございます。

町有地を活用した対策は進めていくのはもちろんですが、やはり、町道広瀬桜井幹線や府道西京高槻線といった幅員の狭い道路につきましては、立ち退きも含めた整備の必要性を強く感じています。今後、町内における幅員の狭い箇所につきましては、「立ち退きも含めた整備の検討」はされていますでしょうか。

都市創造部長 次に、「立ち退きも含めた整備」についてでございます。

大規模な道路整備事業を行う場合、都市計画決定により都市計画道路を定めることなどが想定されますが、本町においては、都市計画マスタープラン上も新たな都市計画道路などの整備予定などはなく、現在、府道西京高槻線へアクセスする狭隘な区間の立ち退きをはじめ、町域内におきましては、立ち退きを条件とした具体的な道路計画がないことから、検討には至っておりません。

そのため、現時点における道路整備につきましては、自転車や歩行者の方々が安全に通行していただけるような安全対策を重点的に実施しており、自転車歩行者専用道路の新設工事をはじめ、都市計画マスタープランに掲げております災害時の複数経路による交通機能の確保や既設道路を活用したさらなる歩行空間の確保など、補助幹線道路の整備を計画的に実施しております。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

今現在、町内において立ち退きを条件とした具体的な道路計画がないとのことですが、「過去に道路整備に伴う立ち退き」をされたことはありますでしょうか。

都市創造部長 次に、「過去に立ち退きをしたことはあるか」についてでございます。

町域内における立ち退きを伴う道路整備につきましては、過去の都市計画道路の整備時はもとより、広瀬地区における大規模な道路拡幅事業や江川地区での国土交通省と本町が連携して実施いたしましたスーパー堤防事業に伴う道路整備がございます。

以上でございます。

中嶋議員 過去においては、立ち退きを実施したことがあるとのことですが。

では、立ち退きをするときの「明確な条件」は決まっていますでしょうか。

都市創造部長 次に、「立ち退きをするときの条件」についてでございます。

本町が実施する道路事業におきまして、立ち退きを条件とした明確な基準はございませんが、過去に実施したような都市計画道路などの大規模な道路新設事業や狭隘な区間の道路拡幅、改良事業においては、立ち退きが必要となる場合があるものと考えております。

中嶋議員 まちづくりにおいて、特に道路の整備といった場合、人口の推移や大規模な開発を視野に入れた長期的なプランが必要であることは間違いありません。しかし、町内における交通渋滞や幅員の狭い道路が複数存在している事実から、長期的な視点でまちづくりがされてきたのかと、疑問を感じざるを得ません。

では、現在の主な幹線道路が整備されたのはいつ頃で、そのときの人口はどのくらいでしたでしょうか。

都市創造部長 次に、「現在の形で道路が整備されたのはいつか、そのときの人口は何人か」についてでございます。

本町における現在の主な幹線道路につきましては、昭和37年の都市計画決定後、昭和期には、国道171号をはじめ、町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線の整備、また、J R島本駅設置時には、阪急水無瀬駅とJ R島本駅間の区間である当時の府道桜井駅跡線、現在の町道高浜桜井幹線の整備が行われてきました。また、その他の町道については、昭和60年に道路認定を行い、供用開始したものが多数ございます。なお、多くの道路認定を行った昭和60年の人口については、国勢調査のデータから、2万9,549人となっております。

中嶋議員 ありがとうございます。

今の道路の形になったのが昭和60年、当時の人口が2万9,549人とのことで、今と大きく変わらないことが分かりました。

ちなみに、島本町も、長期的な目で見れば、他地域と同じように人口減少は確実になっていますが、道路整備を実施する際、そういった人口は関係するのでしょうか。また、開発当時は「将来の人口増加を予想」していましたでしょうか。

都市創造部長 次に、「道路の整備はどれぐらいの人口を基に考えられたか」及び「人口増加を予想していたか」についてでございます。

道路整備事業を実施する際には、人口ベースの設計ではなく、各路線ごとの計画交通量や設計基準交通量に基づき、道路区分や道路車線の数、車線幅員などの道路構造を設計し、道路整備を実施しております。このことから、先ほど御答弁申し上げました昭和60年の供用開始当初におきましても、現在の都市基盤となっている道路環境については、人口ベースではなく道路構造基準に基づき道路整備を実施し、現在に至っております。

なお、長期的には人口減少が予想されるため、その結果として、交通量についても減

少することが想定されることから、将来的には、これらの状況も踏まえた道路整備計画を講じていく必要があるものと考えております。

中嶋議員 先ほどの答弁で、「JR島本駅設置時には、阪急水無瀬駅とJR島本駅間の区間である町道高浜桜井幹線の整備が行われてきた」とのことですが、その際、JR島本駅の下を通るアンダーパスを掘るかどうかなどという議論が行われています。

トンネルを掘らないことになった経緯は、当時の議案書等で確認できますが、過去を振り返ったとき、そのときの決断をどのようにお考えでしょうか。また、JR島本駅西土地区画整理事業完了後、交通量が増加する見込みがある中、今後はどのような対策を講じていくべきだとお考えでしょうか。

都市創造部長 JR島本駅設置の際のアンダーパス形式による東西の道路整備に係る議論につきましては、当時の議会や都市計画審議会、地域説明会におきまして、様々な御意見をいただいております。本形式による事業効果はもとより、駅周辺の状況や鉄道事業者との協議内容、財政収支見通し等も踏まえ、総合的に判断し、現在の橋上駅の形状となっており、当時の判断としては適切であったものと考えております。

今後の対策といたしまして、現時点において新たなアンダーパスの整備計画はございませんが、今後も、将来的な開発の方針や市街地の道路環境など、橋上駅を設置した当時と同様、専門家をはじめ、議会や地域の方々の御意見を踏まえ、長期的な視点に立ち、総合的に検証していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

中嶋議員 本日は、JR西側地域の開発に伴う人口増加の影響による交通渋滞の対策や道路整備をどのように行政が考えているのかということに焦点を当てて、質問をさせていただきました。

行政側のお答えとしては、交通量増加が予想されるが、交差点需要率や将来の混雑度、また、交通処理検討を行った結果、交通量の飽和状態を十分に下回っている結果となっており、現在のままでも交通処理が可能だというものでした。

しかし、多くの町民からは「島本町の道路整備は計画的になされていない」、「幅員の狭い道を拡幅するべきだ」という声が多く上がっているのも事実であり、抜本的な解決策を柔軟な考えの下、計画・実施していくべきではないかと考えます。国道171号線に抜ける幹線道路をもう1本整備することで、交通量が分散され、渋滞の緩和や交通事故の軽減につながるの間違いありません。

今までの質問と答弁を踏まえた上で、今後、島本町における道路整備の在り方をどのように考えていかれるのか、お答え願います。

都市創造部長 次に、「どのような対策をする予定か」についてでございます。

近年、町域内におきましては、JR島本駅西土地区画整理事業をはじめ、マンションや戸建て住宅の建設など、大型開発により人口が増加傾向にあることから、さらなる交

通安全対策の強化が求められていることは、本町といたしましても、重要な課題であると認識しております。

現状では、国道171号線へのアクセスについて、役場前に位置する桜井跨線橋や阪急水無瀬駅とJR島本駅間を結ぶ町道高浜桜井幹線が主要なアクセス道路であり、一時的な混雑も発生していることから、交通管理者である高槻警察署とも協議を行い、混雑解消に向けた対策も講じていただいております。

今後も、当該土地地区画整理事業や開発等により人口増加が見込まれることを踏まえ、その課題を解決していくためには、計画的かつ継続的な道路施策をプランニングする必要がありますが、現状として、都市計画道路などの道路ネットワークを構築した新たな路線整備は予定していないことから、様々な視点から実現可能な検証を行った上で、最大限、事業効果が発揮できる道路行政施策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、現時点におきましては、自転車や歩行者の方々が安全に通行していただけるような安全対策を重点的に実施しておりますが、町域内全体において、地域の皆様が安全かつ円滑に生活道路を御利用いただけるよう、交通形態の道路情勢や長期的な人口推計も踏まえ、将来的な道路ネットワークの構築に努めてまいります。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

道路整備と一言と言っても様々な方法があり、新たな道路の整備や車線の増加といった大がかりなものから、歩道の切下げ、道路表面の埋立てまたは切取り工事、既設側溝に側溝蓋を設置するなど、数十センチ道路幅を拡幅するだけでも運転がしやすくなり、それに伴い、歩行者にとっても安全性が増します。

島本町内における道とは、「狭い」の一言に尽きます。にもかかわらず、交通量が多く、なおかつ法定スピードを超過する車も数多く存在し、重大な交通事故が、いつ起こってもおかしくない環境となってしまっています。

JR島本駅西土地地区画整理事業完了後は、さらなる交通量の増加が見込まれており、調査の結果、数値上問題ありませんといった、ありきたりな答弁では、到底納得できるものではありません。

行政におきましては、少ない財源の中、最大限努力していただいているのは重々承知していますが、どうすれば、自動車、歩行者、ともに安全かつスムーズに道路を活用できるのかといった目線で、地図に穴が開くほど思考を巡らせていただき、また、実際に町内を歩いて、どうすれば問題が解決できるのかを考えていただくことをお願いして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

東田議長 以上で、中嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時55分～午後1時00分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、長谷川議員の発言を許します。

長谷川議員 2023年2月議会、日本共産党・長谷川順子の一般質問をさせていただきます。

「子ども医療費助成は高校卒業（18歳）まで」について、行います。

現在の中学3年生までの医療費助成を、高校卒業（18歳）まで拡大することを求めます。

今、3年にも及ぶコロナ禍で、マスクをして、大声で話すことも騒ぐこともためられる生活の中で、成長期の子供たちの心は計り知れないものがあります。また、親にとっても、コロナ禍での暮らしや働き方に変化があり、経済的な格差が広がっています。子どもの貧困や格差の観点からも、子育て世帯の経済的負担軽減を図るべきと考えます。

高校生になると、学費だけでなく、通学にも交通費がかかり、放課後の部活動や学習塾など、もろもろの経費が格段と必要になります。子供にかかる費用は、子育て世帯にとって最も大きな比重を占めています。病気や怪我をしたとき、お金の心配をしないですむようにすることは、親にとっても、子供にとっても、命と健康を守るためにとても安心できるものです。

今、島本町では、中学校までの医療費助成となっています。これを、心と体が急激に変化していく成長期の子供たち、18歳、高校卒業まで医療費を無料とすることに拡充することは、子育て世代への大きな経済的支援になると考えます。

今、全国で、所得制限なしで18歳までの拡充を実施する自治体が広がっており、高槻、茨木、吹田、豊中など、近辺の府下の市町村でも、6割以上の市町村で実施されています。コロナ禍の終息が見えない今こそ、現在、中学生まで受けている子供の医療費助成を、高校卒業（18歳）まで拡大し、子供の命と健康を守ることが求められています。

島本町の考えを伺います。

健康福祉部長 それでは、長谷川議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「子ども医療費助成は高校卒業（18歳）まで」についてでございます。

子ども医療費助成制度は、子どもの健康の保持と健やかな成長に資することを目的に、子どもにかかる医療費の一部を助成する制度でございます。本町に住所を有する0歳から中学校卒業年度末までのお子様を対象として、実施をしております。本町におきましては、これまで平成25年10月と平成27年7月、令和2年1月の3回にわたり、助成制度の拡充を行い、所得制限を撤廃するとともに、助成対象年齢を順次、中学校卒業年度末まで拡大してまいりました。

現在、大阪府内において、助成対象年齢を18歳到達年度まで拡大している自治体が増えていることは認識をしておりますが、医療費助成の対象年齢を拡大するためには、一定規模の財源が必要でございます。また、大阪府の補助金や交付金による財政支援は限

定的であり、今後のさらなる制度拡充分の支出につきましては、全て本町の一般財源負担となる可能性が高いことも、十分に勘案する必要があると認識をしております。

そのため、今後の助成対象年齢の拡充等を検討する際には、府内自治体の状況や本町の財政状況、他の施策との整合性などを踏まえながら、慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

長谷川議員 お答えいただきました。

中学卒業時から18歳まで医療費助成を行った場合の金額は、大まかに言って、どのくらいの金額になると考えられますでしょうか。

健康福祉部長 医療費の実績額は、児童の年齢や感染症の流行状況等によっても変動してまいります。現時点で、制度対象外となる高校生年齢の医療費については試算はしておりませんが、近い年齢層の実績を参考にいたしますと、現在、助成対象となっている中学生への助成額は年間2,000万円程度となっていることから、高校生を助成対象に追加した場合は、それと同程度か、やや下回る規模の予算の確保が必要になってくるものと考えております。

以上でございます。

長谷川議員 これまで、中学卒業年度末まで、3回の所得制限なしの助成制度拡充をされたと伺いました。

今回、高校卒業まで18歳に拡大することは、検討の余地があるとの回答です。心と体の成長期の子供たちが、お金の心配なく、安心して医療にかかれるように、大阪府に対してはもっと助成を求め、国に対しても助成制度を作るように要請していただくことを切に要望して、終わります。

以上です。

東田議長 以上で、長谷川議員の一般質問を終わります。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員 2023年2月の一般質問、「子どもたちの人権と学校のルールについて」、行います。

人権を守ることは、近代社会の根本原理です。ですが、日本社会における子供の人権は、しっかり守られているでしょうか。今日は、そのことについて質問したいと思います。

子供たちを取り巻く環境が大きく変わる中、先般、12年ぶりに生徒指導提要が改訂されました。学習指導要領に比べるとなじみの薄い、この生徒指導提要ですが、教員にとっての生徒指導のガイドブックに相当するものと言われております。今回の提要改訂における最大のポイントは、子供の権利が明記され、生徒指導の定義や目的が大きく見直された点にあります。

改訂された提要では、主役は子供、教職員はそれを支えるサポーターと位置づけられており、これまでの旧態依然の生徒指導観が改められ、かつて管理教育が進めていた学校教育の在り方を大きく変える内容となっています。生徒指導においても、児童生徒の人格が尊重されることが求められており、一人一人の個性を発見し伸ばすことや自己実現を支えることを、その目的だとしています。

この中で注目されているものの1つが、校則の見直しに関する記載です。校則については、全国的に、合理的な理由がよく分からないものや子供たちの人権、可能性を抑圧するようなものなど、行き過ぎたものがあるとされ、マスコミでも頻繁に、最近取り上げられています。

これらのいわゆるブラック校則問題を受けて、今回、提要には、校則をホームページ等で公開することや校則変更のプロセスを明示した上で、児童生徒などの意見を聞くことが望ましい。また、校則見直しの過程で、児童生徒が学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決することに教育的意義があると、踏み込んだ記載がされています。

自分や子供たちの学校生活を見ていた中では、生徒や保護者が校則づくりに参加することはほぼないと思い込んでいたわけで、そこからすると、今回の改訂は驚きと言えます。

そこで、「本町の学校における校則について」です。

本町は、他自治体の学校と比して、校則が厳しいわけではないと認識していますが、生徒指導の定義・目的がこれほど大きく変わったわけですから、提要改訂に沿った運用、見直しになっているかどうか、確認していきたいと思います。

校則の代わりに、「生活のきまり」、「生徒心得」などと呼ぶ学校もあるということですが、本町においては「生徒心得」、「生徒注意事項」がそれに当たるもののようですが、ここでは生徒手帳に記載されたルールについて、「校則」と言い換えて質問を進めます。質問です。

この提要が改訂される以前にも、文科省から同じ趣旨の事務連絡があったと思いますが、本町の中学校はどのように対応してきたのでしょうか。こうした情報は、教職員の間で十分に共有されていたか、伺います。

教育こども部長 それでは、中田議員の一般質問に、順次御答弁申し上げます。

この「提要以前の通知の対応と教職員間での共有」についてでございます。

以前の通知といたしましては、直近では、国から令和3年6月8日付事務連絡として、大阪府教育庁を經由して町教育委員会に発出されており、町教育委員会からは、令和3年6月16日付島教第490号にて「校則の見直し等に関する取組み事例について」という文書を、町内各校に発出いたしております。

そして、各校の教職員の情報共有につきましては、職員会議等での周知や職員間での

資料供覧などにより行っております。

以上でございます。

中田議員 約2年前にも文科省から校則の見直しに関する通知があり、学校に周知されているということです。

この通知には、校則について、今回の提要の改訂とほぼ同様の内容が記載されていますので、まずは学校として、これまでどう対応してきたかについて確認していきます。

提要には、校則の運用において、「校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要」と書かれています。生徒が、自分が守るべきルールについて、上から押しつけられたものを無批判に受け入れるのではなく、主体的に考えることを促すもので、大変重要だと感じます。さて、これらを受け、本町の校則の現状はどうなっているでしょうか。

何のために設けられた決まりであるのか分からないと言えば、1番に思い当たるのが髪型に関する制限、ツーブロック禁止です。本町でも、3年ほど前には校則に記載されていたと記憶していますが、現在はどのようになっているのでしょうか。

教育子ども部長 「本町の校則の現状について」でございます。

髪型のツーブロックに関する記載につきましては、現在、各中学校とも、具体的に「ツーブロックを禁止する」との記載はございません。しかしながら、一部の学校では、「刈り上げた部分とそうでない部分の境目が明瞭に分かる（模様や図形も含む）髪型は禁止」との記載がなされており、実態として、類似表記として、一部髪型に規制がございます。

以上でございます。

中田議員 一部の学校では、まだ、ツーブロック禁止という文言はないものの、それに類する髪型についての規制が残っているということです。

では、このツーブロックに類する髪型の禁止については、いつ、どのような理由、背景で、校則に記載されるようになったのでしょうか、伺います。

教育子ども部長 次に、「ツーブロック禁止」についてでございます。

ツーブロック禁止に係る規定ができた時期については、現時点で明らかになる資料が確認できておりませんが、ツーブロックが流行し始めた頃に、各中学校の教員から声があがり、生徒手帳に記載されていた「特別な髪型は禁止する」という文言を根拠として、ツーブロックの髪型を禁止するよう指導していたと聞き及んでおります。

理由といたしましては、進学や就職面接時において、外見上、マイナスな判断をされ、生徒が不利益を被らないため、普段から意識をしておく必要があるとの理由から、ツーブロックを禁止する指導がなされていたとのことでございます。

以上でございます。

中田議員 ツーブロック禁止について、理由、背景について説明いただきましたが、その前に確認しておきたいのですが、御答弁で「現時点では確認できる資料がない、資料が確認できていない」と言われていますが、これはどういうことでしょうか。生徒手帳や校則について、過去の資料が学校や行政にも残っていないということですか。確認です。

教育こども部長 ツーブロック禁止に係る指導は、生徒手帳に記載された「特別な髪型は禁止する」という文言を根拠に行われてきたわけですが、この規定が、いつ記載されたのかという、平成29年度以前のデータが現時点で確認できていないということでございます。

以上です。

中田議員 平成29年度以前のデータが現時点で確認できていないということが、ちょっと理解に苦しむのですが、生徒手帳は、学校にとって生徒指導上大事なもののはずで、学校や行政が自らの指導を振り返るためにも、このような資料は一定期間保存しておくべきだと思うのです。この点は、引き続き確認をお願いいたします。

次の質問です。

ツーブロック禁止については、教員の側が生徒のためを思って制定した校則ということかとは思いますが、禁止した理由として、「進学や就職面接時において外見上マイナスな判断をされ、生徒が不利益を被らないため」と言われていましたが、そのような不利益を実際に生徒が被ったことがあったのでしょうか。もしなかったとしたら、不利益を被ると判断した理由は何だったのか、伺います。

教育こども部長 生徒が進学や就職面接時において、具体的に不利益を被ったとの事例は把握いたしておりません。当時の社会通念上の観点から、生徒が進学や就職面接時に不利益を被る可能性のある事項については、一定の基準を設けるべきであるとの判断から、校則の1つとして追記されたと聞き及んでおります。

以上でございます。

中田議員 もし、本当にそういうことがあったとして、進学や就職面接時に、本人が髪を切りに行けばいいだけの話であって、普段から意識をしておく必要があるというのは、特定の髪型を禁止するための必要最低限かつ合理的な理由としての範囲を逸脱してはいないでしょうか。むしろ、本当の目的は、生徒を統制管理するためではないかと生徒から問われたときに、生徒が納得する理由を説明することができるのでしょうか。

次です。

一部の学校では、いまだに髪型に関する禁止事項が残っているものの、学校ごとに差はある中で変更が加えられています。この部分における経年の変化と変化が起こったきっかけは何だったのかについて、伺います。また、見直した結果として、一部髪型に関係する校則が残っているのであれば、その理由は何であったのでしょうか。

教育子ども部長 各中学校に調査を実施いたしましたところ、平成29年度までは、生徒手帳に「特別な髪型は禁止する」という文言があり、この中にツーブロックも含まれているという認識の下で指導が行われてきたと聞いております。

しかしながら、保護者等から、分かりにくいとの御意見等もございましたことから、管理職も交えた会議を経て、髪型そのものの文言を削除した学校もあれば、髪型に対して、より具体的な禁止事項を定めた学校もあったと聞き及んでおります。そして、令和3年度に、髪型に関する現在の生徒手帳記載事項が完成し、現在に至っているものでございます。

そのほか、現在においても、規定されている髪型に関する校則についてでございますが、各校とも、染色やパーマ等は禁止する旨を生徒手帳に記載しております。理由といたしましては、進学先や就職先において、依然として染色やパーマ等を禁止する規則を設けているところがあり、平常時から生徒に意識づけを行い、それらに対応するため、生徒手帳への記載を続けていると聞き及んでおります。

以上でございます。

中田議員 見直しのきっかけは、保護者等からの意見だったとのこと。また、見直した結果として、特別な髪型を禁止する項目が必要ないと判断した学校と、そうではなくて、より詳しく記載する方向に見直した学校があったということかと思いますが、そもそも各中学校のこういった校則は、誰によって、どのように決められているのか、伺います。

教育子ども部長 次に、「中学校の校則はどのように決められているのか」についてでございます。

校則につきましては、小学校、中学校問わず、各学校が教育基本法等に沿って、教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的に学校運営の責任者である校長により制定されるものでございます。

現状では、校則の多くは、教員からなる生徒指導委員会等において、教員が中心となって作成いたしております。内容によっては、生徒会等を中心とした生徒に対しても意見を聞いた上で作成しているものもありますが、一部のみにとどまっているのが現状でございます。

以上でございます。

中田議員 各中学校の校則は、現状、主に教員が中心となって作成されているということですね。

改訂された提要には、校則の見直しにおいては、「最終的には校長において適切に判断されるものではあるが、その在り方を検討する際には、その影響を大きく受ける場合もある児童生徒や保護者等の意見を聴取した上で定めること。校則の見直しの過程やどのような手続きを踏むことになるのか、示しておくことが望ましい。」とされており、

生徒、保護者の感覚や改訂手続を明文化することの重要性が書かれています。

そこで、提案です。

校則の見直しに、生徒、保護者が関与することができるように、学校に働きかけてはいかがでしょうか。また、校則に関して、これまで生徒、保護者から出された意見があったかどうか、伺います。

教育こども部長 「校則に関して、生徒、保護者から出された意見」についてでございます。

これまでも、学校に校則に関して保護者から御意見をいただいております。多くは生徒の健康面での配慮に関するものでございます。例えば、教室内において防寒着を脱ぐことになっておりますが、個人の体調面等、理由を含めて配慮してほしいとの御意見がございます。なお、生徒から特に意見はございません。

いずれにいたしましても、今後、校則を見直す際には、児童生徒が主体的に関与することによって、身近な課題を自ら解決するなどの教育的意義もございますことから、児童生徒の参画について検討するよう、各校に指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 生徒から出された意見がないというのは、単に意見がないというよりも、校則というものが自分たちが主体的に関わって変えていけるものだという認識がないことに起因していると受け取るべきではないでしょうか。児童生徒、保護者が参画するためには、まずは、校則は見直せるということ、生徒、そして保護者が十分認識できていることが大前提です。

次の質問です。

提要には、校則の運用について、「普段から学校外の関係者が参照できるように、校則を学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるため、制定した背景等についても示しておくことが適切」と書かれています。

現状、本町ではどのようになっていますか。そうなっていないのであれば、ホームページ公開や制定の背景を示すように、学校に働きかけてはいかがでしょうか。

教育こども部長 次に、「校則のホームページ公開と制定の背景を示すこと」についてでございます。

各学校でのルールや決まり事等の校則につきましては、児童会や生徒会を中心に、児童生徒が、それぞれの決まりの意義やその意味を自分事として理解し、主体的にルールや決まり事を守れるように制定しております。

なお、校則の公開につきましては、学校だよりや学年だより、児童会・生徒会等からのお便りを通じて、保護者へ周知、理解を図っております。

今後、保護者も含め、関係者へのさらなる情報発信につきましては、校則内容や背景

なども含め、各学校のホームページ等での周知について、各校に検討するよう指導してまいりたいと考えております。

以上です。

中田議員 校則の内容や背景なども含め、各学校のホームページ等で周知することを検討するよう指導していくとのこと、よろしく願いいたします。

次です。

寒い季節の体調管理に欠かせない防寒着についても、確認しておきます。これについての校則はどうなっていますか。

教育こども部長 「防寒着について」でございます。

小学校は私物の防寒着を、中学校では学校指定のウィンドブレーカーを、どちらも登下校時のみ着用できると町内の各学校では校則を設けております。しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症流行下で、教室内の随時換気が必要となり、冬場でも一定窓を開けておく必要があることなどを踏まえ、校長会等で、児童生徒や保護者からの申出があった場合には、適宜適切に防寒着の着用を認める旨の指導を行っております。

以上です。

中田議員 寒暖の感じ方や体調には個人差があるにも関わらず、防寒着の着用に関して、申出があったら認めるというような許可制という指導をしていること自体に、違和感を覚えます。気候や体調による防寒対策は、原則本人の自由とすべきではないでしょうか。

ここまで、本町における校則の現状を様々に確認してまいりましたが、一部学校ではありますが、いまだに残る特定の髪型の禁止や防寒着が教室では基本は着用できないことについては、その理由や背景に、生徒の皆さんの自由を拘束するに値する合理性、必要性があるとは言い難いと感じました。

規則は、細くなればなるほど、本来、身につけるべき子供の主体性や多様性と乖離し、矛盾が生じます。子供たちの人権の観点からも、誰のため、何のためと疑問を持つような、学校内だけで通用する校則から、社会のルールである憲法や法律を基盤とした必要最低限のものとなっていくよう、見直しを進めるべきと考えます。

また、校則は見直せるということを、生徒、保護者が十分に理解、認識をし、見直しを求める意思があれば反映される仕組みが必要と考えます。お考えを伺います。

教育こども部長 次に、「校則の見直しについて」でございますが、校則は、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて制定されるべきもので、校則の目的、その背景や理由についても、児童生徒、教職員及び保護者の共通理解をできるだけ得た上で、児童生徒が自主的に守れるよう、運用や見直しの手続を進める必要があるものと考えております。

以上でございます。

中田議員 別の観点から質問です。

「地域の声と校則」についてです。

社会の常識とずれた校則がいまだに残ることに関し、学校に批判が集まりがちですが、一方で、教員、校長等が、地域住民のクレームとの板挟みになっていることがあることも指摘されています。本町においては、そのようなクレームが寄せられている事実がありますか。それに影響された校則やルールで、子供の自由が制限されていることはないかどうか、確認します。

教育こども部長 次に、「地域の声で子供たちの自由が制限されていることはないか」についてでございます。

各中学校における校則に関する地域の声については、各校とも、現時点では特に伺ってはおりませんが、地域の皆様からいただくその他の声といたしましては、多くが生徒の交通マナー等に関するもので、児童生徒の安全を願うあまりのお声として、大変有益なものであると感謝いたしております。

このように、現時点では地域の皆様からのお声によって、校則や子供の自由が制限されるような事案は発生はいたしておりません。

以上でございます。

中田議員 地域住民の声で、子供たちの自由が制限されていることはないということ、確認できました。これはほんとに良かったです。

次の質問です。

「明文化されていないルール」についても、伺います。

小・中学校において、校則に示されているもののほかに、プリント1枚、先生の口頭のみといった、ぼやっとした形で運用されているルールがあると思います。例えば、「隣のクラスに入ってはいけない」というのも、その1つです。その理由について、私が保護者だった頃、教員の方に尋ねてみても、人によって理由が違うなど、理解が曖昧に感じています。

そもそもこのルールは、誰が、いつ、どのように設定したものなのか、その根拠は何であると教育委員会は把握されているか、伺います。

教育こども部長 次に、「明文化されていない『他のクラスに入ってはいけない』というルールについて、誰が、いつ、どのように設定したのかなど」についてでございます。

まず、「他のクラスへ入ってはいけない」という、このルールについては、6校全ての学校において、口頭もしくは校内掲示等の方法により生徒に伝えられておりますが、「誰が」、また、「いつ」設定したのかという点については、明確に把握はできておりません。

次に、このような内容の「きまり」が、どのような理由により存在するかについての各校の認識といたしましては、あくまでも一例でございますが、過去のいじめ事案として、いじめた側といじめられた側の関係性があり、一定の距離を置いておく必要がある

ことから、クラスを分けている場合があると聞き及んでおります。また、それぞれのクラスには、在籍する児童生徒の所有物が保管されていることから、それら個人所有物の紛失や破損等の児童生徒間のトラブルを事前回避するために、原則として、他のクラスへは理由なく入室しないこととしているとのことでございます。

以上でございます。

中田議員 隣のクラスに入ってはいけない、ほかのクラスには入ってはいけないルール、誰が、いつ設定したかは明確には把握できていないとのことでした。

これがどういう理由で設定されているかについては、確かに、いじめ事案に関連し、一定の距離を置いておく必要については理解するところですが、そういった必要に迫られる学年やクラスがあったとして、小・中6校全てのクラスにおいて、同じルールが適用されている現状は、必要最低限とは言えないのではないのでしょうか。

そして、今、おっしゃられた理由であれば、子供たちのためと言うより、教員の側の管理のしやすさを目的としているようにも感じられます。また、聞き取りをしたとのことですが、「一例ですが」との言い方からして、根拠について複数の理由があり、それぞれに内容が違ったというようにも聞こえました。

このように、ルールがあるものの、その設定の理由について、教員の側であっても共通認識が得られていないのであれば、それも課題であると感じます。

質問です。

この件に関しては、これまで複数の保護者から、不条理で意味が分からないという意見を聞いていますし、広く町外を見れば、そのようなルールのない学校も普通にあります。これを機会に、今一度、そうした明文化されていないルールについても把握、整理し、根拠、必要性を確認する作業が必要ではないのでしょうか、伺います。

教育こども部長 次に、「明文化されていないルールについて把握、整理などをするべきではないか」という質問についてでございます。

令和4年12月に改訂された生徒指導提要では、「校則の見直しの過程に児童生徒自身が主体的に参画し、意見表明することは、自身が校則を守ろうとする意識の醸成や身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有する」と規定されました。

校則は、学校と児童生徒、保護者等の学校関係者の皆さんとが議論する場を設け、意見を聴取した上で決めていくことが望ましいことは言うまでもございません。

つきましては、校則等に明記されていないルールについて、今後、どのように取り扱っていくのかについては、その課題を児童生徒、保護者等と学校が共有し、必要に応じて議論し、決めていくべきであると考えております。

以上でございます。

中田議員 確かに、関係者と情報を共有しつつ議論をしていくことは、提要でも示されているとおりで、今後はそうしていただきたいと思いますが、一方で、隣、他のクラスに

入ってはいけないルールについては、ルールを設定した側にも、その解釈や根拠について、かなりの曖昧さが残っているように思われます。児童生徒の皆さんと課題を共有する前に、まずは、教員の側でそこを把握、整理し、必要性について、改めて考えていただきたいです。

次です。

校則の見直しのように新たな取組をすることは、ただでさえ忙しい教員の皆さんに、さらに負担をかけることとなります。ですから、同時に働き方改革で、業務負担軽減を進めることが重要と考えます。これまで取り組んできた教員の働き方改革の進捗は、どうなっていますか。事務負担や長時間労働の軽減が進んでいるのか、伺います。

教育こども部長 次に、「教員の働き方改革進捗状況」についてでございます。

本町におきましては、これまで学校における働き方改革といたしまして、週1回のノー残業デーや、夏季・冬季休業期間中における学校閉庁日の実施といった取組のほか、平成30年度には各校にタイムカードを導入して、学校長等が教員の出退勤時間や残業時間を的確に把握できるようにしてまいりました。また、留守番電話を導入して、夜間休日の業務時間外における教員の保護者対応に係る負担軽減を図ったほか、中学校につきましては、平成31年3月に策定した本町の部活動ガイドラインに基づき、所定の休養日を設定した上で部活動を実施することにより、部活動に伴う教員の長時間労働の縮減を講じました。

さらに、令和4年度当初には、国が推進する学校給食費の公会計化を実施し、給食費の徴収管理にかかる学校現場の負担軽減も図るなど、本町におきましても、教員の長時間労働の縮減に向けて、様々な取組の推進に努めてきたところでございます。

しかしながら、その一方で、ここ数年、小・中学校の現場では慢性的な人手不足の状況にある中、国の教育施策、その他教育環境を取り巻く社会情勢の動向や社会的要請により、学校現場に次から次へと新たな業務負担が生じている状況にあることから、総合的に見ますと、目覚ましい長時間労働の縮減がなされたとは言い難い状況でございます。

このような現状も踏まえまして、本町では、教員の長時間労働の縮減をより一層推し進めていくため、府内でも8割以上の公立学校で導入されている統合型校務支援システムを構築するための関連予算を、令和5年度予算において計上させていただいております。また、この統合型校務支援システムには、現在、町職員が使用しているのと同様の出退勤管理システムの機能を付け加える予定といたしております。本システムの運用が開始されますと、現在、学校の校務業務に関して、紙帳票に手書き、またはエクセル等のソフトを学校独自に用いて行っている事務作業をシステム上で処理できるようになり、事務の能率化・効率化が図れるようになるものでございます。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、今後も引き続き、教員の長時間労働の縮減に向けて、鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議長 答弁とかにつきましても、他の議案に関連するようなことは差し控えていただきますことをお願いしておきます。

中田議員 次の質問です。

様々な施策を講じてみたものの、長時間労働の目覚ましい縮減がなされたとは言い難い状況とのこと。具体的に、ここ5年間の月・教員1人当たりの平均超過勤務時間の推移を伺います。

教育子ども部長 最近5年間の1人当たりの月平均時間外勤務時間数についてのお尋ねでございますが、平成30年度は約42.4時間、令和元年度は約36.4時間、令和2年度は約37.4時間、令和3年度は約46.6時間、令和4年度については12月末現在ですが、約40.1時間となっております。

以上です。

中田議員 給特法に基づく公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインには、1か月の時間外勤務は45時間以内、1年間の時間外勤務は360時間以内と上限が定められていますが、今、伺ったところ、令和3年度の値は平均値でもそれを超えてしまっています。個人で見れば、この上限を超えている方もたくさんおられるのではないのでしょうか。

上限については、早急に条例等に反映すべきとの通知も来ているようですが、それはさておき、教員の皆さんの勤務実態がこのような状況にある中で、新たな仕事が増えるのであれば、何かを減らさなければ、現場は立ちゆかなくなります。教育委員会として、自治体として、現場の声を国に伝えて改善を求めるべきではないでしょうか。

教育子ども部長 教育現場の慢性的な教職員不足や国の新たな教育施策などによる業務負担への対応につきましては、本町だけではなく、全国的な課題であると認識をいたしております。

教職員の確保についての御要望でございますが、毎年、大阪府町村長会から大阪府に対して、次年度施策並びに予算に対する要望を行っており、その中の重点要望項目の1つとして、府から国に働きかけを行うことを求めているところでございます。また、次年度の国家予算に対する要望についても毎年行っておりますので、その中での要望としても、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 教職員の確保とともに、必要性の薄い業務、教員が担うことが適切でない業務を見直すことで、仕事量を減らすことも大切です。これまでも様々に改善はされているとは思いますが、まだまだ足りていない状況と思いますので、これらも含めて国に要望することを、よろしく願いいたします。

次です。

校則や学校のルールの見直しについては、教員の皆さんの長時間労働状況を考えれば、各校任せにすることなく、全体を俯瞰し、コーディネート、サポートできる教育委員会に、ぜひ、精力的に取り組んでいただきたいです。総括的な見地から、教育長のお考えを伺います。

中村教育長 次に、「教育委員会として精力的に取り組んで」についてでございます。

校則につきましては、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものであり、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長、発達していくために設けられたものでございます。校則を制定してから一定期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を説明できないような校則については、本当に必要なのか、教育的意義に照らして、不要に行動が制限されていないか等、絶えず検証、見直しを行う必要があると考えております。

いずれにいたしましても、校則は、最終、校長が制定することとなりますが、学校と児童生徒、保護者等の学校関係者の皆さんとが議論する場を設け、意見を聴取した上で定めていかなければなりません。教育委員会として、各学校長にこの点をしっかりと説明し、校則の在り方等について、認識を共有し、指導助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 教育現場のみならず、教育委員会も手一杯の状況であると推察されますが、子供の主体性、多様性の尊重など、教育の本質に関わる大変重要な改訂であり、かつ、現在、本町が独自で進めているみづまるキッズプランとも大きく重なる部分でもありますので、教育委員会として、率先してリードしていただきたいと思います。

次です。

さて、別のルールとして、マスクに関係するものについて伺います。

文科省は通知で、児童生徒がマスクをせずに式に出席できるとの基本的考え方を先般示しましたが、留意事項として、児童生徒についてはマスクの着脱を強いることがないよう書かれています。教職員に関してはどうなっているでしょう。

教職員の中にも、基礎疾患があるなど、様々な事情で感染不安を抱き、マスクの着用を希望する方もおられると思います。教職員についても、児童生徒と同じように、希望があればマスクが着用できるような対応を求めます。

教育こども部長 次に、「卒業式に希望があればマスクが着用できる対応を求める」についてでございます。

日常生活におけるマスク着用につきましては、令和5年2月10日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、個人の判断に委ねることを基本とし、3月13日から適用するとの考えが示されたところでございます。

この方針を受けて、文部科学省では同日付通知において、学校においては、これまで

屋内では基本的にマスクの着用を推奨しておりましたが、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」との考えが示されたところです。しかしながら、この方針変更については令和5年4月1日以降の新学期から適用するとし、3月31日までは従来どおりの対応によるものとされました。また、同日付で文部科学省より、卒業式におけるマスクの取扱い等に関して、児童生徒及び教職員については式典全体を通じてマスクを外すことを基本とするとの方針が示されたところです。その方針の中で、児童生徒に対しては、マスクの着脱を強いることのないようにとの考えが併せて示されており、個人の判断に委ねることが明示されています。

教職員に対しては、この方針の中では具体的な考えは示されておりませんが、当然のことながら、式典全体を通じてマスクを外すとの考えは原則論であり、国民全体に対しての、令和5年2月10日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において示された、個人の判断に委ねることを基本とするとの考えが大原則ですので、本町といたしましては、教職員につきましても、希望があればマスクを着用していただければよいと考えております。

以上です。

中田議員 本町教育委員会として、教職員についても個人の判断に委ねるとされること、分かりました。校長会等で共有し、周知に努めていただきたいです。

児童生徒については、個人の判断に委ねるということが明確に示されていますが、逆の同調圧力で、マスクを着きたい児童生徒が負荷を感じることがないように、教職員の側でも、それぞれ個人の判断でされていることを示していただければ、児童生徒の皆さんも、個人の判断で対応しやすくなると思います。

次の質問です。

通知では、保護者、来賓等については、マスク着用を求めています。この根拠について、どのように理解されていますか。

教育こども部長 次に、「保護者、来賓等にマスク着用を求めるのはなぜか」についてでございます。

卒業式におけるマスクの取扱い等についての基本的な考え方につきましては、ただいま御答弁させていただきましたとおり、文部科学省より、児童生徒及び教職員につきましては、教育的意義を考慮し、式典全体を通じてマスクを外すことを基本といたしております。また、保護者等は、マスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限を行わないとの方針が示されているところでございます。

本町といたしましては、この考え方に基づきまして、保護者等に対しては、マスクの着用を求めることとしたところでございます。

以上でございます。

中田議員 なぜ、マスクを外すことに教育的意義があるのか理解できませんが、そこを受入れたとして、それならば、保護者、来賓においても、同じことが適用されるのが合理的というものではないでしょうか。

もし、マスクのない顔を見ることが教育的に大事なのであれば、児童生徒がマスクのない保護者の顔を見ることが、また大事なはずで、逆に、感染症対策の点で保護者、来賓にマスクを求めるのであれば、同様に児童生徒、教職員にも求めないと筋が通りません。

つまり、今、説明された内容は、国からこうするように言われたからというもののように見えます。この説明では子供から、今、言ったような理屈で、なぜ、保護者と児童生徒の扱いが違うのかと問われた際に、納得のいく答えが答えられないように思います。

繰り返しますが、今回の提要改訂では、学校における様々なルールについて、児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決することが大事だとされています。このことは、決して児童生徒だけに当てはまるものではありません。大人も同様に、自分たちのルールについて、根拠や影響を常に検討していく必要があると考えます。

ですから、教育委員会としても、国から言われたから従うという姿勢ではなく、筋の通った説明を行うことで、児童生徒に模範を示していただきたいです。もし、できないのであれば、国に筋の通った説明を求めるべきです。

このことを申し添えて、一般質問を終わります。

東田議長 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 1 時 42 分～午後 2 時 00 分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、永山議員の発言を許します。

永山議員 これより、通告に基づいて、2023年2月定例会議の一般質問を行います。

まず、1つ目の質問、「ごみの減量に向けた取り組みについて」です。

私たちは、日常生活でも、経済活動においても、日々ごみを排出しています。ごみを出さずに生きることは、ほぼ不可能ですが、ごみの削減は、焼却に伴って排出される二酸化炭素の削減につながるだけでなく、資源の無駄遣いを抑制し、持続可能な社会の実現に資するものと言えます。

今回は、最も身近な家庭廃棄物の削減に焦点を当てて、質問をいたします。

まず、家庭廃棄物の8割を占めているのは、可燃ごみのうち、食べられるのに捨てられている食品、いわゆる食品ロス、これを取り上げたいと思います。

国の推計では、これは令和2年のデータですが、日本の家庭から排出される食品ロスは年間約247万トン、そのうち、未開封の食品がそのまま捨てられる直接廃棄は全体の44.1%に及んでいます。

この食品の直接廃棄を削減し、可燃ごみを削減する取組として、フードドライブ事業が注目されています。フードドライブとは、各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄って、それをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設、団体などに寄附することを言います。

フードドライブ事業について、「本町の認識と具体的な検討を行ったことがあるのか」をお伺いします。

都市創造部長 それでは、永山議員の一般質問に御答弁申し上げます。

1点目、「ごみの減量に向けた取り組みについて」のうち、「フードドライブに対する本町の認識」についてでございます。

フードドライブとは、家に眠っている未開封で賞味期限前の食品を提供してもらい、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設に寄附する活動のことであり、食品ロスを削減するための1つの手法として、有効な手段であると認識しております。

本町におきましては、これまでフードドライブの実施に向けた検討を行ったことはございませんが、大阪府では食品ロスの削減に積極的に取り組まれており、消費者に対して効果的な啓発を実施するおおさか食品ロス削減パートナーシップ制度を設けており、当該制度の参加事業者と連携した様々な取組を行っておられ、フードドライブ活動につきましても、その取組の1つとされております。

なお、パートナーシップ事業者には、株式会社ダイエー及び生活協同組合も参加されており、本町では、グルメシティ水無瀬店及びコープ島本がフードドライブ活動の受取窓口となっております。

以上でございます。

永山議員 大阪府が食品ロスへの取組として、フードドライブ事業に積極的に取り組んでいること、島本町はまだ実施検討がなされていないということが分かりました。

大阪府のホームページを見てみると、全国の地方公共団体、店舗、学校の行事など、フードドライブ活動が展開され、大阪府内の市町村や事業者等でも取組が広がっているというふうに説明をされています。

北摂地域でもフードドライブ事業の取組が広がっていますが、本町でこれに取り組むことはできないのでしょうか。この点、お伺いします。

都市創造部長 次に、「本町もフードドライブ事業に取り組めないか」についてでございます。

現在、本町を含めた北摂7市3町及びスーパーマーケットなどの事業者が参加し、広域でマイバッグ持参促進やレジ袋削減を目指す取組として「北摂マイバッグ持参促進・レジ袋削減協議会」を組織しておりますが、より発展的なものとすべく、食品ロスの削減及びプラスチックの資源循環を目的とした新たな協議会の設立に向け、検討を進めて

いるところでございます。

このことを踏まえ、今後、本町が実施主体となるフードドライブ活動につきましては、新たな協議会が設置された際には、参加自治体と意見交換や情報連携等を行いながら、実施の可否も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 今の御答弁で、フードドライブ事業について、新たな協議会の設立の動きがあるということは分かりました。そして、今の御答弁によれば、島本町は、仮にその協議会が設置されたとしても、事業を実施するかどうかも含めて、それから考える、まだ、その段階だということが分かりました。

ちなみに、「北摂マイバッグ持参促進・レジ袋削減協議会」に参加している吹田市、豊中市、茨木市、池田市などは、新たな協議会の設立を待つまでもなく、既にフードドライブ事業に取り組んでいますし、近隣の枚方市、交野市、寝屋川市も、令和4年からフードドライブ事業に取り組んでいます。これに比べて、島本町の姿勢はとても消極的ではないでしょうか。

島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例第3条は、「町長は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量の推進する」というふうに明記をしています。

また、冒頭で申し上げましたが、食品ロスの問題は、焼却処分による温室効果ガスの削減につながるもので、島本町は今、町全体で温暖化対策に取り組もうとしている状況にあるわけです。これらとの整合性をどう説明をするのか、実施に向けた検討を今からでも始めるべきではないのか。再度、御答弁を願います。

都市創造部長 議員御指摘のとおり、島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例に基づき、積極的に廃棄物の発生抑制や再利用の促進に努めていく必要があるものと認識いたしております。

本町を含む北摂地域におきましても、事業者として株式会社ダイエーや生活協同組合などがフードドライブ活動を実施していることは先ほどの御答弁で申し上げたところでございますが、それらに加え、御紹介いただきました豊中市、池田市、吹田市、茨木市では、自らが実施主体となり、当該活動を実施されておられることも把握いたしております。

このようなことから、フードドライブ活動の実施に当たりましては、新たな協議会設立時の検討に加え、環境省から示されております「フードドライブの実施の手引き」を参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 御答弁、ありがとうございます。

御答弁いただきました内容について、先ほどより踏み込まれた御答弁をいただけたと

いうふうに思います。先行自治体では、ごみの削減の効果が一定認められたところもあるそうです。協議会が設立されてから検討を始めるのではなく、その前から、本町の個別の事情など、積極的に調査研究に取り組んでいただきたいと思います。

今の御答弁の中にもありました環境省作成の「フードドライブの実施の手引き」によりますと、フードドライブ事業は、ごみの削減という環境問題だけではなく、「福祉部門との連携も重要である」というふうに指摘されています。

そこで、視点を変えて、「福祉の視点でとらえるフードドライブ」について、伺いたいと思います。

社協だよりを見ると、社会福祉協議会では、まだ食べられるのに様々な理由で捨てられてしまう食品を必要とする人達の下に届ける活動、いわゆるフードバンク事業が紹介されています。これらフードバンクの事業の現状とフードドライブの導入によって得られるメリット、担当課として具体的に連携できる部分があるかについて、お伺いします。

健康福祉部長 次に、「福祉の視点でとらえるフードドライブ」についてでございます。

現在、島本町社会福祉協議会においては、事業者や個人から寄附された食品について、町内の子ども食堂や福祉施設、支援を必要とする世帯を対象に、無償で提供されております。具体的には、生活協同組合コープこうべから提供されたお米を定期的に食料の支援を必要としている世帯等に無償で配付するとともに、町内の各事業所や個人から島本町社会福祉協議会に直接寄附された食品についても、同じく対象となる世帯や希望する福祉施設等に提供をしておられます。

福祉担当部局といたしましては、生活困窮者支援の観点から、今後も、このような取組を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 御答弁について、連携している子ども食堂や福祉施設は、現在、それぞれ何か所を対象としているのか。また、寄附をいただく食料品と必要とされる方とのバランス、つまり、需要と供給のバランスについても、さらにお伺いをしたいと思います。

健康福祉部長 島本町社会福祉協議会が連携されている子ども食堂、福祉施設の詳細な箇所数は把握をしておりますが、複数箇所あり、必要な団体からの御要望があれば、随時対応されていると聞き及んでおります。

また、議員御質問の「需要と供給のバランス」につきましては、供給のほうが多く、充足していると聞き及んでおります。

以上でございます。

永山議員 現状、分かりましたが、担当部局として、支援について、もう少し具体的に御説明いただきたいと思います。お願いします。

健康福祉部長 先ほども都市創造部から御答弁いただきましたが、フードドライブとは、家に眠っている未開封で賞味期限前の食品を提供してもらい、福祉施設等に寄附する活動

のことであり、食品ロスを削減するための1つの手法として、有効な手段であると認識をしております。

現在、島本町社会福祉協議会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により食品の支援を必要とする世帯や町内の福祉施設等に、寄附を受けた食料等を無償で提供しておられ、生活困窮者に対する相談支援等においても、この取組を有効に活用していただいていると認識をしております。

今後も、各種の相談支援におきまして、島本町社会福祉協議会と連携し、この取組を活用させていただきますとともに、新たに福祉施設や子ども食堂が開設されました際には、必要に応じて情報提供するなど、連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 ここまでの御答弁で、島本町における現状、需要と供給のバランスですとか、福祉部門の連携の在り方とか、可能性も一旦見えたと思います。

需要と供給の年間のバランス、常時開設をする、不定期で行うといったフードドライブの開催時期の問題や寄贈された食品のその先の寄附先など、環境部門と福祉部門で連携をして、調査研究に、まずは取り組んでいただきたいと思います。

食品の寄贈先について、農林水産省が寄贈先紹介事業というのも実施しておりますので、そちらも参考にいただければと思います。

「ごみの減量」についての2つ目の質問、大きな質問の中の2つ目として、減量に向けたあの手この手の取組、ごみの「ネーミング変更」という手法について、伺ってまいります。

京都府亀岡市は、令和5年4月から、家庭ごみの分別で、「燃やすごみ」を「燃やすしかないごみ」と改め、「埋立てごみ」を「埋立てるしかないごみ」と名称変更するという報道がありました。

これは、名称の変更をきっかけに、強い意識づけを行って、市民に徹底的なごみの分別を促す、それによって焼却処分・埋立処分をするごみをできる限り減らし、資源化を図ろうという取組です。

では、このような手法について、本町のお考えをお伺いします。

都市創造部長 次に、「ネーミング変更という手法」についてでございます。

ごみの名称変更につきましては、自治体によって様々な名称を使用されていることは把握しており、一定、ごみの減量化につながる可能性はございますが、本町におきましては、現在の名称が長年使用されており、住民の皆様にも身近で、御理解いただきやすい名称であると認識しております。

また、名称変更することにより、住民の皆様にも分かりにくく、かつ誤解を招くことも想定されますことから、現時点におきましては名称の変更は予定いたしておりません。

以上でございます。

永山議員 現時点で変更予定なしということですが、今後、こういう名称の変更、今のような名称変更など、その他の手法、やり方を取り入れていく可能性について、全く検討の余地がないのか、お伺いします。

都市創造部長 次に、「本町でもネーミング変更を取り入れることは可能か」についてでございます。

先ほど御答弁申し上げたとおり、名称変更により、一定、ごみの減量化につながる可能性はあるものの、現在の名称が本町にとりまして、住民の皆様にも身近で、御理解いただきやすい名称であると認識いたしており、現時点におきましては、変更する予定はございません。

なお、今後、分別区分の見直しなどが必要となった場合には、名称の変更も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 何も変えずに、今のままのほうが混乱は起きない、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、ここまでの質問は、今までのやり方、今までの認識を大きく変えるべきときに来ているというのが大前提です。変化に際して、可能な限り混乱が起きないように工夫をすること、手順を踏むことはもちろん必要ですが、誤解を招くから、混乱をするから、だからしないというのは違うと思います。必要があれば、考えて取り組むべきです。

現在、策定中の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に挙げた温室効果ガス排出量の削減目標値は、2030年までに平成25年度比で51%の削減となっていました。これはたやすく達成できるものではありません。本年2月9日に開催された島本町環境保全審議会でも、委員から、この点指摘があったはずですが、これをどのように受け止めたのでしょうか。

ごみの削減に向けた取組の1つとして、ネーミングの変更というのを取り上げましたが、言えるのは、ごみの削減に本気の自治体の取組だということです。名称変更にとらわれるというわけではありませんが、町の本気が問われているということを指摘して、次の質問に移りたいと思います。

2つ目になります。「新庁舎の建設と文化財調査のその後」についてを、伺ってまいります。

新庁舎の建設に当たって文化財の調査を実施、深さ3.5メートルで、6か所で調査を行ったということを、さきの12月の定例会議でも御答弁いただきましたが、具体的な実施方法について、お伺いいたします。

教育子ども部長 続きまして、2点目の「新庁舎建設と文化財調査のその後」のうち、「試掘調査の具体的な方法」についてでございます。

重機により、表土及び盛土の除去を行った後、旧地形を掘り下げていき、遺構・遺物

が存在する可能性のある土層があれば人力掘削を行う予定でしたが、試掘調査の結果、今回の新庁舎建設工事の基礎は盛土内に収まることが明らかとなりましたことから、重機掘削後、記録作業を行い、試掘調査を終了いたしました。

以上でございます。

永山議員 事業主が島本町であったとしても、例外なく調査を行ったことは、真つ当な判断であったと思います。

ただ、試掘調査を実施した現在の役場駐車場は、以前は住民ホールがあった場所です。過去に埋め立てている場所を、わざわざ試掘する必要があったのでしょうか。住民ホール建設時の資料など、事前の調査を行ったのか、この点について、お伺いします

教育子ども部長 次に、「過去に埋め立てているところを試掘する必要があるのか」についてでございます。

新庁舎建設予定地につきましては、鶴ヶ池を埋め立てた場所であることは理解しておりましたが、池の深さや盛土の厚さ、元の岸の位置などが記された詳細な図面が保存されていなかったことから、埋蔵文化財が明らかに存在しないと言える状況にはございませんでした。

また、「土木工事計画届書」に添付された住民ホールの基礎伏図によりますと、住民ホールの基礎の位置と新庁舎の基礎の位置が異なることから、埋蔵文化財が存在した場合を考慮し、試掘調査を実施したものでございます。

以上でございます。

永山議員 記録が保存されていなかったということですね。住民ホールは既にもう存在しない建物ということですので、図面が存在しなかったというのはあり得ることだったのかもしれませんが、こういったことに備えて、やはり図面、必要な資料は残しておかれるのがよいのではないかと思います。

明らかに埋蔵文化財が存在しないとは言えないということから、調査を実施したということは分かりました。存在しないという絶対的な確証がない限りは調査をする、その姿勢は真つ当であり、常にそうあるべきことだと考えます。

次に、駐車場の試掘調査、隣接する小野薬品工業株式会社の敷地内で発見されました西浦門前遺跡との関連性は意識された調査だったのでしょうか。この点をお伺いいたします。

教育子ども部長 次に、「西浦門前遺跡との関連性」についてでございます。

西浦門前遺跡においては、池を有する庭園遺構が見つかっており、新庁舎建設予定地は西浦門前遺跡と距離が近く、また、池を埋め立てた場所であることから、当該地においても、西浦門前遺跡で見つかった庭園遺構に関連する遺構・遺物が存在する可能性も、当然考慮いたしました。また、付近に弥生時代から近世までの集落跡である桜井遺跡が存在することからも、これらに関連する遺構・遺物が存在する可能性も考慮し、試掘調

査を実施したものでございます。

以上でございます。

永山議員 今、御答弁いただいた「可能性を考慮した試掘調査」というのは、具体的にはどういう調査でしょうか。御答弁願います。

教育こども部長 試掘調査の具体的内容についてのお尋ねでございます。

建設予定地全域の堆積状況を確認することができるよう、建設予定地全域に試掘坑を設定いたしました。西浦門前遺跡のように、池の岸辺に石組の遺構が見つかる可能性や、桜井遺跡のような集落跡に近い池の岸辺において、投棄された遺物が多く出土することがあることから、鶴ヶ池の岸辺に近い建設予定地南端付近にも試掘坑を設定いたしました。

具体的な調査方法については、先ほど御答弁いたしましたとおり、重機掘削後、記録作業を行いました。その際にも、西浦門前遺跡などの遺構・遺物・地層と同様のものが存在しないか、注視しながら調査を進めたところでございます。

以上でございます。

永山議員 関連遺跡に考慮したことは分かりました。

西浦門前遺跡の周辺については、調査時の注意にとどまらず、新たな発見につながる取組を、今後はお願いしたいと思います。

先ほどの御答弁の話に戻りますが、明らかに埋蔵文化財が存在しないと言えないから調査を実施した、そのように御答弁されました。この点、昨年10月に調査を終えた越谷遺跡についてはどうでしょうか。

令和4年12月に行われた教育委員会での請願では、越谷遺跡の発掘現場で、専門家から庭園遺跡の可能性について言及があった、そのようなことが明らかにされました。越谷遺跡は、日本庭園学会をはじめ、多くの研究者が関心を寄せていた遺跡であり、発掘現場でこのような重要な指摘があったのであれば、もう一步踏み込んだ調査をするべきだったのではないのでしょうか。

明らかに埋蔵文化財が存在しないと言えたのかどうか、御答弁を求めます。

教育こども部長 次に、「越谷遺跡の調査」についてでございます。

越谷遺跡内で埋蔵文化財に影響を与える可能性のある掘削が行われていたことなどを受け、発掘調査については、一旦停止をいたしました。そして、島本町J R島本駅西土地区画整理組合から経緯等について報告を受け、また、文化財保護審議会の委員の皆様や越谷遺跡が水無瀬離宮の庭園遺跡と指摘される方々に対しても、掘削が遺跡に与えた影響などを現地で確認していただきました。

さらに、文化財保護審議会で、本内容について報告し、御意見をいただくとともに、庭園遺跡と指摘される方々からも御意見をお聞きいたしました。そして、これらの方々からの御意見を参考に、組合と再開に向けて協議を行ったところです。

なお、教育委員会は、鎌倉時代の生活面より上の地層は自然堆積と考えているのに対し、庭園遺跡と指摘される方々は、鎌倉時代のもを踏襲して造られた重要な遺構であると主張され、見解の相違がありました。

そのため、組合には、歴史資料及び堆積学の専門家に見ていただくことの費用負担と、庭園遺跡と指摘される方々が調査中に2回現地確認を行うことについて、御理解と御協力をいただきました。

そして、令和4年9月12日から調査を再開し、庭園遺跡と指摘される方々が注目されている場所周辺に差しかかった段階で、1回目の確認をしていただきました。その際に、庭園遺跡と指摘される方々には、それまでの調査により、後鳥羽上皇が隠岐に行かれた後の時代の生活面であることが判明したことをお伝えしたところ、「専門家には、生活面から下の地層を見せるべきではない」と主張されましたが、所見の精度を確保するため、地層を上から下まで幅広く見ていただくようにいたしました。

そして、庭園遺跡と指摘される方々に御紹介いただいた方も含め、専門家3名に堆積状況を確認していただいた結果、教育委員会がお声がけした専門家2名は、鎌倉時代の生活面より上の地層は「自然堆積」、御紹介いただいた専門家は、「人工堆積であるが庭園ではない」と見解が示されました。

その後、10月18日、庭園遺跡と指摘される方々が2回目の現地確認を行いました。組合側からは、現在、区画整理が進められている作業中の現場に立ち入ることとなることから、当日の参加人数などを事前に報告するよう求められていましたので、当初、お聞きしていた4名との報告をしておりましたが、結果としては、そのお約束を反故にされ、報道機関の方も含め9名の方が来られるという事案が発生いたしました。

そのうちの1名の方が、先ほど申し上げた地層とは別の地層を人工堆積と意見されますが、専門家3名全員が自然堆積と断定した地層であったため、人工堆積か自然堆積かの検証方法についてお聞きしましたが、回答はございませんでした。そして、翌日の10月19日から、最終確認として下層掘削し、地層確認後に埋め戻し作業を行う方針を説明をいたしました。

また、庭園遺跡と指摘される方々は、「有名な土器の研究者がこの後来るので、その方に出土した陶磁器を見せてほしい」と要望されましたが、整理作業のため作業所にその都度運んでおり、陶磁器はこちらにないことをお伝えをいたしておりました。しかしながら、結局、来られると言われていた研究者の方は来られず、庭園遺跡と指摘される方々も、そのまま解散されました。

このような経緯が、「島本町が研究者たちに遺物を見せなかった」という記事として、朝日新聞に報道された事実でございます。

なお、下層掘削時には、1名の方の御都合はつきませんでした。御紹介いただいた方も含めた専門家2名に、再度、地層の現地確認をしていただきました。その際に、前

日に人工堆積の可能性を指摘されたこともお伝えし、現地で、その地層を再度確認いただき、両名から自然堆積層であるとの見解を受けたところです。

さらに、大阪府教育庁文化財保護課職員の方にも再び現地に来ていただき、自然堆積層で遺物を含まない地層の平面調査の必要性について確認いたしました。その際、大阪府基準では、調査対象外であるとの本町の考えに対し、同様の考えであるとの見解を受けております。

そして、10月20日に庭園遺跡と指摘される方々が、「鎌倉時代の生活面より深いところに庭園遺跡の存在が判明した」と主張されましたが、前日に下層掘削による地層の確認を行った結果、遺跡が存在しないことが明らかであり、既に埋め戻しを開始していることをお伝えいたしました。

このように、多くの方々から御意見をいただきながら、従来どおり、丁寧な調査と、適切に記録保存することができ、十分に踏み込んだ調査を実施したものと考えております。

以上でございます。

永山議員 大変長い答弁でした。また、思いの丈をぶつけたような答弁だったと私は受け止めました。立場の違いや考え方の違いで見えるものが大きく違う、その間での意思疎通の難しさを浮き彫りにするような答弁だと思います。

庭園遺跡は、古墳や建物跡などと異なり、人工的なものか、自然のものか、見極めが難しく、専門家でも意見が分かれるものです。庭園遺跡と指摘される専門家が、「生活面から下の地層を見せるべきではない」と主張されたのは、争点以外の地層を調べることが、この難しい庭園遺跡というところでミスリードにつながりかねないと懸念していることです。その文脈で理解されていたのでしょうか。

また、10月18日、専門家のお1人が、別の地層を人工堆積と意見し、庭園遺跡の可能性を示唆されたとする場面では、「人工堆積か自然堆積かの検証方法について聞いたが、回答がなかった」と答弁されましたが、しかし、10人以上の人が集中する混沌とした現場で、その申出は相手方に正しく伝わったのか、意思疎通の難しさがそこにあったかもしれません。調査の最終局面、立ち止まって、自身の立場と異なる意見の側からも光を当てて検証する、そうした時間を持ってほしかったと思います。

そして、もう1点、「適切に記録保存することができた」と御答弁されていますが、専門家、住民は、記録保存ではなく、町の魅力として遺跡の保存を強く願っていた、価値ある遺跡であると専門家も確信を持っておられました。ここに、相互の大きな溝があったと指摘いたします。

しかし、対立や衝突も生まれましたが、多くの住民が関心を持って、多くの専門家がこの町の魅力を高く評価された。これは、とても大きいことと言えます。島本町としても、これまでになく、外部の声を聞こうと努力されたことは評価できます。

今回のことを糧にして、今後、後退することなく、開かれた文化財行政をさらに推進するべきと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

教育こども部長 今回の越谷遺跡内の発掘調査では、発掘調査前に埋蔵文化財に影響を与える可能性のある掘削が行われており、本町としても、大変遺憾でございました。

これまでは、埋蔵文化財調査を進めるにあたっては、大阪府教育庁文化財保護課や本町の文化財保護審議会などの専門的見地からの御意見を頂戴しながら進めておりましたが、今回の事案では、日本庭園学会、日本考古学協会など、これまでにない多くの皆様から意見を頂戴し、それらの意見も参考とさせていただきながら、現地確認や調査などを進めてきたところでございます。

今後においても、事案内容を踏まえ、必要に応じて御意見を頂戴しながら、これまで同様、開かれた文化財行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 今後も扉を閉ざすことなく、開かれた文化財行政が実現されることを期待します。

さらに、住民に開かれ、親しまれる文化財の在り方として、島本駅西地区で見つかった尾山遺跡の池泉跡、御所池瓦窯跡その他について、案内板の掲示を検討するべきだと考えますが、これについての御答弁をお願いします。

教育こども部長 「案内板掲示を検討するべき」についてでございます。

島本駅西地区で見つかった遺跡に限らず、重要な発見があった遺跡については、案内板だけでなく、効果的に文化財保護の普及啓発ができるよう検討しております。

なお、案内板の説明文は、読まれた方に誤解が生じないよう正確に記述する必要があるものと考えますが、御所池瓦窯跡は焚口部及び燃焼部といった窯跡の先端部のみの調査であり、まだ、焼成部といった本体部の調査は実施しておりません。

つきましては、案内板などについては、より調査が進み、遺跡の理解が深まった段階で、設置について検討するべきものと考えております。

また、尾山遺跡の池泉跡については、池泉跡を築造した勢力や築造した意図などの遺構の性格が分かっておりませんが、池泉跡を復元する際に、併せて復元した遺構についての説明板について検討したいと考えております。

以上でございます。

永山議員 ぜひ、御検討いただきたいと思っております。

では、最後の3つ目の質問、「化学物質過敏症について、今、教育現場でできることを」について、伺ってまいります。

令和4年の12月定例会議でもお伺いをしましたが、新学期を前にしたこの時期、児童生徒、保護者に対して、教育委員会から香害や化学物質過敏症について、通知や連絡文をもって理解を求めていくことができないのか、再度、お伺いします。

教育こども部長 続きまして、3点目の「化学物質過敏症について、今、教育現場でできることを」のうち、「通知や連絡文をもって理解を求めることはできないのか」についてでございます。

柔軟剤や洗剤だけでなく、香水や整髪料、シャンプーや制汗剤などによる人工的な香りや化学物質により、頭痛や吐き気などの症状が現れる化学物質過敏症につきましては、令和3年度から、教育委員会事務局内はもちろんのこと、小・中学校を含む各教育施設において国の作成した啓発ポスターを掲示し、広く周知を図ってまいりました。また、化学物質過敏症で悩む児童生徒が安心して授業に参加できるよう、求めに応じて配付できる通常の教科書より化学物質の影響の少ない「対応本」についても、保護者に周知してきたところでございます。

このたび、児童生徒及び保護者へのさらなる周知・理解を図るために、化学物質過敏症に関するリーフレットを本町教育委員会独自で作成し、配付することといたしております。

引き続き、教職員、児童生徒、保護者が、化学物質過敏症について正しい理解を深めることで、全ての児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるように努めてまいりたいと考えております。

永山議員 独自のリーフレットの作成は、とても良い発想だと思います。

この点については、まだ取組の進んでいない自治体もあり、安全な学校生活に重きを置いて、積極的に取り組まれた姿勢が評価できると思います。

では、もう1つ、最後の質問になりますが、新学期、保護者から学校に提出される保健票や家庭連絡簿に化学物質過敏症などについて記入する項目を設けることができないか。症状について家庭から発信できるような工夫の1つとして、お伺いいたします。

教育こども部長 次に、「家庭から発信できるような工夫」についてでございます。

学校が、児童生徒の健康状態を把握し、在学中の健康管理の参考とする保健票や、児童生徒の家庭の状況を把握するために参考とする家庭連絡簿に、化学物質過敏症に関して記入項目を追記することにつきましては、児童生徒の実態を把握し、保護者と共有するための有効な手段の1つであると考えております。

つきましては、今後、家庭連絡簿における「担任に伝えたいこと」という欄において、化学物質過敏症の有無等を記載いただくことを想定した記載例を作成し、家庭に配付する方向で、現在、調整を進めているところでございます。

以上でございます。

永山議員 令和4年12月から、担当課の迅速な対応によって、香害、化学物質過敏症、それぞれについて、ホームページで情報発信が始まりました。学校教育現場でも周知が進むことで、お困りの方が、より声を上げやすくなるものと思います。今後も、様々な分野で、困っておられる方の声に寄り添う取組を進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

東田議長 以上で、永山議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時39分～午後 3 時30分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員 2023年（令和 5 年）2 月定例会議の一般質問は、「基金の債券運用」と「食品ロスの削減」、2 つのテーマで行います。

I 点目、「フードロスを減らそう～生き物の命を無駄にしない～」。

日本では、1 年間に約612万トンもの食料が捨てられており、これは東京ドーム 5 杯分とほぼ同じ量で、日本人 1 人当たりお茶碗 1 杯分のご飯の量が毎日捨てられている計算になると言います。農林水産省の2017年度推計値によるものです。「もったいない」という言葉が世界に注目された日本でしたが、現在の日本は、「廃棄大国」となっていました。

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品はフードロスと呼ばれていますが、その削減は、世界的な食糧危機、地球環境への悪影響の懸念から、見逃すことのできない喫緊の課題です。何より、生き物の命をいただいているのですから、粗末にははいけません。日本の食料自給率は低く、私たちは多くの食べ物を輸入に頼っています。それでいて、多くのフードロスを生み出しているのですから、社会全体で解決していかなくてはなりません。

1) 点目、国民一人一人がフードロス削減を意識するための目標値について問います。

国は、どのように目標を立てているのでしょうか。

都市創造部長 それでは、戸田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

I 点目、「フードロスを減らそう～生き物の命を無駄にしない～」のうち、「フードロス削減を意識するための目標値」についてでございます。

平成27年 9 月25日に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている持続可能な開発目標、いわゆる SDG s のターゲットの 1 つとして、2030年までに世界全体の 1 人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれており、この内容を踏まえ、国内では「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び「食品リサイクル法の基本方針」において、家庭系及び事業系の食品ロスを2030年度までに、2000年度比で半減するとの目標が定められております。

本町におきましても、当該目標値の達成に向け、島本町一般廃棄物処理基本計画において、住民・事業者の取組として、食品ロスの削減に努めることを明記いたしております。

以上でございます。

戸田議員 ところが、現在の島本町一般廃棄物処理計画には、町としての目標値は設定されていないのではないのでしょうか。次期計画には目標値を定めていただきたいと思っております。

都市創造部長 令和2年3月に策定しました現行の島本町一般廃棄物処理実施計画では、住民・事業者の取組として「食品ロスの削減に努めること」としてしておりますが、その目標値までは設定しておりません。

本町といたしましても、廃棄物削減の手法の1つとして、食品ロス対策は重要な取組であると認識いたしておりますので、次回の見直し時において、目標値の設定を含めた計画の策定を検討してまいりたいと考えております。

戸田議員 前向きの検討による目標値の設定を求めておきます。

2)点目、フードロス——以下、これを食品ロスと言うこととします——その削減には、食品リサイクル法と食品ロス削減推進法、2つの法的根拠があります。それぞれの特徴を御説明ください。

都市創造部長 次に、「食品リサイクル法と食品ロス削減推進法のそれぞれの特徴」についてでございます。

まず、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、いわゆる食品リサイクル法につきましては、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、製造・流通・外食等分野の食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的としており、国による基本方針の策定、食品関連事業者による再生利用等の実施及び再生利用を促進するための措置等が規定されております。

一方、食品ロスの削減の推進に関する法律、いわゆる食品ロス削減推進法につきましては、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を推進することを目的としており、消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発、食品関連事業者等の取組に対する支援、食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰などの施策が規定されております。

それぞれの特徴としましては、食品リサイクル法では、食品関連事業者に対する法律であるのに対し、食品ロス削減推進法では、国、地方公共団体、事業者及び消費者等、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するための法律となっております。

戸田議員 まさにまさに、食品ロスの削減に向けての国民的な運動が求められています。

日本では、食品ロスを大きく事業系と家庭系に分けています。本質問では、事業系ロスにかかる取組を求めて、具体的な提言を行ってまいりたいと思います。

スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど小売店での売れ残り、飲食店での食

べ残し、売り物にならない規格外品といった事業系の食品ロスは、農林水産省の数字では、年間328万トンとされています。ホームページより拾ったものです。

食品の外見上の見栄えをよくするため、あるいは、販売期限・消費期限・賞味期限などのラベルの仕組みによって、日本は実際に食べられる食品の多くを捨てています。これまで再三指摘されてきましたが、改善されてきたとは言えません。

3)点目、「食品ロス削減月間」と「食品ロス削減の日」を御存じでしょうか。

都市創造部長 次に、「食品ロス削減月間と食品ロス削減の日」についてでございます。

食品ロスの削減の推進に関する法律第9条において、10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」として定められているもので、環境省が消費者庁や農林水産省と連携しながら、食品ロス削減月間等の啓発ポスターの作成、食品ロスに関連した川柳コンテスト、食品ロス削減に関する情報発信等、食品ロスの削減に向けた集中的な普及啓発を行っておられます。

なお、本町におきましても、当該期間にかかわらず、町ホームページに食品ロス削減に関する情報を掲載しており、広く住民の皆様にも周知、啓発を行っているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 一定の啓発を行っているとの御答弁ですが、何とか、町民の共通認識として根づかせていきたいと思っております。

さきに永山議員が一般質問されましたが、生活困窮を支援するフードドライブのように、食品ロスの削減は農林水産省、環境、福祉、消費者行政などの枠組みを超えた取組です。また、12月の定例会議において、中田議員がより大きな視点でごみの減量について質問されています。

視野は大きく行動は足元から、地球規模で考え足元から行動せよ。環境問題を考える上で重要なフレーズとして世界的に有名で、これは20世紀の市民運動のキーワードにもなりました。

実は、食品ロスを発生させる要因の1つに、消費者の過度な鮮度志向があると言われてしています。もちろん、食品の鮮度はとても重要です。けれども、スーパーマーケットで食品を購入するとき、なるべく賞味・消費期限が先のものを購入しようとする行為は、単にマナーの問題にとどまらず、期限が短い商品の売れ残りを招き、廃棄を促しています。

4)点目、これを防ぐため、「てまえどり」キャンペーンというものがあるのを御存じでしょうか。

島本町でも、秋の食品ロス削減月間、食品ロス削減の日に、こういったキャンペーンを行っていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

都市創造部長 次に、「てまえどりキャンペーン」についてでございます。

てまえどりととは、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動であり、消費者庁、農林水産省、環境省、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が連携して、商品棚に提示する啓発物を作成し、消費者に対し、てまえどりを呼びかけておられます。

次に、「食品ロス削減月間」及び「食品ロス削減の日」におけるキャンペーンについてでございます。

現在、本町を含めた北摂7市3町及びスーパーマーケット等の事業者が参加し、広域でマイバッグ持参促進やレジ袋削減を目指す取組として、「北摂マイバッグ持参促進・レジ袋削減協議会」を組織しておりますが、より発展的なものとすべく、食品ロスの削減及びプラスチックの資源循環を目的とした新たな協議会の設立に向け、検討を進めているところでございます。この協議会におきましては、てまえどりも含めた幅広い食品ロス削減の取組を進める予定としており、「食品ロス削減月間」及び「食品ロス削減の日」におきましては、この協議会を中心として、参加自治体や事業者の皆様と連携し、官民一体となった様々な事業展開が図られるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員 北摂地域で広域的に幅広い取組を検討中というような御答弁であったかと思えます。

ところで、マイバッグ持参・レジ袋削減には、実際どのような効果が見られたのでしょうか。

都市創造部長 「北摂マイバッグ持参促進・レジ袋削減協議会」にて取りまとめを行っているマイバッグ持参率につきましては、令和3年度実績で、本町は約87%であり、北摂7市3町の平均でも約84%の持参率となっておりますことから、当該協議会におけるマイバッグの持参促進・レジ袋削減の効果といたしましては、一定効果が見られているものと認識いたしております。

なお、今後は協議会をより発展的なものとすべく、食品ロスの削減及びプラスチックの資源循環を目的とした新たな協議会の設立に向け、現在、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 御答弁にあったように、北摂では広域的で効果的なごみ減量の先例、実績がございます。

そして、既に吹田市では、「みんなで減らそう食品ロス！吹田市からのお願いです手前にある食品を選んでね！」と、てまえどりの啓発を行っておられます。おそらく他市でも取り組まれてところはあると思えます。

普通に考えれば、手前から取るのがマナーかと思いますが、実際にはそうはなっていないのが現実で、本来、当たり前とされていた行為によって、事業者側には期限切れの

店舗食品の廃棄を減らす、島本町にとっては事業系のごみの削減になる、こういうよいところがあります。前向きの御答弁をいただいておりますので、今後、発展的に検討していくとおっしゃっていますので、ぜひ、北摂地域で話題性のある取組を進めていただきたいと思ひます。

通告の5)点目になります。

ごみ減量にふさわしいポーズのみづまるくんに、「もったいないの輪を広げましょう、みんなで減らそう食品ロス、島本町からのお願いです」などと語りかけてもらえば、町域内の協力店舗において、楽しく広くごみの減量を効果的に訴えることができるのではないのでしょうか。

毎年、秋のキャンペーンをしていただき、みづまるくんを用いるとしたら、どういった手続と費用が必要になると考えられますか。「食品ロス削減月間」と「食品ロス削減の日」の啓発を、ぜひ具体的に検討していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 次に、「みづまるくんを用いた啓発」についてでございます。

みづまるくんを活用したキャンペーン等の実施につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、「北摂マイバッグ持参促進・レジ袋削減協議会」におきまして、各自治体のキャラクターを活用したポスター作成や着ぐるみを登場させたイベントも実施しており、食品ロスの削減及びプラスチックの資源循環を目的とした新たな協議会におきましても、同様の事業展開は可能であると考えております。

なお、みづまるくんの使用に関する手続等につきましては、所管課であるにぎわい創造課に使用前の届出及び使用後の実績報告を行うのみで、費用は無料となっております。

また、今後、新たな協議会におきましては、小売業や飲食店にも参加を呼びかける予定としており、「食品ロス削減月間」及び「食品ロス削減の日」を契機としたキャンペーンにつきましても、広域的かつ住民の皆様により浸透する事業展開となるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 最少の費用で最大限の効果、三方よしの取組をお願いしたいと思っております。

例えば、ほかにも、宴会における30・10運動なども広めていただきたいと思っております。30・10運動は、乾杯後の30分はできたての料理を楽しみ、散会前の10分はもう一度料理を楽しみ、幹事は食べ残しのないように声をかけるというもので、長野県松本市での取組が全国的に広まりました。

まとめます。

日本は多く輸入して、多くを捨てる食品廃棄大国と言われております。とても恥ずかしいことです。食料自給率の低さが円高による食品の高騰を招き、戦争、紛争、感染症の影響などによる食材不足が深刻な事態を招いています。北摂における広域的レジ袋削減の経験を生かしていただき、食品ロス削減のムーブメントにつなげていただきたいと

思っております。

環境課が官民共同の柱となっていただきますようお願いして、この質問を終わります。

Ⅱ点目です。「基金の債券運用の考え方と実績を問う」。

1)点目、令和4年度より導入された基金の債券運用について、お尋ねいたします。

どの基金につき、どのような債券を購入し、どういった配慮を持って運用されているのか、詳細、御説明ください。

会計管理者 続きまして、Ⅱ点目の「基金の債券運用の考え方と実績を問う」のうち、「基金運用の詳細」についてでございます。

債券運用を行っている基金につきましては、地域福祉基金、総合スポーツセンター建設積立基金、土地開発基金、ふるさと創生事業積立基金、職員退職手当積立基金及び国民健康保険事業財政調整基金の6基金でございます。なお、国民健康保険事業財政調整基金を除く5基金につきましては、基金の残高に差があり、少額の基金についても効率的な運用が行えるよう、5基金の残高の合計を一体的に債券運用の資金として取り扱う一体的運用を行っております。

次に、購入している債券の種類でございますが、一体的に運用する5基金については国債、政府保証債及び地方債の3種類で、額面金額の合計が4億円、実際の支払金額の合計は3億8,324万1円でございます。また、国民健康保険事業財政調整基金につきましては、地方債及び地方公共団体金融機構債の2種類で、額面金額の合計が3億円、実際の支払金額の合計は3億21万4,095円でございます。

次に、運用に当たっての配慮でございますが、運用の対象とする債券は、国債、地方債、政府保証債など安全な債券であること、運用期間は最大で20年とし、国民健康保険事業財政調整基金については、事業運営の資金需要を勘案して、5年以内の運用としております。

以上でございます。

戸田議員 運用開始以来の利息収入の実績はどのようになっているのでしょうか。国民健康保険基金についてはどうでしょうか。

もう1つ、こういった基金の運用は、府内の他の市町村でも行われているものなのでしょうか。府内他団体の状況を、把握しておられる範囲内でお示してください。

会計管理者 次に、「利息収入の実績」及び「国民健康保険基金」についてでございます。

令和5年1月末現在で申し上げますと、一体的運用する5基金に係ります国債2億円の利率は0.5%で、収入しましたのは1回分で50万円、政府保証債1億円の利率は0.671%で、収入しましたのは1回分で34万8,403円でございます。国民健康保険事業財政調整基金に係ります地方債2億円の利率0.04%のものが1回分で2万円、利率0.21%のものが2回分で21万円でございます。地方公共団体金融機構債1億円の利率は0.205%で、収入額は1回分で10万2,500円でございます。

次に、「こういった基金の運用は、府内の他の市町村でも行われているか」についてでございますが、昨年8月に大阪府が行った基金の運用状況に関する調査では、府内20団体で基金を有価証券で運用されているということでございます。

以上でございます。

戸田議員 過去には、島本町でも行っていたと認識していますが、いつから、どのような運用がなされ、また、いつ頃に途絶えてしまったのか、お分かりになりますか。

会計管理者 本町での債券運用は、平成14年度から総合スポーツセンター建設積立基金、地域福祉基金、桜井財産区特別会計の預金の一部で、利付国債及び地方債を購入しております。満期償還までの期間が2年から5年のもので運用し、満期日が最も遅く到来したものは平成22年度で、それ以降は債券運用をせず、定期預金での運用となっております。

以上です。

戸田議員 分かりました。

公共施設整備積立基金、財政調整基金、減債基金など、比較的金額の多い基金では債券運用を行っておられませんが、どのような理由によるのでしょうか。

会計管理者 財政調整基金、公共施設整備積立基金、減債基金について、現在、債券運用を行っていない理由でございますが、年度末や年度当初に発生する歳計現金の不足に対応するため、これらの基金から、一時資金の流用を行い、対処しているということがございます。

建設事業などについては、年度末に支払時期が集中することがあり、国や府からの特定財源が収入できる事業については、債権者への支払いが完了してから交付されることとなるため、一時全額を本町で負担する必要があります。よって、多額の資金が一時的に必要となり、歳計現金が不足する場合に、財政調整基金、公共施設整備積立基金、減債基金から一時流用して対応する対応を取っております。また、新年度当初は税込等がなく、歳出に充てる資金不足が発生するため、これについても基金からの流用により対応しているところです。

このため、財政調整基金等の債券運用を行う場合は、年度末や年度当初の資金繰りを勘案した上で、余裕を持った対応が必要となるものです。今後は、資金繰りを考慮した中で債券運用を検討していきたいと考えております。

以上です。

戸田議員 分かりました。

購入された債券は、新しく発行されたものですか、あるいは既存の債券になるのでしょうか。また、両者にはどのような違いがあるのでしょうか。

会計管理者 5基金で購入した額面合計4億円の債券のうち、1億円は新しく発行された債券を購入し、他の3億円は既存の債券を購入しています。また、国民健康保険事業財

政調整基金で購入した額面3億円分の債券は、全て既存の債券を購入しています。

新しく発行される債券を新発債、既存の債券を既発債と呼んでおりますが、新発債は発行価格で発行され、投資家は発行価格でこれを購入します。既発債は、流通市場の時価で売買されます。よって、債券の額面により、低い価格で購入することができる場合があります、この場合は表面利率より利回りが良くなります。

新発債は発行日に表面利率が決まりますが、購入するための申込みは、それよりおおむね1週間以上手前となるため、債券市場の状況により、どのくらいの表面利率になるかを予測しておく必要があります。既発債は購入日の時価になるため、購入単価と利率から利回りを計算し、短時間で購入するかどうかを判断する必要があります。

本町では、既発債を購入する場合、各証券会社へ購入しようとする債券の条件を提示して募集する引き合い方式で行い、利回りのいいものから順に、目標とする額面に到達するまで採用する方法を取るため、新発債と異なり、債券の購入単価が100円を超えるものもあります。

以上でございます。

戸田議員 よく分かりました。

元本割れというようなものは、起こり得るのでしょうか。

会計管理者 元本や利子の支払い責任は債券を発行する発行体にあり、国債の発行体は国、地方債の発行体は地方公共団体です。債券市場の国の信用度は最高ランクであり、地方公共団体はそれに次ぐ信用度となっております。債務不履行となる元本割れという事態は起こり得ないと考えております。

以上です。

戸田議員 満期を迎えた場合には額面どおりで元本が返ってくるが、そうでない場合には、売却したときの債券市場、経済状況によって金額が変わるという認識でよいですか。

会計管理者 満期償還まで債券を保有した場合には、発行体から額面金額が償還され、それまでの利息収入と、額面より安く債券を購入した場合は、額面との差額が差益として得ることができ、購入当初の見込みどおりの利回りで運用できた結果となります。

債券を途中で売却する場合は、債券価格はその時点での時価となるため、それまでに受け取った利息収入額と売買価格の合計額が、債券購入時の金額を上回っていなければ、収支がマイナスとなるおそれがあります。

債券の表面利率は、発行された時点から償還まで変わることはありませんが、例えば額面100円のものが99円、あるいは101円で取引されることにより、債券の価値、利回りが変わることになります。

議員御指摘のとおり、債券を途中で売却する場合は、経済状況によって、債券の売却価格、基金運用の収支が変わることになります。

以上です。

戸田議員 それでは、満期を迎えるまでに得られる利息収入の見込額について、お示しく
ださい。満期を迎えた場合には、お示しいただいた年2回の利息収入は、全て運用益と
して基金への歳入となる、こういう認識でよろしいですか。

会計管理者 満期を迎えるまでに得られる利息収入の見込額は、一体的に運用する5基金
については、おおむね4,636万円、国民健康保険事業財政調整基金については、おおむ
ね234万円となります。

年2回、支払を受ける利息は、満期時ではなく、その都度、基金条例の規定により収
入及び積み立てるものです。一体的に運用する5基金については、基金条例の規定によ
り、地域福祉基金の収益は地域福祉及び在宅福祉事業の経費に充てるため歳入し、それ
以外の4基金については、それぞれ債券購入に充てた金額に案分して、積立てを行いま
す。国民健康保険事業財政調整基金については、額面を超えて購入した債券があり、そ
の債券については、これまでに受け取った利息の総額から、額面を超えた金額を控除し
た額が最終的な運用益となります。

以上です。

戸田議員 繰り返しになるかもしれませんが、基本的には満期を迎えるまで動かさない、
仮に満期を迎えずに取り崩す場合は、購入金額よりも利回りが良いタイミングで取り崩
す、こういう理解でよいでしょうか。実際、そういったことを行われますか。

会計管理者 債券については満期まで保有することを原則としています。しかしながら、
仮に満期までに取崩しが必要となった場合には、まずは、債券運用に資金を充てること
ができる他の基金に債券を移し替える方法を想定しています。その方法も取れない場合
は、売却について検討することとなります。

債券を途中で売却する場合は、債券価格はその時点での時価となるため、それまでに
受け取った利息収入額と売却価格の合計額が債券購入時の金額を上回っていて、収支が
マイナスとならないタイミングで売却することを想定しています。

以上です。

戸田議員 御答弁によって、ローリスクで、確実な収入増が得られるものであろうと理解
いたしましたが、自治体が基金の一部を資金として債券運用を行うことを可能とする法
的根拠は、どこにあると考えればよいでしょうか。通告の2)点目です。

会計管理者 次に、「債券運用の法的根拠」についてでございます。

地方財政法第4条の3第3項で、「積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債
証券、地方債証券、政府保証債券その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しな
ければならない。」と規定されており、この条項が、基金の債券運用についての法的根
拠と認識しております。

以上です。

戸田議員 分かりました。

これまでの行財政改革プランには、基金の債券運用という考えはなかったように記憶しております。昨年、9月定例会議において、債券運用の手法については、藏垣副町長の就任とその御指導により始めることができた会計管理者が御答弁されています。早いもので、藏垣副町長に来ていただいてから2年近くが経とうとしています。基金の債券運用については、大阪府での御経験を元に、御助言をいただいたと拝察しております。

そこで、副町長にお尋ねいたします。

金融緩和策において、金利は0%近くまで引き下げられたままです。2022年は、円安ドル高が急激に進み、春頃はおおよそ20年ぶりと言われた130円台になり、その後、変動しつつ、秋には150円台になりました。今回の円安の原因の主たるものは、日米の金融政策の違いと言われていますが、日本銀行は、依然として金融緩和を継続、日本は今なお超低金利状態にあります。

このような環境で債券運用を行うことを肯定的に捉える要因として、こういったことが考えられるでしょうか。御答弁をお願いいたします。

藏垣副町長 それでは、御答弁申し上げます。

本町の基金管理形態として主な手段である定期預金は、一般的に「間接金融」と呼ばれております。間接金融は、資金の貸手と借手の間に銀行のような第三者が介在する取引で、信用リスクを銀行が負っている反面、債券のような資金の貸手と借手が直接的につながりを持つ直接金融に比べて、利息などのリターンが少なくなる傾向があるものでございます。

また、足元の金融情勢については、議員御指摘のとおり超低金利状態であり、指定金融機関であるりそな銀行における定期預金の金利は、期間1か月のものから期間5年のものまで、全て0.001%となっております。これは、1億円の資金を預けても、1年間で1,000円の利子しか得られないというものでございます。一方、我々が運用の対象としている債券のうち、国が発行する国債の足元の金利につきましては、期間5年のもので約0.2%、期間10年のものであれば約0.5%となっており、定期預金金利の200倍以上の利子が得られるものが現状でございます。

以上、金融商品としての特質、そして、今、足元の金融情勢において、中長期的に運用が可能な資金については、債券運用を行うことは有用であると考えております。

以上でございます。

戸田議員 運用に関しては中長期的な視点が必須で、金融や経済に関する知識、判断力が求められることになるかと思えます。

今後の運用についての御助言、あるいはまた職員に求められるスキルというものがあれば、御教示ください。

藏垣副町長 基金の債券運用を実施する上で、金融や経済に関する知識、判断力が必要であることは、議員の御指摘のとおりでございます。とは言いつつも、将来の金融経済情

勢を正確に見通すことは、金融の専門家であっても困難であると考えております。その上で、債券運用に携わる職員に求められるものとしては、資金運用の手段となりえる商品、定期預金や債券などについて、それぞれの特性を理解し、比較検討する力と、金融機関等から得られる情報を基に現状を把握する力になってくると考えております。また、何よりも一番大切な点としては、本町における今後の資金需要について、しっかりと把握することだと考えております。

基金は、設置目的に応じた管理に支障を来さない範囲内で、確実かつ効率的な運用を図る必要がございます。また、本町全体として資金の効率的な活用という観点から、歳計現金に不足が生じる場合に、金融機関から一時借入をするのではなく、基金の資金を活用するという点も考慮する必要があると考えております。

また、実際に債券運用するとなれば、債券の選定、証券会社等金融機関との調整、債券の受け取り、資金の払出し、半期ごとの利息の収入、決算等の会計処理などの関連する事務が発生します。長期のものでも短期のものでも、同様の事務負担が生じることから、いかにして長期的な運用ができる資金を見極めるかが重要で、そのためにも、各基金の今後の資金需要及び本町全体としての年間のキャッシュフロー、お金の出入りについて把握することが重要になってくると考えております。

以上でございます。

戸田議員 大変重要なことを、分かりやすく御答弁いただいたと思います。金融財政の奥深さを知るとともに、従前より少し身近に、このことを感じるができる御答弁でした。

通告、最後の問いになります。

島本町の基金に見られる特徴をどのように分析されているのでしょうか。他団体と比べて、どのような傾向があるのか、お答え願います。

総務部長 次に、「本町の基金の特徴」についてでございます。

本町におきましては、島本町基金条例において、財政調整基金をはじめ、それぞれの設置目的に沿った13の基金を有しております。他自治体におかれましても、同様にそれぞれの設置目的に沿った基金を有しているものと認識いたしております。

本町での近年における財政調整基金の基金保有額の推移としましては、平成30年度及び令和元年度は前年度より減少したものの、交付税の増等により、令和2年度及び3年度は増加に転じております。また、令和2年度の本町の住民1人当たりの基金保有額は13万2,000円となっており、他団体と比較いたしますと、府内町村の平均値19万4,000円より低くなっているものの、類似団体の平均値11万円より高くなっております。

しかしながら、新庁舎の建設をはじめ、老朽化した公共施設の長寿命化への対応、扶助費の増加等、多額の支出を伴う事業が山積していることから、引き続き、行財政改革等による歳入確保、歳出削減に努める必要があると考えております。

以上でございます。

戸田議員 まとめてまいります。

各基金の今後の資金需要及び本町全体としての年間のキャッシュフロー、お金の出入りについて把握することが大変大事であること。藏垣副町長からの御答弁、御助言でした。

各課におかれまして、今後の資金需要についてしっかりと把握すること、財政の課題を財政だけに任せない、頼らないという感覚が、これからの自治体職員に必要なものかと思いました。全ての職員が財政に強くなり、広い視野で町財政を考え、必要なものには必要な予算が計上される行財政改革を目指して、精進していただきたいと思っております。

質問により、基金の債券運用については、他団体においても運用実績があること、本町でも過去に行われていたこと、損失リスクはほぼないと思われ、一方、確実な利益が得られる運用であること、法的に問題がないことなど、確認、理解いたしました。

これについては、令和4年度の決算書、事務事業成果報告書への分かりやすい記載を求めて、私の一般質問を終わります。

東田議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日2月28日午前10時から再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日2月28日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変御苦勞さまでございました。

(午後4時14分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 福嶋議員 1. 審議会等の情報公開改善状況と内部統制について
2. 他自治体に遅れることのない窓口や交付業務のデジタル化を
3. 高齢者や障害のある人等の避難の実効性確保取組について
- 大久保議員 島本町の受動喫煙防止対策の取り組みについて
- 中嶋議員 「JR西側開発に伴う道路整備の必要性について」
- 長谷川議員 子ども医療費助成は高校卒業（18歳）まで
- 中田議員 子どもたちの人権と学校のルールについて
- 永山議員 1. ごみの減量に向けた取り組みについて
2. 新庁舎建設と文化財調査のその後
3. 化学物質過敏症について、今、教育現場でできることを
- 戸田議員 1. フードロスが減らそう～生き物の命を無駄にしない～
2. 基金の債券運用の考え方と実績を問う

令和5年

島本町議会2月定例会議会議録

第2号

令和5年2月28日(火)

島本町議会 2月定例会議 会議録 (第2号)

年 月 日 令和5年2月28日 (火)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	川嶋	玲子	2番	野口	日利美	3番	山口	博好
4番	中嶋	洵智	5番	大久保	孝幸	6番	福島	保雄
7番	長谷川	順子	8番	中田	みどり	9番	東田	正樹
10番	平井	均	11番	伊集院	春美	12番	清水	貞治
13番	戸田	靖子	14番	永山	優子			

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田	紘平	副 町 長	藏垣	武博	教 育 長	中村	りか
総 合 政 策 部 長	北河	浩紀	総 務 部 長	川畑	幸也	健 康 福 祉 部 長	原山	郁子
都 市 創 造 部 長	名越	誠治	上 下 水 道 部 長	近藤	治彦	消 防 長	三浦	毅
教 育 こ ど も 部 長	岡本	泰三	会 計 管 理 者	永田	暢			

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多田	昌人	書 記	坂元	貴行	書 記	村田	健一
---------	----	----	-----	----	----	-----	----	----

令和5年島本町議会2月定例会議議事日程

議事日程第2号

令和5年2月28日(火) 午前10時開議

日程第1 一般質問

山口議員 再生可能エネルギーについて

伊集院議員 1. ため池・調整池について

2. 健康な人生へ～CKD、慢性腎臓病予防対策について～

日程第2 第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第3 第2号議案 訴えの提起について

日程第4 第3号議案 町道路線の廃止及び認定について

日程第5 第34号議案 島本町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第6 第4号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について

日程第7 第5号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第8 第6号議案 島本町文化財保護条例の一部改正について

日程第9 第7号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

日程第10 第8号議案 島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部改正について

日程第11 第9号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算(第9号)

第10号議案 令和4年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

第11号議案 令和4年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

第12号議案 令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第12 第13号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第13 第14号議案 島本町景観条例の制定について

第15号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

- 第16号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
- 第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第18号議案 島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
- 第20号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第21号議案 令和5年度島本町一般会計予算
- 第22号議案 令和5年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第23号議案 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25号議案 令和5年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第27号議案 令和5年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第28号議案 令和5年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第29号議案 令和5年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第30号議案 令和5年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第31号議案 令和5年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第32号議案 令和5年度島本町水道事業会計予算
- 第33号議案 令和5年度島本町下水道事業会計予算

(午前10時00分 開議)

東田議長 おはようございます。

昨日に引き続き、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、山口議員の発言を許します。

山口議員 おはようございます。

「再生可能エネルギー」について、質問いたします。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、2050カーボンニュートラルを宣言しました。

島本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）では、温室効果ガス排出量削減の短期目標を、「2030年度に2013年度比51%削減」を目指し、「2050年度に温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指しています。また、「再生可能エネルギーの導入目標を94.4テラジュール、2050年度に261.6テラジュールとします。」と記載されています。

また、ウクライナ紛争などにより、資源の高騰で光熱費が上昇しています。本町の財政の圧迫要因となっているのではないかと思います。

それでは、公共施設における再生可能エネルギーについて、質問をします。

1番目、島本町においてどのような種類の再生可能エネルギーを作ることができますか。

都市創造部長 それでは、山口議員の一般質問に御答弁申し上げます。

1点目、「再生可能エネルギーについて」のうち、「再生可能エネルギーを作ることができるか」についてでございます。

再生可能エネルギーには、太陽光、風力、水力など様々な種類があり、それぞれにメリット、デメリットが存在いたしますが、中でも、風力、水力については、再生可能エネルギーを生み出す元となる風や水が十分になれば意味がなく、発電システムの導入場所が非常に限定的となり、現時点において、本町での活用は困難であると認識しております。一方、太陽光につきましては、太陽光発電システムを導入するための一定規模の面積さえあれば導入することが可能となり、さらには太陽光パネルの設置角度や、南向きに設置するなどの条件を整えることにより、安定した日射量を確保することができれば、より発電効率を上げることも可能となります。

このようなことから、本町が再生可能エネルギーを活用するに当たりましては、太陽光が最も現実的かつ実現可能性のある方法であると認識しております。

以上でございます。

山口議員 再質問ですが、バイオマス発電はいかがですか。

都市創造部長 バイオマス発電につきましては、その発電方式として幾つか手法がありますが、主に廃材などの木質燃料、生ごみ、農業残渣などを燃焼させることで熱を発生させ、電気を生み出す発電方式となります。また、燃焼する際には、二酸化炭素が発生することとなりますが、発生した二酸化炭素は、再度、植物などが成長する過程で大気中から吸収し、トータルとして二酸化炭素の量は変化しないカーボンニュートラルの考え方で、地球温暖化対策の1つの手法であることは認識いたしております。

現時点におきましては、バイオマス発電の導入について検討したことはございませんが、一般的に、燃料品質のばらつきにより温度が安定しないことや発電効率が低いことなどの課題がございます。また、燃料を他所から購入等することでは地球温暖化対策上のメリットがないことから、町内の森林から排出される木材を燃料とするには、山林所有者等による一定の木材搬出等が必要であります。現状の搬出状況を踏まえると、安定的な燃料供給の面で大きな課題がございます。

以上でございます。

山口議員 バイオマス発電の1つでございますが、ごみ焼却場を使用したごみ発電、廃棄物発電はいかがですか。

都市創造部長 廃棄物発電につきましては、先ほど御答弁申し上げましたバイオマス発電の一種で、廃棄物を焼却する際に発生する熱によりタービンを回すことで発電機を作動させる発電方式となります。

当該発電方式は、燃料となる廃棄物さえあれば安定した発電量が見込まれるというメリットがあり、他自治体においても導入している団体はございますが、本町では、発電させるためのタービンや発電機の設置費、また、それらの設置場所の課題があることから、現時点におきましては、導入は困難であると認識いたしております。

以上でございます。

山口議員 2番目の質問に移ります。

本町の公共施設には再生可能エネルギーが使われていますが、どのようなものがありますか。

総務部長 次に、「公共施設にどのような再生可能エネルギーが使われているか」についてでございます。

本町の公共施設のうち、役場庁舎におきましては太陽光パネルを平成23年度に設置しており、平成24年2月から太陽光発電システムを稼働することにより、補助的なものではございますが、再生可能エネルギーを活用しております。

なお、他の公共施設におきましては再生可能エネルギーの活用はございませんが、新庁舎建設に当たりましては、太陽光発電システムを更新することとしております。

以上でございます。

山口議員 3番目の質問でございます。

本庁舎にある太陽光発電は、庁舎内の電気のどのくらいの割合をカバーしていますか。

総務部長 次に、「本庁舎の太陽光発電でどのくらいの電力をカバーできているか」についてでございます。

本庁舎の電気使用における太陽光発電の割合につきましては、太陽光発電の使用量が確定しております昨年4月から12月で比較しますと、役場庁舎の電気使用料は、合計31万931.93キロワット／アワーとなっておりますが、太陽光発電システムの発電量は1万3,700.93キロワット／アワーであったことから、約4.4%を太陽光発電で賄っております。

以上でございます。

山口議員 新庁舎には、現在よりも発電量を増やす予定ですか。

総務部長 新庁舎に設置する太陽光パネルにつきましては、枚数を増やすことや高性能なものを導入することにより、発電量を増やすことについても検討いたしました。昨今の世界的な原材料及び原油等エネルギーの品不足や価格高騰の影響を受けて、建設工事の資材価格が急激に高騰し、新庁舎建設に係る工事費につきましても影響を受けたことから、総事業費を削減するため、現在と同じ発電量のものを設置することといたしております。

なお、太陽光パネルにつきましては、技術向上により、現在設置しておりますパネルと比較し、コンパクトなものでも同じ発電量が可能となっております。

以上でございます。

山口議員 4番目の質問に移ります。

島本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）では、「住民・事業者における再生可能エネルギーの導入を促進するために、公共施設への太陽光発電システム等の率優先導入に努めます。」とありますが、「太陽光発電システム以外の再生可能エネルギー」もお考えですか。

都市創造部長 次に、「太陽光発電システム以外の再生可能エネルギー」についてでございます。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、太陽光以外の発電方法は様々な制約が考えられ、現時点におきましては、太陽光が最も現実的かつ実現可能性のある再生可能エネルギーであると認識しております。

このようなことから、まずは太陽光発電システムの導入に努め、地球温暖化対策の推進に努めてまいりますが、風力や水力などの太陽光以外の再生可能エネルギーにつきましても、様々な制約があり、実現は困難であるものの、地球温暖化対策を推進する上での1つの手法であることから、実現可能性も含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 太陽光発電以外の再生可能エネルギーにつきましても、「実現可能性も含めて検討してまいりたい」と答弁されてますが、その「以外」の一番近い実現可能な再生可能エネルギーは何でしょうか。

都市創造部長 再生可能エネルギーは、太陽光よりも風力や水力による発電効率が一般的に高いと言われており、本町としても、地球温暖化対策を推進する上での1つの選択肢であると考えておりますが、風力や水力は、再生可能エネルギーを生み出す元となる一定の風量や水量が不可欠であり、安定した供給の面で課題がございます。また、設備を導入する場所が限られることから、現時点におきましては、太陽光が最も現実的かつ実現可能性のある再生可能エネルギーと認識いたしております。

以上でございます。

山口議員 5番目の質問に移ります。

太陽光発電システム等を導入できる公共施設は、何か所ありますか。また、そこはどこでしょうか。施設名をお願いします。

都市創造部長 次に、「太陽光発電システムを導入できる公共施設」についてでございます。

まず、庁舎では既に太陽光発電システムを導入しており、新庁舎建設に当たりましては、太陽光発電システムの更新を予定しております。

次に、庁舎以外の公共施設につきましては、過去にふれあいセンター、山崎ポンプ場、消防本部、大藪浄水場において、第三者が発電設備を所有するモデル、いわゆるPPAモデルを前提に太陽光発電システム導入の検証を実施しましたが、採算が合わないなどの理由により、実現には至りませんでした。

従いまして、現時点において、これまでの経緯等を考慮した上で、太陽光発電システムを導入することとしている公共施設は庁舎のみとなっておりますが、今後、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、地球温暖化対策の推進に向けて様々な取組を行っていく必要があることから、過去に検証を実施した公共施設に加え、未検証の公共施設についても、改めてシステム導入の可否を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 「PPAモデルを前提に太陽光発電システム導入の検証を実施しました。」との答弁ですが、検証はいつ頃されましたか。

また、「採算が合わないなどの理由により、実現には至りませんでした。」との答弁ですが、「採算が合わない理由」とは何でしょうか。採算以外にも、できない理由がありますか。具体的に説明、お願いします。

それと、学校施設の屋上は検討されましたか。

都市創造部長 PPAモデルの検証につきましては、令和2年に検証を行ったものであり、

二酸化炭素の排出削減効果はあるものの、当時の1年間にかかる電気料金に比べ、P P A事業者へ負担する費用のほうが割高となるため、採算が合わず、P P Aモデルによる太陽光発電システムの導入には至らなかったものでございます。

また、P P Aモデル事業による太陽光発電システムが導入できない理由につきましては、設置が可能となる前提で検証をしたものであり、採算以外の理由はございません。

なお、学校施設の屋上につきましても検討いたしましたが、1年間で最も発電効率が高くなる夏季において長期休業期間があり、電力消費が減少することから、年間を通じた節電効果が低下し、結果として採算が合わないとの結論に至ったものでございます。

以上でございます。

山口議員 学校施設では「長期休業期間があり、電力消費が減少する」と答弁されていますが、発電した電気を電力会社の送配電網を使用して他の公共施設に送電する、自己託送という方法を取り入れることはできませんか。あるいは、余剰電気を電力会社へ売電することはできませんか。

都市創造部長 太陽光発電の自己託送につきましては、遠隔地に発電設備を設置し、発電した電気を既存の一般電気事業者が保有する送配電ネットワークを通じて、自らの施設に送電する仕組みであり、敷地内に発電設備が設置できない場合には有効な手法となりますが、本町といたしましては、これまで当該手法を検討したことがなく、取り入れることが可能かどうかは、お示しすることは困難でございます。

また、電力会社への売電につきましても、令和2年のP P Aモデル検証時、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるF I T法に基づく固定価格買取制度の単価が著しく下落したことから、自己消費を前提条件としており、売電での検証は行っておりません。

いずれにいたしましても、今後、太陽光発電システムの導入を検討する際には、あらゆる可能性を模索した上で、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 今まで述べられた施設以外にも、ほかの施設があります。そちらのほうも検討はされましたですか。

都市創造部長 令和2年当時には、電力の安定供給と安定消費の観点から、最も導入可能性が高い施設として、ふれあいセンターを含め、山崎ポンプ場、消防本部、大藪浄水場の4施設を検証いたしており、いずれの施設も二酸化炭素の排出削減効果はあるものの、当時の1年間にかかる電気料金に比べ、P P A事業者へ負担する費用のほうが割高となるため、採算が合わず、P P Aモデルによる太陽光発電システムの導入には至らなかったものでございます。

以上でございます。

山口議員 6番目の質問です。

太陽光発電システムを導入した場合に、採算性をどのようにお考えですか。

都市創造部長 次に、「太陽光発電システムを導入した場合の採算性」についてでございます。

太陽光発電システムの導入は、温室効果ガスの排出削減に寄与し、地球温暖化対策を推進する上で非常に有効な取組であることをはじめ、再生可能エネルギーによる電気代の節約、災害時等における停電対策、また、行政においては住民・事業者への普及啓発につながるなど、様々なメリットがあることから、検討に当たりましては、採算性以外の視点も重要であると考えております。

しかしながら、導入に当たっては、多額の設置費用に加え、維持管理費用による財政的な負担が経常的に生じることとなり、現在の町財政を勘案すると、採算が取れないと見込まれた場合には、太陽光発電システムの導入は見送らざるを得ないとの判断に至っております。

いずれにいたしましても、導入に当たっては、自ら設置する手法や設置費用がかからない事業者が設置する手法もございますことから、あらゆる可能性を模索した上で、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 太陽光発電システムの耐用年数は何年ぐらいでしょうか。

また、太陽光発電システムを導入した場合、設備費やメンテナンスの費用がかかりますが、光熱費を払い続けた場合と比べて、いかがでしょうか。

都市創造部長 太陽光発電システムの耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において定められており、当該システムにより生み出した電力を自宅にて使用するか、業務として使用するかなど、その用途によって耐用年数は異なりますが、一般的に自宅で使用する際の耐用年数は17年と定められております。

また、太陽光発電システムと光熱費を払い続けた場合の比較につきましては、一般的に、住宅用の太陽光発電システムを設置してから10年前後で採算が合うと言われておりますが、当該システムの設置場所や規模等により異なるため、単純に比較するのは困難であると考えております。

以上でございます。

山口議員 太陽光発電システムの機器の寿命は何年でしょうか。

都市創造部長 太陽光発電システム機器、いわゆる太陽光パネルの寿命につきましては、設置場所や定期的なメンテナンスなどの実施頻度等にもよりますが、一般的な寿命につきましては、20年から30年程度と言われております。

以上でございます。

山口議員 太陽光パネルで発電した直流電力を交流電力に交換するパワーコンディショナーの寿命は、10年から15年ということですか。

7番目の質問に移ります。

P P A事業の説明とこの事業のメリット、デメリットについて、説明をお願いします。
また、本町の公共施設にP P A事業の導入は可能かどうかについて、お尋ねします。

都市創造部長 次に、「P P A事業のメリット、デメリット、公共施設への導入」についてでございます。

P P Aとは、企業や自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業や自治体が施設で利用することで、電気料金と二酸化炭素の排出削減が見込まれる手法でございます。

メリットといたしましては、事業者が発電設備を設置することに伴い、初期費用が不要であること、発電設備の維持管理やメンテナンス費用が発生しないこと、電力会社が再生可能エネルギー普及のために徴収している再エネ賦課金が不要となることなどが挙げられます。一方、デメリットとしましては、事業者所有の発電設備となるので、自由に交換処分ができないこと、長期契約が条件であることなどが挙げられます。

次に、P P Aモデル事業の導入可能性につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、過去に検証を行ったものの、採算が合わないなどの理由により、実現には至りませんでした。

今後につきましては、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、地球温暖化対策の推進に向けて様々な取組を行っていく必要があることから、過去に検証を実施した公共施設に加え、導入可能性のある未検証の公共施設についても、必要に応じ、その可否を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 地方公共団体に向けた国の補助制度について、お尋ねします。

都市創造部長 現在、環境省から示されております太陽光発電などの再エネ発電設備の導入に関連した主な補助制度として、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金がございます。当該交付金につきましては、再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対する地域共生再エネ等の導入、住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援するもので、原則事業費の3分の2から3分の1が補助され、5つの交付対象事業のうち、2以上の事業を実施することが交付条件となっております。

本町といたしましては、議員御指摘のP P A事業による太陽光発電設備の設置等も交付金対象事業の1つとして挙げられていることから、今後、交付金の活用を検討し、地球温暖化対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 公共施設の屋上や屋根、壁面を企業に設置場所として貸し出し、企業が太陽光発電システムを導入して、自治体は企業から賃料を取り、自治体は電気を電気会社から購入する方法もありますので、その辺はまた御検討、お願いしたいと思います。

そして、温室効果ガスの排出削減と電気料金の削減に工夫していただきたいと思えます。

最後に質問します。

今までの御答弁から推察しますと、本町の公共施設の再生可能エネルギーは太陽光発電システムであり、難しいがP P A事業により導入することだと思えます。

財政状況が厳しく、P P A事業者が見つからなかった場合、再生可能エネルギーをどのように導入しますか。お考えをお聞きます。

都市創造部長 再生可能エネルギーの導入に当たりましては、どの再生可能エネルギーを導入するか、また、例えば、太陽光発電システムではP P Aモデル事業や自ら設置する場合がございますことから、どのような手法を用いるのかなど、様々な選択肢がございます。

いずれにいたしましても、事業採算性とのバランスを考慮した上で、再生可能エネルギーの導入に努め、適切に地球温暖化対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議長 以上で、山口議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員 それでは、令和5年度の当初予算審議を控えていますので、決算や予算上程されていない点にとどめるよう努めながら、以下を伺っていきます。

1. 「ため池・調整池について」。

昨年9月の令和3年度決算審査において、ため池ハザードマップを作成され、周知だけでなく、今後において質疑し、「今後、情報共有をする上で、行政が支援することが必要であれば、適切に対応してまいりたい」と答弁いただきましたが、その後について、伺います。

都市創造部長 それでは、伊集院議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「ため池・調整池について」でございます。

令和4年9月に開催されました総務建設水道常任委員会における令和3年度の決算審査において、御質問をいただきました内容といたしましては、農業用ため池を管理されている桜井財産区と農業用水を管理する桜井水利組合のそれぞれの団体間の情報共有について行政として支援ができないかという趣旨のものであったものと認識いたしております。

その際には、各団体においては構成員が重複されていることが多い状況ではあるものの、行政として調整を行うなどの支援が必要であれば、団体間での情報共有に関して、適切に対応する旨の回答をさせていただいたところでございます。

令和4年度におきましては、令和2年度に作成した水上池のハザードマップに加え、御所ヶ池と越谷池を加えた3か所の農業用ため池を掲載したハザードマップを作成いた

しますが、作成に当たり、関係する団体として、地域の水利組合、農業実行組合、財産区、自治会、自主防災会の代表者に、説明会に御出席いただき、事業内容を説明し、情報の共有を図らせていただきました。

また、本説明会開催後に、桜井実行組合長及び桜井水利組合長から、桜井財産区が所有されている水上池の管理に関する町への御要望をいただいたことから、財産区の皆様に対しても、御要望の内容をお伝えするとともに、今後の農業用ため池の在り方に関する意見交換などを行うなど、団体間での情報連携を図らせていただいたところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 答弁いただきました関係する各団体の代表者に対しまして事業内容の説明、情報共有を図られたこと、一定評価させていただきます。

その中で、町に対して要望が出されましたが、どのようなものであったのか伺うとともに、どのように回答されたのかを伺います。

都市創造部長 桜井実行組合長及び桜井水利組合長からの具体的な御有望についてでございます。

桜井財産区が所有されている農業用ため池である水上池の底に、農業用水を集めて水路に流すための樋があり、この樋が故障したままで、耕作時に必要な水量の調整等がなされず、水位を現状より低くすることができない状況となっております。

現在、当該ため池の管理は、財産区が桜井実行組合の方に依頼され、対応されているところでございますが、樋の改修が容易に行えないということから、町に対して、樋を改修するための対策を講じてほしい旨の御要望をいただいたものでございます。

これに対する町からの回答といたしましては、農業用水としての需要が低下している現在、災害による決壊等のリスクを考慮すると、設備の改修だけでなく、今後のため池の在り方も含めて議論する必要があるという考えの下、関係者による協議の場を設けさせていただきたい旨の回答をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 町からの回答を受けられて、現在はどのようになっている状況か、伺います。

都市創造部長 町から回答させていただいた後、所有者である桜井財産区の皆様に対しましても、御要望の内容と町からの回答内容をお伝えいたしました。

これを受け、桜井財産区をはじめ各関係団体において、ため池の必要性等も含め、今後の方向性を検討されておられる状況であると認識いたしております。

伊集院議員 分かりました。

災害による決壊等のリスクなどを鑑みますと、ため池の補修に際しては、一応補助制度や財政支援的なものがあると思いますが、その辺についてと対応は可能なかどうかをお伺いします。

都市創造部長 今回頂いておりました要望書の支援内容は、農業用ため池として存続することを前提とした樋の改修に対する支援であり、国においても、そのような農業用ため池や貯水機能を排除した工事などへの支援として、農業用水路等長寿命化・防災減災事業がごございますことは、一定把握をいたしております。

しかしながら、現在協議を行われております内容が、施設そのものを廃止する可能性も生じてまいりましたので、施設を廃止されることとなった場合において、町としてどのような対応が可能かにつきましては、今後、国や大阪府などとも連携を図りながら、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

令和5年度、今後の部分は後ほどになりますけども、一応、ちょっと確認させていただきます。

令和2年度の事業として、工事事業、補助金を活用されたハザードマップ、この作成されたのを、なぜ水上池から作成したのか、確認いたします。

都市創造部長 水上池のハザードマップから作成した理由でございますが、本町の農業用ため池のうち、下流への影響が特に大きい水防ため池として唯一指定されていた水上池について、ハザードマップの作成について大阪府から相談がありましたことから、令和2年度に本町において作成させていただいたものでございます。

その後、水防ため池の名称が防災重点ため池へと変更され、また、令和4年度の大阪府水防計画において、御所ヶ池と越谷池についても、下流への影響が特に大きいため池として、水防値C級に指定されることとなりましたことから、現在、これら2つのため池を追加したハザードマップを作成しているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

令和2年度に配付された現在のため池、地図面と啓発面の1枚物で、確か作られています。この地図面の3か所の色がちょっと変わっておりますが、これに名前が入ってくる同じようなもので、令和4年度中に作成されるのかどうか、確認いたします。

都市創造部長 令和2年度の水上池のハザードマップと同様、令和4年度作成のマップにつきましても、A3サイズを二つ折りにしたもので、見開きに3つの池が、それぞれ決壊した場合の浸水想定区域や避難所などを記載した内容となっております。

なお、今後の水上池の在り方につきましては決定しておらず、現時点におきましては、今後もため池としての機能が存続している状況でありますことから、現状としての対応策として、ハザードマップの提供による情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

更新するのであれば、令和4年度中に作成するという事で、特に、国支援、各支援策、島本町としての支援など、協議中に説明ができる状態にならないといけないんじゃないかなという思いがあったんですね。しかしながら、この先、どう方向性が出るかによっても、存続している間のハザードとしては必要ということで、理解いたしました。

ただ、やはり関係団体には、今後の方向性を定めていただくに、決め打ちではなくて、いろんなバージョン、各バージョンに際しての補助金の詳細な説明も添えて、今後も協議等の支援をお願いしたいと思っております。

これ以上行くと、ちょっと予算に関わってきますから、今後の方向性とか管理等ににおいては、常任委員会で質疑してまいりますので、よろしくをお願いします。

次に、事務处理的なことで確認いたします。

総務部になると思いますが、財産区の財産処分においては、島本町は何割か収入というか、一般会計の繰入れがありますが、過去の事例も踏まえまして、あくまでも事例で、ため池を廃止した場合の売却処分とする場合、売却益の一部は町に繰り入れることになると、この「一部」というのは、どの程度かを確認いたします。

総務部長 本町におきましては、従前から、財産区財産の処分の際には、処分代金の2割相当額を一般会計に繰入れを行っているところでございます。

直近で事例がございますので、それについて申し上げますと、令和3年度において、大字広瀬財産区の所有する土地（百山922番）の一部において実施していた公共下水道五反田雨水幹線上流部水路接続工事が竣工したことを受けまして、溝田水路用地を当該財産区から本町へ売却したものがあり、不動産売却収入の2割相当額を、大字広瀬財産区特別会計から一般会計に繰入れを行ったものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 では、その2割相当額の繰入れ、その根拠を伺います。

総務部長 地方自治法第296条の5第1項では、「財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。」と定められております。また、同条第2項の前段には、「財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる。」と定められており、ここで言う「事務に要する経費」とは、市区町村の事務一般の経費に充てるべき一般財源を意味すると解されております。

また、昭和47年9月5日付、地第830号で、大阪府総務部長から各市町村長宛に、「財産区財産の管理及び処分の適正化について」の通知等がなされており、本通知において、「財産区財産の処分については、財産区の住民の福祉を増進するとともに、当該財産区のある市町村の一体性をそこなわないようにしなければならないものであるので、

処分代金の2～3割を一般歳入に必ず繰り入れること」とされており、本町においては、従前から処分代金の2割を一般会計に繰入れを行っているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

明治22年の7つの村が合併し島本村が誕生してから、昭和15年の町制施行、地方自治法で、大阪府も昭和47年に通知をされた。このことを鑑みますと、故郷、ふるさとというのは、自分自身で選べる時代になったと歴史背景が分かります。何より、共存共栄していくために市町村の一体性を損なわない、この理念というのは理解いたします。

ただ、その2割における答弁においては、いつも、「従来から」というお話でありますけれども、やはり根拠を丁寧に引き出していけば、スタートとして財産区との当時に協議をされているという部分はいまだに残っている部分でありますので、やはり協議をした中でということ、今後は、答弁でもいただきたいと思っております。

また、施行より長い年月もありますし、法律上の問題もありますので、大阪府内の状況など、今後、一定の調査などお願いしながら、島本町としても先々、要は財産区だけしか利用していない施設などの老朽化の問題があります。また、先般、見直ししていただいた公共施設総合管理計画にもある施設、それぞれたくさん、相当数ありまして、異なる内容でもありますので、島本町としてどう支援していくのか、どう対応していくのか、今回はため池・調整池についてのテーマでありますので、ここでとどめますが、常任委員会でも伺っていきますので、お願い申し上げまして、2点目に入ります。

「健康な人生へ～CKD、慢性腎臓病予防対策について～」。

平成17年12月の政府・与党医療改革協議会が示した医療制度改革大綱により、予防医学の観点を重視しながら、翌年より国の指導の下、段階を経つつ、本町の保健衛生をはじめ、介護保険や国保に、障害者福祉等々の事業について、尽力いただいております。

本町として、特定健診などにより、特定保健指導を行われながら糖尿病予防へつなげていただいておりますが、個人差や数値だけで読み取るものではないことと、事業内容として、腎臓重症化においてまで、決算でなかなかわからない状況でありますので、担当課として、糖尿病性腎症重症化の方は、おおよそで結構ですので、どの程度いるのかどうか、お伺いします。

健康福祉部長 続きまして、「健康な人生へ～CKD、慢性腎臓病予防対策について～」でございます。

本町の糖尿病性腎症重症化の方の人数についてでございますが、本町で把握しております国民健康保険加入者の診療報酬明細書（レセプト）データの分析結果で申し上げますと、令和3年4月から令和4年3月診療分のレセプトで、人工透析に関する診療行為が行われている患者は21人で、そのうち、生活習慣を起因とするⅡ型糖尿病から糖尿病性腎症となった方は8人ございました。

なお、残りの13人の方は、別の疾病が原因で人工透析となった方、または、レセプト分析では人工透析の原因疾病が特定できない方でございます。

伊集院議員 それでは、さきに述べました大綱から、医療費適正化計画に図られて、やはりレセプトを活用されていますこと、実感を持てる答弁でありましたことは、一定評価いたします。

令和2年度、令和元年度、できれば平成30年度の3年間も、同様にお伺いいたします。

健康福祉部長 本町の国民健康保険加入者における令和2年度から平成30年度までの糖尿病性腎症重症化の方の人数につきまして、各年度のレセプトデータの分析結果に基づいて、お答えいたします。

令和2年度は、人工透析患者は20人、そのうちⅡ型糖尿病から糖尿病性腎症となった方は8人でした。令和元年度は、人工透析患者は20人で、そのうちⅡ型糖尿病から糖尿病性腎症となった方は12人でした。平成30年度は、人工透析患者は19人で、そのうちⅡ型糖尿病から糖尿病性腎症となった方は10人でした。

なお、それ以外の方につきましては、別の疾病が原因で人工透析となった方、またはレセプト分析では人工透析の原因疾病が特定できない方でございます。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

確認ですが、今、お答えいただいた総数は、人工透析を受けておられる人数であるというふうに理解しております。

各年度に当たりまして、新規に年間透析導入患者数のこと、今、いただいた4か年の人数をお伺いいたします。

健康福祉部長 年度当たりの新規透析開始者数のお尋ねでございます。

島本町国民健康保険加入者で、新規に特定疾病療養受療証の対象となられた方の人数で御答弁申し上げますが、平成30年度で4人、令和元年度で2人、令和2年度で2人、令和3年度5人となっております。

以上でございます。

伊集院議員 では、この透析において、お1人当たり、どの程度の費用が必要になってくるか、お伺いいたします。

健康福祉部長 人工透析の費用についての御質問でございます。

島本町国民健康保険被保険者の令和3年度診療報酬明細書の実績で、人工透析関連の患者1人当たりの平均医療費は、年額で507万5,030円となっております。このうち、被保険者1人当たりの自己負担につきましては、人工透析が必要な慢性腎不全につきましては、厚生労働大臣が指定する特定疾病に該当し、申請により交付される特定疾病療養受療証を医療機関に提示することで、1つの医療機関で支払う自己負担額につきましては、所得に応じて月額1万円または2万円までとなっております。

以上でございます。

伊集院議員 相当費用がかかってくる、週2回の方もいれば、3回の方もいらっしゃるし、負担は大きいところであります。

あと参考までに、一般的な尿検査の費用、どれぐらいの額か、お伺いします。

健康福祉部長 尿検査の費用についてでございます。

令和5年度当初予算案の積算におきまして、特定健康診査の尿検査は集団健診で330円、個別健診で260円を見込んでおります。

以上でございます。

伊集院議員 ちょっと、当初予算になると委員会がありますので、令和4年度の積算ではどうだったか、お伺いいたします。

健康福祉部長 令和4年度当初予算での尿検査の積算根拠について、御答弁申し上げます。

特定健康診査の尿検査は、集団健診で275円、個別健診で260円を計上いたしております。

以上でございます。

伊集院議員 集団健診で、個別健診よりも断然高くなっておりますが、参考までに、この高くなる要因について、お伺いいたします。

健康福祉部長 尿検査におきまして、個別健診より集団健診のほうが積算となる単価が高くなる原因、理由についてのお尋ねでございますが、本町の集団健診の費用単価につきましては指名競争入札で決定をしておりますが、その単価には、ふれあいセンター等に医師や技師等の職員を派遣し、集団健診会場を設営する費用等含むよう設定されているためでございます。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

先般、島本町国民健康保険運営協議会、久しぶりに傍聴もさせていただきました。被保険者が大変減少していく状況であります。こういった中、今、人工透析の部分でありますけど、スタートをさせると、もう一生、人工透析とお付き合いをしていかなければなりません。医療費だけの問題でなく、体力や御家族の皆様の協力も必要ですし、精神的にも負担が大きいところでもあります。

全国で言えば、令和3年度末で透析治療を受けている患者数、約33万6,000人であり、大綱で示した各施策をスタートさせた平成18年度末、約26万人が透析治療を受けられていた当時より、7万人弱の増加傾向であるという状況であります。

本町の、先ほど過去の4年間のみお伺いいたしましたが、保健指導により、特にⅡ型糖尿病への尽力はいただいているなということもうかがえる点もなきにしもあらずですが、経済財政運営と改革の基本方針2021の中で、腎臓病について示されている点、関係各位と検討されながら改善へとつなげているということは、一定評価しておきます。

しかしながら、一生お付き合いになる人工透析へとつながる前の支援、ここにおいての支援が必要ではないかなと考えております。

そこで、まず、島本町の特定健診から予防対策として実施されている健康指導は何を基準にされているのか、お伺いいたします。

健康福祉部長 健康指導の基準についてのお尋ねでございます。

特定健診の結果で、肥満していないということを理由にいたしまして、特定保健指導の対象とならなかったものの、一定基準の高血圧の方及び血糖値の高い方に対して受診勧奨を行うことにより、被保険者の循環器疾患等の疾病を予防する事業を行っております。基準といたしましては、高血圧基準では収縮期血圧160ミリメートルエイチジー以上、または、拡張期血圧100ミリメートルエイチジー以上の方で、高血糖基準ではヘモグロビンエーワンシー6.5以上の方で、未治療の方となっております。

以上でございます。

伊集院議員 それでは、腎疾患の第1期から第5期の進行が示されておりますけど、この内容において、説明願います。

健康福祉部長 厚生労働省等が作成いたしました糖尿病性腎症重症化予防プログラムにおける糖尿病性腎症病期分類では、重症度に応じて第1期から第5期までの分類が記載されております。分類につきましては、尿アルブミン値、あるいは、尿たんぱく値と、腎機能を示しますeGFR値で分類されます。

第1期は腎症前期とされ、尿のアルブミン値が正常アルブミン尿であること、第2期は早期腎症期とされ、微量アルブミン尿であること、第3期は顕性腎症期とされ、顕性アルブミン尿、または持続性たんぱく尿であること、第4期は腎不全期とされ、eGFR値が30未満であること、第5期は透析療養期とされております。

以上でございます。

伊集院議員 先ほど来いただいた答弁のように、本町の特定健診の健康指導における基準と同等である数字であるなということは確認いたしました。

実際、予防対策をされ、個人差もありますけども、保健指導を始められ、そろそろ島本町の第一見解が出せる時期と思います。Ⅱ型糖尿病に対する保健指導にあたられ、今日までの島本町としての総合的見解をお伺いいたします。

健康福祉部長 Ⅱ型糖尿病から糖尿病性腎症重症化を予防するための取組に関する島本町の見解についてのお尋ねでございます。

生活習慣病重症化予防は、糖尿病が重症化するリスクの高いと見込まれる、医療機関を受診していない方、または受診を中断した方を、医療機関への適切な受診につなげることが最重要であるとの認識の下に、特定健診の健診結果から生活習慣病のリスクのある方について、受診勧奨を行っております。

島本町の人工透析実施者総数はほぼ横ばいであり、新規に人工透析を開始される方も

直近の4年間では2人から5人となっております。そのうち、Ⅱ型糖尿病を起因と特定できる方は約半数となっております、社会保険から国民健康保険へ加入される方もおられますので、重症化予防対策の効果を検証することは難しい状況にございますが、人工透析に至る糖尿病性腎症の予防のため、引き続き、特定健診の受診率の向上や必要な医療を中断しておられる方に対する受診勧奨に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 数値を見た中で、島本町として大きな数字ではないという部分は理解しております。

しかしながら、先ほども1人に対しての医療費、こういった保険料にするには、大変多額の費用になってまいります。私の父も透析を受けておりましたが、やっぱり透析患者の方々にとっては厳しい財政状況になってくる。そういった中で、患者さんたちも何とか補助してもらいたいというような署名活動などもありました。しかしながら、健康保険料を払っていただいている皆さんに対して、また負担がかかると、それは申し訳ないというような思いを、父はよく言っていましたので、やはり謙虚な方々もいらっしゃいます。

それでは、大きな枠で、やっぱり保険料、かかってくる医療費削減へとつなげていかなければならないと思っております。

先ほども、国の透析治療を受けている患者数をお伝えいたしました。年間の新規透析患者数は約3万8,000人でありました。この腎疾患対策検討会の報告書においては、達成すべき目標（KPI）が示されておりまして、ポイントとしては大きく3点。1つには、地方公共団体に対して腎疾患患者対策に取り組むこと、2つ目には、やはり医療機関と連携し、地域におけるCKD治療体制の充実、3つ目には、令和10年度（2028年度）までに、年間新規透析導入患者数を約3万5,000人以下に減少させるという目標値を示されております。

そこで、今回、一般質問をしますポイントとしまして、先ほど伺った第2期の早期腎症期におきまして、尿中に微量のアルブミンというたんぱく質が検出される段階があります。ほとんど自覚症状がないが、血圧が高くなるということで、多い段階であるところに、このアルブミンが検出された方に対して、もう一押し支援を考えてみてはどうかと考えておりますが、島本町として、現在の見解をお伺いいたします。

健康福祉部長 糖尿病性腎症病期第2期の早期腎症期の基準である微量アルブミン尿に対する支援についての御質問でございます。

厚生労働省等が作成しております糖尿病性腎症重症化予防プログラムにおきましては、健診で把握可能となっておりますのが、第3期の顕性腎症期からとなっております、第2期は尿アルブミン定量検査が必要で、医療機関での診断と分類されております。

島本町におきましては、まずは第2期に該当する対象者を抽出することに、一定の

ハードルがあるのではないかと認識をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員 なるほど、第2期の抽出が難しいという部分の御答弁であったと理解しております。

先進している幾つかの自治体がありますが、今回は、平成29年2月より実施されている日野市を挙げさせていただいております。こういった予防対策を打たれていることを御存じかどうか、御存じであれば、御紹介もお願いいたします。

健康福祉部長 日野市の微量アルブミン尿検査の概要についての御質問でございます。

東京都日野市では、糖尿病性腎症の第2期を発見するため、特定健診の受診結果から対象者を抽出し、翌年度に微量アルブミン尿検査の受診券の発送を行っておられます。微量アルブミン尿検査に対応できる医療機関は限られておりますので、日野市で尿自動分析装置をリースし、医療機関に設置をされているというふうに聞き及んでおります。

対象者の抽出は、糖尿病の受診勧奨基準値未満のヘモグロビンエーワンシー6.0%以上として、特定健診では発見できない、早期腎症期の方を治療につなげようという取組を実施されていると認識をしております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

その尿自動分析装置、管理業務の委託で657万3,000円ほど、日野市では活用されているそうです。年度によって入札が変わってくるので、一概には言える数値ではないですが、他にもかかる費用等も、私も入手をしております。また、宮崎県の都城市、この辺も微量アルブミン尿検査の費用助成ということを行われております。

ただ、長い年月ないと、我々も効果的な数字がなかなか見つけられないので、今回、日野市を挙げておりますが、この中で、2020年度であります、この尿検査において治療の数と、効果的な部分でいけば、検査数値が改善した方と維持のままの方が、29人中18人の方ということになっております。

こういった実績を鑑みますと、また、医療費抑制もしていかなければ、要は被保険者が大変少なくなっていく現状でありますので、分母が減るということは負担をしていく皆様の、決して透析されている方だけではない、町全体でのバックアップにもなると思いますので、この日野市の事例、御紹介いただきましたが、糖尿病性腎症期第2期を抽出し、同様な取組が島本町で導入できるかどうか、そのお考えをお伺いいたします。

健康福祉部長 糖尿病性腎症の早期介入につきましては、日野市のように、後日追加検査を行う方法もございますが、早期腎症期に該当される方は高血圧の方も多いため、現在、本町で行っております高血圧の方及び血糖値の高い方への啓発及び受診勧奨を行うことで、糖尿病性腎症重症化予防対象者の抽出は、一定できているものと認識をしております。

早期腎症患者は、自覚症状がほとんどございませんので、医療機関の受診や健康相談に対する動機づけが困難な状況にございますが、早期の腎症期が疑われる方に対しては、必要な行動を取っていただける啓発につきまして、今後も情報収集に努めて、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 なかなか難しいところだという部分になると思います。

先ほど言いました腎疾患対策検討会のK P I、達成する目標においての医療機関との連携という部分においては、実際、腎臓においては外科の先生たちと、また透析を専門でされている医者と、種々、医者によっても全然違ってくるという状況もあります。本町において連携取れているところは、やはり医師会中心のところでとどまっていると思いますので、やはり一定、なんとか回避できるという状況が出てきているのが、このアルブミン尿検査を1回増やすと。先ほど参考までに、一般的な尿検査でしたら、集団健診330円、令和4年でしたら275円、個別健診だと260円。もちろん、これよりは高くなってくるんだろうとは思いますが、その点も鑑みていただきたいということをお願いしまして、答弁の中では、一定の調査、情報収集をしていくということをお願いしたので、この後、予算審議もありますので、ここでとどめますが、何とか第一歩として、今、声上げをしましたので、調査研究をしていただいて、効果的なものがあるのであれば取り入れていただきたいということをお願い申し上げ、一般質問を終了させていただきます。

東田議長 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時06分～午前11時20分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

これより、本報告に対する質疑を行います。

永山議員 第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について、質問させていただきます。

本件は、人権文化センターの敷地と道路との間の雨水などが流れる排水溝の金属製の蓋が、同施設の駐車場利用者の自動車を傷つけてしまったという物損事故ですが、これについて、次の2点、お尋ねしたいと思います。

事故後、問題の排水溝について、どのような対応が取られているのかということです。また、発端となった金属製の蓋——排水溝の上によく見かけるものですが、これは島本町が管理するほかの公共施設内にも同種同様の状況がないのか、使用されている

状況はどうか、確認が完了されているのかなど、お伺いしたいと思います。

総合政策部長 今回の事故につきましては、事故後、まず、側溝に破損がないかという確認をいたしました。特に破損がなかったということで、グレーチング同士を針金で連結し、固定する措置を講じております。

また、他の公共施設についても、同様の側溝にグレーチングで蓋をしている施設がありますことから、課長グループのメール——これは30人の課長グループがあるんですが、そこに対しまして、事故の発生報告と各施設における施設の同様の事故が起きないように注意喚起を行って、情報共有を行っております。

以上でございます。

永山議員 注意喚起を促して、情報共有を行いましたという御答弁でしたけれども、実際に各課のほうから、そのような同等の施設、同様な状況があったかなかったか、あった場合には、このように対処しましたというようなりターンがあったのかどうか、こちらについてもお伺いします。

総合政策部長 今回、事故が起きましたのは人権文化センター所管部署でございますので、あくまで情報共有をさせていただいた段階でして、各施設、どういう点検をされて、措置をされたかというところまでは、把握をしていないというのが現状でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第1号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第3、第2号議案 訴えの提起についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

永山議員 第2号議案 訴えの提起について、お伺いします。

今回の裁判所への訴えは、町有地に既に消滅しているものの、複数の抵当権が登記簿上抹消されずに存続し続けていたことから、これらの権利関係整理のための訴訟提起ということです。

そもそも町有地に、なぜ、権利関係が錯綜するような状況が生まれているのか。その背景をお伺いいたします。

都市創造部長 当該土地につきましては、自作農創設特別措置法の規定に基づく売渡しにより、本町が取得したものでございます。

なお、自作農創設特別措置法につきましては、戦後、日本の民主化政策の一環として実施された農地改革の中心的な法律であり、自作農を創設し、農業生産力の発展等を目的として昭和21年に制定されたもので、政府が、不在地主の所有する小作地全てと在村地主の小作農のうち一定規模を超える農地などを買収し、小作農に売り渡す要件と手続を定めたものでございます。

また、当該法律につきましては、戦後の混乱期におきまして食料難等に対応すべく、早急に当該法律に基づく事務手続を行われた旨聞き及んでおりますことから、当該地におきましても、登記関係が十分に整理されないまま本町が売渡しを受けたため、本件のような事案が生じたものと推察いたしております。

以上でございます。

永山議員 当時の細かな事情まで、分かりやすい御答弁であったと思います。

では、権利関係が整理されるということは望ましいんですが、この段階できれいにするというのは、区画整理に伴ってのことというふうに理解すればいいのか、御答弁をお願いします。

都市創造部長 当該土地につきましては、JR島本駅西土地区画整理事業区域内に存在しており、本年秋頃に予定されております土地区画整理事業の換地処分に向け、JR島本駅西土地区画整理組合におきまして大阪法務局北大阪支局との協議を行われたところ、換地処分を実施するには当該抵当権を抹消する必要が生じたものでございます。

以上でございます。

永山議員 分かりました。

今回、訴訟提起を行いましたけれども、今回の訴訟で、この区画整理事業区域内においては、権利関係が錯綜するような土地がきれいに整理された、そういうふうに理解してよろしいですか。

都市創造部長 議員お見込みのとおり、事業区域内にはもうないものと認識いたしております。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 賛成の立場から、討論を行います。

戦後の農地改革にまで遡るような、起因するような、今回、案件であったと思います。関係者の方も、驚きを持って、これに当たられていることだと考えます。

このほかにも、補正予算にも計上されていましたが、他の場所にも、そのままの権利関係が存在していた場所、このような状況に類するところがありましたが、それも、今回、きれいになったものだという事だと思っております。

この区画整理事業地域においては、美しい田園風景が手つかずのまま残されていた、

多くの人がそこに心を寄せていたところですが、また、これは権利関係もそのまま手つかずのままに残っていたのだということだと思います。

土地区画整理を契機とするものではありませんけれども、権利関係の整理は望ましいことであり、今後、判決確定から登記手続まで、つつがなく、速やかに完了していただきたい、そのように思います。

以上で、賛成の討論、終わります。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第2号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第2号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、第3号議案 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なしと呼ぶ者あり」)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第3号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、第34号議案 島本町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを

議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより、採決を行います。

第34号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第34号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、第4号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第4号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、第5号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 青少年指導員制度の見直しに伴う改正とのことですが、制度見直しの背景と、制度の何がどう変わるのかについて伺います。

もう1つ、青少年指導員は現在何名いるのか、報酬を削除することによる年間影響額

の見込みについても伺います。

教育こども部長 それでは、今回の制度見直しの背景と改正内容についてでございます。

青少年指導員につきましては、地方公務員法第3条3項3号に基づき非常勤の特別職として位置づけ、これまで労働の対価として報酬を月額でお支払いをしておりました。しかしながら、このコロナ禍において活動が制限されたことや自身の都合により活動に参加できないなど、月によっては、町として求めた活動に対する活動がないのに、月額設定のため報酬が支払われており、また、令和3年度の委員の活動実績で申しますと、最も多い方で年間28回、少ない方で年間3回となっているにもかかわらず、活動の差でお支払いする報酬額が同額ということに、以前から課題を感じておりました。

このような中、今年度、他自治体において、青少年指導員の身分や報酬、報償費の支払額等、在り方についての調査が実施され、回答のあった府内37自治体の調査結果を確認したところ、まず、身分においては、労働の対価としての報酬受領を前提とする地方公務員法に基づく非常勤特別職の公務員ではなく、活動に対する謝礼受領を前提とするボランティアとして活動されている自治体が約73%に上ることから、本町においても、身分を改めることといたしました。また、これまで活動に関係なく月額で報酬をお支払いしておりましたが、今後は他市の状況等を勘案し、活動実態に合わせて、1活動に対して謝礼、報償費をお支払いすることといたしました。また、金額に関しましても、青少年指導員1人に対して支給する報酬・報償費の額は、年額で比較いたしますと、本町の9万円に対し、回答のあった37団体の平均額は約2万3,000円と、本町は府内平均額の約4倍程度であったことから、このことを受けまして、これまで月額7,500円で一律にお支払いしていた報酬を、1活動当たり2,000円として、謝礼報償費でお支払いすることといたしました。

なお、今回の改正により、非常勤特別職からボランティアになることにより、本条例の改正と併せて、規則を廃止する予定でございますが、新たに規則内容を基に、目的や職務、人数や報償費の額などを規定する青少年指導員に関する要綱を制定する予定としており、これまで同様に、指導員の方たちに活動を行っていただく予定といたしております。

もう1点、青少年指導員の人数と影響額でございますが、まず、青少年指導員につきましては、人数は定数は15人以内となっており、現時点では、14名の方に青少年指導員として活動いただいております。これまで月額7,500円で一律でお支払いしていた報酬を、1活動に対して2,000円として報償費をお支払いすることとなります。

今回の見直しにより、予算ベースでございますが、令和4年度予算でいきますと、15名・12か月で、7,500円でいきますと135万円。今後につきましては、令和5年度予算に関しましては、1活動2,000円で、年間1人当たり36回程度の活動という見込みでいきますと108万円ということで、27万円の削減となる見込みでございます。

以上でございます。

中田議員 詳細伺って、よく分かりました。

活動実態と合わない月額報酬の問題点や他自治体と比して相当支払額が高かったことなどですね。その影響額については27万円ということですが、活動実態が合わさっていくと、もうちょっと減るのかなというところは思うところですが、削減となるということですね。

次の質問です。

今後も活動を行っていただくと、それから、規則は廃止するけれども、同じように要綱で設置していくということですが、近年、SNSの普及など、青少年を取り巻く社会、生活環境が大きく変化している中で、これを機会にいろいろ変えるということで、青少年指導員活動の内容、在り方についても、時代に応じた形にしていくことが望ましいと考えますが、この点、伺います。

教育こども部長 青少年指導員活動の今後についてでございます。

青少年指導員の皆様の活動内容といたしましては、毎月の定例会議をはじめ、夜間や夏祭りのパトロール、各種研修、青少年健全育成大会や二十歳のつどいの補助など、多くの活動を行っていただいております。

青少年を取り巻く環境は、本町の青少年指導員協議会が昭和58年に発足して、約40年経過し、大きく変わっております。特に近年は、議員御指摘のとおり、青少年問題はSNSの普及などにより、目に見えにくく複雑となっております。これまでと同様の活動内容だけでなく、時代に合った活動に変えていく必要があるものと考えております。

今回の調査においては、他自治体の青少年指導員の職務についても一定調査がなされておりますので、今後の活動範囲などについても精査したいと考えております。

いずれにいたしましても、4月年度当初に、委員の皆様と今後の活動内容について、改めてお話しし、青少年指導員の皆様の活動がこれまで以上に意義のあるものにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 今回の青少年指導員が、条例から要綱に変わるということですが、報酬から報償に変わりますと、支払い方法は変わりますか。

教育こども部長 報酬から報償へ変わるということで、支払い方法はどう変わるのかということですが、現在、報酬として月額7,500円を毎月口座に振込をして、お支払いをさせていただいております。今後は、月の活動実績に基づき、報償費として1回当たり2,000円をお支払いすることになります。

支払い方法としては、これまでと同じく口座振込により対応する予定でございます。

以上でございます。

山口議員 今回の見直しは、行財政改革に基づくものですか。

教育子ども部長 先ほど他の議員の御質問の中で、今回の改正の経緯などについては、お話をさせていただいたところでございます。

今回の内容につきましては、先ほど申しました報酬額と報償費という違いがございますが、額というものが、令和4年度が135万円の予算が令和5年度で108万円の予算ということで、27万円の減額になってくるということで、歳出削減という意味からすると、行財政改革の一環となっているものと考えております。

以上でございます。

山口議員 確認ですが、今回の報償費は、1回も参加しなかった場合は支払いはないということでしょうか。それと、他の審議会で、委員が欠席した場合、報酬はどうなりますか。

教育子ども部長 まず、報償費ですが、1回も参加しなかった場合でございますが、議員おっしゃるとおり、町が求めた活動に対しての活動実績がない場合は、報償費はお支払いはいたしません。

そして、他の審議会の委員が欠席した場合でございますが、審議会等欠席した場合の報酬の支払いにつきましては、その場合はお支払いはいたしません。ただ、審議会委員の報酬につきましては日額報酬、現行の青少年指導員の報酬につきましては月額報酬となっておりますことだけ、お伝えしておきます。

以上でございます。

永山議員 私からは、今回、見直しをされたということは、これは適正であると考えますが、同じ月額報酬、現段階で月額報酬と規定されておりますスポーツ推進委員というのがございますけれども、今回、青少年指導員についてのみ見直しを行われた、その理由というのはどこにあったのか、お伺いします。

教育子ども部長 スポーツ推進委員も、青少年指導員と同様に月額で報酬をお支払いしておるところでございますが、他の自治体においても、スポーツ推進委員は全て、現在、非常勤特別職に位置づけ、報酬が支払われておるということ、また、現委員の任期が途中であるということ、スポーツ推進委員については、どの委員も毎月ほぼ何らかの活動実績があること、また、改正には現委員の皆さんの理解と相当の事務量を要することから、担当課の事務量を考慮した上での段階的に改正に向けた検討を行うこととしたことなどの理由により、今回においては、青少年指導員制度についてのみ見直しを行うことといたしました。

いずれにいたしましても、スポーツ推進委員につきましては、さらなる調査研究を行い、改正の有無も含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第5号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

青少年指導員の月額報酬にかかる規定を削除し、謝礼ベースのボランティア活動とすることで、より活動実態に即した支払いとなるように見直すためのものです。

指導員の皆さんには、今後も変わらず活動していただくとのことですが、御答弁でも言われていましたように、青少年を取り巻く環境や課題は、当初、協議会が設立された40年前から大きく変わっているとのことですので、これを機会に規則を要綱に変えることもあり、目的や職務なども、それを基に新たに規定するということですが、青少年指導員の活動が、時代の変化により即した活動となるようにしていただくことを求めて、賛成の討論といたします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第5号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(「暫時休憩を」と呼ぶ者あり)

東田議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時47分～午前11時47分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、第6号議案 島本町文化財保護条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

大久保議員 第6号議案 島本町文化財保護条例の一部改正について、1点だけ、質問します。

考古学の学識経験者を今回増員されると聞いておりますけれども、そのメリットと財源の根拠をお伺いします。

教育こども部長 考古学学識経験を増員するメリットと財源ということでございますが、まず、審議会委員を1名増員するメリットでございますが、これまで、本審議会では町指定文化財に係る答申を行うことが多かったため、委員の構成は美術史1名、古代史1名、中世史1名、近世史2名の計5名でございました。

一方で、本町の文化財行政といたしましては、埋蔵文化財に関する業務も大変多いことから、本町の文化財行政の充実を図るためにも、考古学を専門とする委員にも常時審議会に出席していただくことにより、より専門的な見地から御意見をいただくことができることが大きなメリットであると考えております。

また、委員報酬といたしまして月額7,500円とし、令和5年度予算といたしましては、近年の開催回数を基に、年2回審議会を開催することとした予算7,500円・1名・2回ということで1万5,000円を、今回、新たに増額をいたしております。

一方で、今回、島本町文化推進委員会を廃止することといたしております。その機能を、この文化財保護審議会と社会教育委員会において担うことといたしましたが、この見直しのベースにありますのは、第六次島本町行財政改革プランの項目にあります「会議の見直し」でございます。当該文化推進委員会廃止の財源を、今回の文化財保護審議会委員1名増員予定に振り替えての対応ということが財源の元になっているところでございます。当該文化推進委員会の予算を、今回、委員会を廃止することで30万円の減額となっておりますので、予算ベースとしては28万5,000円の削減となっております。

以上でございます。

永山議員 ただいま、今回の条例改正のメリットについて等、御答弁いただきましたが、私からは、このメリットは分かったんですけども、なぜ、そのように改正しようということになったのか、そう考えたのか、理由と背景についても、お伺いしたいと思います。

教育こども部長 今回の改正の理由、背景についてでございますが、理由につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、文化財行政としては、文化財に関する業務が大変多い、考古学を専門とする委員にも常時審議会に出席していただくことで、専門的見地から御意見をいただくことができると、文化財行政のさらなる充実を図ることができるという考えが、大きな理由でございます。

背景でございますが、令和2年度から始まった島本町J R島本駅西土地地区画整理事業に伴う発掘調査は、本町では経験のない規模の広大な面積の調査であるとともに、同調査地は、鎌倉時代の池泉跡や飛鳥時代末から奈良時代前半の瓦窯跡など、重要な発見も多くあり、本審議会委員の皆様だけでなく、必要に応じて、他の専門家の方々から広く

御意見をいただいたところでございます。

今後は、土地区画整理事業終了後は、その範囲内に建設工事が行われ、埋蔵文化財に関する業務が急増することが予想されますが、その急増する業務に的確かつ迅速に対応するためには、本審議会に、考古学について専門的見地を有する識者に参加していただき、常時、御意見をいただきやすい体制をつくる必要があると判断したものでございます。

なお、新たに参加していただく委員は、本町の埋蔵文化財を語る上で、水無瀬離宮跡を欠かすことができませんので、宮殿の発掘調査に見識の深い方に参加いただければというふうに考えております。

以上でございます。

永山議員 背景等も分かりました。

それで、他分野の様々な専門家に、本町の文化財の保全と活用に関わっていただけるということは、これはよいことだと思うんですが、専門ということ言えば、古文書や仏像、庭園、瓦など、文化財と言っても多岐にわたりますので、今後、個々の事象や個別の事案ごとに当該分野の専門家、審議会委員に来てくださっている先生以外でも、専門家にポイント、ポイントで御助言をいただく必要が出てくるのではないかと考えます。

柔軟な対応を取ることが必要となってくると考えますので、そこで私から質問したいのは、島本町文化財保護審議会規則第2条、特別委員というのがございますが、この審議会の参加という方法があります。こちらも積極的に取り入れていくべきではないかと考えますが、これについてはお考え、どうでしょうか。

教育こども部長 文化財保護審議会規則第2条の特別委員についてでございますが、島本町文化財保護審議会規則第2条に基づく特別委員の審議会への参加についてでございますが、令和4年度の本審議会において、大阪府教育庁文化財保護課職員の方を特別委員として委嘱し、会議に参加いただき、府内の埋蔵文化財行政について御意見をいただいたところでございます。

つきましては、今後も、在籍していただいている委員の専門以外のことが議案となる場合におきましては、必要があれば、特別委員を委嘱して、専門的な見地からの御意見を伺うことも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 それでは、第6号議案 島本町文化財保護条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表し、賛成の立場からの討論を行います。

JR島本駅西土地地区画整理事業に伴って数々の遺跡が発見されたこともあり、今、埋蔵文化財について、町の内外で大変に関心が高まっています。

本町においては、水無瀬殿関連遺跡を含め、注目される多くの遺跡がまだ眠っており、まさに調査・保存を待っていると考えられます。そして、これから将来に向かって、これらの遺跡について充実した調査を行っていくには、教育委員会だけではなく、専門家から適切なタイミングで助言をいただける体制を整える、これは必要不可欠だと考えます。こうした点から、今、この時期に、考古学の専門家を新たに迎えようという条例改正は、大変評価できるものと考えます。

文化財保護審議会の増員という人数構成の見直しに先立って、これまでの年に一度の審議会の答申にとどまらず、必要に応じて意見を伺う場を設けたり、現場・現地視察など、機動的に行うように見直しをしてきた点も、1つ、変化の兆しであったと思います。

今後、審議会の構成という形式だけではなく、その在り方、活動についても、さらに充実をさせ、本町の文化財の保護・保全・活用について、発展させていくよう取り組んでいただきたいと思います。

以上で、賛成の討論といたします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第6号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第6号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時56分～午後1時00分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9、第7号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 第7号議案のうち、島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、1点、お尋ねします。

児童福祉法等の一部改正に伴う条例改正の提案です。現行の条例では、懲戒権について、「その権限を濫用してはならない。」とされています。懲戒権については、児童虐待を正当化する法律になっているとの指摘がありました。長く懲戒権は残されたままでした。児童福祉法において、ようやく懲戒権の削除が行われ、これに伴い、本条例にあった懲戒に係る権限の濫用を禁止する第27条は必要がなくなります。児童福祉法改正において、新たに加えられた文言もあるかと認識しておりますので、この点、御説明ください。

昨今、保育の現場においても、保育士による虐待の事例が相次いで報道され、もしや、おそらく氷山の一角ではないかとも思われ、深刻な社会問題となっています。体罰のみならず、暴言は子供の発達に負の影響を与えるとされています。どなりつけたり、すごんだり、けなしたりすることは、子供の権利を著しく侵害することに他なりません。

子供の人格尊重、人として当たり前権利が保障される社会への一歩となるよう、懲戒権の削除に際して、児童福祉法がどのように改めたのかを確認しておきたいと思えます。御答弁をお願いいたします。

教育こども部長 改正前の児童福祉法におきましては、「児童福祉施設の長は、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定されておりましたが、今般の改正により、「監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と改められました。

本改正により、児童の人格を尊重することや児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止等が明文化されたところでございまして、これらの改正趣旨を踏まえ、引き続き、各保育施設に対する指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 先ほどの答弁で、懲戒権が削除されることによる効果を御答弁されておられました。

そこで、民法との関係はどのようになるのかということと、あと、家庭的保育事業者等の安全装置設置義務化等で、設置される安全装置は具体的にどのようなもので、どのような効果が期待できるのか、お伺いします。

教育こども部長 まず、懲戒権削除について、民法との関係についてでございます。

まず、懲戒権の削除による効果についてでございますが、改正前の児童福祉法におきましては、先ほども御答弁させていただきましたように、「児童福祉施設の長は、監護、

教育、懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定されておりました。

今回の改正によりまして、「児童の人格の尊重、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない」ことや「体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」と改められたわけでごさいます。本改正によりましては、先ほど御答弁させていただきましたように、人格の尊重、また、心身の健全な発達、有害な影響を及ぼす言動の禁止等の明文化に基づきまして、児童虐待防止に効果があるものと期待しておるところでごさいます。町内のどのような事業所に適用するかという点につきましても、保育をはじめ、全ての児童福祉施設が対象となってくるわけでごさいます。

民法との関係につきましても、今回の改正につきましては、民法等の一部を改正する法律として複数の法律が改正されたものでありまして、民法における親権者の懲戒権が削除されることに併せて、児童福祉法における児童福祉施設の長の懲戒権が削除されたものでごさいます。

続きまして、家庭的保育事業者等の安全装置義務化に対して、どのような効果が期待できるかという点でごさいます。送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインによりまして、車両に備えるブザー、その他の車内の乗員の見落としを防止する装置であって、降車の際の乗員の所在確認におけるヒューマンエラーを補完することができるものとされております。

具体的には、降車の際、運転手等が車内に置き去りにされた乗員がいないか確認した上で入力可能な押しボタンなどの降車時確認式の装置や、カメラ等のセンサーにより車内に置き去りにされた乗員を検知する機能を備えた装置などの自動検知式の装置の設置が必要となります。

当該安全装置を設置することにより、乗員の置き去り防止の徹底を、さらに期待ができるものと考えております。

以上でごさいます。

永山議員 安全装置に関連して、続けて質問させていただきます。

今、御答弁いただきましたように、痛ましい事故が度々起こっておりますので、これはヒューマンエラーを防ぐ有効な仕組みであると考えます。

今回、法改正では、制度が新設されるのは家庭的保育事業、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育が対象となっていると思うんですけども、本町で運営をしている送迎バスというのは、第一幼稚園の送迎バスというのがありますが、こちらについてはどうなるのでしょうか。これは対象外ということでしょうか。幼稚園バスの安全対策というのがどのようになるのか、御答弁をお願いします。

教育こども部長 幼稚園バスの安全対策についてでごさいます。第一幼稚園の送迎バス

の安全対策につきましては、今般の条例改正におきましては対象外でございますが、学校保健安全法施行規則において、保育所等と同様の規定が設けられておりまして、安全確認及び安全装置設置義務化が図られるものでございます。

以上でございます。

永山議員 同様の対応が取られるということが分かりましたが、この施行期日のほうも同じく令和5年4月1日と、幼稚園の送迎バスについてもそういうことでいいんでしょうか。第一幼稚園の送迎バスについても、4月から安全装置が設置されるというふうに理解していいのか。この辺りが、施行期日のことも含めて、御答弁いただけたらと思います。

教育こども部長 幼稚園に関する施行期日等でございますが、議員御指摘のとおり、改正学校保健安全法施行規則の施行期日は令和5年4月1日となっておりますが、経過措置として、「令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこと」とされております。

第一幼稚園の送迎バスの運行に当たりましては、現在、国において令和4年10月12日付で策定された「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」に記載されておりますチェックシートを活用するなど、これまで以上に安全管理の徹底に努めているところでございますが、今般、国の送迎バスの改修支援事業に係る補助金額が示されましたことから、改めて予算措置について議会にお諮りをし、可能な限り早期の導入を目指してまいりたいと考えております。

具体的には、国からは6月末までの設置に努めるようということで通知をいただいております。ただ、全国のバスの保有事業者が一斉に設置にかかりますので、厳しい日程ではあります。可能な限り速やかに、設置に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第7号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第7号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10、第8号議案 島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第8号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第8号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11、第9号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算(第9号)から第12号議案 令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)までの4件を一括議題といたします。

なお、本案4件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思っておりますので、あらかじめ御了承願っておきます。

これより、本案4件に対する質疑を行います。

山口議員 一般会計補正予算について、質問いたします。

9の16ページ、不動産売払収入の土地売払収入ですが、3件ございますが、それぞれの相手方は、個人か法人でしょうか。

それともう1点、9の20ページ、一般管理費の職員手当等ですが、1,268万1,000円、これは退職手当となっておりますが、退職人数は何人でしょうか。

以上、お願いします。

総務部長 町有地売払いの相手方ですが、大字桜井地内の町有地につきましては、当該地の隣接土地所有者である株式会社エム・ティス、広瀬三丁目地内の町有地につきましては、一般競争入札により落札した株式会社松下建設、東大寺四丁目地内の町有地については、当該地の隣接土地所有者である社会福祉法人照治福祉会でございます。

以上でございます。

総合政策部長 退職手当につきましては、本補正予算に上げさせていただいています人数につきましては、5名でございます。

以上でございます。

山口議員 不動産売払収入の分ですが、活用方法について把握されていますか。もし、把握されておられましたら、御説明をお願いします。

総務部長 東大寺四丁目地内の町有地につきましては、社会福祉法人照治福祉会が子育て支援事業の拡大に活用すると伺っております。また、広瀬三丁目地内の町有地につきましては、戸建て住宅の計画がございます。大字桜井地内の町有地につきましては、隣接地との一体的な活用と伺っておりますが、詳細については把握しておりません。

以上でございます。

中田議員 9号議案、補正予算の9の48、放課後子ども支援費の会計年度任用職員報酬が1,269万7,000円減額されている件についてです。

この報酬の減額は、学童保育室の指導員に欠員が生じていることが要因と思われますが、学童保育の入室児童数は、この10年で232名から509名へと2.2倍に急増しています。これに伴い、学童指導員の確保が急務であると考えられますし、実際、町内掲示板にも指導員急募の貼り紙があります。ですが、一方で、この学童指導員の今回の減額は、学童指導員の年間の予算額の12%分が今回減額されているということで、指導員の欠員状況がどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における職員体制は確保できているのかも、確認しておきます。

教育こども部長 学童保育室の職員体制についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、学童保育室の指導員につきましては、近年、毎年、年度当初に欠員が生じており、1年を通じて欠員が解消されない状況も生まれております。

本年度の状況で申し上げますと、4月当初時点でクラス担任の指導員に3名、加配の指導員に3名の合わせて6名の欠員がございました。現在、2月末時点でございますが、クラス担任の指導員に2名、加配の指導員に2名の合わせて4名の欠員となっております。

今もなおクラス担任の指導員に一部欠員がございましたが、欠員のあるクラスにつきましては、当該学童保育室の室長や他の学童保育室を含む加配指導員がその欠員枠のシフトに入るなどにより対応しておりますことから、島本町放課後児童健全育成事業の設備

及び運営に関する基準を定める条例に定める職員の配置基準を満たせるほどの職員体制は確保できております。

しかしながら、必要人数が確保できていないことにより、他の指導員への負担につながったり、今後、さらに欠員が広がることにより、現状のクラスの運営の維持が困難に陥ったりするおそれがございますため、引き続き、指導員の募集には鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。

職員の配置基準は満たしているものの、他の指導員への負担につながったり、今後のこともさらに懸念されるということですね。

募集しても——今、急募をずっとされているわけですが、応募がないと推察されますが、この理由は何だと考えられていますか。

教育こども部長 指導員の応募がない理由についてでございます。

議員御指摘のとおり、指導員の募集につきましては、広報誌や広報板への掲載、また、ハローワークの活用、今年は近隣の大学への依頼など、様々な方法を用いて行っているところでございますが、本年度における新規の応募件数は現在のところ5件のみで、このうち、教員免許や保育士資格等を有する有資格者からの応募は0件でございます。

また、応募件数自体は若干ながらございますものの、選考の結果、任用するまでにはほとんど至らない状況でございます。

指導員の求人数に対して応募が少ない理由につきましては、まず、指導員の勤務時間にあると思われれます。学校の授業のある日は放課後の時間帯、授業がない日は終日の時間帯と、1年を通じて不規則であることが大きく影響していると思われれます。

また、全国的な状況として、待遇面等が原因で、保育業界への就職志望者が全体的に減少傾向にある中、学童保育の利用需要の増加に伴いまして、他の自治体や民間との間で、指導員の獲得競争が激しくなっていることも挙げられると思われれます。

いずれにいたしましても、教育委員会におきましては、町長部局とも現状の共有を適宜図りつつ、引き続き、募集方法の工夫改善に取り組を講じ、指導員を安定的に確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。

今、言われた応募がない理由からすると、今後は「募集方法の工夫改善の取組を進める」とも言われましたが、それを進めたところで、指導員の確保は難しいのではないかとと思われれました。

全国学童保育連絡協議会によると、「学童は、保護者が就労等の理由により日中、家庭にいない小学生の『生活の場』であるにもかかわらず、指導員の仕事を『ただ、子ど

もを見ているだけ』『子どものいる時間帯だけの勤務でよい』との認識があり、指導員に求められる職責の重さに対して処遇が低く、そのため離職者も多く、求人しても人が集まらないなど、なり手不足が深刻。」だということです。

学童指導員の安定的な確保と保育の質を担保するために、また、本町は、この学童指導員全体の一般的な課題と併せて、人口増によって、より学童保育室の需要が高まっている中で、町独自で学童指導員の処遇改善を行うことがこの確保の改善につながると考えますが、町独自で学童指導員の処遇改善を行うことはできないのか、するべきと考えますので、伺っておきます。

総合政策部長 学童保育室の指導員の処遇につきましては、これまでも職員団体とも協議を重ねながら、順次、改善を図ってまいりました。会計年度任用職員制度への移行後におきましても、令和3年度から令和4年度にかけて、一部の国の財源も活用し、報酬の格付改善を実施するとともに、令和5年度に向けまして、今議会において条例改正の御可決をいただき、報酬の増額改定を行いたいと考えております。

これらの取組によりまして、令和3年度と令和5年度を年額ベースで比較いたしますと、通常の勤務形態である指導員の場合、約9万5,000円から11万円程度の改善が図られる見通しでございます。また、職員団体と意見交換をさせていただく中で、有給休暇の取得のしやすさなどの面でも、比較的働きやすい職場環境にあるというお話も伺っております。

しかしながら、求人に対する応募状況などを踏まえた人員確保につきましては、引き続き、教育委員会と連携し、職員団体と協議しながら、本町独自の取組も含めまして、今後の処遇改善について検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 島本町一般会計補正予算（第9号）の歳入について、お伺いしたいと思います。

国庫支出金、国庫補助金のうち、幼稚園費補助金の33万6,000円の減額補正についてですが、これは必要な申請手続の漏れが原因で、得られるべき補助金の交付が得られなかったことによるものということになってますが、そもそも、申請漏れの原因がどこにあったのか、原因を把握した上で、今後の対応はどうされるのかをお伺いしたいと思います。

続いて、もう1点、一般会計の繰越明許費に関連するものとして、教育環境の整備に関連して、閉域網ネットワーク構築事業に関連して繰越明許費に金額が上がっているのと、あと出退勤システム導入業務関連費用——こちらは減額補正となっているんですけども、この2つについては、早期の導入を目指して、令和4年9月、一般会計の第3号補正で計上されていた費用だったと思います。今年度の整備が進まなかった原因と今後の整備について、その見通しをお伺いしたいと思います。

取りあえず、以上、答弁をお願いします。

教育こども部長 まず、1点目が教育支援体制整備事業費補助金の申請漏れの原因及び今後の対策でございます。

本補助金につきましては、幼稚園や小・中学校において、児童生徒に医療的ケアを実施するために看護師や介護福祉士等を配置する経費が国から補助されるものでございます。本補助金に係る申請等の事務は、本町では、教育こども部教育総務課が窓口となっており、大阪府を通じた国からの通知文書も、全て教育総務課で受け取っております。

この間、子育て支援課が所管する第一幼稚園に係る本補助金の交付申請が漏れた原因につきましては、当初、子育て支援課から教育総務課に対して、令和4年度は、幼稚園にも初めて補助対象事業がある旨を事前に情報共有しておりましたが、その当時の担当職員が心身の不調により長期の休暇に入り、そのことの引継ぎがなされておらず、その後、教育総務課において急遽担当した職員が補助金の交付申請事務を処理した際、令和3年度までは幼稚園で補助対象事業がなかったこともあり、前年度の決算を参考としながら、結果的に補助金の交付申請から幼稚園分が漏れてしまったものでございます。

このたびの処理の不手際につきまして、改めてお詫び申し上げますとともに、今後、二度と同じ誤りを起こさないよう、複数部署の所管事務に関わる補助金に係る通知があった際には、補助対象事業の実際の有無に関わらず、常に担当課から関係部署に合議をして情報共有し、交付申請漏れを未然に防止できるように対応してまいりたいと思っております。

次に、教育環境整備に係るシステム関連費用の繰越し及び減額補正についてのお尋ねでございます。

繰越しをいたします役場本庁及び町立小・中学校間の閉域網の整備でございます。本整備につきましては、今年度に仕様の検討を行い、令和4年9月議会におきまして関係予算を補正予算として上程し、御可決いただきました。その後、令和4年11月に入札を実施いたしましたが、結果として不調となったものでございます。

今後につきましては、令和5年度の早い段階で入札を行い、今年度の夏季休業期間中を目途に整備できるよう、事務を進めてまいる考えでございます。

次に、減額補正といたしました出退勤システムの導入でございます。

本導入につきましても、さきの閉域網整備と同様に、令和4年9月議会におきまして関係予算を補正予算として上程し、御可決をいただきました。その後、令和4年11月にプロポーザル方式を用いて事務を進めましたが、提案事業者が現れなかったため、不調となったものでございます。

今後につきましては、令和5年度において、さきに整備する予定としております閉域網を活用し、勤怠管理機能も付け加えた統合型校務支援システムとして構築することにより整備できるよう、事務を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

永山議員 御答弁、ありがとうございます。

交付申請の手続の件については、事務処理上のミスと言えばミスなんですけれども、様々な要因が重なったことというのが分かりました。職員の個人というよりか、課全体で抱えている事情が引き起こしてしまった部分があると思います。情報連携など、コミュニケーションを今後も進めていただきたいと思います。

続いて、第10号議案と第12号議案について、質問させていただきます。

第10号議案の島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてです。

歳入の一般会計からの繰入金のうち、交付税が算入される財政安定化支援事業繰入金について、今回、4,056万6,000円の減額補正、入っていますが、減額に至った経緯としては、事務的なミスが起因しているということでした。この点について、具体的な御説明をお願いしたいと思います。

続いて、島本町介護保険事業特別会計補正予算のほうになります。

こちらについては、一般会計の繰出金1,101万8,000円を減額補正として、同時に給付準備費について、同額の増額補正というふうに補正が行われてます。議案の説明では、算定に誤りがあつたのことということでしたが、こちらも経緯について、御説明をいただきたいと思います。

健康福祉部長 まず、国民健康保険事業特別会計の財政安定化支援事業の減額補正の経緯について、御答弁申し上げます。

例年、財政安定化支援事業繰入金につきましては、交付税確定の後、一般会計繰入金について補正予算を計上させていただいております。今回、例年と比較いたしまして多額の補正をさせていただく要因といたしましては、交付税の算定の基礎となる課税状況調の報告数値に誤りがあつたためでございます。

課税状況調は、国民健康保険システムのメニューを実行することにより算出しておりますが、今回、誤りのございました報告数値は、大阪府自治体クラウドシステムに移行した初年度である令和3年度に作成いたしましたもので、旧システムから移行された課税データでは、新システムのメニューが使用できませんでした。そのため、システムベンダーと協議をいたしまして、別のプログラムから数値を算出いたしました。必要な対象者数を正しく拾いきれておらず、その数値に誤りがあつたものでございます。

続きまして、介護保険事業特別会計の繰出金及び給付準備費の補正の経緯につきまして、御答弁申し上げます。

令和3年度介護保険事業会計の決算の確定によりまして、歳入・歳出の差額でございます繰越金につきましては、国費、府費、支払基金への返還、一般会計への返還金、基金への積立金にそれぞれ割り振り、毎年、9月期に補正予算計上を行っております。

本年9月、令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を作成いたしました

後、使用いたしましたエクセルシートで2か所、本来は令和3年度の数値を手入力する箇所を、誤って令和2年度の実績の数値のまま計算していることが、補正予算計上後に判明いたしましたものでございます。

正しい実績額に基づきまして、再度計算をいたしましたところ、9月補正予算において、一般会計への繰出金を1,101万8,000円多く計上し、逆に基金への積立金を1,101万8,000円少なく計上しておりましたため、今回の補正予算におきまして、介護保険給付準備基金積立の1,101万8,000円の増額と一般会計繰出金、前年度保険給付費等精算金の1,101万8,000円の減額により修正させていただくものでございます。

なお、令和3年度の介護保険特別会計の歳入歳出決算には誤りはなく、影響はないことを申し添えておきます。

以上でございます。

永山議員 複雑な経緯でしたけれども、御丁寧に説明いただきました。

最後に、それぞれについて経過、経緯はよく分かりましたので、再発防止策、あるいは起こってしまったことのリカバリーはどのようになるのか、最後に御答弁、お願いします。

健康福祉部長 それぞれの事務の誤りにつきましての再発防止策でございます。

まず、国民健康保険事業特別会計についてでございますが、国民健康保険の財政安定化支援事業の算定数値となる課税状況調につきましては、令和3年度以降は、新システムで保険料の賦課を行い、集計を行っておりますことから、今後、間違いはないものと認識をしております。

ただ、再発防止策といたしましては、今後、システム移行の際には、移行データを用いた集計処理が新システムでも円滑に行えるように、システム移行計画策定の際に十分確認し、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、今回の数値の差異につきましては、既に数値を修正いたしまして報告をしておりますので、2年後の令和6年度にはなりますが、追加で交付税措置されることを確認をいたしております。

続きまして、介護保険事業特別会計の精算誤りの再発防止策でございます。

エクセルシートを改修をいたしまして、実績額の手入力が必要な箇所にコメント表示をして注意喚起をすることで、担当職員の変更等があった際にも、毎年度の手入力箇所が分かるような対策を講じまして、再発防止を図ってまいりたいと考えております。

それぞれの事務につきまして、それぞれの事情がございますが、いずれにいたしましても、やはり確認・チェックを徹底するというふうなことに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第9号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第9号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第9号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第9号）に、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論を行います。

特別土地保有税の滞納繰越分が上がっております、3,601万円。この歳入につき、一定滞納整理を進められたことによるものと拝察し、評価します。

諸収入、町税延滞金1,134万4,000円については、大阪府と連携して事務を行い、整理されたものと認識しており、必要な措置であろうと考えます。

広瀬三丁目地内の町有地など3件の町有地売却収入8,625万4,000円については、これまでの行財政改革の延長線にあるものと理解はしていますが、新たな住宅開発を誘発する可能性のある土地の売却については、今後は慎重に抑制していくべきと考えております。災害時に避難所的役割を担う町有地を確保しておく、緑地空間の確保の視点などを失わないでいただきたいと思うからです。

教職員の働く環境についてです。小・中学校における教職員の出退勤システムの導入に係る経費につきましては、減額の補正が行われております。来年度に向けて、新たな方策を考えておられるとの御答弁でしたので、こちらは新年度の予算審議に委ねることといたします。引き続き、創意工夫により、さらなる労働環境の改善に努め、教師が生徒と向き合える時間と心の余裕の確保に努めてください。

質疑では述べませんでしたが、土木費、住宅費、緑地公園住宅ガス給湯器の取替工事についてです。経年劣化による故障が相次ぎながら、コロナ禍において給湯器が入手できない状態が続いております。取替えができていない機器については、耐用年数も過ぎているようなので、予防的にまとめて予算計上してもよかったのではないかと——これは以前にも申し上げましたが、思っておりますので、この点、御検討ください。

最後に、コロナ禍の影響もあり、いつにも増して複雑な事務が増え、ストレスも多く、多様な事務処理を同時並行で行わなければならない状況にありましたが、各課におかれましては、職務の在り方を見直し、また、ヒューマンエラーの再発防止に努め、この難局を乗り切っていただきたいと思っております。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言

を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第9号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第9号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第10号議案 令和4年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第10号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第10号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第11号議案 令和4年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第11号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第11号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第12号議案 令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第12号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12、第13号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第13号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第13号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 1 時42分～午後 2 時00分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、第14号議案 島本町景観条例の制定についてから第33号議案 令和5年度島本町下水道事業会計予算までの20件を一括議題といたします。

それでは、これより町長の施政方針並びに第14号議案から第33号議案までの20件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

質疑は、コミュニティネット、公明党、大阪維新の会、人びとの新しい歩み、自由民主クラブ、長谷川議員の順で行います。

なお、本案20件を各常任委員会に付託し、審査することになっております。大綱質疑が、当初予算及び関連議案に対する大綱的な質疑と施政方針に対する代表質問であることを踏まえた上で、質疑の内容が範囲を超えないようお願いします。

また、新型コロナウイルスへの対応として、登壇せずに自席で行うこととしておりますので、あらかじめ御了承願っておきます。

それでは、最初に、コミュニティネットの発言を許します。

平井議員 令和5年度当初予算案並びに町長の施政方針に対して、コミュニティネットを代表し、大綱質疑を行います。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの働き方をはじめ、教育環境や生活様式が大きく変化し、行政の事業の見直しが余儀なくされるなどの影響が出ている中、今日まで新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただいてこられた関係者をはじめ、御協力いただいた住民の皆さんに、改めて感謝を申し上げる次第です。

また、ロシア軍のウクライナ侵攻から1年が経過しましたが、ロシア軍の無差別な攻撃により、多くの民間人が犠牲になっていることに心を痛めているところであり、この戦争の影響等により、食料品の価格や化石燃料が高騰し、電気代及びガス代が上がり、住民生活にも大きな打撃を与えております。国を挙げて、住民の負担軽減策が求められているところでございます。

このような中で、新庁舎建設事業をはじめ、小・中学校施設の長寿命化事業などにより、約7億4,000万円の積立基金を取り崩す厳しい財政状況の中での予算編成並びに町長の施政方針が提案されています。

以上のことを踏まえまして、以下、令和5年度の予算編成並びに町長の施政方針に対し、大綱的に質疑を行います。

最初に、重点的に取り組む5項目の施策のうち、3項目について、質疑を行います。

1点目は、「デジタル化の推進について」でございます。

令和5年度に「教職員の労働環境の改善と児童・生徒へのきめ細やかな指導の充実に努める」とあります。ソフト・ハード両面で、ぜひ取り組んでいただきたいと考えてい

ますが、教職員の皆さんが気持ちよく働ける環境を構築しなければ、児童生徒へのきめ細やかな指導にも悪影響が出るのではないかと懸念をしています。

また、令和4年度当初においては、人員の配置が十分ではなく、採用する・しないの判断も間際までかかったと聞いています。当然のことながら、不採用の通知も間際であり、教育現場と教育委員会の間で不信感が芽生えたのではないかと推察をしています。様々な施策を打ち出すのは結構であると思っていますが、基礎的な部分も見つめ直す必要があるのではないかと思います。

このようなことが、今後、二度とないように、令和5年度当初に向け、何らかの改善策は講じられているのか、お伺いをいたします。

2点目、「景観行政団体への移行について」。

令和3年度から取り組んでこられた「『景観計画策定委員会』の議論が終結し、本町の景観計画（案）が定まったことから、景観行政団体への移行に向けた大阪府と協議」をし、景観行政団体へと移行すれば、本町の景観行政に大きな影響を与えるものと認識をしています。

また、「景観や住環境の保全のため、建築物等の高さ制限に関する検討を行う」とあるが、建築物等の高さを制限することは、今後の住環境及び本町のまちづくりに大きな影響を与えるだけに、他市町村の制度も参考に検討する必要があると思うが、見解をお伺いいたします。

次に、本町景観条例の制定案について、第21条（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定等）について、本町において、建造物・樹木を指定する予定はあるのか。あるのであれば、どのような建造物・樹木が想定されるのか、伺います。

次に、第25条の（景観協定の認可の手続）については、地域の皆さんによる自主的なルールを定め、運用することにより、地域の良好な景観の保全、増進等を図ることが期待される反面、時代の変化により、住宅事情や経済情勢の変化に対応することが困難になるのではないかと危惧しています。

建築協定を例に挙げますと、土地の面積や敷地の分割の制限、自由な建築の阻害などの要因で、世代が変わったときなど相続時に分割できない、分割できないため買い手がつかないなどの意見も、一方であります。協定の解除には、住民の皆さんの合意が必要であり、現実的に解除は困難であることから、お困りの方も存在します。また、買い手がつかない住宅が、空き家の増加の一因になっているのではないかと思います。

平成16年農林水産省・国土交通省令第4号 都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令第11条（景観協定の認可の基準）4において、「景観協定の有効期間は、5年以上30年以下でなければならない。」となっています。景観協定の認可の申入れがあった際には、メリット、デメリットを丁寧に説明した上で、期間についても適切な助言が必要であると考え、見解をお伺いをいたします。

また、第27条（景観アドバイザーの設置）において、「町長は、景観計画に定める事項その他良好な景観の形成を推進するため、技術的及び専門的な助言を行う景観アドバイザーを置くことができる。」とされているが、本町において景観アドバイザーの設置の予定はあるのか。設置を予定しているのであれば、どのような資格や経歴を持っている方が該当するのか、お伺いいたします。

次に、「みづまるキッズプランの策定について」。

「令和3年度から3か年をかけて幼児教育・保育の『遊びや生活を通した学び』と小学校教育の『主体的に自己を表現する学び』をつなぐためのカリキュラムの作成を目的」として、今日まで2年間、取り組まれてこられました。が、「主体的に考える力、他者を尊重する力、多様な人と対話して合意形成を図る力等の『見えない学力』」が、どのような場面で感じることができているのか、お伺いいたします。

次に、主要施策7つのまちづくりのうち、6項目について質疑を行います。

まず、(1)点目、「思いやりとふれあいのまちづくり」について。

基本的な人権の尊重について、「人権三法など関係法の趣旨を踏まえ、取り組んでいく」とあるが、人権三法ができた背景、目的等についても周知をされたい。

次に、人権三法は、平成28年度に差別解消のために施行された比較的新しい法律であり、障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法の3つの法律ですが、障害者差別解消法は、障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、事業者や行政機関、地方公共団体への合理的配慮を求めるもの。ヘイトスピーチ解消法は、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が公衆の面前で行われ——インターネット空間上での動画においても同様です。また、部落差別解消推進法については、インターネット空間上での誹謗中傷や差別が横行していることにより制定された法律です。

大阪府においても、昨年4月1日付で大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例が施行されています。

現代社会において、インターネット空間上での誹謗中傷や差別的な発言は、時には人の命を奪うこともあり、喫緊の課題であると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、「自然と調和した快適なまちづくり」について。

都市基盤施設の計画的な整備及び安全対策を目的に、町道水無瀬青葉1号幹線の急勾配解消に向け、「橋りょう及び周辺道路の改良工事を行う」とのことですが、今後、周辺住民の皆さんの安全確保のためにも、周辺自治会への周知徹底並びに今後のスケジュールについて、お伺いいたします。

次に、町道水無瀬青葉1号幹線に面した側溝の一部が、経年劣化により狭隘となっているが、今回の改良工事で解消されるのか、併せてお伺いをします。

次に、「安全・安心なまちづくり」について。

「災害対策基本法に基づき、島本町防災会議が定める『島本町地域防災計画』を、国、

府、町の災害対策の見直しに伴い4年ぶりに修正」されるとのことですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、自主防災組織の活動にも制約がかかり、大きな影響を受けたものと考えています。

また、南海トラフ巨大地震の発生など、いつ起こるか分からない災害と感染拡大が重なった場合、通常の自助・公助・共助の考え方が通用しなく、公助の役割が大きくなり、それに対応できる体制の構築が必要と考えるが、見解をお伺いをいたします。

次に、自動販売機を活用した防犯カメラの設置については、自動販売機の設置場所を提供すれば、希望する場所に自動販売機1台につき防犯カメラ1台を設置していただける制度を活用するものですが、現在、自動販売機並びに防犯カメラはどこに設置を予定しているのか、お伺いをします。

次に、防犯カメラの設置については、犯罪抑止を目的とすることから、防犯カメラの設置場所については効果的な場所に設置することが求められていると思うが、今回、防犯カメラの設置を予定している場所が決まっているのであれば、設置場所を選定した理由についても、併せてお伺いをいたします。

次に、「救急出動件数が増加傾向にある」とのことですが、どのような傾向になっているのか、お伺いをいたします。

次に、「住宅用火災警報器設置義務化から10年が経過し、警報機器の寿命の目安とされる10年を過ぎたことから、機器の作動点検及び交換の啓発活動を行う」とあるが、現在、住宅用火災警報器設置の普及率はどの程度か。また、普及率を向上させる取組についても、お伺いをいたします。

次に、万が一の火災発生時において、逃げ遅れたりして被害に遭うのは、高齢者がほとんどと認識している。このことからして、高齢者への啓発を重点的に行うことが必要と考えるが、見解をお伺いいたします。

次に、「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」について。

町立体育館の在り方について、「水無瀬川緑地公園敷地内の移転整備を前提にプールやテニスコートなども含めたスポーツ施設の整備の可能性について、内閣府からの専門人材の派遣制度を活用し、検討する」ことに対し、一定の評価をするとともに、ぜひ実現に向け努力をされたい。

そこで、お聞きをいたしますが、検討の具体的な期間は設けているのか、また、結論を出す目標年次を定めるべきと考えるが、見解をお伺いいたします。

次に、島本高校の再編整備後の「同校体育館の活用については困難」とのことですが、島本高校のグラウンドの活用の可能性についても検討する価値はあると考えるが、見解をお伺いいたします。

次に、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」について。

「個別の教育的ニーズを持つ子どもの学習参加への障壁を軽減する支援を推進してい

くとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成に向け、一人一人の子どもが学校・幼稚園・保育所で安心して過ごすことができるよう、特別支援教育を発展させていく」とのことですが、令和4年4月27日付で文部科学省から発出された「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」の通知との関係性はあるのか、また、通知では、「特別支援学級に在籍する子供について、週の半分以上の授業を特別支援学級で行うこと」とあるが、本町がこれまで行ってきたインクルーシブ教育については継続されていくのか、お伺いをいたします。

次に、「阪急阪神不動産から寄附を受ける予定のJR島本駅西地区のマンションの一部については、地域子育て支援拠点及び学童保育室として活用するため、運営事業者を公募」されるとのことですが、以前にお聞きしたときは、地域のコミュニティ施設での活用を考えていると説明いただいたと記憶しているが、今回は、学童保育室として活用すると方針を変更されたが、なぜ方針の変更に至ったのか、経緯を伺います。

次に、地域子育て支援拠点及び学童保育室として活用するために、「運営事業者を公募」されるとのことですが、公募の要件について、お伺いをいたします。

次に、地域子育て支援及び学童保育室の運営を公募により事業者を選定することについて、本町においては初めての取組であり、他の自治体の取組内容を参考にし、児童を安心して任せることができる事業者の選定が大変重要と考えるが、見解をお伺いいたします。

次に、「持続可能なまちづくり」について。

「広域的な行政課題への対応については、各自治体間において考え方や財政状況など諸事情は異なるものの、本町としては、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、広域的な連携・協力は必要であると認識していることから、これまで以上に近隣自治体との広域連携に取り組む」とのことですが、取組の具体的な内容について、お伺いをいたします。

次に、「行財政改革については、刻々と変化する社会経済情勢に対して的確に対応するため、これまでのプランから方針に変更し、『第7次行財政改革方針』に基づき毎年度の取組みを明らかにした上で、取組結果をより分かりやすい形で公表する」とのことですが、本町では第六次まで行財政改革プランを策定し、行財政改革に取り組んでこれ、一定の成果があったものと思っています。また、継続的な課題として残っているものなどありますが、これまでのプランから方針に変更した背景と目的について、お伺いをいたします。

次に、「電子決裁機能を有する文書管理システムを導入」されることに対しては、ペーパーレス化の観点から環境に配慮した取組であり、業務の効率化にもつながるものと期待をしているところです。ただ、システムを導入するだけでなく、現状把握をさ

れ、導入後と比較し、どの程度、ペーパーレス化が図られたのか、また、業務の効率化がどの程度図られたのか、数値をもって見える形で効果について示すことも必要と考えるが、見解をお伺いします。

最後に、「働き方改革などの観点から、引き続き、長時間労働への対応や、柔軟な働き方が可能な職場環境づくりの推進」に、引き続き取り組まれることに評価をしています。

しかしながら、現実的な課題として人員不足の問題があると考えています。育児休暇等については、積極的に取得することを奨励されていると思いますが、離職・休職等で人員不足の職場では、休暇を取得するのも気が引けるのではないかと考えています。また、超過勤務については、一般職については数値化されているが、管理職についてはどうなのか、管理職に人員不足等の負担が来ているのではないかと考えています。

離職や休職については本町に限ったことではございませんが、小規模自治体である本町では、一人一人の業務に対する負担が大きく、人材の確保・配置の適正化は喫緊の課題であると考えているが、見解をお伺いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

山田町長 それでは、コミュニティネットを代表されての平井議員の大綱質疑に御答弁申し上げます。

2点目の「景観行政団体への移行について」のうち、「他市町村の制度も参考に検討する必要がある」についてでございます。

議員御指摘のとおり、建築物等の高さを制限することは、私権の制限につながる懸念もありますことから、慎重に検討する必要があるものと考えております。そのため、まずは、令和5年度に本町の現状並びに高さ制限導入に係る課題等の整理を予定しておりますが、市街化区域全域で高度地区により建築物の高さ制限を実施されている自治体や、地域の特性等を踏まえ、きめ細やかなまちづくりを実施すべく、地区計画等により建築物の高さ制限を実施されている自治体など、他自治体の事例につきましても調査研究してまいりたいと考えております。

次に、「景観重要建造物または景観重要樹木の指定」についてでございます。

景観重要建造物等につきましては、本町の景観計画（案）におきまして指定の方針をお示ししているところでございますが、景観計画の策定時点におきましては、これらを指定する予定はございません。しかしながら、指定の方針を満たす建造物や樹木の所有者等から御提案いただいた場合におきましては、指定の是非について検討してまいりたいと考えております。

次に、「景観協定の認可と景観アドバイザー」についてでございます。

まず、景観協定を締結するメリット、デメリットについてでございます。

景観協定のメリットといたしましては、地域住民の合意により、景観法等の基準とは

別に、地域の実情に応じて、景観を構成する要素ごとにきめ細かな基準を設定できることが挙げられます。また、類似の制度といたしましては建築協定がございますが、工作物に関する事項や建築物に附属しない駐車場や空き地に関する事項などが定められない一方で、景観協定では、景観に関する多様な要素を幅広く対象とすることが可能となり、地域の景観形成を誘導することができます。

一方、景観協定のデメリットといたしましては、協定区域内の土地所有者等のライフスタイルや社会情勢等の変化に伴い、協定区域内の全ての世帯において協定の内容を担保することが困難となり、協定区域の変更や協定自体が廃止される可能性が考えられます。

そのため、土地所有者の皆さんなどから景観協定の認可に係る申入れがございましたら、協定の有効期間も含め、メリット、デメリット等を丁寧に御説明した上で、慎重に検討していただく必要がある旨、お伝えしていきたいと考えております。

次に、景観アドバイザーについてでございます。

景観条例等に基づき事前協議などを行う際、必要に応じ、景観や建築などの観点から専門的な助言が必要となることが想定されますことから、景観アドバイザーを配置する予定でございます。景観アドバイザーにつきましては、景観などの分野における学識経験者や建築士会から推薦された方に依頼させていただく予定としております。

続きまして、「思いやりとふれあいのまちづくり」のうち、「基本的人権の尊重」についてでございます。

令和2年度の府民意識調査によりますと、いわゆる人権三法の認知度は4割強から5割強であるのに対し、それぞれの法律の内容まで知っている人の割合は、総じて低い状況となっております。

本町では、これらの法律が施行された平成28年以降、ホームページや広報誌、講座等を通じ、各法の趣旨及びその背景にある人権課題について周知啓発してまいりましたが、前述の調査結果も踏まえ、引き続き、様々な機会を捉えて周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、「インターネット上の誹謗中傷」についてでございます。

SNSなど、インターネットを用いたコミュニケーションは、今や社会生活を営む上でなくてはならないものですが、その使い方や表現によっては、人の心を傷つけ、最悪の場合には命をも奪う、いわばもろ刃の剣であると認識しております。

近年、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化したことを受け、大阪府では昨年4月、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例が施行され、国においても昨年7月、侮辱罪の法定刑に懲役刑が導入されるなど、厳罰化が図られたところでございます。

本町といたしましても、府条例の趣旨等を踏まえ、住民の皆さんが被害者にも加害者

にもならないよう、インターネットの特徴や危険性、基本的なルールやマナーに関する理解の促進とともに、人権相談窓口等を通じてのプロバイダーへの削除依頼等、大阪府や法務局等の関係機関と連携して取り組んでまいります。

続きまして、「自然と調和した快適なまちづくり」のうち、「町道水無瀬青葉1号幹線の整備に伴う周辺自治会への周知と今後のスケジュール」についてでございます。

当該路線の整備スケジュールにつきましては、今年度、実施をしております実施設計業務の成果品に基づき、令和5年度の下半期に工事を実施してまいりたいと考えております。また、工事スケジュール等が決まった時点で、自治会をはじめとした周辺にお住まいの方々へ事前周知を行うとともに、安全対策を十分講じた上で、慎重に工事を実施してまいりたいと考えております。

次に、「町道水無瀬青葉1号幹線の整備に伴う側溝の改善」についてでございます。

町道水無瀬青葉1号幹線に面した道路側溝につきましては、経年劣化により、一部狭隘となっている箇所があることは認識をいたしております。今後、町道水無瀬青葉1号幹線の工事の施工方法や交通規制状況などを踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「安全・安心なまちづくり」のうち、「島本町地域防災計画の見直し」についてでございます。

今回の地域防災計画の見直しは、国の防災基本計画に基づき、避難所における新型コロナウイルス感染症対策なども、島本町地域防災計画の修正点の1つであります。災害と感染症の拡大が重なった場合、避難所の過密抑制のため、避難所を通常より多く開設するとともに、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で屋内安全確保を行うことを周知することなどを、地域防災計画に盛り込む予定でございます。

また、令和3年3月に、「島本町新型コロナウイルスまん延下における避難所運営マニュアル」を茨木保健所監修の下、作成しており、マニュアルに基づき訓練を実施するなど、蔓延期においても感染拡大しないよう取り組んでいるところでございます。

しかしながら、大きな災害が発生した場合、もとより公助だけでは十分対応することは困難であるため、地域防災の中心的な役割をも担う自主防災会とも連携し、共助・自助による災害対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、「自動販売機を活用した防犯カメラの設置箇所」についてでございます。

防犯カメラの設置につきましては、今回、2台の設置を予定しており、1台は水無瀬川緑地公園のトイレ付近に、トイレ入り口及びグラウンドが写るように設置する予定でございます。もう1台は、JR島本駅東口ロータリーに、駅前広場が写るように設置する予定でございます。また、自動販売機の設置場所については、水無瀬川緑地公園のトイレ横及び当該公園の駐車場入り口付近に設置を予定しております。

次に、「自動販売機を活用した防犯カメラの設置場所の選定理由」についてでございます。

まず、水無瀬川緑地公園のトイレ入り口及びグラウンドが写る場所の選定理由といたしましては、防災倉庫付近のベンチが燃やされる事案があったこと、また、トイレは犯罪の発生リスクが比較的高い場所であると想定されることによるものでございます。

また、J R 島本駅東口駅前広場の選定理由といたしましては、本町が管理するエレベーターのボタンや自由通路入り口付近の駅舎の壁が破壊される事案が発生しており、また、夜間、慢性的なたまり場となっており、地域の皆様から、改善に向けての多くの御意見をいただくなどの理由によるものでございます。

次に、「救急出動件数」についてでございます。

救急出動件数につきましては、令和4年中が1,567件、令和3年中が1,349件であり、前年と比較し、218件の増加となっております。そのうち、65歳以上の高齢者の方の搬送人員につきましては、令和4年中が996人、令和3年中が789人であり、前年と比較し、207人の増加となっております。

近年の高齢化の進展により、高齢者の占める割合が増加している傾向であり、今後も高齢者による救急需要が増加することが懸念されますことから、さらなる救急安心センターの活用や救急車の適正利用の啓発に努めてまいります。

次に、「住宅用火災警報器の普及率等」についてでございます。

住宅用火災警報器につきましては、平成23年6月に全ての住宅への設置が義務化され、令和3年6月に10年が経過いたしました。令和4年6月1日現在における本町の設置率につきましては、70%でございます。今後も引き続き、町広報誌への掲載、各事業所及び自治会等の消防訓練時や春と秋に全国的に実施をされます火災予防運動期間中に大型店舗において、普及啓発してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を控えておりました職員による一般住宅の防火診断を順次再開し、普及率の向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」のうち、「島本高校の跡地の活用」についてでございます。

島本高校の再編整備につきましては、令和7年度末をもって閉校することを決定されておりますが、その後の活用については、現時点で白紙であると聞き及んでおります。本町といたしましては、無償で譲渡いただけるのであれば活用の幅は広がりますが、現実的には難しく、町が購入するにも財政的に困難であると考えております。そのため、今後、大阪府が跡地を売却、または、別の用途で活用を検討されることを想定し、町にとってよりよい活用がなされるよう、町としての意向を取りまとめ、要望してまいりたいと考えております。

続きまして、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」のうち、「J R 島本駅西地区

のマンションの一部に整備予定の学童保育施設に係る方針変更」についてでございます。

当該施設につきましては、地域の子育て支援と地域活動の拠点としての活用が期待できることから、地域コミュニティ施設としての活用を考えていたところでございます。しかしながら、昨今の学童保育ニーズの急激な高まりから、行政課題の優先順位といたしましては、学童保育施設が必要であるとの結論に至り、これまでの考えを変更したものでございます。なお、用途の変更につきましては先方にもお伝えをし、了承をいただいております。

続きまして、「持続可能なまちづくり」のうち、「広域連携」についてでございます。

広域連携の取組につきましては、相手自治体と本町の双方にメリットがなければ実現は困難でございます。

このような中、本町の喫緊の課題の1つといたしまして、清掃工場の建て替え問題がございますが、本町の人口規模及び町域面積からいたしますと、国の交付金要件を満たしておらず、特定財源が確保できない中、単独での建て替えとなり、財政的には困難でございます。また、国におきましては、平成9年に出された「ごみ処理の広域化計画について」の通知の中で、「ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、今後、ごみ処理の広域化が必要である」とし、都道府県に対し、ごみ処理の広域化について検討するとともに、広域化計画を策定し、計画に基づいて市町村を指導するよう通知されております。これを受けて、大阪府におきましては、平成11年3月にごみ処理の広域化に関する基本的な考え方を示した大阪府ごみ処理広域化計画を策定されております。

これらの動向を踏まえ、本町といたしましても、ごみ処理の広域化は必要であるとの認識に立ち、広域連携でのごみ処理の課題解決を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「行財政改革」についてでございます。

第7次島本町行財政改革方針につきましては、前計画である第六次島本町行財政改革プランを平成30年に策定し、地域包括支援センターの民間委託、町広報番組の廃止、ふるさと納税の返礼品の充実など、様々な行財政改革に取り組んでまいりました。

しかしながら、計画期間中、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や新しい生活様式のための情報通信技術の飛躍的な発展、行政のDX推進など、自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、今後も目まぐるしく変化することが想定されます。そのような中で、将来の取組を全て掲げることは困難であり、掲げたとしても、変更せざるを得ないなどの事態が想定されます。

このようなことから、今回、従来の「プラン」から、柔軟かつ迅速に対応できるよう「方針」へと変更し、島本町が進むべき基本的な方向性と想定される取組について、方

針として一定の期間にわたって包括的にお示しするとともに、毎年度の取り組む内容やその実績について、適宜公表していくことによって、行政の課題や取組のさらなる透明化が図れるものと考えております。

次に、「文書管理システム」についてでございます。

現在、本町における文書事務につきましては、島本町文書取扱規程に基づき、押印による決裁及び紙媒体の文書の管理を前提としているため、パソコンで作成した電子文書を紙に印刷しなければならないこと、起案文書等の回付に時間を要すること、また、紙媒体での文書の管理・保存では検索に時間がかかることなど、情報通信技術が進展する中、非効率と言え、将来予測される保管・保存場所の増設の必要性等も課題となっております。また、行政事務のデジタル化を推進する上で、職員がテレワーク時に物理的に回付ができないため、決裁事務が遅滞する現状もございます。

これらの課題に対し、電子決裁機能を有する文書管理システムの導入・運用により、紙文書量の削減、文書保存場所の省スペース化等とともに、より一層の適正な文書管理を推進し、事務効率の向上を図ってまいりたいと考えております。

システム導入後につきましては、効果検証を行う必要があると考えており、議員御指摘のとおり、ペーパーレス化の数値として、用紙やファイリング用品に係る削減量をお示しできればと考えております。ただし、業務効率化に伴う作業時間の削減効果などについては、明確に数値としてお示しすることは困難であることから、導入後において、職員へのヒアリングを行い、具体的な導入効果を検証してまいりたいと考えております。

次に、「人材の確保、配置の適正化」についてでございます。

本町のような小規模自治体におきましては、職員一人一人が担う業務の範囲が広く、災害時や選挙事務のほか、昨今のようなコロナ対応が必要となった際の負担も大きいと認識をしております。また、全国的な傾向ではございますが、男性の育児休業取得がスタンダードになりつつあるほか、メンタル疾患等による休職者もございます。

時間外勤務は以前に比べ減少傾向にあり、年次有給休暇の取得率も向上している一方で、一部の部局の職員や管理職において、突発的業務等による負担が生じていることも確かでございます。令和4年度には、6つの専門的職種を含む8種類の職員募集を実施するなど、積極的な採用活動に努めており、職員数は近年増加傾向にございますが、引き続き、人材確保及び配置に係る各職場の課題に対応すべく、不断の努力をもって取り組んでまいりたいと考えております……。

すみません、1点、漏れがありましたようで、「火災の危険性に係る高齢者への周知」についてでございます。

全国的に近年の住宅火災における死者数は、65歳以上の高齢者の割合が約7割と高水準で推移している状況であります。今後もさらなる高齢化の進展が見込まれる中で、高齢者の死者数の割合は増加していくことが予想されます。

本町における高齢者への取組につきましては、平成2年度から毎年独り暮らし高齢者住宅の防火診断を実施し、火災予防の普及啓発と火災による被害の軽減に努めております。令和2年度から令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施でございますが、令和5年度は実施予定でございます。今後も引き続き、高齢者に対する防火啓発に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

中村教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして、御答弁申し上げます。

1点目の「デジタル化の推進について」のうち、「教職員の労働環境等の改善」についてでございます。

教育委員会では、教職員の労働環境の改善と児童生徒へのきめ細やかな指導の充実のため、必要な環境整備事業の予算化に努めてきたところでございます。令和5年度におきましても、全国及び大阪府内の8割以上の公立学校で導入されている統合型校務支援システムを整備することにより、教職員が行う各種業務の能率化・効率化に伴う長時間労働の縮減及び児童生徒へのきめ細やかな指導にかけられる時間の確保を図り、教育の質のさらなる向上につなげてまいりたいと考えております。

令和4年度当初の人員配置に関しましては、全国的にも教員不足の問題が大きな課題として取り上げられる中、人選の検討などに係る事務が一部円滑に進まなかったことにより、結果として、関係者の方々をはじめ、学校現場にも御迷惑をおかけすることとなりました。

教育委員会といたしましては、今後、年度当初の教職員人事にかかる事務については、これまで以上に計画的かつ円滑に処理することにより、各方面への影響をできる限り少なくするとともに、事務スケジュールにおいても見直しを行い、次年度の採用・不採用の連絡が年度当初間際の事業とならないように改めたところでございます。

続きまして、3点目の「みづまるキッズプランの策定」についてでございます。

みづまるキッズプランは、令和4年度が3か年計画の2年目であり、昨年度と同様に年間10回のみづまるキッズプラン策定委員会を開催し、幼児期の遊びや生活を通じた学びと小学校教育の主体的に自己を表現する学びをつなぐためのカリキュラムの作成を進めてまいりました。

カリキュラムの作成を進める中で、各保育所・幼稚園・小学校において試行し、実践を積み重ねることで、幼児教育で育んだ子供たちの遊びたい、学びたいという気持ちを大切にしながら、自己表現力・課題探求力・社会参画力等、いわゆる「見えない学力」の育成を図ってまいりました。

子供たちの「見えない学力」を感じる場面といたしましては、カリキュラムの試行実践を行う中や、それ以外の授業において、子供たちが学習課題に対して主体的に考えて行動する姿や、自分とは違う考えを尊重し、相手と合意形成を図ろうとする姿などを目

にしたときでございます。

続きまして、「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」のうち、「町立体育館の在り方」についてでございます。

今回、活用を予定しております内閣府から派遣される専門人材は、スポーツ施設の整備の検討に当たって、PPP/PFI事業の導入可能性を検討するため、民間のコンサルティング会社から専門知識を持った人材を派遣いただく予定でございます。

現在の町立体育館につきましては、未耐震施設であるとともに経年劣化も進んでおり、さらに、毎年多額の賃借料の支払いが生じていることから、整備範囲や整備スケジュールを含めた今後の整備方針について、できるだけ速やかにお示しできるよう事務を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」のうち、「インクルーシブ教育の継続」についてでございます。

本町におきましては、これまで令和4年4月に文部科学省から発出された「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」の通知の意図を目指した特別支援教育の充実を図ってまいりました。

具体的には、支援学級において個々の児童生徒の教育的ニーズの整理と、障害の状況等を踏まえた教育課程を編成し、個に応じた必要な時間、おおむね1日当たり2時間から3時間程度確保し、自立活動を実施してまいりました。また、全ての児童生徒が可能な限り通常学級で学ぶことができるインクルーシブ教育の実現を目指し、週に1時間から2時間程度抽出して自立活動等を実施する通級指導教室の拡充を図ってまいりました。

今後、支援が必要な児童生徒の周囲の環境を調べ、学習参加への障壁を軽減し、全ての児童生徒が安心して学ぶことができるよう、さらなるインクルーシブ教育の充実を図ってまいります。

次に、「運営事業者の公募要件」についてでございます。

運営事業者の公募要件につきましては、現状、お示しできる状況にはございませんが、現時点で言えることは、入り口を共有する同一施設内の別室において、地域子育て支援拠点及び学童保育の2つの事業を実施する予定としており、2つの事業者による共同運営には、様々な運営上のトラブルも想定されるところでございます。このことから、2つの事業の運営事業者を別々に公募するのではなく、これらを併せて運営可能な事業者を公募したいと考えております。

次に、「事業者の選定」についてでございます。

議員御指摘のとおり、本町初となる民間学童保育室の運営事業者選定となりますことから、近隣自治体をはじめとする先進事例の情報収集に努め、本町の玄関口である駅前の好立地にふさわしい、実績のある運営事業者に御応募いただければと考えております。

旧第二幼稚園跡地や旧第四保育所跡地における認定こども園整備運営事業者募集の際

には、「認可保育所、認可幼稚園または認定こども園のいずれかの運営の実績が3年以上あること」として、これまでの運営経験を要件として記載し、一定の質の確保を重要な要素として募集を行ったところでございます。

つきましては、今回の学童保育室等の運営事業者募集においても同様に、安心・安全かつ安定的な事業運営のためにも、これまでの運営経験については要件として盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 大綱質疑でございますので再質問しませんけれども、詳細な部分については、常任委員会でそれぞれ確認をさせていただきますので、よろしく願いして、コミュニティネットを代表しての大綱質疑を終わらせていただきます。

東田議長 以上で、コミュニティネットの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時54分～午後3時10分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、公明党の発言を許します。

川嶋議員 令和5年度施政方針並びに予算について、公明党を代表し、大綱質疑を行います。

新型コロナの感染拡大から3年が経過する中、ようやく行動制限のない状況となり、各地ではにぎわいが戻りつつありますが、依然、国民生活はコロナ禍や物価高といった課題に直面し、国際社会においては、ロシアのウクライナ侵略など、いまだ緊張状態が解消せず、終息が見えない状況です。

様々に生活様式が変化する中、地域の小さな声にも寄り添い、それを反映させ、切れ目なく政策が実行できる環境づくりの重要性を痛感しているところです。

本町においてのさらなる御努力を願いつつ、以下の質疑をさせていただきます。

1、「新庁舎建設について」。

長年の懸案であった役場庁舎耐震化に伴う新庁舎の建設工事がようやく進められる中、昨今の建築資材の高騰による影響から、事業費が当初の計画を上回ることとなりましたが、今後の動向はどのように認識されているのか、伺います。

2、「デジタル化の推進について」。

令和4年度には行革デジタル推進課を設置され、オンライン申請等、住民の利便性向上や業務の効率化に努められたことは評価するところです。効果はどうだったか伺うとともに、オンライン化に対応できるようなスマホ講座等への取組についてはどうだったか、また、今後の取組についてもお聞かせください。

また、小・中学校において統合型校務支援システムを構築されますが、このことにより、「教職員の労働環境の改善と児童・生徒へのきめ細やかな指導の充実に努める」と

ありますが、どのように改善し、充実が図れるのか、具体的にお示しください。

3、「景観行政団体への移行について」。

本町の景観計画（案）が定まり、大阪府との協議を開始されます。「景観計画を策定し、本町の景観特性や課題に基づいた自主的な運用を行っていかれる」とのことですが、自主的な運用について、具体的に御説明ください。

また、併せて「建築物等の高さ制限に関する検討」も行われますが、本町全体に関わる重要なものと考えます。検討の方法等、どのようなお考えで進めていかれるのか、お聞かせください。

4、「みづまるキッズプランの策定について」。

令和3年度から3か年をかけて、幼児教育・保育と小学校教育をスムーズにつなぐためのカリキュラムの作成を目的とし、令和6年度から保育所・幼稚園・小学校で実践される予定ですが、実践に向けて、令和5年度の取組について伺います。

5、「男女共同参画について」。

「後継計画を策定」されるとのことですが、どのような内容か、お示しください。

また、近年、SDGsの推進や女性活躍推進法の制定など、社会的な環境整備が進められ、LGBT等に関する事など、全ての年代の人たちにとって身近な課題として認識されるようになってきたところです。性別に関係なく、多様性を認め、一人一人の個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮していくために、本町としての取組についてのお考えをお聞かせください。

6、「自治会について」。

昨今の役員の高齢化や加入率の低下、また、加入していてもやめられる方など、自治会を取り巻く環境は課題が多くある現状の中、「支援のあり方について検討」とはどのようなものか、お聞かせください。

7、「JR島本駅西地区のまちづくりについて」。

「駅前地区にふさわしい都市機能と環境を備えたまちづくりを進める」とのことですが、周辺住民の皆様の生活における利便性向上につながるようなまちづくりの推進への御努力も願いますが、お考えをお聞かせください。

8、「指導要綱の制定について」。

「住宅開発に伴う児童数の急増に対応し、教育環境の保全に資するため」とのことですが、内容を具体的に御説明願います。

9、「町道水無瀬青葉1号幹線について」。

急勾配の緩和のための改良工事を実施されますが、工事内容とスケジュールを伺います。

10、「島本町地域防災計画について」。

「4年ぶりに修正」されるとのことですが、修正される内容は何か、お示しください。

また、島本町防災会議の女性の比率について、令和4年度の状況と今後の取組について、お示しください。

6日未明に起きたトルコ・シリアの地震では、死者が5万人を超えております。被災された皆様は、厳しい寒さの中、公園などでシートなどにくるまり過ごされている映像が報道でもうかがわれました。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、避難場所等、安心・安全が1日も早く確保できるよう、心より願います。

日本においても、南海トラフ地震が懸念され、いつ発生するか分からない中、日頃から防災意識を高めるための啓発活動や研修等は大変重要と考えます。令和4年度の取組とそれを踏まえ令和5年度の取組について、お聞かせください。

また、防災士資格取得について、令和4年度は3名の幹部職員に推進、令和5年度の引き続きの取組はあるのか伺うとともに、住民の皆様への負担金のお考えはないのか、見解を伺います。

11、「地域再生マネージャー事業について」。

地域再生ビジョンとして策定された3つの事業目的として、①「島本の達人」発掘プロジェクト、②「商品」の開発を支援、③「タウンプロモーション展開戦略」の策定、それぞれの進捗状況を伺います。

12、「公共施設のLED化について」。

現在、町道やふれあいセンターでの更新工事が進められておりますが、町内の公共施設等全てのLED化にはどれぐらいの期間を要するのか。また、共栄会が設置されている防犯灯も含まれているのか、伺います。

13、「広域連携について」。

小さな町、島本町として、持続可能なまちづくりのためには、広域連携は不可欠と考えます。「これまで以上の取組」とはどのようなものか、お示しください。

14、「防犯カメラの整備について」。

道路施設や公園施設などへの自動販売機を活用した整備に取り組まれます。具体的な取組内容をお示しください。

15、「高齢者のフレイル等について」。

フレイルは、身体的・精神的・社会的な脆弱化を指し、完全に介護が必要な状態ではなく、適切な生活改善や治療を行っていくことで、生活機能が以前の状態に改善する可能性があることが示されています。コロナ禍の中、影響は大きいものと考えます。令和4年度の成果と課題を踏まえ、令和5年度の取組についてお聞かせください。

16、「町立体育館のあり方について」。

島本高校体育館の活用については、検討された結果、困難との結論を出され、「水無瀬川緑地公園敷地内に移転をし、プールやテニスコートなどを含めたスポーツ施設の整備の可能性について検討」されます。

内閣府からの専門人材は、どのような方が来られ、期間はどれくらいなのか。また、検討スケジュールをお示してください。特に、現在使用されているテニスコートは不具合が生じていると聞き及んでいます。できるだけ早期に結論を出す必要があると思います。見解を伺います。

17、「伴走型相談支援および出産・子育て応援給付金について」。

核家族化が進み、周りに頼る人も少ない方にとっては、妊娠・出産・育児は、孤独で負担の大きい仕事となっているのではないのでしょうか。また、養育困難な事情を抱えての子育てにおいて、虐待やそのリスクがある家庭への支援は大きな効果があるものと考えます。また、コロナ禍の中、物価高騰による経済事情も変化しているときに、給付金支給についても安心化につながるものと確信します。

本町で、安心して産み育てられる、切れ目ない寄り添い支援のさらなる充実への御努力を要望いたしますが、見解を伺います。

18、「屈折検査について」。

3歳6か月健診時において新たに追加されますが、弱視のお子さんにとっては早期発見、早期治療が図られ、保護者の方からも御要望をいただいていたことから、安心につながるものと大変評価いたします。本年4月の健診から追加されると聞いておりますが、周知徹底は万全なのか、確認をさせていただきます。

19、「新生児聴覚検査について」。

聴覚障害のお子さんの早期発見、早期療育を推進するため、検査費用の助成制度を創設されます。屈折検査とともに要望をいただいていたことから、大変評価いたします。実施スケジュールと助成額について、お示してください。

20、「学童保育室保育料の料金体系について」。

「料金体系を、令和5年度中に見直しの方向性を示される」とのことですが、利用者に分かりやすい料金体系とはどのようなものか、また、見直しをされることとなった経緯は何か、お示してください。

21、「地域子育て支援拠点及び学童保育室について」。

阪急阪神不動産から寄贈を受ける予定のJR島本駅西地区のマンションの一部を活用するため、運営事業者を公募されます。選定においてはどのように考えておられるのか、また、民間事業者にすることのメリットをお示してください。併せて、令和4年度の学童保育室の現状と課題、また、今後の見通しについてもお示してください。

以上です。

山田町長 それでは、公明党を代表されての川嶋議員の大綱質疑に、御答弁申し上げます。

1点目の「新庁舎建設について」でございます。

議員御指摘のとおり、昨今の世界的な原油等の価格高騰やコロナ禍における部品、半導体等の調達難や円安等様々な要因により、建設資材の価格が上昇しております。新庁

舎建設費につきましても当初の計画を上回ることとなり、昨年12月の定例会議において30億5,000万円の債務負担行為の認定を御可決いただいたところでございます。

その後、受注者選定のため、令和4年12月16日に制限付き一般競争入札の公告を行い、本年2月24日に入札を執行いたしました。不調となったため、再度の入札に向け事務を進めているところでございます。

今後の動向についてでございますが、全国的に建設資材価格、労務費や経費を含む建設工事に係るコストは、現在も上げ幅に変動はあるものの、上昇を続けていると認識しております。新庁舎の建設は複数年度にわたる工事のため、数年先を予測することは困難ではございますが、引き続き、建設工事に係るコストの動向について注視してまいりたいと考えております。

なお、工事の契約締結後におきまして、資材価格の高騰等による契約額の見直しが必要になった際には、受注者と内容について協議し、金額について精査した上で、必要な額について補正予算を計上させていただき、議会において御審議を賜りたいと考えております。

続きまして、2点目の「デジタル化の推進について」でございます。

本町では、これまで新型コロナウイルスワクチンの予約システムの構築や各種イベントの参加のオンライン申込みなど、行政手続のオンライン化に努めてきたところでございます。また、12月定例会議におきましては、島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について御可決賜り、令和5年4月の施行に向け、事務を進めているところでございます。これにより、本町条例及び規則で定めのある手続についてもオンライン化が可能となり、住民の利便性向上に資するものと考えております。

また、職員の業務の効率化の観点では、チャットツールの使用促進、ウェブフォームサービスの導入支援などを行い、令和5年度には職員が自席でインターネットを閲覧できるシステムの導入を進めているところでございます。

行政手続のオンライン化に伴い必要となるのが、主に高齢者向けのデジタルディバイド対策でございます。これまで株式会社ジェイコムウェストに業務委託して実施をしていたスマホ講座や同社と協力し国のデジタル活用支援事業を活用したスマホ教室、職員が1対1で相談に乗るスマホ相談室、そして、社会福祉協議会と連携して町内のカフェなどでスマホが学べるデジタルふれあいカフェの実証実験などを行ってまいりました。いずれの事業も住民の皆様から好評であり、デジタルディバイド対策を継続して実施する必要性は感じておりますが、その内容については、一定見直しを図ってまいりたいと考えております。

令和5年度におきましては、スマホ講座は一定成果を得られたものとし、廃止いたしますが、株式会社ジェイコムウェストと協力した国のデジタル活用支援事業によるスマホ教室は継続して実施してまいります。また、職員によるスマホ相談室も原則廃止とし、

社会福祉協議会と連携したデジタルふれあいカフェ事業の稼働に注力してまいります。

今後は、「スマホの使い方を教える」ではなく、「スマホを楽しく学んでいただく」場の創出により、地域コミュニティの形成やにぎわいづくり、ボランティアの活性化にも寄与する事業を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の「景観行政団体への移行について」でございます。

本町におきましては、景観行政団体へ移行後、景観法に基づき公聴会や都市計画審議会において御意見をお伺いし、本町の景観計画を策定する予定としております。景観計画策定後につきましては、景観計画で定めた一定規模以上の建築物や工作物の建築などの届出対象行為を行う際、建築物の配置、色彩等の景観形成基準への適合を誘導するなど、景観計画等に基づき、行為者に対し届出を求めるなどの景観事務を自主的に運用してまいりたいと考えております。

また、建築物等の高さ制限に関する検討方法につきましては、景観計画策定後、本町の現状及び高さ制限導入に係る課題等の整理を行った上で、高さ制限に係る地域分けを実施し、アンケート調査やワークショップを実施し、高さ制限の手法、地域ごとの実施の是非等を整理の上、検討結果を取りまとめる予定でございます。

続きまして、5点目の「男女共同参画について」でございます。

第3次島本町男女共同参画計画の策定について、現在、作業中ではございますが、方向性といたしましては、国が策定しております第5次男女共同参画基本計画や大阪府のおおさか男女共同参画プランとの整合を図るとともに、防災対策や新型コロナウイルス感染症などにより社会生活に大きな影響を受けた方々への対策など、昨今の社会情勢の変化に対応した内容にしてまいりたいと考えております。

また、性別に関係なく、一人一人の個性が尊重され、個人が能力を十分に発揮できる社会の実現のためには、制度などのハード面と意識変容や理解といったソフト面の両方の取組が必要であると考えております。

女性の活躍推進やLGBTに関することなどは、近年、メディアで取り上げられる機会も多く、認知度は上がりつつありますが、依然として無理解や誤解、偏見も多いものと認識しております。男女共同参画の理解促進に向けましては、様々な分野、年代への働きかけが必要であることから、本町といたしましては、関係機関と連携し、講座やSNSによる啓発など、継続した取組を進めてまいります。

続きまして、6点目の「自治会について」でございます。

昨年7月に実施をいたしました各自治会長を対象としたアンケート調査では、町内の多くの自治会において、高齢化による役員の成り手不足や加入率の低下が大きな課題であるとの回答がございました。これは、本町に限らず全国的な傾向であると認識しておりますが、抜本的な解決策が見つからないのが現状でございます。

町といたしましては、全国の成功事例や先進事例を情報収集し、自治会長連絡協議会

の中で、自治会長の皆さんと一緒に、自治会の今後の在り方や意義等について意見交換を行いながら、町の支援の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、7点目の「JR島本駅西地区のまちづくりについて」でございます。

JR島本駅西地区のまちづくりにつきましては、JR島本駅西地区まちづくりガイドラインに基づき、当該地域の道路や公園等の公共施設の整備につきまして、これまでJR島本駅西土地地区画整理組合の方々と設備面等における協議を実施し、交通利便性の向上や生物多様性の保全・創出に配慮したまちづくりを進めてきたところでございます。また、住宅等民間施設の整備におきましても、関係権利者や事業者との協議を実施し、駅前にふさわしいにぎわいを創出するとともに、景観形成や緑化の推進等により、潤いのある豊かな生活環境の創造などを目指したまちづくりを進めてきたところでございます。

今後におきましても、JR島本駅西地区のまちづくりにつきましては、将来にわたって住民の誇りとなるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、8点目の「指導要綱の制定について」でございます。

今回、制定を予定しております要綱は、一定規模の開発行為等を行う事業主と町が住宅開発の計画段階で協議することにより、住宅開発に伴う児童数の急増を抑制し、教育環境を保全することを目的とするものでございます。

具体的な内容といたしましては、町が通学区域ごとの児童数の推移等を勘案して対象区域を指定し、事業主は対象区域内で一定規模の住宅開発が見込まれる場合は、開発に係る事前協議申請に先立ち、土地取引等を行う前に町長に届け出ていただき、町が対象区域の現状を勘案して、開発規模の見直しや開発時期の変更などを事業者に要請していくことを想定しております。

現在、関係部局が協力して先行自治体の事例を研究しながら、本町における制度の詳細を検討しているところであり、良好な教育環境保全の一助となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、9点目の「町道水無瀬青葉1号幹線について」でございます。

当該路線におきましては、現在、青葉地区と水無瀬地区をまたぐ水路に架設された通路橋の高さが高く、周辺道路がその高さに合わせ、すり付けていることから、一部の区間で横断勾配が急勾配となっているため、道路橋の高さを周辺道路の高さまで下げ、歩行者や車椅子の方々が円滑に通行できるよう、急勾配となっている舗装勾配緩和の対策を講じてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、今年度実施をいたしております実施設計業務の成果品に基づき、令和5年度の下半期に工事を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、10点目の「島本町地域防災計画について」でございます。

今回の地域防災計画の見直しは、国の防災基本計画の改定に基づき、避難所における新型コロナウイルス感染症への対策を盛り込むこと、避難情報等における避難勧告を廃止し避難指示へ一本化することなどとともに、令和5年度中には大阪府が災害被害想定を見直すことを予定していることから、本町地域防災計画においても、それらを反映したものに修正する予定でございます。

地域防災計画に基づく具体的な取組といたしましては、住民に防災意識を高めるための啓発活動として、令和4年度に自主防災会、学校など8団体に出張講座を実施、また、1月15日に気象台や淀川河川事務所から講師を迎え、防災とボランティア講演会を自主防災会、自治会を対象に行うとともに、段ボールベッド、テントを組み立てるなど、避難所開設訓練を実施をいたしました。令和5年度についても、同様に、自主防災会をはじめ、団体などへの出張講座や訓練を実施したいと考えております。

防災士につきましては、令和5年度も3名の町の管理職員が受講するよう計画をしています。また、住民の防災士の取得につきましては、令和5年度から大阪府の事業として、府民向けの防災士資格取得事業を実施する予定であり、本事業について詳細が決まりましたら、周知してまいりたいと考えております。

また、本町防災会議における女性比率といたしましては、現在、同防災会議の委員定数は31名で、うち女性が5名で約16%となっております。委員につきましては、防災会議条例に基づき、国、府など各種機関等から委員予定者として推薦いただいている背景はございますが、防災対策等において女性の視点を生かすことは重要であると考えておりますので、各種団体に対し、女性委員を推薦いただけるよう働きかけを行ってまいります。

続きまして、11点目の「地域再生マネージャー事業について」でございます。

そのうち、①点目の「島本の達人」発掘プロジェクトについては、20組の取材を行い、広報しまもとにおいて、令和5年5月号からの連載開始を予定しております。

次に、②点目の「商品」の開発を支援することについては、大阪成蹊大学の協力の下、応募のあった町内7事業者の既存商品や新規発売予定の商品等が新たにデザインをされました。新たにデザインされた商品は随時販売を行っていきませんが、本年4月から販売を開始される予定の事業者もございます。

次に、③点目の「タウンプロモーション戦略」については、令和5年度以降のプロモーションの媒体の選定やプレススケジュールなどを整理し、方針を定めました。これまでは、魅力ある地域資源を町外へ発信する取組が弱かったことから、令和5年度は積極的に地域の魅力発信に努めてまいります。

続きまして、12点目の「公共施設のLED化について」でございます。

公共施設のLED化につきましては、現庁舎や町立体育館など新築や移転を検討しているものを除き、小・中学校や幼稚園、保育所、ふれあいセンター、人権文化センター、

町営住宅、消防庁舎などの公共施設については、令和5年度から7年度の3か年をかけて更新を予定しております。

なお、共栄会が設置管理されている街灯の代替照明施設につきましては、本町と大阪府において必要箇所を協議の上、順次整備を進めており、本町の整備箇所については既に完了しております。一方、大阪府による整備箇所については、一部、令和5年度に整備される予定であるとお聞きをしております。

続きまして、13点目の「広域連携について」でございます。

広域連携の取組につきましては、相手自治体と本町の双方にメリットがなければ実現は困難でございます。

このような中、本町の喫緊の課題の1つといたしまして、清掃工場の建て替え問題がございますが、本町の人口規模及び町域面積からいたしますと、国の交付金要件を満たしておらず、特定財源が確保できない中、単独での建て替えとなり、財政的には困難でございます。また、国におきましては、平成9年に出された「ごみ処理の広域化計画について」の通知の中で、「ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、今後、ごみ処理の広域化が必要である」とし、都道府県に対し、ごみ処理の広域化について検討するとともに、広域化計画を策定し、計画に基づいて市町村を指導するよう通知されております。これを受けて、大阪府におきましては、平成11年3月にごみ処理の広域化に関する基本的な考え方を示した大阪府ごみ処理広域化計画を策定されております。

これらのことを踏まえまして、本町といたしましては、広域連携でのごみ処理の課題解決を目指して、議員の皆様とも町の方向性や広域化に至るまでの課題などを共有させていただき、解決に向け、一層の努力をしてみたいと考えております。

続きまして、14点目の「防犯カメラの整備について」でございます。

自動販売機を活用した防犯カメラの整備につきましては、一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構が飲料メーカーと連携し、自動販売機の収益を活用して、地域住民が安全・安心に暮らすことができるための社会貢献事業を行っておられます。今般、この事業を活用するもので、自動販売機を1台設置することにより、無料で防犯カメラを1台設置していただけるというものでございます。

防犯カメラの設置場所につきましては、1台は水無瀬川緑地公園のトイレ付近に、トイレ入り口及びグラウンドが写るように設置する予定でございます。もう1台は、JR島本駅東口ロータリーに駅前広場が写るように設置する予定としております。また、自動販売機は水無瀬川緑地公園のトイレ横及び当該公園の駐車場入り口付近に設置を予定しており、水無瀬川緑地公園に自動販売機を設置する理由といたしましては、令和3年度に行った公園アンケートなどから、自動販売機の設置要望があることによるものでござ

ざいます。設置スケジュールにつきましては、本年4月頃に工事等を実施する予定としております。

なお、この事業は飲料の売上げに伴う町の歳入は発生しないものの、自動販売機及び防犯カメラの設置費用や補修費用などの歳出も発生せず、費用をかけずに、住民の皆さんの利便性向上とともに、犯罪抑止力を高めることができるものと考えております。

続きまして、15点目の「高齢者のフレイル等について」でございます。

本町では、令和4年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでおりますが、疾病等を発症しやすい高リスクを持った個人を対象を絞った「ハイリスクアプローチ」と、対象を限定せず集団全体に働きかける「ポピュレーションアプローチ」の両方が必要となります。

令和4年度の「ハイリスクアプローチ」としては、専任の保健師が、医療及び介護のデータから高齢者一人一人の医療・介護等の情報を一括把握し、健康状態の不明な高齢者を対象とした事業を行いました。抽出した45人の健康状態不明高齢者に対して、個別アンケートによる実態把握を行い、実態が把握できなかった9人の高齢者に対しては、訪問を実施して実態把握に努めました。令和5年度は医療機関未受信者に対して、健康診査の受診につながるよう勧奨の手法を工夫してまいりたいと考えております。

また、令和4年度の「ポピュレーションアプローチ」では、高齢者の通いの場であるいきいき百歳体操の各拠点に保健師や管理栄養士が出向き、フレイル予防に適した食事や健康診査の受診勧奨など、高齢者の健康づくりに関する啓発活動を行い、高齢者の健康に関する不安などについて気軽に相談に応じるなどの支援を行いました。令和5年度は、いきいき百歳体操の拠点に加え、地域で実施をしているサロンなどの訪問先を追加し、高齢者のための健康講座を実施するとともに、個別アンケートからフレイル状態が疑われる高齢者に対して低栄養予防の相談など、個別的な支援を行ってまいります。

続きまして、17点目の「伴走型相談支援および出産・子育て応援給付金について」でございます。

本町では、令和2年10月から子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーターとして助産師を配置するとともに、保健師、管理栄養士、子育て支援担当保育士等の専門職が、関係機関と連携を図りながら、妊娠期から就学前までの包括的な相談支援を行っております。

令和5年2月から開始した伴走型相談支援としては、新たに妊娠8か月アンケートを実施いたしますので、出産に向けての準備や産後のサポート体制等を把握し、希望される方や支援が必要な方に対して面接を行うなど、よりきめ細やかな支援を行ってまいります。また、出産・子育て応援給付金の支給により、経済的な支援も可能となることから、より一層、支援につながりやすくなると考えております。

伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金の一体的事業の実施により、今まで以上に

相談支援体制を強化するとともに、関係機関との連携を図りながら必要な支援につなげる等、本町で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、寄り添いながら切れ目のない支援を継続してまいります。

続きまして、18点目の「屈折検査について」でございます。

弱視のお子さんを早期に発見し、適切な治療・療育が図られるよう、令和5年度から3歳6か月児健診時において、これまでの御家庭におけるランドルト環を用いた視力検査と視力についてのアンケートに加えまして、屈折検査を実施いたします。3歳6か月児健診は年間10回実施をしており、令和5年度の初回の健診である5月期から実施する予定としております。

周知につきましては、3歳6か月児健診の対象者に、事前に個別通知により問診票等を送付いたしますので、その際に検査の目的や実施方法を分かりやすく記載し、健診会場において屈折検査を実施することについて、御案内する予定としております。また、ホームページや広報に掲載する等、これから健診を受診される方に向けて広く周知する予定としております。

続きまして、19点目の「新生児聴覚検査について」でございます。

聴覚障害のお子さんを早期に発見し、早期療育を推進するため、令和5年10月から新生児聴覚検査にかかる費用の助成を開始いたします。スクリーニング検査として実施する新生児聴覚検査は、生まれてすぐのお子さんに、専用の検査機器を用いて聴覚の確認を行う検査で、通常、出産した医療機関などで入院中に行われることから、妊娠届出時に「新生児聴覚検査受診券」を交付することとし、また、対象となる方には、事前に受診券を送付する予定としております。

助成額は検査方法により異なり、自動A B R（自動聴性脳幹反応検査）は5,000円、O A E（耳音響放射検査）は1,500円を上限として、助成をいたします。

私からは、以上でございます。

中村教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

2点目の「デジタル化の推進について」でございます。

統合型校務支援システムは、児童生徒に関する成績処理等の教務系の事務、健康診断票作成等の保健系の事務、そして、指導要録作成等の学籍系の事務に係る各種機能を実装し、児童生徒情報を一元的に管理することができるシステムでございます。

現在、町立学校における業務につきましては、紙帳票に手書きで、または、エクセル等のソフトを学校独自に用いて行っているため、処理作業に費やす時間がシステムを用いるよりも多く、また、記録情報の点在化による作業ロスも生じております。本システムを導入することにより、これまでの紙帳票等を基本とする事務作業をシステム上で処理し、管理できるようになるため、事務の能率化・効率化を図れることが期待できるものでございます。

また、文部科学省の資料によりますと、教職員1人当たりの業務時間の削減効果が年間100時間以上となった自治体もあることから、削減できた時間を活用して、児童生徒の育ちを教職員全体で見守る取組に注力するとともに、本システムに蓄積したデータを活用することで、支援を必要とする児童生徒の早期発見や個別最適な学びの充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の「みづまるキッズプランの策定について」でございます。

みづまるキッズプランは令和4年度が3か年計画の2年目であり、令和3年度と同様に年間10回のみづまるキッズプラン策定委員会を開催し、幼児期の遊びや生活を通じた学びと小学校教育の主体的に自己を表現する学びをつなぐために、幼児期のアプローチカリキュラムと小学校のスタートカリキュラム（案）の作成を進めてまいりました。

3年目に当たる令和5年度の取組といたしましては、アプローチカリキュラムに基づいた保育を実践し、遊びを通じた子供たちの変容について検証するとともに、小学校の生活科の授業を中心にスタートカリキュラム（案）の試行を積み重ねてまいります。

子供たちの遊びたい、学びたいという気持ちを大切にしながら、保育所、幼稚園、小学校における実践を通して、自己表現力・課題探求力・社会参画力といった「見えない学力」の育成をより一層充実させていきたいと考えております。

続きまして、16点目の「町立体育館のあり方について」でございます。

今回、活用を予定しております内閣府から派遣される専門人材は、スポーツ施設の整備について、PPP/PFI事業としての導入可能性を検討するため、民間のコンサルティング会社から専門知識を持った人材を派遣いただく予定でございます。

4月中旬には1回目の派遣が予定されておりますことから、町立体育館やプールのほか、劣化が著しいとお声をいただいておりますテニスコートを含むスポーツ施設の整備範囲や整備スケジュールについて、できるだけ速やかにお示しできるよう事務を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、20点目の「学童保育室保育料の料金体系について」でございます。

現在、本町の学童保育室保育料につきましては、主に所得税額を基礎とする階層区分により設定しております。この保育料の設定は、当時、保育所保育料が所得税額による応能負担の設定であったことに倣ったものですが、その後、平成27年度に保育所が子ども・子育て支援新制度に移行した際、保育所保育料につきましては、所得税額から市町村民税所得割額を基礎とする階層区分制に改められた経緯がございます。

学童保育室と保育所とは、利用者が就労家庭の保護者と共通しておりますため、保育所保育料との算定方法が異なっていることにより、一部の保護者からは「保育所と学童保育室でなぜ保育料の算定方法が異なっているのか」、「同様の施設であるにもかかわらず料金設定が不統一で分かりにくい」といったお声をいただいております。また、学童保育室保育料の当初の算定の時期には、本町において保護者の所得税額の情報を保

有していないため、保護者から源泉徴収票や確定申告書の写し等を直接提出していただいております。「なぜ学童保育室だけ課税資料を提出しなければならないのか」といったお声もいただいております。加えて、学童保育室保育料に関しましては、延長保育料の料金設定の見直しにつきましても、ここ数年、保護者から御指摘や御要望をいただいている状況でございます。

さらに、近隣自治体におきましては、学童保育室保育料について、多くは一律定額制であり、階層区分制の自治体も、保育所保育料と同じく市町村民税所得割額を算定の基盤としているところでございます。

このような事情に鑑み、第六次行財政改革プランに基づく受益者負担の適正化の観点等を踏まえつつ、保護者の理解がより得られやすい保育料の設定の在り方について、総合的な見直しを図るものでございます。

なお、見直しの具体のスケジュールにつきましては、現時点においてお示しすることはできかねますが、令和5年度のできる限り早い時期に改正案を取りまとめ、利用者への十分な周知期間を確保した上で、令和6年度当初から改定するよう事務を進めてまいります。

続きまして、21点目の「地域子育て支援拠点および学童保育室について」でございます。

運営事業者の公募要件につきましては、現状、お示しできる状況にはございませんが、現時点で言えることは、入り口を共用する同一施設内の別室において、地域子育て支援拠点及び学童保育の2つの事業を実施する予定としており、2つの事業者による共同運営には様々な運営上のトラブルも想定されるところでございます。このことから、2つの事業の運営事業者を別々に公募するのではなく、これらを合わせて運営可能な事業者を公募したいと考えております。

また、本町初となる民間学童保育室の運営事業者選定となりますことから、近隣自治体をはじめとする先進事例の情報収集に努め、本町の玄関口である駅前的好立地にふさわしい、実績のある運営事業者に御応募いただければと考えております。

次に、民間事業者にすることのメリットでございます。

地域子育て支援拠点事業につきましては、現在、町内の民間保育所等4か所（山崎保育園、山崎保育園ばんだのいえ、しまもと里山認定こども園、認定こども園ゆいの詩）において実施されており、それぞれの民間運営事業者による特色のある事業展開が図られております。民間活力を積極的に活用することで、住民の皆様には多彩な選択肢を提供することが可能となるものと考えております。

学童保育室につきましては、本町では、現状公設公営の施設4か所のみ運営している状況でございます。ここ数年、就学前保育の需要の高まりに伴い、学童保育の需要も全体的に増加傾向にあり、これまで適宜施設を拡充して対応を講じてきたところでござい

ます。

一方、近年、指導員の安定的な確保が本町でも大きな課題となっており、広報誌をはじめ、様々な媒体を用いて募集に努めておりますが、新規の人材確保にはなかなかつな
がっておらず、欠員が解消されないまま年度末に至るといった状況が状況も生じるよう
になっております。

また、利用者である保護者の方々からも、質的・量的を問わず、学童保育室のサービ
スの拡充を求められるお声を頂戴し、本町といたしましても、できる限りの対応をして
まいりましたが、限られた予算や人員の範囲内での対応となりますことから、町単独で
全てのニーズに対応することには、一定限界があるところでございます。

今後も、しばらくの間は、本町の学童保育を取り巻く状況が今よりも緩和されること
はないと見込まれる中、学童保育におきましても、就学前保育と同様に民間活力を積極
的に活用することにより、住民の皆様には多彩な選択肢を提供することが可能となり、
同時に、効率的な行財政運営を図ることができるなど、先ほど申し上げました課題の一
定の解消につながるメリットがあるものと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 種々御答弁、ありがとうございました。

1点だけ、再質問をさせていただきたいと思えます。7番目の「JR島本駅西地区の
まちづくりについて」でございます。

この点については、開発が今後進められていく中で、JRより山側にお住まいの皆様
にとって、買物や病院など不便さを感じておられる方もいらっしゃいます。島本駅西地
区のまちづくりが整備されることによって、その不便さが少しは解消されるものと期待
の声も伺っております。そのような方々にとっても、生活の利便性向上につながるまち
づくりとして、駅前にどのような施設が立地するのか、お伺いたします。

都市創造部長 JR島本駅西地区における商業施設等の立地に係る御質問でございます。

当該地域における施設の立地に関しましては、地権者の皆様と各企業間で検討される
ものでございますことから、詳細な御答弁は差し控えさせていただきますが、駅前道路
北側にはスーパーマーケット、南側には医療モールの立地等を検討されている旨、お聞
きいたしております。

以上でございます。

川嶋議員 ほかに、子供たちが行ける文房具店とか、100均などとか、そういうような
のができればいいなというお声も聞いております。この点につきましては、要望にとど
め、詳細につきましては、各常任委員会で改めて聞かせていただきます。

以上で、大綱質疑を終わらせていただきます。

東田議長 以上で、公明党の大綱質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日3月1日午前10時から再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、3月1日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変御苦労さまでございました。

(午後4時00分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 山口議員 再生可能エネルギーについて
- 伊集院議員 1. ため池・調整池について
2. 健康な人生へ～CKD、慢性腎臓病予防対策について～
- 第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 第2号議案 訴えの提起について
- 第3号議案 町道路線の廃止及び認定について
- 第34号議案 島本町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第4号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について
- 第5号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第6号議案 島本町文化財保護条例の一部改正について
- 第7号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 第8号議案 島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部改正について
- 第9号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第9号）
- 第10号議案 令和4年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第11号議案 令和4年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第12号議案 令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第13号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第14号議案 島本町景観条例の制定について
- 第15号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第16号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
- 第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第18号議案 島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
- 第20号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第21号議案 令和5年度島本町一般会計予算
- 第22号議案 令和5年度島本町土地取得事業特別会計予算

- 第23号議案 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25号議案 令和5年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第27号議案 令和5年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第28号議案 令和5年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第29号議案 令和5年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第30号議案 令和5年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第31号議案 令和5年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第32号議案 令和5年度島本町水道事業会計予算
- 第33号議案 令和5年度島本町下水道事業会計予算

令和5年

島本町議会2月定例会議会議録

第3号

令和5年3月1日(水)

島本町議会 2月定例会議 会議録 (第3号)

年 月 日 令和5年3月1日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	川嶋	玲子	2番	野口	日利美	3番	山口	博好
4番	中嶋	洵智	5番	大久保	孝幸	6番	福島	保雄
7番	長谷川	順子	8番	中田	みどり	9番	東田	正樹
10番	平井	均	11番	伊集院	春美	12番	清水	貞治
13番	戸田	靖子	14番	永山	優子			

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田	紘平	副 町 長	藏垣	武博	教 育 長	中村	りか
総 合 政 策 部 長	北河	浩紀	総 務 部 長	川畑	幸也	健 康 福 祉 部 長	原山	郁子
都 市 創 造 部 長	名越	誠治	上 下 水 道 部 長	近藤	治彦	消 防 長	三浦	毅
教 育 こ ど も 部 長	岡本	泰三	会 計 管 理 者	永田	暢			

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多田	昌人	書 記	坂元	貴行	書 記	村田	健一
---------	----	----	-----	----	----	-----	----	----

令和5年島本町議会2月定例会議議事日程

議事日程第3号

令和5年3月1日(水) 午前10時開議

- 日程第1 第14号議案 島本町景観条例の制定について
- 第15号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第16号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
- 第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第18号議案 島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
- 第20号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第21号議案 令和5年度島本町一般会計予算
- 第22号議案 令和5年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第23号議案 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25号議案 令和5年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第27号議案 令和5年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第28号議案 令和5年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第29号議案 令和5年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第30号議案 令和5年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第31号議案 令和5年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第32号議案 令和5年度島本町水道事業会計予算
- 第33号議案 令和5年度島本町下水道事業会計予算

(午前10時00分 開議)

東田議長 おはようございます。

昨日に引き続き、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第14号議案 島本町景観条例の制定についてから、第33号議案 令和5年度島本町下水道事業会計予算までの20件を一括議題とし、大綱質疑を継続いたします。

それでは、大阪維新の会の発言を許します。

大久保議員 おはようございます。

それでは、令和5年度山田町長の施政方針及び予算に対し、大阪維新の会を代表し、大綱質疑を行います。

3年余り、私たち日本人を苦しめましたコロナ禍は、私たち日本維新の会の国会議員による国会論戦も手伝って、ようやく政府が重い腰を上げ、感染症法の2類感染症相当から5類感染症への見直しが現実のものとなり、日本国としましても、明るい兆しが遅ればせながら出てまいりました。

一方、昨年2月24日からロシアによるウクライナへの侵攻が始まり、ロシア軍がウクライナ東・南部4州の掌握を目指して攻撃を続ける一方、ウクライナ軍は欧米の軍事支援を受けまして抵抗を続けております。激しい攻防が続く中、戦況は膠着し、長期化するとの見方が強まっております。また、このウクライナ危機が日本国の安全保障にも深刻な問題を提起しており、早期の現状に見合った憲法改正が急がれます。

我が国におきましても、この戦争の影響で燃料価格の高騰に伴う物価高騰や食料不足など、国民の生活に深刻な問題となっており、我が島本町も新庁舎の建設に深刻な状況を招きかねません。また、一步も進まない清掃工場の建て替えを含むごみ行政問題など、町政は様々な問題を抱え、将来が見えないまま停滞をしているのが現状ではないでしょうか。

山田町長におかれましては、就任6年目を終わろうとする中、いろいろと御苦労はあろうかと思いますが、まずは進展の見られないごみ行政を進めるために必要な広域・合併問題をどのようにお考えか、私たちの島本町も一時的な人口増加をしておりますが、将来的には超少子高齢化の時代を迎え、このままの現状の体制、運営で継続可能な自治体となり得るのか、町長のお考えをお伺いするとともに、以下、具体的な内容について、お伺いをします。

1点目、「町長の重点的に取り組む施策5点について」。

1点目、新庁舎の建設について。

冒頭でも述べましたが、ウクライナ危機を受け、建築資材の高騰や2025年（令和7年）

に開催されます大阪万博の影響など、不安材料が多くあり、入札不調や本町の財政状況を考え、最終価格をどのようにお考えか、お伺いします。

2点目、デジタル化の推進について。

財源の根拠をお示してください。

3点目、景観行政団体への移行について。

住民の皆様の御要望もあり、「景観や住環境の保全のため、建築物等の高さ制限に関する検討」をされるとのことですが、景観行政団体に移行することにより、かえって高さ制限の検討が遅れているのではないかと懸念をしますが、本事業に必要な経費と本町の見解をお伺いします。

4点目、みづまろキッズプランの策定について。

「主体的に考える力、他者を尊重する力、多様な人と対話して合意形成を図る力等の『見えない学力』の育成に寄与できる」ということですが、具体的に、この施策をどのように評価、結論づけるのか、伺います。

5点目、文化財関連事業について。

本町単独で本事業を継続するには、人材や財源の限界を感じますが、教育の広域化を通じ、事業の充実を図るお考えはありませんか。

2点目、「思いやりとふれあいのまちづくり」について。

①点目、本町は「『島本町人権擁護に関する基本条例』に基づき、人権三法など関係法の趣旨を踏まえ、すべての人の人権が尊重される差別のない社会の実現に向け」、努力を重ねられております。しかしながら、学校教育における北朝鮮による日本人拉致問題の取組はどのような状況でしょうか。拉致問題は現在も進行形であり、風化させてはならない重要な人権問題です。私たちの大切な子供たちを守るためにも、しっかりとした学校教育の取組を心からお願いをしたく、本町の今後の取組や見解をお伺いします。

②点目、自治会について。「役員の高齢化や加入率の低下などの課題を踏まえ、時代に応じた支援のあり方について検討」されるとのことですが、その具体的な内容と自治会のない地区への支援の在り方について伺います。

3点目、「自然と調和した快適なまちづくり」について。

①点目、「令和4年度に策定の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、具体的な施策の展開を検討」されるとのことですが、その具体的な内容とタイムスケジュール、どのような具体的成果を目標とされるのか、伺います。

②点目、JR島本駅西地区のまちづくりについて。「景観形成や緑化の推進等について、『JR島本駅西地区まちづくりガイドライン』を踏まえ、駅前地区にふさわしい都市機能と環境を備える」ということですが、なぜ具体的な建物の高さの提言が含まれているのか、実行可能なガイドラインとなっているのか、お伺いします。

③点目、「町道水無瀬青葉1号幹線の橋りょう及び周辺道路の改良工事を実施」され

るとのことですが、現時点で示していただける内容をお伺いします。

④点目、下水道のうち汚水整備について。「引き続き、桜井地区における供用開始区域の拡大に努め」られるとのことですが、タイムスケジュールと具体的な計画内容をお伺いします。

4点目、「安心・安全なまちづくり」について。

①点目、「災害対策基本法に基づき、島本町防災会議が定める『島本町地域防災計画』を、国、府、町の災害対策の見直しに伴い4年ぶりに修正する」ということですが、その手順やタイムスケジュールをお伺いします。

②点目、「町内5箇所のスクリーン及び浸水が頻発している青葉地区のマンボトンネルに監視カメラを設置して、浸水被害の防止に取り組まれる」とともに、「犯罪防止を目的とした道路施設や公園施設などへの自動販売機を活用した防犯カメラの整備に取り組む」ということですが、自動販売機を活用した防犯カメラの整備の具体的な内容をお伺いします。

③点目、「高槻市との消防通信指令システムの共同整備及び通信指令業務の共同運用を高槻市島本町消防指令事務協議会において、令和7年の運用をめざす」ということですが、その具体的なタイムスケジュールと協議内容をお示してください。

④点目、「救急出動件数が増加傾向にあり、救急安心センターの積極的な活用、救急車の適正利用及び応急手当の普及啓発に努め」られるということですが、具体的には、救急車の適正利用をどのように啓発されるのか、また、応急手当の普及啓発内容に変更等はないのか、お伺いします。

5点目、「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」について。

①点目、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけやワクチン接種に対する国の動向を注視し、新型コロナウイルス感染症対策に努める」とのことですが、世界は既にウィズコロナに転じており、日本は半周どころか一周遅れの対応となっております。その中で、ようやく本年3月13日からマスク着用の緩和が政府から示され、学校の卒業式も、個人判断でマスクの着用を求めないということです。このコロナ禍で、一番の被害者は子供たちだと考えます。一番リスクの少ない子供にマスクをさせたり、ワクチン接種を推奨したり、科学的根拠に乏しいと言わざるを得ません。また、このような個人判断でのマスク着用の有無はさらなる混乱を招かないか、心配でなりません。どうしてもマスクを外せない子供を除き、原則マスクはしなくてもよいとの判断が必要と考えますが、本町の見解をお伺いします。

②点目、「高齢者のフレイル等、心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施する」とのことですが、具体的な内容をお伺いします。

③点目、「『第4期地域福祉計画』及び『第1期自殺対策計画』に基づき、子どもから高齢者まで誰もが安心していきいきと生活できる地域づくりを進める」とのことです

が、特に自殺対策計画は重要性を増していると考えますが、具体的な計画内容や本町のお考えをお伺いします。

④点目、「町立体育館の在り方について、水無瀬川緑地公園敷地内の移転整備を前提にプールやテニスコートなどを含めたスポーツ施設の整備の可能性について、内閣府からの専門人材の派遣制度を活用し、検討する」ということですが、この際、小・中学校のプール改修も併せて一元化の検討をされるお考えはないか、お伺いします。

6点目、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」について。

①点目、「聴覚障害のお子さんを早期に発見し、早期療育を推進するため、新生児聴覚検査にかかる費用の助成制度を創設」されるとのことですが、その内容と財政の根拠について、お伺いします。

②点目、学童保育室保育料の料金体系について。「所得税額を基礎とする現行の料金設定を改める」とのことですが、どのような方向性をお考えか、お伺いします。

③点目、「阪急阪神不動産から寄贈を受ける予定のJR島本駅西地区のマンションの一部を地域子育て支援拠点及び学童保育室として活用」されるということですが、地域に必要な施策と考えますが、そのタイムスケジュールや本町の支援内容があれば、お伺いします。

④点目、「『第4期ひとり親家庭等自立促進計画』に基づき、ひとり親家庭が安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができる社会づくりに取り組む」とのことですが、具体的な内容についてお伺いします。

⑤点目、「『こども家庭センター』の設置に向けた検討を行う」とのことですが、その内容と財源の根拠について伺います。

⑥点目、高校生を対象とする町独自の奨学金制度について。「令和5年度中に見直しを検討」するとのことですが、その具体的な本町のお考えをお伺いします。

⑦点目、「JR島本駅西土地区画整理事業施行地区内の公共下水道が令和4年度中に供用開始され、第三小学校において公共下水道への接続工事を令和5年度中に実施」するとのことですが、かねてより要望しておりましたマンホールトイレの整備は併せてお考えか、お伺いします。

⑧点目、英語教育について。我が会派として、私が要望しておりました「外国人講師と1対1のオンライン英会話を中学校に導入」をしていただき、感謝申し上げます。今後、高校入試にも英会話が導入されることが十分に予想されますが、さらに小学校への導入の必要性を将来的にお考えか、お伺いします。

⑨点目、「個別の教育的ニーズを持つ子どもの学習参加への障害を軽減する支援を推進していき、特別支援教育を発展させる」ということですが、具体的な内容をお伺いします。

7点目、「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり」について。

①点目、「航空レーザー計測等のデータを活用し、森林の現況を把握し、森林整備を計画的に進めるための具体的な方針を定める」とのことですが、タイムスケジュールと財源の根拠をお伺いします。

②点目、「地域再生マネージャー事業により策定した『地域再生ビジョン』に基づき、タウンプロモーションを本格的に展開し、ジャパニーズウイスキー100周年を記念した事業などを実施する関係団体への支援を行う」ということですが、その内容をお伺いします。

8点目、「持続可能なまちづくり」について。

「これまで以上に近隣自治体との広域連携に取り組む」とのことですが、町長の選挙用チラシに記載のありました「合併をしない選択」では、本町の広域連携に取り組む姿勢に限界があると考えますが、町長の見解をお伺いします。

②点目、公共施設のLED化について。今後の計画と予算計上についてお聞きするとともに、地球温暖化対策実行計画や景観行政団体に移行するための予算をLED化に予算計上されるほうが、島本町の環境改善に寄与するものと考えますが、本町の見解をお伺いします。

③点目、「町内のカフェなどで気軽にスマートフォンに関する相談ができる『デジタルふれあいカフェ』事業の稼働をめざす」ということですが、具体的な場所や必要経費などをお伺いします。

④点目、「職員の定年引上げの導入初年度」となりますが、町政にどのような影響が考えられるのか、お伺いします。

⑤点目、「複数の法律事務所と顧問弁護士契約を結び、トラブルを抱えた各部局の職員が、より円滑かつ安全に公務を遂行できる環境を整える」ということですが、その概要と、どのような事案があるのか、また、カスタマーハラスメント対策はどのようにお考えか、お聞かせください。

⑥点目、本町の財政運営について。「本町を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況」とのことですが、今後、財政状況が改善をしていくような材料があるのでしょうか。町長の言われる「小さな町の豊かな暮らし」とは、どのような状況を想定されているのか、また、そのためにどのような財源を生む施策を実行されてきたのか、お伺いします。

安易な理想論では、小さな自治体の存続は現実的に厳しい時代となりました。今後の町長の覚悟と見解をお伺いします。

以上です。

山田町長 それでは、大阪維新の会を代表されての大久保議員の大綱質疑に、御答弁を申し上げます。

「ごみ行政を進めるために必要な広域・合併問題をどう考えているか」についてでございます。

本町のごみ処理の課題は、長年の懸案であり、早期に解決を図る必要がある重要な施策であると認識しておりますが、まずは広域連携での課題解決を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

一方、市町村合併に関しましては、相手自治体の考えや体制などの問題もあり、本町の一方的な思いだけで進められるものでなく、私自身、将来にわたって島本町を維持したいという思いはございますが、今後の社会情勢の変化等の中で、多くの住民の皆様の意向がそうであれば、住民を含めた合併議論をすることを否定するものではございません。

また、近年のような人口動向が将来にわたって継続するものではないことも十分認識をしておりますが、現状の体制や運営を全て維持するのではなく、その時々々の社会経済情勢の変化に応じた運営をしていくことで、存続は可能であると考えております。

続きまして、1点目の「町長の重点的に取り組む施策5点について」のうち、「新庁舎の建設」についてでございます。

議員御指摘のとおり、昨今の世界的な原油等の価格高騰やコロナ禍における部品、半導体等の調達難や円安等、様々な要因により、建設資材の価格が上昇しております。

新庁舎建設工事については、昨年12月の定例会議において債務負担行為の設定を御可決いただいた後、受注者選定のため、令和4年12月16日に制限付き一般競争入札の公告を行い、本年2月24日に入札を執行いたしました。不調となったため、再度の入札に向け事務を進めているところでございます。

新庁舎建設に係る工事費の最終価格についてでございますが、全国的に建設資材価格、労務費や経費を含む建設工事に係るコストは、現在も、上げ幅に変動はあるものの上昇を続けていると認識しております。新庁舎の建設は複数年度にわたる工事のため、数年先を予測し、最終価格を見通すことは困難ではございますが、引き続き、建設工事に係るコストの動向について注視してまいりたいと考えております。

なお、工事の契約締結後におきまして、資材価格の高騰等による契約額の見直しが必要になった際には、受注者と内容について協議し、金額について精査をした上で、必要な額について予算を計上させていただき、議会において、御審議を賜りたいと考えております。

次に、「デジタル化の推進」についてでございます。

デジタル化の推進の財源の根拠につきましては、国が進めるシステム標準化に関する費用やデジタル田園都市国家構想に関連する費用につきまして、国の交付金を最大限活用し、取り組む予定でございます。

また、そのほかのデジタル化の推進に係る財源につきましても、活用可能な特定財源を探しつつ、町の負担が軽減できるよう努めてまいりますとともに、システムの調達に当たっては、大阪府のシステム共同調達の仕組みなども活用し、より安価に調達できる

よう努めてまいります。

次に、「景観行政団体への移行」についてでございます。

まず、景観行政団体への移行に要している費用につきましては、令和2年度から4年度までの3か年で、委託料として1,054万9,000円を限度額として債務負担行為を設定しており、この範囲内で景観計画、景観条例、景観ガイドライン策定や景観行政団体への移行などの事務を進めているところでございます。

また、御質問に対する本町の見解でございますが、土地や建物などの所有者の私権を制限する可能性がございます建築物の高さ制限は、慎重を期して検討すべきと考えております。

そのため、都市計画マスタープランの改訂や景観計画の策定の際に、建築物の高さ制限の検討に係る記載を設け、パブリックコメントや都市計画審議会、景観計画策定委員会における御意見をいただきながら、大枠としての方向性について一定の合意形成を図った上で、これらの計画における記載内容を踏まえ、建築物等の高さ制限について、実施の是非も含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目の「思いやりとふれあいのまちづくりについて」のうち、「自治会」についてでございます。

昨年7月に実施をいたしました各自治会長を対象としたアンケート調査では、町内の多くの自治会において、高齢化による役員の成り手不足や加入率の低下が大きな課題であるとの回答がございました。これは、本町に限らず全国的な傾向であると認識しておりますが、抜本的な解決策が見つからないのが現状でございます。

町といたしましては、全国の成功事例や先進事例を情報収集し、自治会長連絡協議会の中で、自治会長の皆さんと一緒に、自治会の今後の在り方や意義等について意見交換を行いながら、町の支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の「自然と調和した、快適なまちづくりについて」のうち、「地球温暖化対策実行計画」についてでございます。

島本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく具体的な施策内容及びタイムスケジュールにつきましては、これまで実施しておりますごみの減量化をはじめ、地球温暖化対策に関する住民・事業者に対する啓発などの各事業を引き続き取り組んでまいります。

なお、新たな施策につきましては、計画の策定が完了した後、各関係部局と調整を行いながら、地球温暖化対策に効果的となるような事業について適宜検討を行ってまいりますことから、今後、一定の方針をお示しすることができた段階で、具体的な施策等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、具体的成果につきましても、先ほど御答弁申し上げましたとおり、今後、具体的な施策の検討を行うことから、お示しすることは困難であると考えております。

いずれにいたしましても、計画で掲げる目標を達成すべく、積極的に地球温暖化対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、「JR島本駅西地区のまちづくり」についてでございます。

「JR島本駅西地区まちづくりガイドライン」につきましては、令和2年度に開催いたしましたJR島本駅西地区まちづくり委員会における議論を経て、令和3年5月に当該委員会からいただいたJR島本駅西地区まちづくりガイドライン策定に向けた提言を基に、JR島本駅西土地区画整理事業の実現性等を踏まえ、令和3年8月に、本町において策定をしたものでございます。

議員御指摘の具体的な高さの提言につきましては、当該まちづくり委員会からの提言におきましては、建築物の高さに係る具体的な数値を提示されておりましたが、当該ガイドラインの策定に際し、具体的な高さを記載することによる事業実現性への影響についてJR島本駅西土地区画整理組合と協議をした結果を踏まえ、具体的な高さの記載につきましては差し控えさせていただいたものでございます。

次に、「町道水無瀬青葉1号幹線」についてでございます。

当該路線におきましては、現在、青葉地区と水無瀬地区をまたぐ水路に架設された通路橋の高さが高く、周辺道路がその高さに合わせ、すり付けていることから、一部の区間で横断勾配が急勾配となっているため、通路橋の高さを周辺道路の高さまで下げ、歩行者や車椅子の方々が円滑に通行できるよう、急勾配となっている舗装勾配緩和の対策を講じてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、今年度実施いたしております実施設計業務の成果品に基づき、令和5年度下半期に工事を実施してまいりたいと考えております。

次に、「汚水整備」についてでございます。

令和2年度から、桜井地区の公共下水道の汚水整備に着手しており、現在、桜井二丁目・三丁目及び桜井台地区におきまして、公共下水道の供用開始に向け事業を進めております。

令和4年度末には、JR島本駅西土地区画整理事業区域内を含む約16.09ヘクタールが供用開始区域となる見込みでございます。

今後のタイムスケジュールと具体的な計画内容につきましては、令和5年度以降も引き続き桜井二丁目・桜井三丁目地区への汚水整備を行いながら、令和7年度末を目途に、市街化区域内での汚水整備の完了を見込んでおり、事業認可区域約345ヘクタールのうち、約326.01ヘクタールが整備済みとなる見込みでございます。

続きまして、4点目の「安全・安心なまちづくりについて」のうち、「島本町地域防災計画」についてでございます。

今回の地域防災計画の見直しは、国の防災基本計画や大阪府地域防災計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策、避難情報等における避難指示の一本化など、各改定内

容を踏まえ、島本町地域防災計画を修正し、庁内各部署と協議・修正及び大阪府との事前協議の後、秋頃に島本町防災会議に諮りたいと考えております。その後、防災会議での審議を踏まえて、修正があった最終版をパブリックコメントにより意見を募集し、年度内に防災会議を開催し、完成したいと考えております。

次に、「スクリーン等への防犯カメラ」についてでございます。

自動販売機を活用した防犯カメラの整備につきましては、一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構が飲料メーカーと連携し、自動販売機の収益を活用して、地域住民が安全・安心に暮らすことができるための社会貢献事業を行っておられます。今般、この事業を活用するもので、自動販売機を1台設置することにより、無料で防犯カメラを1台設置していただけるというものでございます。

防犯カメラの設置場所につきましては、1台は水無瀬川緑地公園のトイレ付近に、トイレ入り口及びグラウンドが写るように設置する予定でございます。もう1台は、JR島本駅東口ロータリーに駅前広場が写るように設置し、計2台の防犯カメラを設置する予定としております。

また、自動販売機は、水無瀬川緑地公園のトイレ横及び当該公園の駐車場入り口付近に設置を予定しており、水無瀬川緑地公園に自動販売機を設置する理由といたしましては、令和3年度に行った公園アンケートなどから、自動販売機の設置要望があることによるものでございます。設置スケジュールにつきましては、本年4月頃に工事等を実施する予定としております。

なお、この事業は、飲料の売上げに伴う町の歳入は発生しないものの、自動販売機及び防犯カメラの設置費用や保守費用などの歳出も発生せず、費用をかけずに住民の皆さんの利便性向上とともに、犯罪抑止力を高めることができるものと考えております。

次に、「高槻市との消防通信指令システムの共同運用」についてでございます。

高槻市島本町消防指令センターにつきましては、令和7年度の運用開始を予定しているものでございます。現在、「高槻市島本町消防指令事務協議会」の担当者間において、令和6年1月31日を目途に、高槻市島本町消防指令センター調達支援業務の仕様書作成に向け、出動計画や各設備と消防通信指令システムの接続方法及び連携など、総体的な内容について協議を進めているところでございます。その後、令和6年度よりシステム等の整備を開始する予定でございます。

次に、「救急車の適正利用」についてでございます。

令和4年中の救急出動件数は1,567件、令和3年中の1,349件と比較し218件の増加となっており、救急件数は増加傾向でございます。119番通報する前に、救急車が本当に必要か、自家用車やタクシーその他の交通機関を利用できないか、もう一度考えていただくよう、継続的にホームページや町広報誌への掲載、救急講習会や消防訓練時に救急車の適正利用の啓発を行っております。

また、突然の病気や怪我で救急車を呼ぶか迷った場合の相談先といたしまして、「救急安心センターおおさか」の利用を啓発しているものでございます。

応急手当の普及啓発内容につきましては、毎月第3日曜日に普通救命講習会を実施し、講習内容につきましても変更はございません。そのほか、自治会や事業所等からの救急講習会の依頼にも対応しており、引き続き、救急車の適正利用、応急手当の普及啓発に努めてまいります。

続きまして、5点目の「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくりについて」のうち、「子どものマスク着用」についてでございます。

日常生活におけるマスク着用につきましては、令和5年2月10日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、個人の判断に委ねることを基本とし、3月13日から適用するとの考え方が示されたところです。就学前児童については、健やかな教育・発達の妨げとならないよう配慮するとともに、従前から2歳未満についてはマスクの着用は推奨されていなかったところでございます。

この方針を受けて、文部科学省では同日付通知において、学校においては、これまで屋内では基本的にマスクの着用を推奨しておりましたが、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」との考えが示されたところです。この方針変更については、令和5年4月1日以降の新学期から適用することとし、3月31日までは従来どおりの対応によるものとされました。

また、同日付で文部科学省より、卒業式におけるマスクの取扱い等に関する基本的な考え方が示されており、児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクをはずすことを基本としつつ、マスクの着脱につきましては個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとされたところでございます。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、これらの文部科学省から示された考え方にに基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、「高齢者のフレイル等」についてでございます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の内容につきましては、疾病等を発症しやすい高リスクを持った個人を対象を絞った「ハイリスクアプローチ」と、対象を一部に限定しない集団全体への働きかけの「ポピュレーションアプローチ」の双方の実施が求められております。

「ハイリスクアプローチ」としては、専任の保健師により、医療及び介護のデータから高齢者一人一人の医療・介護等の情報を一括把握し、健康状態の不明な高齢者を対象とした事業を行っております。また、健康状態不明高齢者に対し個別アンケートによる実態把握を行い、回答のない高齢者に対しては訪問を実施して、実態把握に努めております。

「ポピュレーションアプローチ」としては、高齢者の通いの場である「いきいき百歳

体操」に保健師や管理栄養士が出向き、フレイル予防に適した食事や健康診査の受診勧奨など、高齢者の健康づくりに関する啓発活動を行い、高齢者の健康に関する不安などについて気軽に相談に応じるなどの支援を行っております。

次に、「第4期地域福祉計画及び第1期自殺対策計画」についてでございます。

本町の「自殺対策計画」においては、自殺の背景には身近な人の死別、離婚、いじめ、失業、健康、経済、生活問題など、多分野にわたる問題があるため、精神保健的な観点のみならず、行政、地域団体、保健・医療・福祉、企業や住民が互いに協力しながら連携協働の体制をつくり、総合的に自殺対策に取り組むことを記載しております。

令和5年度も引き続きコロナ禍の中、身近な地域における人と人とのつながりが途絶えることがないよう、生活困窮、引きこもりなど、自殺リスクにつながりえる問題や悩みを抱える傾向のある人々に対し、異変に気づいた際に適切な支援につなぐことができるよう、民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センターなど、地域福祉のネットワークと連携し、自殺予防の取組を推進してまいります。

今後については、悩みを抱える方への気づき役、支援機関へのつなぎ役として、自殺対策を支える人材の育成に努めるとともに、地域ネットワークの強化に向けて取り組む必要があると考えております。

続きまして、6点目の「子どもたちを健やかに育むまちづくりについて」のうち、「新生児聴覚検査」についてでございます。

聴覚障害のお子さんを早期に発見し、早期療育を推進するため、本年10月から新生児聴覚検査にかかる費用の助成を開始いたします。スクリーニング検査として実施する新生児聴覚検査は、生まれてすぐのお子さんに専用の検査機器を用いて聴覚の確認を行う検査で、通常、出産した医療機関などで入院中に行われることから、妊娠届出時に「新生児聴覚検査受診券」を交付する予定としております。

助成額は、検査方法により異なり、自動ABR（自動聴性脳幹反応検査）は5,000円、OAE（耳音響放射検査）は1,500円を上限として助成することとしており、年間出生数は300人と想定し、その半数の150人分の予算を計上しております。

なお、国の財政支援といたしましては、地方交付税措置が講じられております。

次に、「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」についてでございます。

独り親家庭への支援につきましては、まず対象者を「母子・父子自立支援員」を中心とする相談支援に着実につなぐことに留意し、その上で、対象世帯のニーズや状況に応じた各種支援を行ってまいります。

具体的には、経済的支援として、手当や医療費助成制度等につなぐとともに、就労や増収を希望される場合には、ハローワーク等と連携して、就労支援や資格取得費用の助成などを行います。また、育児や家事などが困難になった場合には、「家庭生活支援員」を派遣したり、子供の進学や就学に関しては、奨学金や貸付等の案内を行う内容となっ

ております。

次に、「こども家庭センター」についてでございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和6年4月から施行され、市町村に「こども家庭センター」の設置に係る努力義務が課されることとなりました。

「こども家庭センター」につきましても、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援等を行う機関として、その設置に努めることとされております。

本町では、現在、「子ども家庭総合支援拠点」は教育こども部、「子育て世代包括支援センター」は健康福祉部が所管し、密な連携体制の下、取り組んでいるところでございますが、今後の体制につきましては、現在の業務水準が後退することのないよう留意するとともに、本町の規模や体制などから、最も本町に適した体制が取れるよう、関係部局において意見交換等を行いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、「財源」でございますが、現行制度では、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の運営経費は、それぞれ別の補助制度により国が財政支援を行っております。令和6年度以降は、「こども家庭センター」の運営経費に係る国庫補助は一本化されることが想定されておりますので、今後、国から示される財政支援の内容を確認し、活用をしてまいります。

次に、「第三小学校の公共下水道への接続に関わってのマンホールトイレの整備」についてでございます。

令和4年度中に第三小学校への公共下水道の汚水整備が完了したことから、令和5年度に浄化槽から公共下水道への切替工事を行い、令和6年度にマンホールトイレの整備を行う予定で、既に国の「防災・安全交付金」の活用に向け、大阪府との協議は完了しております。

続きまして、7点目の「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくりについて」のうち、「森林整備」についてでございます。

令和3年度から令和4年度にかけて、本町の大沢地区及び山崎地区の境界確定業務を実施し、サントリー天然水の森事業と連携した森林整備を計画的に進めるための準備を行ってまいりました。

令和5年度においては、ICT等の先端技術を活用して、森林情報の収集をした上で、得られた情報を関係団体と共有し、施業の効率化を図れるよう活用することを目的とした、森林整備に関する具体的方針を作成いたします。作成した方針に基づき、令和6年度以降は計画的な森林整備を継続して実施するとともに、町内木材の有効な利活用についても、併せて検討を進めてまいります。

財源の根拠につきましては、毎年度交付される森林環境譲与税に加え、デジタル田園

都市国家構想交付金のデジタル実装タイプを活用してまいりたいと考えており、既に実施計画の提出を行ったところでございます。

次に、「地域再生ビジョンに基づくタウンプロモーション」についてでございます。

令和4年度に実施してまいりました「地域再生マネージャー事業」の発展的な展開として、「まちの魅力の創造・発信事業」を令和5年度に実施してまいります。具体的な事業内容としましては、令和4年度に実施をいたしました「島本の達人の発掘業務」や「島本の体験開発」は継続して実施してまいります。

「タウンプロモーション戦略」については、令和5年度以降のプロモーションの媒体の選定やプレススケジュールなどを整理し、方針を定めました。これまでは、魅力ある地域資源を町外へ発信する取組が弱かったことから、令和5年度は、積極的に地域の魅力発信に努めてまいります。

ジャパニーズウイスキー100周年を記念した事業については、これまで地域再生マネージャー事業での地域資源を活用したイベントを展開いただいているSMALLLにおいて、ジャパニーズウイスキーに関連すること興し事業を、イベント経験が豊富な町外の団体と連携しながら展開される予定であり、町村長会の町村振興共済事業負担金を活用しながら、これらの事業に対して補助金を交付するなどの支援を行ってまいりたいと考えております。

本町といたしましても、ジャパニーズウイスキー100周年という記念の年において、関係機関と連携を図りながら、世界に誇れる本町の資源であるウイスキー文化をはじめとした町の魅力を、積極的にPRしてまいりたいと考えております。

続きまして、8点目の「持続可能なまちづくりについて」のうち、「近隣自治体との広域連携」についてでございます。

本町では、これまで様々な広域連携の取組を進めてきており、平成27年1月には旅券発給に係る窓口業務、平成29年7月にはし尿処理の事務委託を開始させていただくなど、いずれも高槻市の多大なる御協力の下、取組を進めてきたところでございます。

本町においては、現状、規模が大きな自治体並みのサービス提供ができない分野等がある一方で、小規模自治体の特性を生かした行政運営に一定の評価をいただいている側面もございます。

私といたしましては、引き続き、単独で町を存続することが望ましいと考えており、まずは、広域連携による諸課題に解決に向けた取組に注力してまいりたいと考えております。

次に、「公共施設のLED化」についてでございます。

公共施設のLED化につきましては、現庁舎や町立体育館など新築や移転を検討しているものを除き、小学校や幼稚園、保育所、ふれあいセンター、人権文化センター、町営住宅、消防庁舎などの公共施設については、令和5年度から7年度の3か年をかけて

更新を予定しております。

予算規模につきましては、令和5年度当初予算においては約8,000万円を計上しております。令和6年度以降の概算工事費なども含めた予算規模は約4億円となっており、あくまで概算工事費を含めた額とはなりますが、公共施設全体のLED更新費用は約4億8,700万円を見込んでおります。

議員御指摘の「温暖化実行計画や景観行政団体への移行にかかる予算をLED化に充てるほうが環境改善に寄与するのでは」との御意見をいただいておりますが、本町といたしましては、それぞれに必要な予算として計上させていただいておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、「デジタルふれあいカフェ」についてでございます。

デジタルふれあいカフェ事業につきましては、町職員、社会福祉協議会職員、社会福祉協議会の声かけによるボランティアがスマホ支援員となり、町内のカフェにて、スマホのお悩みを持った方の支援を行うものでございます。

令和4年度には、実証実験を3回実施し、場所につきましては、桜井地区と山崎地区のカフェ2店舗で行いました。この取組は予算を伴わず、場所はカフェの御厚意で無償提供いただき、参加費は無料ですが、その代わりにカフェで何か飲み物を1品注文していただくシステムで、カフェの売上げに貢献できるメリットがあるほか、飲み物を飲みながらスマホの活用術を学んでいただき、参加者相互のコミュニケーションの場としても大変有意義な取組であると考えております。

次に、「定年引上げ導入」についてでございます。

令和4年12月定例会議において関係条例を御可決いただき、令和5年度から段階的に定年年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制を導入いたします。

この制度改正には、9年間の経過措置期間が設けられており、その間の職員採用や昇任、人件費等も含めまして、直ちに町政に大きな影響を与えるものではないと認識しておりますが、職員への制度周知も含めまして、円滑な制度運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、「顧問弁護士契約とカスタマーハラスメント」についてでございます。

現在、大阪府町村長会を通じた集合契約により、法律事務所と顧問契約を結び法的支援を受けておりますが、近年、町内各部局において公務上の法律相談ニーズが高まっております。このため、法的トラブルを抱えた職員がより円滑かつ安全に公務を遂行することができる環境を整えるため、複数の法律事務所と顧問弁護士契約を締結するものでございます。

具体的な相談事案としては、日常業務における住民・事業者等との法的トラブル、事業立案に際しての法的リスクの検証、不祥事などネガティブ事象発生時の対応などを想

定しております。

また、不当要求やそれに類する行為である、いわゆるカスタマーハラスメントなどについても、法的な見地に基づく助言を受けながら、悪質な事案に対しては、組織として毅然とした対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、「本町の財政運営」についてでございます。

近年、普通交付税等の増等により基金は増加傾向にあるものの、大阪府と共同で作成している島本町中長期財政シミュレーションの令和4年度推計（暫定版）では、今後の財政収支は、年齢区分人口と連動して町税が減少する一方、新庁舎の建設をはじめ、老朽化した公共施設の長寿命化への対応、扶助費の増加等、多額の支出を伴う事業が山積していることから、収支不足が発生し、基金は減少していく見通しとなっております。

そのため、ふるさと島本応援寄附金を増やす取組、各種手数料・使用料の見直しや特定財源をはじめとした歳入確保、また、交付税措置のある起債の活用とともに、行財政改革による歳出削減等に努め、「持続可能なまちづくり」の実現に取り組む必要があると考えております。

なお、「小さな町の豊かな暮らし」は、住民と行政が協働して取組を進める姿、人々がその力を存分に発揮できる、小さくても多様なコミュニティが重層的に交錯する新しい地域の互助が実現したまちづくりを想定しております。

私からは、以上でございます。

中村教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして、御答弁申し上げます。

1点目の「町長の重点的に取り組む施策5点について」のうち、「みづまるキッズプラン」についてでございます。

「みづまるキッズプラン」は、令和3年度から3か年計画で取り組んでおります。取組を通して、幼児期の遊びや生活を通じた学びと小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぐためのカリキュラムを作成するとともに、子供たちの遊びたい、学びたいという気持ちを大切にしながら、事故表現力・課題探求力・社会参画力といった「見えない学力」の育成を図ってまいりました。

3か年計画を「どのように評価、結論づけるのか」につきましては、3年間の中で作成したカリキュラムやその理念を基に、様々な実践や取組を積み上げ、子供たち一人一人が自分自身のことを振り返り、自らの変容や成長を実感できることが重要であると考えております。

みづまるキッズプランが、令和6年度からの本町における教育・保育につながるよう、教職員や保護者、地域の方々とともに、子供たちが育つ環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、「文化財関連事業」についてでございます。

本町の文化財調査等の関連業務については、開発の増加に伴い、増加傾向にあります。

本町のような小規模自治体では、当該業務に従事する専門職員数に限りがありますことから、広域的な対応が可能となるなら、これほど有益なことはございません。

しかしながら、本町においては、島本町文化財保護条例により、埋蔵文化財包蔵地の範囲外においても協議することを定めておりますことから、広域連携時には、これらの対象範囲の考え方の違いというものも大きな課題の1つであると認識しております。広域的に業務を検討いただけたとしても、相手自治体の考えや体制などの問題もありますことから、本町の一方的な思いだけで進められるものでもございません。

いずれにいたしましても、限られた人材と財源を有効に活用し、今後も効率的に事業を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の「思いやりとふれあいのまちづくりについて」のうち、「拉致問題に係る学校教育の取組」についてでございます。

拉致問題につきましては、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、人権侵害事象であると認識いたしております。学校現場での取組といたしましては、国や大阪府からの通知を受け、啓発ポスターの掲出や、中学校におきましては、社会科の歴史分野の学習において、DVDアニメ「めぐみ」を活用し、拉致問題について学習を行っております。

また、小学校におきましては、全児童生徒対象の取組としては、教育課程の位置づけや人権教育の取組の検討など一定の研究及び準備等が必要なため、現時点では実施できておりませんが、小学6年生には、拉致問題については、社会科の教科書に拉致問題の記載がありますことから、教科書を用いて、学習指導要領に定められた範囲内で授業に取り組んでおります。

教職員をはじめ、児童生徒一人一人が、拉致という行為そのものは許されるべきことではなく人権侵害事象であること、また、拉致問題について考える大切さを認識できるよう伝えていく必要があるものと考えております。

続きまして、5点目の「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくりについて」のうち、「町立体育館の在り方」についてでございます。

今回、活用を予定しております内閣府から派遣いただく専門人材は、スポーツ施設の整備について、PPP/PFI事業の導入可能性を検討するため、民間のコンサルティング会社から専門知識を持った人材を派遣いただく予定でございます。

そして、町立体育館やテニスコートだけでなく、小・中学校のプールについても老朽化が進んでおり、今後も恒常的な維持補修工事と定期的な大規模改修工事が必要になってまいります。

これらのことも考慮し、今後、町立体育館の水無瀬川緑地公園敷地内の移転整備においては、プール整備の可能性を検討するに当たり、小・中学校のプールの集約化の可能性についても検討してまいり予定でございます。

続きまして、6点目の「子どもたちを健やかに育むまちづくりについて」のうち、「学童保育室保育料」についてでございます。

学童保育室保育料の料金体系の方向性につきましては、現在、検討を進めているところでございますため、その詳細をお示しすることは致しかねます。

今後、本町の保育所保育料や近隣自治体における学童保育室保育料の状況、また、受益者負担の適正化の観点を踏まえつつ、保護者の理解がより得られやすい保育料の設定の在り方について検討し、令和5年度のできる限り早い時期に議員の皆様にご提案を御提案し、利用者への十分な周知期間を確保した上で、令和6年度当初からの改定を目指し、事務を進めてまいります。

次に、「JR島本駅西地区のマンションの一部に整備予定の地域子育て支援拠点及び学童保育室」についてでございます。

まず、タイムスケジュールでございますが、現時点における見通しといたしましては、令和5年度中の募集要項を策定し、令和5年度から令和6年度にかけて運営事業者の公募及び選定を行い、令和6年度中に運営事業者による準備作業を進め、令和7年度の事業開始を見込んでいるところでございます。

また、本町の支援内容についてでございますが、地域子育て支援拠点及び学童保育室につきましては、いずれも、子ども・子育て支援交付金の対象事業となっておりますことから、国の交付要綱に基づきまして、国、大阪府、島本町、それぞれ3分の1の負担割合により、事業費の一部を補助してまいりたいと考えております。

次に、「奨学金制度」についてでございます。

奨学金制度につきましては、今後、本町の貸与実績や府内自治体における実施状況、国や大阪府が実施するいわゆる高校授業料の無償化制度の状況や「第六次行財政改革プラン」の趣旨などを踏まえまして、制度の廃止を含めた根本的な見直しの検討を行い、令和5年度のできる限り早い時期に見直し案をお示しできるよう、事務を進めてまいります。

次に、「英語教育」についてでございます。

本町では、グローバルな人材の育成とともに国際理解教育の推進のため、教育課程特例校制度を活用し、また、外国語指導助手（ALT）を配置することで、英語教育の充実を図ってまいりました。

令和4年度においては、中学校では、双方向でのコミュニケーションにより英語をやりとりする力の育成を目的に、少人数対応によるイングリッシュシャワープログラムを実施いたしました。イングリッシュシャワープログラムとは、町内に配属されている外国人講師を1校に集中配置した上で、1クラスを5～6グループに分割し、グループ学習として英会話を行うものですが、結果として、生徒の発話量は向上いたしました。さらなる英語力向上とコミュニケーションの場の充実のためには、1対1形式のオンラ

イン英会話を導入することが望ましいとの判断から、令和5年度から実施するものでございます。

小学校へのオンライン英会話導入についてでございますが、現時点では、英語を通じた多文化理解教育の入り口である小学校においては、ALTとのふれあいや体験活動を中心とした取組が望ましいと考えておりますが、中学校への実施計画を踏まえた上で、小学校への拡大については検討してまいりたいと考えております。

次に、「特別支援教育」についてでございます。

特別支援教育の目的は、障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指すことにあります。そのために、これまで個々の児童生徒の教育的ニーズを整理し、障害の状況等を踏まえた教育課程を編成した上で、支援学級での学びを充実させ、全ての児童生徒が、可能な限り同じ場でともに学ぶインクルーシブ教育の充実に努めてまいりました。

今後も、通級指導教室を柱に、全ての児童生徒が共に学び、共に育つことを目指すとともに、支援学級において、個別の児童生徒の障害の状況や特性に応じた自立活動につながる指導に努めてまいります。

以上でございます。

大久保議員 各種御答弁、ありがとうございました。

大綱質疑ではありますが、1点だけ、再質問をお願いします。

新庁舎の建設についてでありますけれども、広報しまもとに新庁舎建設の記事がございます。今回の入札不調を踏まえまして、全体のタイムスケジュールの変更は生じないのか、また、変更が生じた場合、どのような処置を講じられるのでしょうか。御答弁をお願いします。

総務部長 新庁舎建設に係ります再度の御質問でございます。

現時点におきましては、新庁舎建設に係る全体のスケジュールを再検討している段階となっておりますが、当初、予定しておりました4月からの着工は困難な状況であるため、着工の延期に伴うタイムスケジュールの変更は生じるものと考えております。

それから、変更が生じた場合、どのような処置が必要であるかについてでございます。

広報しまもと3月号の特集記事において、全体スケジュールを掲載しておりますので、町ホームページに加え広報しまもと4月号において、スケジュールの変更が生じる旨、お知らせしたいと考えております。

なお、施工業者が決定後、具体的なスケジュールをお示しすることができる状況となりましたら、再度、町ホームページや広報しまもとで、住民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 ありがとうございました。

細部につきましては、各常任委員会で質疑させていただきます。よろしく願いをい

たします。

東田議長 以上で、大阪維新の会の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時08分～午前11時25分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、人びとの新しい歩みの発言を許します。

戸田議員 会派・人びとの新しい歩みを代表して、これより山田町長の施政方針に対する代表者質問と令和5年度各会計歳入歳出予算に対する大綱質疑を行います。

少子化、高齢化、将来的な人口減少、道路や公園等の都市基盤の老朽化などへの対応、災害に強いまちづくり、環境負荷の少ないまちづくりの推進、まちの魅力を高める景観形成など、多様化する都市の課題に対応し、拡大型から安定・成熟型の都市への転換が求められています。基礎自治体の大きな課題です。

1)点目です。「立地適正化計画の策定に向けて」。

立地適正化計画は、およそ10年前の都市再生特別措置法改正により創設された制度です。良好なまちづくりを目指し、行政、住民、民間事業者が、共通の認識でそれぞれの役割を担っていただくためのものと認識します。

①計画には、防災的な視点で指針を定めることが位置づけられています。居住地を適切に誘導することにより、より安全な市街地を形成していくという視点が重要ではないでしょうか。町の重要な施策課題を解決できる立地適正化計画とするためには、上位計画のみならず、福祉・教育・環境分野の主な計画との整合性も必要になると考えます。どのような調整を行い、どのように課題の抽出を行うことになるのでしょうか。

②立地適正化計画をまちづくりの根拠とするために重要となる住民の合意形成を図る過程をどのように担保されますか。

③立地適正化計画の策定は、国からの財源確保を可能にするものと認識します。国の財源措置、支援措置には、どのようなものがあるのでしょうか。その概要をお示ください。

2)点目、「景観条例と景観計画の効果的な運用」。

条例案では、その前文において、町の景観特性を踏まえた良好な景観形成に向けた決意を示し、主な施策として島本町景観計画を策定することがうたわれています。

①そもそも島本町が景観行政団体になるとは、具体的にどういうことなのか。事前協議、勧告、公表などについて、分かりやすく御説明ください。その際、景観形成基準と景観ガイドラインはどのように活用されるのでしょうか。それぞれの役割についても御説明ください。本町においては、実際に年間どの程度の届出件数を扱うことになるのか、おおよその見込み件数をお示ください。

②景観形成基準に適合するかどうかの審査において不適合と判断された場合、勧告や

変更命令を出すことができますが、一般的に多くの場合、届出前の事前協議の段階での調整がなされていると認識します。実効性のある事前協議には、覚悟と専門性が必要です。専門職の人材確保と人員配置が必要になると考えますが、いかがでしょうか。

③景観審議会、景観アドバイザーを設置することになります。景観審議会の役割と運用について、また、景観アドバイザーはどのような方に担っていただくことになるのか、どのようなときに、どのような御助言を、どのように得ようとするのか、御説明ください。

3)点目、「住環境保全と建築物の高さ制限」。

建築物の高さ制限については、様々な手法があり、それを理解するためには一定の専門性が必要になります。考え得る制限手法について、その法的根拠と併せて御説明ください。建築物等の高さ制限に関する検討につき、その手法、スケジュール、成果物、都市計画マスタープランとの関係性についても御説明ください。

4)点目、「子どもの視点から男女共同参画を考える」。

性差別構造によって社会が弱体化しているという見方があります。男女の賃金格差、専門性や責任がある仕事をしているのに女性の非正規雇用が多いなど、価値観を変えていかなければ解決しない多くの課題を抱えています。

①「しまもとスマイルプラン～島本町男女共同参画社会をめざす計画～」の策定につき、その進捗状況をお示しください。

②一般的に、家庭におけるジェンダーに基づく声かけの実態は、どのようなものでしょうか。また、親子の関係性にジェンダーバイアスがどのように影響すると言われているのでしょうか。

5)点目、「自治体のコンプライアンスとIT社会のリスク認識」。

法令や倫理等に基づく職務を定着させ、社会的な信頼を向上させることが求められています。複数の法律事務所と顧問弁護士契約を結ぶとのことですが、これまでどのような課題があつたのでしょうか。また、複数の弁護士に、どのように任務を担っていただくことになるのでしょうか。デジタル社会におけるリスク認識と対応が求められる時代、IT関連のトラブルに備えるという視点が必要と考えます。

6)、「マイナンバーカード普及への政府の露骨な誘導」。

マイナンバーカード普及のための政府の強引な手法が、マスコミなどで批判されています。この問題を、幾つかの視点から問います。

①マイナンバーカードと地方交付税。

政府は、令和5年度の地方交付税の算定にマイナンバーカードの普及率を反映し、さらに、新たな交付税枠を設けて、取得率が上位の3分の1の自治体に割増しする方針と認識しています。この認識に誤りがないとすれば、島本町の状況はどのようなになっているのでしょうか。

②マイナ保険証への切替えについて。

現在使われている健康保険証を令和6年の秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に切り替えることが発表されました。これまで任意であったカード取得が、事実上、義務化に切り替えられたと言えます。基礎自治体の立場からすると、どのような事務が想定され、どのような課題があるのでしょうか。また、厚生労働省は医療機関などに対し、原則マイナンバーカードを保険証として利用できるシステムの導入を義務づけています。従来保険証を使った場合、受診料が上乗せされることになるようですが、マイナ保険証を使うか否かで差別化された受診料の患者負担について、お示しください。

③マイナポイントが招いた窓口混乱。

最大2万円のマイナポイント取得に伴い、カードの交付申請を行う人が増え、窓口は大層混乱していました。大混乱に陥らなかったのは、フロアパーソンの適切な誘導と職員の誠実な対応によるものと拝察しております。窓口における混乱やトラブルはどのようなものがありましたか。このままでは住民課の他の窓口業務への支障も懸念され、問うものです。

7)、「再生可能な選挙ポスター掲示板の活用」。

公営選挙の在り方を広く環境面から見直す必要があると考えています。現状、公営選挙ポスター掲示板は、どのように撤去、廃棄処理されているのでしょうか。委託仕様書に環境への配慮を明記するなど、ごみの減量化を目指すべきと考えますが、現状はどのようなになっていますか。

使用済プラスチック廃材を原料としたエコマーク認定のもの、再生耐水パルプ製のグリーンマーク認定のものなどが流通していると認識します。ごみの減量を目指し、これらの費用対効果を検証されているのでしょうか。

8)、「環境基本計画と動植物の自然環境調査」。

環境基本計画の見直しのための基礎資料となる動植物の自然環境調査を行われます。調査の対象、手法、スケジュールはどのようなもののでしょうか。また、現在、保存・保管している既存の調査資料をどのように生かされますか。

本町の生態系にはどのような特徴があるのか、保全していくべき希少生物や指標生物などについても、御説明ください。

9)、「ジャパニーズウイスキー100周年を記念して」。

地下水保全を目的にした天王山植樹イベントについて、どこに、どのような樹木を、いつ頃植えることになるのでしょうか。植樹には専門家のアドバイスが必要かと思いますが、この点、どのようにお考えでしょう。他の100周年記念の事業として、例えば、どのようなものが考えられますか。実施主体を支援する仕組みについても、御説明ください。

10)、「竹林整備から新たな商業の創造へ」。

豊かな生態系を取り戻し、土砂崩れのリスクを軽減するため、官民共同で竹林整備に取り組まれております。島本町の環境・防災・農を考えると、タケノコと竹の活用は避けて通れない課題と考え、問います。

①歴史的に、竹の抗菌性や竹炭の消臭効果は広く知られています。脱プラスチック社会を目指すとき、竹の存在は大きな資源となりえるのではないのでしょうか。竹皮、竹籠、竹ざる、竹箸などは、昔から暮らしの中で親しまれてきました。安価なものではありませんが、その付加価値の高さは商業的メリットとなります。プラスチックスマート宣言の本町に欠かせない視点と考えます。

②二酸化炭素の排出削減という点でも、頼りになる存在ではないのでしょうか。急速に成長する過程で行われる光合成で、多くのCO₂を吸収していると言われております。CO₂削減効果という視点から、竹林の果たす役割について御教示ください。

③竹は生命力が強い植物で、その成長の早さから農薬や化学肥料を必要としません。オーガニック学校給食が全国的な広がりを見せようとしています。タケノコは究極のオーガニック食材と言えるのではないのでしょうか。地元のタケノコを、保育所・学校給食に取り入れることは、放置林の解消の一助になると考えますが、いかがでしょうか。

11)、「第9期介護保険計画の策定に向けて」。

介護保険制度は、要支援・介護者の暮らしと尊厳を、生活支援、機能訓練、介護、医療などの社会制度で支えていくものです。国において、介護人材の確保と制度の持続性が議論されていますが、「利用者の負担増」「ケアマネジメントの自己負担の導入」「被保険者の範囲の見直し」など、その内容はいずれも厳しいものです。福祉は、マクロでなく、ミクロで考えていかなければなりません。

①政府の制度改正への考え方はどのようなものでしょうか。また、介護保険における2025年問題、2040年問題について、概要を御説明ください。

②地域包括ケアシステムを進めるに当たって、医療と介護連携について、どのような課題があるのでしょうか。医療体制の縮小を目的にしたものではなく、住み慣れた家での医療と介護を求める住民のニーズに応えるためのものでなければなりません。基礎自治体においては、医療分野の知識や経験の蓄積が不足しがちになるのが現状です。また、医療の計画は府のもので、町には権限がありません。課題をどのように解決していけばよいとお考えでしょうか。

12)、「国民健康保険の保険料算定と基金の活用」。

①令和5年度の市町村標準保険料の算定について、詳細、御説明ください。前年度と比べて過去最大の伸び、すなわち保険料が大幅に上がることですが、こういったことが影響しているのでしょうか。被保険者数、世帯数の動向と併せて御説明ください。

②本町の国民健康保険財政調整基金の保有額は、およそ6億円弱です。基金に対する

大阪府の考え方はどういったものでしょう。広域化以前の保有残高と広域化してからの積立基金は、それぞれ異なる考え方でもって運用すべきと考えています。

③財政調整基金を活用した被保険者への人間ドック費用助成の内容と希望者が行う必要な手続、条件について御説明ください。

13)、「山崎ポンプ場の防災行動計画を」。

令和5年度は、自家発電設備の更新、2号汚水除塵機の補修を行われます。災害時には、停電トラブルにも対応していただかなければなりません。

①操作員の安全性を確保する仕組みは、現状、どのようになっていますか。

②今回、補修されるのは汚水除塵機ですが、雨水の除塵機は敷地内の屋外に設置されているため、大雨の中、大きな流木などを取り除く危険な作業が伴います。長時間の拘束による疲労、除塵機に関する作業の危険性、単独での作業による事故と発見の遅れが重なれば、深刻な事故を招きかねないと懸念します。これらのことから、山崎ポンプ場の操作における行動計画、すなわちタイムラインの作成が必要と考えています。お考えをお聞かせください。

14)、「教職員の働く環境とみづまるキッズプラン」。

新型コロナウイルス感染症対策、不登校児童生徒への個別の対応、ICT教育など、教育現場において教師に求められることは多様かつ複雑化しています。小学校における外国語活動や英語の教科化、過去には中学校でのダンス必修化もありました。金融リテラシーを学ぶ必要性も言われております。このような中、本町独自のみづまるキッズプランを進めていくには、これまで以上に教職員の働く環境の改善、ゆとりのある人員配置が必要と考えますが、いかがでしょうか。

15)、「インクルーシブ教育へのさらなる取り組み」。

特別支援教育は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会を目指すインクルーシブ教育の理念に基づくものでなければなりません。

①改めて、支援学級、通級学級の役割と目的について、御説明ください。また、それぞれどのような課題があるとお考えでしょうか。

②本町では、小・中学校において支援学級、通級学級が置かれていると認識しますが、困難を抱えた児童生徒に向き合うため、どういった方に通級学級の教師を担っていただいているのでしょうか。

16)、「歴史と文化の薫るまちづくりをめざして」。

①執行機関の附属機関に関する条例の一部改正案は、島本町文化推進委員会を廃止するものです。同委員会は、伝統文化と現代文化の調和を図り、未来文化の発展に資するため、教育委員会に意見を具申するものです。この役割を、どういった方に、どのように担っていただくのでしょうか。適切な具申をいただくためには、専門性が必要と考えます。

②文化財保護審議会の定数を見直しして、考古学分野の専門家に加わっていただきます。一言で考古学と言っても、その分野は広く、具体的にはどういった分野の専門性を持つ方に担っていただくのか、改めてお考えをお聞かせください。

③水無瀬家に伝わる資料の調査を行われます。主にどのような資料が残されているのでしょうか。調査手法と予定期間の御説明をお願いいたします。

④隠岐の島の海士町との交流、情報共有などは進んでいますか。後鳥羽院の和歌からは、公家社会から武家社会に移行する日本史のターニングポイントが見えてくると思われ、本町の住民が、隠岐の町民とともに後鳥羽院の和歌を知り、親しむことは極めて重要と考えますが、どのようにお考えでしょう。

⑤JR島本駅西土地区画整理事業に伴って発掘された鎌倉時代の池泉跡の移築復元につき、その予算額は1,350万円です。どのような手法で、どういった復元をされるのか、概要をお示しください。専門家の助言は、どのように得られますか。本来、発見された位置が明確に分かる同じ場所で復元されるべきものです。公園利用者の安全性への配慮が必要とお考えのようですが、多く研究者が訪ねてくださる中、歴史考察に誤解を招かない配慮が必要です。

最後になります。「町立体育館の移転整備の検討について」。

①内閣府の人材派遣制度を活用して検討を進めていくとの施政方針ですが、どういった条件の下、どのような専門性を持った方に来ていただくことになるのでしょうか。申請に至る経緯についても、御説明ください。

②学校プールの老朽化と今後の在り方は避けて通れない課題であり、教職員の負担軽減という点でも極めて重要な課題ではないでしょうか。民生教育消防常任委員会では、これを研修テーマとして、今年度、茨城県鹿島市、神栖市を訪ねたところです。プールの整備については、学校プールの統合も含めて検討していく必要があると考えていますが、現時点でのお考えをお聞かせください。

東田議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時46分～午後1時00分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山田町長 それでは、人びとの新しい歩みを代表されての戸田議員の大綱質疑に御答弁を申し上げます。

1)点目の「立地適正化計画の策定に向けて」のうち、「各分野との調整、課題の抽出」についてでございます。

立地適正化計画につきましては、議員御指摘のとおり、本町の総合計画はもとより、福祉や防災、環境等、各種計画との整合性を図る必要があるものと認識をいたしております。

特に防災に関しましては、都市再生特別措置法の規定により、「立地適正化計画にお

いて防災指針を定める」こととされていることから、災害ハザード情報等の収集、整理、災害リスクの高い地域等の抽出、地区ごとの防災上の課題を整理した上で、居住誘導区域等の検討など、関係部局と連携の上、当該計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、「住民参画」についてでございます。

立地適正化計画の策定におきましては、都市再生特別措置法の規定により、「公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」こととされております。このため、本町におきましては、当該計画の策定におきましては、他市事例等を参考にしながら、パブリックコメントの実施等、住民の皆様の御意見を踏まえ、当該計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、「国からの財源確保」についてでございます。

支援措置の一例といたしましては、居住誘導区域内等において、居住者の利便の用に供する施設や公共交通の確保を図るため、交通結節機能の強化・向上に係る整備等に対して国の支援があるほか、都市機能誘導区域において、一定の要件を満たす事業などについて交付対象額の嵩上げ等の国の支援を受けることができるものでございます。当該計画の策定後におきましては、国の支援メニューを注視し、できる限り国の財政支援を活用して事業を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、2)点目の「景観条例と景観計画の効果的な運用」のうち、「景観行政団体とは」についてでございます。

本町におきましては、大阪府との協議後、令和5年7月に景観行政団体への移行を予定しており、景観行政団体へ移行後につきましては、本町景観条例案の附則にもございますとおり、大阪府の景観計画等に基づき、一定規模以上の建築行為等の際に必要な届出対象行為に対して、本町が審査等の景観事務を行う予定でございます。

その後、景観法で定められております公聴会の開催や都市計画審議会において、御意見をお聞きした後、本年10月1日に本町の景観計画を策定し、策定後につきましては、本町の景観計画で定めた景観形成基準等を満たすように、届出者との事前協議等を行う予定でございます。

また、景観ガイドラインにつきましては、景観計画区域の類型区分ごとに、景観形成の目標や基準などを、事業者や住民の皆様にも分かりやすくお伝えするために活用するものでございます。

このほか、勧告や公表につきましては、届出対象行為について、本町の景観形成基準と適合しない場合には、景観アドバイザーや景観審議会の意見をお聞きした上で、必要に応じて実施することにより、良好な景観形成を誘導してまいりたいと考えております。

次に、本町における届出件数につきましては、現在、景観事務を行う大阪府に確認をいたしましたところ、令和2年度は2件、令和3年度は0件、令和4年度につきましては

は、現時点で1件の事務処理を行っているとお聞きをしております。本町の景観計画では、大阪府景観計画よりも対象となる届出対象行為を拡充していることや、新たに事前協議や一定規模以上の開発行為を対象としていることから、これまで以上の事務処理件数の発生が見込まれるものと推察しております。

次に、「専門職の人材確保と人員配置」についてでございます。

議員御指摘のとおり、景観形成基準に適合しているか否かの審査等につきましては、建築確認申請等で使用する図面等を審査する必要がありますことから、建築職の職員が審査することが望ましいものと考えております。

景観事務を所管することとなる都市計画課におきましては、現在、建築職の職員を複数名配置しておりますことから、当面は現行の職員数で対応してまいりたいと考えておりますが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、大阪府景観計画よりも届出対象行為等を拡充しておりますことから、今後における処理件数や事務手続の状況等を踏まえ、体制を検討してまいりたいと考えております。

次に、「景観審議会」についてでございます。

景観審議会の役割や運用といたしましては、景観計画を変更する場合や届出対象行為が景観形成基準に適合しない場合などに御審議いただき、御意見をお伺いするために開催するものでございます。

また、景観アドバイザーにつきましては、届出対象行為に係る事前協議の際、景観や建築などの観点から専門的な助言が必要となる場合におきまして、景観アドバイザーに意見を求める予定でございます。そのため、景観アドバイザーにつきましては、景観などの分野における学識経験者や建築士会から推薦された方に依頼させていただく予定としております。

続きまして、3)点目の「住環境保全と建築物の高さ制限」についてでございます。

議員御指摘のとおり、建築物等の高さ制限については様々な手法があり、都市計画法や建築基準法に基づく高度地区や地区計画、景観法に基づく景観地区の決定等がございます。

次に、スケジュールにつきましては、本町の景観計画を策定後、令和5年度に本町の現状及び高さ制限導入に係る課題等整理を行い、令和6年度以降に高さ制限に係る地域分けやアンケート調査を実施した上で、成果物として、高さ制限の実施の是非や実施する場合の手法について等の取りまとめを行う予定でございます。

次に、現在改訂中の都市計画マスタープランや策定中の本町景観計画との関係性としたしましては、両計画におきまして、地域ごとの良好な住環境の形成や良好な景観形成のため建築物の高さ制限や誘導などについて検討する旨記載し、建築物の高さ制限の検討に係る方向性をお示ししております。また、建築物等の高さ制限に係る地域分けを行う際には、両計画の改訂等に伴い実施しました調査結果等を踏まえ、検討してまいりた

いと考えております。

続きまして、4)点目の「子どもの視点から男女共同参画を考える」のうち、「しまもとスマイルプラン」についてでございます。

しまもとスマイルプランの策定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や人員体制の課題などからも当初の予定より作業が遅れておりますが、現在、アンケート調査を終え、集計・分析作業を進めているところでございます。今後は、計画素案を作成し、人権啓発施策審議会での審議やパブリックコメントなどを経て、令和5年度中に策定できるよう事務を進めてまいります。

次に、「家庭におけるジェンダーに基づく声かけの実態等」についてでございます。

現在、計画策定に係るアンケート調査の分析を進めているところですが、一般的にジェンダー規範は他者との関わりの中で内面化し、人は規範に合う言動を取れるように学びながら成長すると言われております。5歳の時点でジェンダー規範が内面化されるというOECDの研究もあり、家庭での関わりが与える影響は大きいものと認識をしております。

続きまして、5)点目の「自治体のコンプライアンスとIT社会のリスク認識」についてでございます。

現在、大阪府町村長会を通じた集合契約により、法律事務所と顧問契約を結び、法的支援を受けておりますが、近年、町内各部局において公務上の法律相談ニーズが高まっております。このため、法的トラブルを抱えた職員が、より円滑かつ安全に公務を遂行することができる環境を整えるため、複数の法律事務所と顧問弁護士契約を締結するものでございます。

契約後は、相談内容や時期等に応じて相談先を調整することを想定しておりますが、IT関連のトラブル等も含めた様々な案件に対応いただけるよう、一定人数の弁護士が在籍される法律事務所をお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、6)点目の「マイナンバーカード普及への政府の露骨な誘導」のうち、「マイナンバーカードと地方交付税」についてでございます。

議員御指摘のとおり、令和5年度の地方交付税の算定において、マイナンバーカードの利活用特別分として市町村で500億円が措置され、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要が反映されることとなっております。

算定方法といたしましては、マイナンバーカードの交付率が「上位3分の1の市町村が達している交付率」以上の市町村は、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増率で算定されることが示されております。

普通交付税の算定に当たってのマイナンバーカードの交付率の数値につきましては、現時点で、その詳細や具体的なスケジュールが示されていないことから、御答弁を申し

上げることができる状況にはございません。

次に、「マイナ保険証への切替え」についてでございます。

国では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、令和6年秋に従来の健康保険証の廃止を目指す方針を表明しております。

一方、何らかの事情でマイナンバーカードを取得されていない方に対しては、健康保険証に代わる「資格確認書」を発行し、引き続き保険診療を受けられる仕組みとなる予定です。

想定される事務といたしましては、「資格確認書」を新たに発行し、被保険者証を廃止するための規則等の改正、システム改修等の事務が発生するものと見込んでおります。

次に、マイナンバーカードを保険証として利用した際の患者負担についてでございます。令和4年4月から同年10月までは、オンライン資格確認システムを導入している医療機関が患者の意向を確認した上で、患者の薬剤情報等を取得した場合、患者の自己負担額が高くなっておりましたが、制度が見直され、令和4年10月以降は、患者の自己負担が低くなっております。

次に、「マイナポイントが招いた窓口混雑」についてでございます。

昨年6月30日から、最大2万円分のマイナポイントが付与されるキャンペーンが始まって以降、マイナンバーカードの申請者が増えたことに伴い、確かに窓口を訪れる方の人数は増加をしております。

そのため、窓口が混雑することはございますが、フロアパーソンによる適切な誘導や番号札による受付順の管理などから、大きな混乱やトラブルに発展したということはありません。

また、住民課では、以前からマイナンバーカード関連事務に係る会計年度任用職員を配置しておりましたが、令和4年度からは派遣スタッフも配置しており、窓口体制の充実を図っているところでございます。混雑を完全にゼロにするということは難しいですが、その緩和・改善に向け、引き続き円滑な受付事務が行えるよう努めてまいります。

続きまして、7)点目の「再生可能なポスター掲示板の活用」についてでございます。

国政選挙をはじめとする各種選挙が執行される際に町が設置いたしますポスター掲示板の作成に当たりましては、耐水性のある再生紙ボードを使用するとともに、ポスター掲示場の撤去後は、受注者から再生紙メーカー受入証明を提出させ、ボードを再生紙の原料としてリサイクルすることとしております。

また、ポスター掲示場に使用する支柱等の角材につきましては、仕様書上はごみの減量に関して特段の定めを設けてはおりませんが、受注者において再利用しているものと聞き及んでおり、島本町及び受注者におきまして、ごみの減量化・資源化に努めているところでございます。

なお、ポスター掲示場に用いるボードの材質ごとの環境負荷の大きさ等を測定するこ

とは困難でございますので、ごみの減量という観点からの費用対効果の検証はできておりませんが、適宜、ポスター掲示場作製・設置事業者等から情報を収集することにより、適切な手法を検討する等、引き続き、可能な限りのごみの減量化・資源化に努めてまいります。

続きまして、8)点目の「環境基本計画と動植物の自然環境調査」についてでございます。

自然環境調査を実施するに当たっての手法、スケジュールにつきましては、環境の変化に敏感な指標となる動植物に焦点を絞り、2か年かけて調査を進めてまいります。どの時期に、どの動植物を調査するのかなど、詳細な指標等につきましては、今後、契約事務を進めていく中で決定してまいりたいと考えております。

次に、過去に実施した植生調査並びに自然環境調査の資料につきましては、各調査で発見された動植物の種類や地点が明らかとなっていることから、当時の生息状況などを確認しながら、令和5年度から実施する自然環境調査の参考資料として活用してまいりたいと考えております。

次に、本町の生態系の特徴及び保全すべき希少生物や指標生物につきましては、環境省や大阪府のレッドリストに掲載されている重要な動植物やその他の重要とされている動植物の多種多様な生物が生息しているという特徴があり、これら動植物につきましては、最大限保全していくべきと考えております。

このようなことから、本町といたしましては、「島本町生物多様性保全・創出ガイドライン」に基づきながら、適切に生物多様性の保全に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、9)点目の「ジャパニーズウイスキー100周年を記念して」についてでございます。

ジャパニーズウイスキー100周年を記念し、今後も豊かな地下水を供給することができるよう、サントリー天然水の森事業の一環として、天王山の麓、大山崎町と島本町の行政界にあるサントリー天然水の森の協定地において、植樹を行う予定でございます。日程につきましては6月初旬頃の休日を、また、親子で参加いただける企画を予定しております。また、同じ天王山で森林整備を進められている大山崎町に対しても、事業への参画を依頼させていただく予定でございます。なお、樹種に関しましては、サントリーホールディングスのサステナビリティ経営推進本部において、森林組合や大学教授などの専門家の御意見に基づき、地域性を踏まえたものを検討いただいているところでございます。

そのほかの100周年関連事業として、これまで地域再生マネージャー事業で地域資源を活用したイベントを展開いただいているSMALLにおいて、ジャパニーズウイスキーに関連すること興し事業を、イベント経験が豊富な町外の団体と連携しながら展開

される予定であり、町村長会の町村振興共済事業負担金を活用しながら、これらの事業に対して補助金を交付するなどの支援を行ってまいりたいと考えております。

本町といたしましても、ジャパニーズウイスキー100周年という記念の年において、関係機関と連携を図りながら、世界に誇れる本町の資源であるウイスキー文化をはじめとしたまちの魅力を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

続きまして、10)点目の「竹林整備から新たな商業の創造へ」のうち、「竹の活用」についてでございます。

竹材は、加工により付加価値が生ずる資源ではありますが、商業的な視点では、多くの課題があるものと認識いたしております。今後、森林整備に関する具体的な方針を作成する中で、本町の竹林の状況を把握し、竹林の有効活用についても検討を進めてまいります。

次に、「竹林の果たす役割」についてでございます。

竹林は森林資源の1つであり、CO₂削減には一定の効果がありますが、森林整備という観点では、急激な竹林面積の増加が、周辺環境の樹木の日照不足を引き起こし、森の生態系に深刻な影響を及ぼすという懸念も指摘されており、サントリー天然水の森事業においても、多様な樹種による豊かな森づくりを進めるため、整備が行き届かない放置竹林を天然林へ転換させることに取り組まれております。

このようなことから、CO₂削減の効果を生み出す上で、竹林の場合は、周辺環境と調和した適切な管理をよりきめ細やかに行うことが重要であり、今後、限られた財源を工夫しながら、引き続き関係者と連携し、森林整備に努めてまいります。

次に、「地元タケノコの給食への活用」についてでございます。

質の高いタケノコを地産地消により地元へ供給することは、農業や食育の観点からも望ましいことであると認識をいたしております。導入に当たりましては、コスト面や、竹林整備の担い手の確保などの課題もありますことから、放置竹林対策の1つとして、今後、生産者との連携が可能となりましたら、対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、11)点目の「第9期介護保険計画の策定に向けて」のうち、「国の制度改正の方向性及び2025年、2040年問題」についてでございます。

現在、国において介護保険制度の見直しに関する議論が行われていることから、現時点で決定している内容はございませんが、議論の方向性といたしましては、今後、見込まれる人口構造の変化とそれに伴うサービス需要や給付費の増加に対応し、持続可能な制度となるよう、給付と負担の見直しを中心に、令和5年の夏頃までを目途に、一定の結論を示すスケジュールで議論されているものでございます。

次に、「2025年問題」、「2040年問題」の概要についてでございます。

2025年は、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となり、2040年には団塊ジュニアと呼

ばれる世代が全て65歳以上となります。この結果、起こる人口構造の変化に伴い直面すると想定される課題が、象徴的に「2025年問題」、「2040年問題」と呼ばれているものがございます。

具体的には、2025年頃から後期高齢者の人口割合の増加により、医療費や介護サービスの増加、人材不足などが課題となってきます。その後、2040年までの間に、高齢者の増加に加え、若い世代が急速に減少していくことで、医療費やサービス費の増加、人材不足はさらに深刻化し、社会や制度の持続が困難となっていくことが懸念されています。

次に、「医療と介護連携の課題等」についてでございます。

高齢者が地域で安心して生活が続けることができるようにしていくためには、必要な医療や介護サービスが一体的に提供できる体制を構築する必要があり、そのためには、医療と介護の関係者間のきめ細かい連携が求められております。

本町におきましては、特に、人生の最終段階における医療と介護によるケアの在り方が、今後、重要になってくると考えており、終末期に御自身が希望する医療や介護のケアを前もって考え、家族や医療・介護の支援者と繰り返し希望を話し合い、共有する取組である「人生会議（ACP）」の普及啓発に力を入れていきたいと考えております。

具体的な取組としては、医療や介護の関係者への研修会の実施などを通じて、医療と介護の連携を強化する体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、12)点目の「国民健康保険の保険料算定と基金の活用」のうち、「保険料の算定についての詳細等」についてでございます。

市町村標準保険料率は、都道府県が算出し、各市町村に通知するものでございますが、大阪府が算定した令和5年度の市町村標準保険料率は、令和4年度と比較して、医療分、後期分、介護分、全ての区分で上昇し、府内平均で1人当たり1万4,631円増加する見込みとなっております。保険料率が増となる主な要因でございますが、医療分は保険給付費の増、後期分は後期高齢者支援金の増、介護分は介護納付金の増であり、それぞれの保険給付費が増となることが要因でございます。

大阪府全体の被保険者数は、少子高齢化の影響に加え、団塊の世代が後期高齢者に移行することから、全年齢区分において被保険者数が減少傾向にあり、令和4年度の約179万人が、令和5年度には約170万人と約9万人の減、世帯数は、令和4年度の約118万世帯が、令和5年度には約113万世帯と、約5万世帯の減を見込んでおります。

次に、「積立基金」についてでございます。

都道府県においては、国民健康保険の財政安定化基金が設置されており、令和4年度から財政調整事業機能が追加され、都道府県国保特別会計の決算剰余金を積み立て、必要な場合に取り崩し、活用できるようになりました。

決算剰余金は、次年度の保険料率算定の際に活用することもあるため、その積立てについては、各ブロックから選出された国民健康保険広域化調整会議で検討され、決定さ

れております。また、各市町村の財政調整基金の用途については、国民健康保険運営方針に規定されているところであり、各市町村はその規定に従う努力義務が課されております。

現行の運営方針は令和6年3月までが対象期間となっており、時期運営方針の見直し内容については、現在、広域化調整会議で検討されているところがございますので、現時点ではお示しできるものがございません。

次に、「人間ドック費用助成の内容等」についてでございます。

現在、国民健康保険運営方針に基づき、人間ドック費用の一部助成を行っておりますが、令和5年度からは、初回申請者に町独自で補助額の上乗せを予定しております。対象となるのは、人間ドック助成の初回申請者で、平成30年度に人間ドック費用助成を開始して以降、一度も助成を受けたことがない方となります。補助額は、通常は1万3,000円が上限ですが、初回申請者については1万7,000円の上乗せを行い、3万円を上限としています。

「補助対象要件」は、従来と変更なく、特定健診の対象となる年齢の方で、同じ年度に特定健診を受診していないこと、同じ年度内に受診した人間ドック助成金を受けていないこと、申請日において納期到来保険料を完納していること、受診内容の結果として特定保健指導の対象となる場合には指導を受けることに同意する方となります。「申請に必要なもの」は、領収書、人間ドック受診結果の写し、保険証、印鑑、振込先口座番号となります。

続きまして、13)点目の「山崎ポンプ場の防災行動計画を」のうち、「操作員の安全を確保する仕組み」についてでございます。

山崎ポンプ場管理業務を受注している管理会社におきまして、労働安全衛生法を遵守し、社内で定めた労働安全衛生指針に基づき、操作員の安全性を確保する仕組みとなっております。

次に、「防災行動計画」についてでございます。

降雨時における屋外での作業につきましては、極力行わないこととしておりますが、やむを得ず作業を行う場合や施設の巡回時において、原則2名以上で行動することとしており、単独での行動を行わないことを義務づけしております。また、長雨などにより待機時間が長期化する場合においても、交代要員にて対応することとしており、作業における安全の確保、行動につきましては、指針や現場責任者の指示により、適切に対応されているものと認識をいたしております。

続きまして、17)点目の「町立体育館の移転整備の検討について」のうち、「内閣府の人材派遣制度」についてでございます。

内閣府が行う専門家人材派遣は、PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度でございます。

今後、体育館やプール、テニスコートなどを含めたスポーツ施設の整備を検討するに当たり、本町には経験のないPFIによる整備手法も検討していく必要があるとの認識から、町が費用を負担することなく、PFI事業に関する専門家を内閣府の予算で派遣していただける制度があることから、本制度を活用することとしたものでございます。条件といたしましては、1日につき半日程度の派遣となっており、内容に応じて、複数回の派遣も可能となっております。

私からは、以上でございます。

中村教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

14)点目の「教職員の働く環境とみづまるキッズプラン」についてでございます。

幼児教育や保育の「遊びや生活を通した学び」と小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぐためのカリキュラムの作成を目的とした「みづまるキッズプラン」につきましては、先進的な取組であり、日々、多様化かつ複雑化する学校現場において、これら新しいことを実践し、初期の目的を達成していくためには、業務負担軽減、職場の意識改革、環境改善、そして、相応の人的配置が望まれるところでございます。

校務支援システムの導入による業務負担軽減をはじめ、教職員の働き方改革を推進し、可能な限りの体制整備を図った上で、「みづまるキッズプラン」を実践してまいりたいと考えております。

続きまして、15)点目の「インクルーシブ教育へのさらなる取り組み」のうち、「支援学級、通級学級の役割と目的、課題」についてでございます。

まず、支援学級につきましては、個々の児童生徒の教育的ニーズの整理と障害の状況等を踏まえた特別の教育課程を編成し、個に応じた必要な時間、おおむね1日当たり2時間から3時間程度を確保し、自立活動を実施しております。通級指導教室につきましては、全ての児童生徒が可能な限り通常学級で学ぶことができるインクルーシブ教育の実現を目指し、週に1時間から2時間程度抽出して、自立活動等を実施しております。

今後の課題といたしましては、支援学級及び通級指導教室において、さらなる学びの充実と通常学級との連携を充実させることで、支援が必要な児童生徒の周りの環境を整え、学習参加への障壁を軽減し、全ての児童生徒が安心して学べるインクルーシブ教育の充実を図っていくことだと認識いたしております。

次に、「困難を抱えた児童生徒への対応」についてでございます。

本町におきましては、全ての小・中学校に複数の支援学級を設置しております。また、通級指導教室につきましても、共生社会の形成に向けて、全ての児童生徒が共に学び、共に育つことを目指し、障害のある児童制度の自立と社会参加を見据えた指導・支援を充実させるため、小学校全4校と第一中学校に設置いたしております。

通級指導教室に配置される教員につきましては、在籍する学校において支援教育コーディネーターを担い、支援教育における経験や専門性を備えた教員を配置いたしており

ます。

続きまして、16)点目の「歴史と文化の薫るまちづくりをめざして」のうち、「文化推進委員会の役割を今後どのような方に担っていただくのか」についてでございます。

島本町文化推進委員会の担任する事務につきましては、議員から御紹介のありましたように、「島本町執行機関の附属機関に関する条例」別表において、「伝統文化と現代文化の調和を図り、未来文化の発展に資するため、町の文化の振興に関し、教育委員会に意見を具申する。」と規定されています。しかしながら、ここ数年間の活動内容といたしましては、島本町文化財保護審議会において意見具申をする「町指定文化財等候補リスト」に対して加除修正などの事務的な会議と、委員の見識を高めるための視察や研修、講習会の実施が主な活動内容となっております。

いずれにいたしましても、今後、文化推進委員会の担う役割については、文化財保護審議会と、また、音楽や美術などいわゆる現代文化全般については、社会教育法に規定され社会教育に関する計画の立案や調査研究を行う場として開かれている島本町社会教育委員会において、担うことといたします。

次に、「文化財保護審議会の定数見直し」についてでございます。

文化財保護審議会委員の増員における人選につきましては、現時点では未定でございますが、本町の埋蔵文化財を述べる上で、水無瀬離宮跡を欠かすことができませんので、離宮や宮殿の発掘調査に見識の深い方を中心に、人選にあたってまいりたいと考えております。

次に、「水無瀬家に伝わる資料の調査」についてでございます。

水無瀬家には、およそ1万点を超える歴史資料が伝来すると言われており、そのほとんどが古文書類で、わずかではありますが、中には日本画や神具に分類される工芸品なども見られます。

なお、古文書類では、中世文書が約250点あることが既に大阪府によって報告されていますが、本町が令和2・3年度に数量を把握するために行った調査では、報告されている古文書以外に、主に和歌を中心とした約7,000点に及ぶ未調査の古文書群の存在が明らかになっております。

令和5年度より実施する水無瀬家所蔵資料調査では、未調査の古文書類を1点ずつ計測し、形態や年代、内容を把握した上で、表題をつけて目録を作成した後、デジタルカメラで撮影を行うとともに、解説が必要な古文書については翻刻を行う予定でございます。また、調査は令和5年度から9年度まで実施し、最終年度には目録を掲載した調査報告書を発刊する予定でございます。

なお、年度ごとに、調査の状況や新発見資料などの一部をA4版2ページ程度の「資料調査かわら版」として、島本町ホームページ上に掲載するほか、印刷したものを歴史文化資料館や図書館などに配架し、公開に努める所存でございます。

次に、「後鳥羽院の和歌の交流、情報共有」についてでございます。

海士町との交流及び情報共有につきましては、海士町役場の方や後鳥羽院資料館の委託運営事業者の方との交流及び情報共有を続けております。令和4年10月19日から令和4年12月18日まで、歴史文化資料館において「後鳥羽院と水無瀬」を開催いたしました。その際にも海士町役場から写真を提供していただくとともに、海士町で開催された後鳥羽院遷幸八百年記念イベントや後鳥羽院が隠岐の島で読まれた和歌などを紹介いたしました。

いずれにいたしましても、後鳥羽院とゆかりの深い土地である海士町とは、今後も交流を深め、情報共有を図ってまいりたいと考えております。

次に、「池泉跡の移築復元」についてでございます。

池泉跡については、移築復元に使用できるよう、発掘調査で見つかった池泉跡から石材などを採取し、保管しておりますが、復元する位置や素材、手法等、詳細につきましては、文化財保護の普及啓発の観点、公園利用の有効性、維持管理のしやすさだけではなく、公園利用者への安全性などを考慮し、公園の所管である都市創造部と連携しながら検討してまいりたいと考えております。また、必要に応じて専門家に助言いただきながら、歴史考察に誤解を招かないよう復元できるよう努めてまいります。

続きまして、17)点目の「町立体育館の移転整備の検討について」のうち、「学校プールの今後の在り方」についてでございます。

小・中学校のプールにつきましては老朽化が進んでおり、今後も恒常的な維持補修工事と定期的な大規模改修工事が必要になってまいります。これらのことも考慮し、今後、町立体育館の水無瀬川緑地公園敷地内の移転整備においては、プール整備の可能性を検討するに当たり、小・中学校のプールの集約化の可能性についても検討してまいります。

以上でございます。

戸田議員 ありがとうございます。

詳細については、各常任委員会において質疑することといたしますが、いただいたお時間で、1点だけ、お尋ねいたします。支援学級・通級学級に関わることでございます。

文部科学省は、ある通知において、「原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において授業を行うこと」としていることから、共に学ぶ機会や交流が奪われるのではないかという保護者の不安がございます。令和5年度から、授業時数の半分以上を特別支援学級で過ごさねばならないのかという誤解もあるようです。これについて、島本町のお考えをお聞かせください。

教育こども部長 特別支援学級での学びにつきましては、個々の児童生徒の教育的ニーズを整理し、障害の状況等を踏まえた教育課程を編成した上で、特別支援学級での学びの充実を図ってまいりました。

文部科学省通知にございます「特別支援学級での時間数が半分以上」との記載は、あくまで目安であり、必要なこととしては、特別支援学級における学ぶ内容が、自立活動等を含め、個別の児童生徒の障害の状況や特性に応じた内容になっていること、併せて全ての児童生徒が可能な限り同じ場でともに学べるよう、通常学級において支援が必要な児童生徒の学習参加への障壁を軽減するなど、環境を整えていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

戸田議員 あくまでも目安であるというような御答弁、はっきりいただきました。

重要なのは、通常・通級・特別支援学級という学びの場の選択肢を、本人や保護者に丁寧に説明すること。そして、通常学級でのインクルーシブ教育ではないでしょうか。私はそのように考えるようになりました。また、これこそ「みづまるキッズプラン」が目指すところの1つと考えることができる、そういうことなのではないでしょうか。御答弁をお願いいたします。

教育こども部長 「みづまるキッズプラン」では、育てたい子ども像を実現するために必要な力として、「自己表現力・課題探求力・社会参画力」を掲げております。これらの力におきましては、全ての児童生徒がこれからの社会を生き抜いていく上で必要な力であり、お互いの違いを認め合えるよう、可能な限り同じ場で学ぶインクルーシブ教育で育まれる力であると認識をいたしております。通常学級での学びの場を柱に、特別支援学級及び通級指導教室での学びと連携を充実させ、共に学び、共に育つ環境をつくっていくことが重要であるとと考えております。

いずれにいたしましても、本人や保護者に丁寧に説明するとともに、共通理解を図ってまいります。

以上でございます。

東田議長 以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時42分～午後2時00分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、自由民主クラブの発言を許します。

清水議員 それでは、令和5年度山田町長の施政方針及び当初予算に対し、自由民主クラブを代表し、大綱質疑を行います。

冒頭に、ウイルス感染症防止に対応していただいている医療従事者、介護従事者、行政の皆様方及び関係機関等の皆様方の御尽力に敬意を表しますとともに、感染防止へ御協力いただいている皆様に心から感謝申し上げます。

我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、ゆるやかな持ち直しが続いていますが、ロシアのウクライナ侵略による終わりの見えない戦争に

より、多くの犠牲者が出ていることに心を痛める日々が続いています。この戦争に伴う食料やエネルギーなどの物価高騰は、我が国にも大きな影響を及ぼし、政府も令和4年度に引き続き令和5年度予算において、ウクライナ情勢経済緊急対応や原油価格・物価高騰対策予備費等が計上されており、国を挙げての対応の状況にあります。

また、令和5年2月に発生したトルコ・シリア大地震でも、多くの犠牲者が出ていることに心を痛めています。当町においても、大きな被害をもたらすと言われる南海トラフ巨大地震はいつ発生してもおかしくない状況にあり、当町においても、防災・減災の備えが改めて重要であると思います。

施政方針にある「小さな町の豊かな暮らし」、住民の皆様、そして町に貢献したいと思っただいている関係者の皆様のお力をお借りしながら、地域の互助がより活発になるよう、協働するための施策について伺います。

1) 「財政状況について」。

①収支予測について。令和5年度当初予算の算定において参考にされた、現時点での令和4年度の収支予測について、伺います。

②中長期の財政収支見通しについて。今回の一般会計の総額は137億600万円で、前年に比べ増額した予算規模となっていますが、今後の中長期の財政収支見通しについて伺います。

③財政の健全化について。財政の健全化については、財政基盤の確立が不可欠です。今回の考え方とその施策を伺います。

2) 「広域行政について」。

①清掃工場について。清掃工場は、長年にわたり、毎年約1億円以上の予算を投じながら補修工事等をしており、現状のままでは、今後もこういった延命策が続くものと思われれます。施設の長寿命化、運営方法の検討についての進捗状況と今後のスケジュールを伺うとともに、広域化に向けた取組についても伺います。

②広域連携について。近隣市町村や他市町村との連携は、当町のPRや災害時の援助等について非常に有意義なものであると我が会派は考えています。島本町として、近隣市町村や大阪府と広域連携についての施策を伺うとともに、今後の市町村との広域連携の計画についても伺います。

3) 「公共施設の適正化について」。

町内の公共施設は、耐震対策や、多くの施設が老朽化し、更新時期が近づいています。全ての施設の耐震、更新をするには多額の財源が必要であり、自主財源である町税は増加傾向にありますが、早急に公共施設の適正化を図り、維持管理費等の経費削減を打ち出し、子供、孫の時代に多くの借金を残さないよう対応する必要があります。昨年、見直された島本町公共施設総合管理計画の進捗状況及び今後のスケジュールと新庁舎建設に伴う来庁者への配慮（駐車場等）を伺います。

4) 「危機管理について」。

①犯罪防止について。犯罪防止を目的とした自動販売機を活用した防犯カメラの事業内容と設置スケジュールを伺います。

②大雨による被害軽減について。大雨による被害を未然に軽減するための沈砂池、水路のしゅんせつ工事等の内容を伺うとともに、沈砂池、水路に流入する土砂量の低減に対する施策があれば伺います。

5) 「まちづくりについて」

①交通渋滞について。今後、人口が増加する予定ですが、慢性化の兆しがある交通渋滞対策の進捗状況と今後の対応策のスケジュール等を伺います。

②景観行政団体について。現在までの景観施策の成果と今後のスケジュールを伺います。

③建築物等の高さ制限に関する検討について。検討に至った経緯と今後のスケジュール等を伺います。

④地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について。令和5年度のスケジュールと具体的な施策が決まっていれば、伺います。

⑤町立体育館について。現在までの検討状況と今後の移転整備のスケジュールを伺います。

6)、「農業・林業について」。

本町の7割は山岳丘陵地で、身近に豊かで大切な自然があります。しかし、森林面積のほとんどが民有地であり、生活様式の変化、高齢化や担い手不足により整備が怠られ、荒廃が進んでいます。また、農地が減少する中での都市農業について質問します。

①森林環境譲与税について。現在までの森林環境譲与税の総額と活用内容、今後の活用方法について伺います。

②森林整備について。令和5年度の森林整備に関する施策及び今後の整備方針を伺います。

③ファミリー農園について。農地が減少する中、ファミリー農園のあっせんについての課題、今後の方向性について伺います。

④有害鳥獣について。昨今、有害鳥獣の被害が増える傾向であると考えますが、昨年の被害の状況及び令和5年度の施策について伺います。

7) 「福祉・医療について」。

①高齢者のフレイル等について。フレイル等の心身の多様な課題に対するきめ細やかな支援の施策の内容を伺います。

②「第4期地域福祉計画」及び「第1期自殺対策計画」について。第4期地域福祉計画及び第1期自殺対策計画に基づく令和5年度の施策を伺います。

8) 「子育て・教育について」。

①教員体制について。令和4年度、教育長自らの指導により教員不足問題が起きたことによる令和5年度の教員体制を伺います。

②統合型校務支援システムについて。システムの概要とメリット・デメリットを伺います。

③中学校の運動部活動について。運動部活動の地域移行への進捗状況と今後のスケジュールを伺います。

④みづまるキッズプランについて。みづまるキッズプランが実施されて2年目、今までの成果と課題及び今後のスケジュールを伺います。

⑤こども家庭センターについて。こども家庭センターの内容と設置スケジュールを伺います。

9) 「水道事業について」。

水は、生きていく上でなくてはならないもので、水道事業は住民に安全で安心な飲料水を供給しています。災害時の大切なライフラインです。

①水道管路更新計画について。進捗状況及び令和5年度の計画と更新完了予定の時期、総額の概算費用を伺います。

②職員定数について。上下水道事業職員の定数を見直すに至った経緯を伺います。

10) 「公共下水道について」。

①汚水整備について。下水道整備のうち、汚水整備についての供用開始地区の拡大について、現状の進捗状況及び令和5年度の事業内容と未整備地区の計画について伺います。

②雨水水路整備について。雨水水路の整備状況と今後のスケジュールを伺います。

③監視カメラの設置について。スクリーン及び青葉地区のマンボトンネルに設置する監視カメラの設置スケジュールと運用体制を伺います。

11) 「観光・商工業について」。

①地域再生ビジョンについて。地域再生ビジョンを踏まえた創業支援策の内容、スケジュールを伺います。

②2025年大阪万博について。2年後に開催される2025年大阪万博に向けて、当町のPR等、観光に関する施策があれば伺います。

12) 「消防について」。

①消防団詰所の整備について。広瀬・機動分団詰所の建て替え前後の規模、機能の違いを伺うとともに、今後の詰所整備のスケジュールを伺います。

②消防団員について。消防団員の定数と実数及び欠員の補充対策を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

山田町長 それでは、自由民主クラブを代表されての清水議員の大綱質疑に御答弁申し上げます。

1) 点目の「財政状況について」のうち、「収支予測」についてでございます。

現時点で、第9号補正予算までの現計予算の全てを執行したといたしますと、収支不足を約1億4,000万円と見込んでいることから、それを基金の取崩しで賄う収支不足となっております。

しかしながら、例年、入札等による落札減、事業対象者の減等により不用額が発生することから、予算の未執行が出るものと想定しておりますが、引き続き、適正な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、「中長期の財政収支見通し」についてでございます。

大阪府と共同で作成しております令和18年度までを推計期間とする「島本町中長期財政シミュレーション（暫定版）」におきましては、令和4年の推計の結果、今後の財政収支は年齢区分人口と連動して町税が減少する一方、新庁舎の建設をはじめ、老朽化した公共施設の長寿命化への対応、扶助費の増加等、多額の支出を伴う事業が山積していることから、収支不足が発生し、基金は減少していく見通しとなっております。また、令和18年度までの推計期間中におきましては、財政調整基金が枯渇することはないとの結果ございました。

しかしながら、今回の推計は、あくまで令和3年度決算等を基に算定した一定条件下でのものであることから、実際には変動が生じることを踏まえ、引き続き、ふるさとしまもと応援寄附金増加への取組や行財政改革等による歳入確保・歳出削減に努める必要があるものと考えております。

次に、「財政の健全化」についてでございます。

令和5年度の予算編成に当たっては、引き続き経常経費の節減はもとより、事業全般にわたって見直しを進めるとともに、ふるさとしまもと応援寄附金増加への取組、各種手数料・使用料の見直しや特定財源をはじめとした歳入確保、また、交付税措置のある起債の活用とともに、行財政改革による歳出削減等に努め、持続可能なまちづくりの実現に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2) 点目の「広域行政について」のうち、「清掃工場」についてでございます。

清掃工場につきましては、建設後、既に30年以上が経過しており、毎年、多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう適切な維持管理に努めているところでございます。

まず、施設の長寿命化、運営方法の検討についてでございます。

平成26年度に、運営方法の1つである包括運営委託の導入を検討いたしましたが、現時点における町の方針といたしましては、広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは現施設を維持することとしておりますことから、当面は、3年ごとの精密機能検査や毎年の保守点検の結果等を踏まえ、予算との整合性を図りながら、施設の延命化を

図っていくこととしているところでございます。

広域化に向けた取組といたしましては、大阪府と北摂7市3町が一般廃棄物に関して広く情報交換等を行う一般廃棄物に係る情報交換会に参画し、継続して、適宜意見交換や情報共有を行っているところでございます。また、「大阪府ごみ処理広域化計画」に基づき、大阪府からの情報提供、助言等をいただきながら、近隣自治体の動向を注視しつつ、引き続き町議会との合意形成を十分に図りながら、広域化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「広域連携」についてでございます。

広域連携の取組につきましては、相手自治体と本町の双方にメリットがなければ実現は困難でございます。

このような中、本町の喫緊の課題の1つといたしまして清掃工場の建て替え問題がございますが、本町の人口規模及び町域面積からいたしますと、国の交付金要件を満たしておらず、特定財源が確保できない中、単独での建て替えとなり、財政的には困難でございます。

また、国におきましては、平成9年に出された「ごみ処理の広域化計画について」の通知の中で、ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、今後、ごみ処理の広域化が必要であるとし、都道府県に対し、ごみ処理の広域化について検討するとともに、広域化計画を策定し、計画に基づいて市町村を指導するよう通知されております。これを受けまして、大阪府におきましては、平成11年3月に、ごみ処理の広域化に関する基本的な考え方を示した「大阪府ごみ処理広域化計画」を策定されております。

これらの動向を踏まえ、本町といたしましても、ごみ処理の広域化は必要であるとの認識に立ち、広域連携でのごみ処理の課題解決を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、相手自治体が決まっていない現段階で、年次計画等策定できるものではございませんので、御理解を賜りたく存じます。

続きまして、3) 点目の「公共施設の適正化について」のうち、「公共施設総合管理計画の進捗状況等及び新庁舎建設に伴う来庁者への配慮」についてでございます。

令和3年度の進捗状況につきましては、第三小学校A棟建替工事が完了したほか、百山12号線自転車歩行者道の新設、新庁舎建設工事基本・実施設計などを実施しました。また、各戸別施設計画に基づき、施設の計画的な維持・補修に努めました。

今後のスケジュールといたしましては、引き続き新庁舎建設事業を推進していくほか、公共施設のLED化や旧やまぶき園の除却、ふれあいセンターの浴室廃止後の貸室としての改修などを予定しております。

新庁舎建設に伴う来庁者への配慮についてでございますが、新庁舎は役場中庭駐車場に建設する予定であるため、当該スペースに駐車はできなくなります。そのため、工事期間中に来庁者が必要最小限の範囲で自家用車で来られた際に対応するべく、公用車については役場内ではなく、近隣の町有地や民間駐車場を借り上げる予算を計上させていただき、来庁者用駐車場を確保してまいりたいと考えております。

その結果、工事期間中の来庁者用駐車場は、役場庁舎の道路向かいにある駐車場21台分が確保できることとなりますが、それでも現在と比較し、駐車可能台数が大幅に減少することとなります。このため、住民の皆様へは、広報しまもとやホームページ等で周知し、役場庁舎やふれあいセンターにお越しの際には、極力自家用車での来庁をお控えいただき、徒歩、自転車等での来庁をお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、4) 点目の「危機管理について」のうち、「自動販売機を活用した防犯カメラ」についてでございます。

一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構が飲料メーカーと連携し、自動販売機の収益を活用して、地域住民が安全・安心に暮らすことができるための社会貢献事業を行っておられます。今般、この事業を活用するもので、自動販売機を1台設置することにより、無料で防犯カメラを1台設置することができるというものでございます。

防犯カメラの設置場所については、1台は水無瀬川緑地公園トイレ付近に、トイレ入り口及びグラウンドが写るように設置いたします。もう1台は、JR島本駅東口ロータリーに駅前広場が写るように設置し、計2台の防犯カメラを設置する予定としております。

また、自動販売機は、水無瀬川緑地公園のトイレ横及び当該公園の駐車場入り口付近に設置を予定しております。水無瀬川緑地公園に自動販売機を設置する理由といたしましては、令和3年度に行った公園アンケートなどから、自動販売機の設置要望があることによるものでございます。設置スケジュールにつきましては、本年4月頃に工事等を実施する予定としております。

なお、この事業は飲料の売上げに伴う町の歳入は発生しないものの、自動販売機及び防犯カメラの設置費用や保守費用などの歳出も発生せず、費用をかけずに、住民の皆さんの利便性向上とともに犯罪抑止力を高めることができるものと考えております。

次に、「大雨による被害軽減」についてでございます。

しゅんせつ工事につきましては、例年、本町が管理する主要な沈砂池や水路の施設点検を実施し、土砂等の堆積状況等に応じて出水期及び台風時期に備え、しゅんせつ工事を実施しております。

また、沈砂池、水路に流入する土砂量の低減に向けた施策につきましては、大阪府におかれまして、砂防堰堤や治山堰堤等の施設整備及び維持管理を実施していただき、山間部からの土砂流出の低減に努めていただいております。

次に、本町の取組といたしましては、職員の定期的な日常点検により、道路側溝をはじめ、街渠枒等に土砂の堆積が見られた際には、速やかに清掃を行うなど、市街地等における土砂等の流出低減に努めております。

続きまして、5) 点目の「まちづくりについて」のうち、「交通渋滞」についてでございます。

人口増加に伴う交通渋滞緩和対策につきましては、過去から交通管理者である高槻警察署と連携し、効果的な対策について協議を重ねております。

特に、阪急水無瀬駅周辺の国道171号へのアクセスする車両が一時的に混雑している状況を受け、当該交差点周辺を中心に、渋滞緩和に向けた協議を実施いたしました。対策内容といたしましては、実施可能な対策として、当該駅前交差点における歩行者信号機の青色表示の秒数を短くすることで、通行車両が円滑にアクセスできるよう対策を実施していただきました。

今後も引き続き、効果的な交通渋滞緩和対策について、高槻警察署と連携強化を図り、継続的に取り組んでまいります。

次に、「景観行政団体」についてでございます。

景観施策の成果と今後のスケジュールに係る御質問でございます。

これまでの取組といたしましては、平成24年に、景観について住民と行政が共に学ぶ機会をつくり、景観まちづくりに関心を持っていただくきっかけづくりや、本町の魅力的な景観について再発見することを目的として、「島本の景観・まちなみ再発見ワークショップ」を企画、開催いたしました。

令和2年度からは、将来にわたっても「住みたいまち」、「住み続けたいまち」となるよう、本町の個性や魅力を一層伸張させるため、景観行政団体への移行を目指し、アンケート調査やワークショップなどを実施し、景観計画策定委員会で御議論をいただいた上で、景観計画（案）を策定してまいりました。

現状につきましては、本年1月23日に実施いたしました第4回景観計画策定委員会におきまして、本町の景観計画（案）についての議論が一定終了しましたことから、景観法に基づく協議を大阪府と行っているところでございます。

また、今後のスケジュールといたしましては、大阪府との協議後、7月1日に景観行政団体へ移行後、公聴会や都市計画審議会において御意見をお伺いし、10月1日に本町の景観計画を策定の上、本町の景観計画に基づいた景観事務の自主的運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、「建築物等の高さ制限に関する検討」についてでございます。

建築物等の高さ制限の検討に至った経緯といたしましては、島本町議会において、「島本町建築物の高さ制限に関する条例制定の直接請求」や「住宅地の中の高層建築は30m以下とすることに関する請願書」が提出されたことや、現在、改訂中の都市計画マ

スタープランや策定中の景観計画のパブリックコメント等において、建築物の高さ制限に関する御意見を踏まえ、これらの計画に、地域ごとの良好な住環境や景観の保全のため、建築物の高さ制限を検討する旨の方向性をお示したことから、令和5年度以降、実施の是非等も含めた建築物等の高さ制限について検討を行うものでございます。

今後のスケジュールとしましては、本町の景観計画策定後、本町の現状及び高さ制限導入に係る課題等の整理を行った上で、高さ制限に係る地域分けを行った後、アンケート調査やワークショップを実施し、高さ制限の手法、地域ごとの実施の是非を整理し、検討結果を取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」についてでございます。

島本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく令和5年度のスケジュール及び具体的な施策につきましては、これまで実施しておりますごみの減量化をはじめ、地球温暖化対策に関する住民・事業者に対する啓発などの各事業を、引き続き取り組んでまいります。

なお、新たな施策につきましては、計画の策定が完了した後、各関係部局と調整を行いながら、地球温暖化対策に効果的となるような事業について、適宜検討を行ってまいりますことから、今後、一定の方針をお示しすることができた段階で、具体的な施策等に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、計画で掲げる目標を達成すべく、積極的に地球温暖化対策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、6) 点目の「農業・林業について」のうち、「森林環境譲与税」についてでございます。

森林環境譲与税は、令和元年度から交付され、令和4年度までの総額は1,343万2,000円でございます。これまでの活用内容は、令和元年度及び令和2年度は森林保全整備基金へ積立てを行い、令和3年度及び令和4年度は大沢地区及び山崎地区の境界確定業務に活用いたしております。

今後の活用方法につきましては、令和5年度は、森林整備や木材の有効活用に関する具体的方針の策定に関する業務に活用するとともに、令和6年度以降におきましては、町内の森林整備に対する活用のほか、町内や府内の木材を使用した公共施設等に使用される備品の木質化などを検討してまいります。

次に、「森林整備」についてでございます。

森林整備に関する方針につきましては、本年度におきましても、大阪府が実施する保安林整備事業やサントリー天然水の森事業、ボランティア団体への活動助成など、様々な活動主体との連携により、継続的に森林整備を推進してまいりたいと考えております。

また、令和5年度においては、ICT等の先端技術を活用して森林情報の収集をした上で、得られた情報を関係団体と共有し、施業の効率化を図れるよう活用することを目

的とした、森林整備に関する具体的方針を作成いたします。その後、作成した方針に基づき、令和6年度以降は、計画的な森林整備を継続して実施するとともに、町内木材の有効な利活用についても、併せて検討を進めてまいります。

次に、「ファミリー農園」についてでございます。

物価高騰や固定資産税の増加などにより、土地所有者の負担増大が課題となっております。これら土地所有者の負担軽減のため、貸農園の相場調査及び昨年10月に農園の土地所有者に対し実施したアンケート結果を踏まえ、令和5年度契約より、本町があっせんするファミリー農園については利用料の値上げを実施しております。また、農園における利用者や近隣住民からの日常的な苦情対応をはじめ、更新・新規利用の抽選に係る契約手続の支援業務など、日常的な事務負担も多い状況となっております。

今後も引き続き、土地所有者や農園利用者のニーズの把握に努め、ファミリー農園の維持拡大に取り組む一方で、農園利用者のマナー向上の啓発や職員の事務の効率化に努めてまいります。

次に、「有害鳥獣」についてでございます。

令和4年度の有害鳥獣による被害状況につきましては、各農業実行組合からの被害報告の取りまとめを毎年夏頃に行うことから、現時点におきましてはお示しできかねますが、直近の令和3年度の被害状況を申し上げますと、被害金額210万4,000円、被害面積1,159アールとなっております。

令和5年度の施策につきましては、継続しておりの設置を行いながら、国の補助事業を活用した有害鳥獣被害の防止対策に努めるとともに、他自治体での取組事例につきましても、調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、7)点目の「福祉・医療について」のうち、「高齢者のフレイル等」についてでございます。

フレイル予防のための取組を進めている高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、疾病等を発症しやすい高リスクを持った個人を対象を絞った「ハイリスクアプローチ」と対象を一部に限定しない集団全体への働きかけの「ポピュレーションアプローチ」の両方の実施が求められております。

「ハイリスクアプローチ」としては、専任の保健師により、医療及び介護のデータから、高齢者一人一人の医療・介護等の情報を一括把握し、健康状態の不明な高齢者を対象とした事業を行っております。また、健康状態不明高齢者に対して、個別アンケートによる実態把握を行い、回答のない高齢者に対しては戸別訪問を実施して、実態把握に努めております。

「ポピュレーションアプローチ」としては、高齢者の通いの場であるいきいき百歳体操の各拠点に保健師や管理栄養士が出向き、フレイル予防に適した食事や健康診査の受診勧奨など、高齢者の健康づくりに関する啓発活動を行い、高齢者の健康に関する不安

などについて気軽に相談に応じるなどの支援を行っております。

次に、「第4期地域福祉計画及び第1期自殺対策計画」についてでございます。

「第4期地域福祉計画・第1期自殺対策計画」におきましては、支援を要する全ての方が安心して生活できるように、社会福祉協議会、民生委員児童委員等との連携を強化しながら取組を推進することとしております。

令和5年度におきましては、引き続きコロナ禍の中、身近な地域における人と人とのつながりが途絶えることがないように、社会福祉協議会の各地区福祉委員会を中心とした小地域ネットワーク活動を支援し、地域の支え合い、見守り、助け合いなどの諸活動を推進してまいります。また、引き続きコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域で様々な課題を抱える方への個別支援と住民活動のコーディネートなどの地域支援に取り組んでまいります。

さらに、昨年12月に改選された民生委員児童委員におきましては、相談活動を再開していく地域行事への参加、独り暮らし高齢者との交流、乳幼児健診や園庭開放への参加、一日里親などの活動を行ってまいります。

続きまして、8)点目の「子育て・教育について」のうち、「こども家庭センター」についてでございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和6年4月から施行され、市町村に「こども家庭センター」の設置に係る努力義務が課されることとなりました。「こども家庭センター」につきましては、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の設立の意義や機能を維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子供の包括的な相談支援等を行う機関として、その設置に努めることとされております。

本町では、現在、「子ども家庭総合支援拠点」は教育こども部、「子育て世代包括支援センター」は健康福祉部が所管し、密な連携体制の下、取り組んでいるところでございますが、今後の体制につきましては、現在の業務水準が後退することのないよう留意するとともに、本町の規模や体制などから最も本町に適した体制が取れるよう、関係部局において意見交換等を行いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、スケジュールにつきましては、令和6年4月の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行後、できるだけ早い時期に設置したいと考えておりますが、設置に際し、組織改編を要する場合も想定され、また、新庁舎建設に伴う執務室移転のタイミング等も考慮しながら、設置時期を見極める必要があると認識をしております。

続きまして、9)点目の「水道事業について」のうち、「水道管路更新計画」についてでございます。

令和4年度末までの計画の進捗につきましては、約78%となる見込みで、令和5年度には若山台地区、高浜地区、桜井地区と桜井台地区における基幹管路の更新と耐震化を予定しております。

なお、本計画の更新完了予定につきましては令和15年度までを計画期間としており、概算費用の総額は約40億円を見込んでおります。

次に、「職員定数」についてでございます。

上下水道事業におきましては、技術職を含めた職員の配置人数に限られる中、現場対応や住民対応等に追われ、技術の継承等を行う十分な余裕が持てない状況でございます。

また、育児休業や休職者が職員定数に含まれることも考慮いたしますと、職員の配置上限に一定の余裕を持たせる必要があると判断し、上下水道事業職員の定数を17人から20人に増やすこととしたものでございます。

続きまして、10) 点目の「公共下水道について」のうち、「汚水整備」についてでございます。

汚水整備の進捗状況につきましては、令和3年度末での下水道処理人口普及率が96.3%となっており、令和4年度につきましては、桜井二丁目、桜井三丁目及び桜井台地区におきまして汚水管渠築造工事を実施し、同人口普及率の拡大に努めたところでございます。令和5年度につきましては、引き続き、桜井地区の汚水管渠築造工事を予定しております。

未整備地区の整備につきましては、桜井二丁目、桜井三丁目地区への汚水整備を進めながら、令和7年度末を目途に市街化区域内での汚水整備の完了を見込んでおり、事業認可区域約345ヘクタールのうち、約326.01ヘクタールの整備が完了する見込みでございます。

次に、「雨水水路整備」についてでございます。

公共下水道山崎雨水幹線整備工事につきましては、令和2年度から着手し、現在、第2期工事までが完了しております。引き続き、オープンシールド工法や開削工法による雨水路整備を行う予定としております。

今後のスケジュールにつきましては、国の「防災・安全交付金」を活用しながら、令和6年度末の完成を目指しております。

次に、「監視カメラの設置」についてでございます。

スクリーン及びマンボトンネルにおける水路の監視カメラ設置のスケジュールでございますが、当該設備については、浸水被害の軽減を目的とした設備となりますことから、本格的な出水期までに設置を完了したいと考えております。

また、運用体制でございますが、あらかじめ登録した端末から、24時間体制で担当部局の職員が、それぞれリアルタイムで監視を行い、突発的な集中豪雨の際には迅速な対応ができるよう、体制整備を整えるものでございます。

続きまして、11) 点目の「観光・商工業について」のうち、「地域再生ビジョン」についてでございます。

令和4年度に、「地域再生ビジョン」を踏まえた創業支援策の検討を進めてまいりま

した。他自治体の各種創業支援策を調査し、創業支援に関する各関係者へのヒアリングを実施した結果、より具体的な調査を行った上で支援策を検討していくことといたしました。

今後の事業内容につきましては、社会企業家支援を実施する外部人材の協力の下、空き店舗の所有者や創業希望者、町内来訪者などの意向調査を想定しており、これらの調査結果を基に、町内の創業を促進させる支援策を検討してまいります。

次に、「2025年大阪万博」についてでございます。

2025年の大阪・関西万博に向けた大阪府と連携した取組の1つに、大阪府が作成したポータルサイト「ええやん！大阪商店街」があり、商店街や店舗の魅力発信やデジタル化などを目的として開設されたもので、本町では、水無瀬駅前商店街が登録されております。

今後は、「地域再生ビジョン」に基づいたタウンプロモーション戦略を実施し、近隣自治体からのマイクロツーリズムの誘発と併せて、大阪・関西万博を目的に広域から訪れた方の本町への来訪を促せるよう、大阪府をはじめとする関係機関と連携を行いながら、観光施策に取り組んでまいります。

続きまして、12) 点目の「消防について」のうち、「消防団詰所の整備」についてでございます。

消防力強化を目的に、広瀬・機動分団詰所の建て替え工事を行うものでございます。木造2階建て、延べ面積約80平方メートルを、隣接する町有地を活用し、敷地面積124.51平方メートルに、鉄骨造2階建て、延べ面積115.52平方メートルの詰所の建設を予定しているものでございます。

また、既存の建物では女性専用の設備は設けられておりませんでした。女性用トイレ、女性用更衣室及び男女別に居室の空間が確保できるよう、設計に取り入れているものでございます。

令和5年4月に指名競争入札を行い、仮契約、6月定例会議で契約同意の議案を審議いただいた後に、本契約を締結する予定でございます。

その後のスケジュールといたしましては、全体の工事期間を令和5年7月から令和6年3月末までを予定しており、工事完成後に、消防団詰所としての運用開始を予定しております。

次に、「消防団員」についてでございます。

令和4年4月1日現在の実員数につきましては、条例定数138名中125名であり、令和5年4月1日現在において、126名になる予定でございます。募集方法につきましては、町広報誌やホームページ、消防団員募集のポスターを自治会の掲示板に掲示していただくなど、募集に努めているところでございます。

大きな団員不足には至っておりませんが、消防団員の任用規定において、条例の改正

により町内に勤務している方も対象となりましたことから、今後は、町内の事業所等にも入団募集をお願いするなど、団員の充足に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

中村教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

5) 点目の「まちづくりについて」のうち、「町立体育館」についてでございます。

町立体育館の在り方につきましては、水無瀬川緑地公園敷地内や島本高校の再編整備後の体育館の活用も視野に、移転を前提とした検討を行ってまいりましたが、島本高校の体育館の耐用年数など諸条件を検討した結果、同校体育館の活用は困難との結論に達しました。今後は、水無瀬川緑地公園敷地内に移転整備を前提に、プールやテニスコートなども含めたスポーツ施設の整備の可能性について検討する予定としております。

検討の際には、内閣府から専門人材の制度を活用し、PPP/PFI事業として導入の可能性を検討するため、民間のコンサルティング会社から派遣していただく予定としております。なお、派遣時期ですが、4月中旬に1回目の派遣を予定しております。

いずれにいたしましても、劣化が著しいとお声をいただいておりますテニスコートはもちろんのこと、現在の町立体育館につきましては、未耐震施設であるとともに、経年劣化も進んでおり、さらに、毎年多額の賃借料の支払いが生じていることから、可能な限り速やかに、整備範囲や整備スケジュールも含めた今後の整備方針について、できるだけ速やかにお示しできるよう事務を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、8) 点目の「子育て・教育について」のうち、「教員体制」についてでございます。

令和4年度途中において、育児休業や病気休暇により教員体制に欠員が生じた際には、大阪府教育委員会とも協議し、できる限り速やかに代替講師を任用し対応してきたところでございます。

令和5年度当初の教員配置につきましても、現在、体制整備に努めているところであり、正規の教員で埋まらない枠につきましては、講師を確保し、対応してまいりたいと考えております。

次に、「統合型校務支援システム」についてでございます。

統合型校務支援システムは、児童・生徒に関する成績処理等の教務系の事務、健康診断票作成等の保健系の事務、そして、指導要録作成等の学籍系の事務に係る各種機能を実装し、児童生徒情報を一元的に管理することができるシステムでございます。

本システム導入によるメリットといたしましては、これまでの紙帳票やエクセル等のソフトを基本とする事務作業をシステム上で処理し、管理できるようになるため、事務の能率化・効率化を図れるものでございます。また、文部科学省の資料によりますと、教職員1人当たりの業務時間の削減効果が年間100時間以上となった自治体もあるとのことから、削減できた時間を活用して、児童・生徒の育ちを教職員全体で見守る取組に

注力するとともに、本システムに蓄積したデータを活用することで、支援を必要とする児童・生徒の早期発見や個別最適な学びの充実を図れることも期待できるものでございます。

一方、本システム導入によるデメリットにつきましては、現時点では特段ないものと承知いたしております。

次に、「中学校の運動部活動」についてでございます。

令和4年12月に示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、休日の部活動の地域連携や地域移行の達成時期について、国としては一律に定めず、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされています。

地域移行にあたっては、指導者の質・量の確保、受け皿となるスポーツ団体等の整備、引き続き指導にあたることを希望する教員の兼職兼業の在り方、地域移行に伴って保護者負担が増大しないよう経費の範囲の明確化、怪我をした場合等の保険の在り方、部活動が教育現場から離れることから勝利至上主義に偏ってしまわないか、また、生徒への生活指導という教育的意義が薄れることへの懸念等、様々な課題も明らかとなってきております。

これらの課題を解消しつつ、まずは、本町が掲げる部活動の意義の位置づけ、すなわち制度による自主的・自発的な部活動運営を基本とし、生徒が部活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、資質・能力の育成を目的にしているということを、改めて、学校・地域・保護者・指導者とが共通認識を持つことが重要であると考えております。その上で地域移行を図り、生徒にとって望ましい、そして、求められる運動部活動へと移行することができるよう、関係機関と引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、「みづまるキッズプラン」についてでございます。

「みづまるキッズプラン」は、令和3年度から3か年計画で取り組んでおり、令和4年度が2年目でございます。これまでの成果といたしましては、「みづまるキッズプラン策定委員会」を開催し、幼児期の「遊びや生活を通した学び」と小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぐために、幼児期のアプローチカリキュラムと小学校のスタートカリキュラム（案）の作成を進めることができたこととございます。課題につきましては、現時点で特にございません。

令和5年度のスケジュールにつきましては、アプローチカリキュラムに基づいた保育実践を行い、遊びを通した子供たちの変容について検証すること、小学校の生活科の授業を中心にスタートカリキュラム（案）の試行と授業実践を積み重ねていくこととございます。今後、自己表現力、課題探求力、社会参画力といった、「見えない学力」の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 御答弁いただきました内容の細部につきましては、常任委員会で確認をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

東田議長 以上で、自由民主クラブの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時52分～午後 3 時10分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、長谷川議員の発言を許します。

長谷川議員 2023年 2 月議会、日本共産党の長谷川が、2023年度予算議会においての大綱質疑をいたします。

地方自治法は、地方自治体の役割について「住民の福祉の増進」とうたっております。この観点から、順次お聞きいたします。

まず、「平和への取り組み、その他」でお聞きいたします。

1、2023年 1 月10日現在、国連の核兵器禁止条約の署名国は92か国、批准国は68か国に達していますが、世界で唯一の被爆国である日本の政府は、いまだに署名をしていません。オブザーバー参加さえも考えていないようです。

「核兵器廃絶・平和都市宣言」の自治体として、国に署名・批准をするよう強く働きかける必要があると考えますが、いかがですか。また、島本町として、平和を守るためにどのような取組をしていかれる予定でしょうか。お答えください。

2、人権文化センターの利用について、「利便性の向上を図る」とありますが、日曜日の利用を実現できるようにお願いいたします。一般利用ができるようになって、町民に喜ばれているところですが、日曜日にも使えるようにしてほしいとの声をたくさん聞きます。どうでしょうか。

3、歴史遺産について積極的に取り組まれる姿勢が、施政方針で述べられています。

「楠公公園について」です。

太平記の資料としての価値は認められておらず、楠公公園は国威発揚、戦意高揚の場として利用され、戦時体制に組み込まれてしまった場所です。この歴史的事実からも、戦争遺跡と位置づけていくべきだと考えますが、町としてのお考えをお聞きいたします。

「水道・環境問題」について、お聞きします。

1、地球温暖化対策実行計画について、パブリックコメントを実施されました。パブリックコメントの提出は何件で、内容はどのようなものでしたか。そして、その内容は施策に取り入れられていますか。いかがでしょうか。

2、清掃工場は建て替えができず、少しでも長く使い続けるため、毎年の改修工事費が大きな負担となっています。焼却炉にできるだけ負荷をかけないようなごみの処理が必要だと考えますが、いかがですか。環境への配慮のことも含めて、町民への啓発が必

要ではないですか。お答えください。

3、企業団水の受入れが約1割とありますが、1割を超えることはありませんでしょうか。今後も1割を超えることのないよう、企業団水の受水量について調整をお願いするとともに、町内の水道水を地下水100%とし、企業団水と分離することを考えていただけませんか。「島本の水道水はおいしい」の声を取り戻すためにお願いいたします。いかがでしょうか。

次、「防災・避難」について、お聞きします。

1、「浸水被害の防止のため、監視カメラを設置して、職員が24時間リアルタイムに浸水状況を確認する」、「犯罪抑止を目的として、防犯カメラの整備に取り組む」とのことですが、具体的にどのように取り組まれるのでしょうか。お聞きします。

2、災害時の避難について、お聞きします。避難弱者と言われる高齢者、障害者の方たちの避難についての取組は、どのようになっていますか。体育館等が避難所となったときに、避難が長引いたとき、それぞれ、どのような対策が考えられていますか。お答えください。

「町民の健康を守る問題」について、お聞きします。

1、「国民健康保険被保険者への人間ドック費用助成を上乗せされる」ことは評価します。初回申請者のみのようですが、6億円もの積立てになってしまった基金をしっかりと使って、恒常的に助成金を増やすことはできないですか。いかがでしょうか。

また、毎年上がっていく大阪府の統一保険料制度を使うことの見直しを求めます。黒字の保険財政が続くのに、なぜ6億円を超える基金積立てをしてまで、毎年、府が示すままに保険料を上げていくのでしょうか。収入のない子供の均等割は廃止してください。自治体からの異論が出ている国が進める国民健康保険都道府県化に対して、また、本町の6億円の積立基金と毎年上がる保険料について、町としてどうお考えか、その点もお聞かせください。

2、独り暮らし高齢者が増えています。昨今、高齢者が犯罪に巻き込まれることも増えています。「高齢者を取り巻く状況を分析する」とのことですが、どのような内容で分析されるのでしょうか。高齢者が健康で、安全で安心して過ごせる環境を整えていただくようお願いいたします。いかがでしょうか。

3、コロナの取扱いが、連休明けにも、2類から5類に引き下げられようとしています。5類に変わっても、コロナがなくなるわけではありませんし、命に関わる病気であることに変わりはありません。5類になれば保健所は管轄しなくなり、自治体が医療機関と緊密に連携していく必要があります。また、医療費が自己負担になることで、物価高騰にさらされている町民の生活に大きな負担となると思われます。5類になった後のコロナ感染症対策について、お聞きいたします。

次、「保育・教育」について、お聞きします。

1、学童保育室は、これまで全て町が直接運営をしてきました。今回、JR島本駅西地区のマンションの一部につくる学童保育室について、「運営事業者を公募する」となっています。事業者は、どのような条件で公募するのでしょうか。また、保育料はどのくらいの額になるのでしょうか。今までのように、町で運営することは考えないのでしょうか。お聞きいたします。

2、保育所の給食調理業務に「民間の活力を活用することによって、継続的かつ安定的に提供する」とのことですが、町直営で継続的かつ安定的に提供することができないのは、なぜでしょうか。長年、安定的に維持されてきた給食が、いきなり維持できなくなるのは理解できません。学校給食は、直営と民間委託でどのような差があったのでしょうか。単純に考えれば、働く人の賃金が安くない限り、民間企業に利益は出ないのではないのでしょうか。直営でやっていたときより良くなったのはどこですか。お答えください。

3、島本町内の保育施設についてです。保育所は町の監査が入っていることと思います。認定こども園は府の管轄となっていますが、島本町は、町内の保育室施設として何らかのつながりを持っておられますでしょうか。町内の子供たちの育つ場所です。保育所と認定こども園、同じ保育水準が保たれることは必要と考えます。町としての対応はどうなっているのでしょうか。お聞きいたします。

4、教育センターは、ふれあいセンターへ移転される予定です。ふれあいセンターでは、安心して相談に行きにくいという利用者の方のお声をお聞きいたしました。利用者とはよく相談をして、行きやすいセンターにしてください。利用者の声は聞いていただいていますでしょうか。お答えください。

5、旧統一教会の独特の家族観・家庭観・男らしさ・女らしさを、教育に持ち込んで問題になっている自治体があります。施政方針には、「性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会づくりに向けた取組を進めてまいります。」と書いていただいております。この方針に真っ向から対立するような家族観・家庭観を持つ旧統一教会への教育への介入を許さない対応をお願いいたします。そのような働きかけはありませんか。お聞きいたします。

次、「マイナンバーカードについて」です。

1、「マイナンバーカードの交付促進に努める」とのことですが、マイナンバーカードの取得は任意が基本です。国は、自治体に対しては交付金でカード取得を進めさせる、住民には税金を使ってまでポイントをつけてカード取得を勧める、保険証をひもづける、カードの保険証にしない人には懲罰のように有料の資格証を出す――さすがに、これは見直されるようですが、ここまでしても、カードを作るのが進まないのは、個人情報全てそこにまとめられて、利用されるおそれを感じる人がいるからです。情報の漏れいも心配されているところでは。

このようなおそれが払拭されないまま強制されることのないように、役場の窓口で、カードがなければ住民に対してのサービスが提供されないかのような対応をすることのないように、くれぐれも職員の方に、取得は任意であり、住民が決めることを周知してください。いかがでしょうか。

以上で、長谷川順子の大綱質疑を終わります。よろしく申し上げます。

山田町長 それでは、長谷川議員の大綱質疑に御答弁を申し上げます。

「平和への取り組み、その他について」のうち、「平和を守るためにどのような取組をしていくのか」についてでございます。

本町は、昭和62年8月、議会決議により「核兵器廃絶・平和都市」を宣言しております。平和を愛する文化都市として、町の将来を担う子供たちの未来が、永遠に戦争のない平和な社会で、豊かな暮らしができるよう願う趣旨によるものでございます。この宣言に基づき、本町は日本非核宣言自治体協議会及び平和首長会議に加盟しており、思いを同じくする全国の自治体とともに、国に対して核兵器禁止条約の批准について働きかけを行っているところでございます。

また、平和の実現は人類普遍の願いであり、地道であっても、継続的に活動する必要がございます。本町といたしましても、広報誌に啓発記事を掲載し、被爆者ゆかりの嘉代子桜の植樹や他団体の戦争体験者の講演に連携するなどの活動を行ってまいりました。今後も、講座や広報誌、SNSなどを通じて、平和意識の啓発に努めてまいります。

次に、「人権文化センターを日曜日にも使えるようにしてほしい」についてでございます。

人権文化センターでは、平日の午前9時から午後5時30分までを通常の開館時間としておりますが、平成28年5月から、金曜日の午後8時30分まで及び土・日曜日の午前9時から午後5時までの貸館を実施しております。金曜夜間及び土日の貸館については業務委託としていることから、事前予約制とし、事前に申込みがあった貸館利用者のみの対応とさせていただいております。引き続き、同センターの利用促進について周知に努めてまいります。

続きまして、「水道・環境問題について」のうち、「地球温暖化対策実行計画のパブリックコメントの件数及び施策への反映」についてでございます。

島本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）のパブリックコメントにつきましては、16名の方から127件の御意見をいただいたところであり、その多くが、今後の具体的な施策展開に関連した内容であり、本計画の内容に反映させていただいた御意見も多くございました。

なお、具体的な施策展開につきましては、計画の策定が完了した後、各関係部局と調整を行いながら、地球温暖化対策に効果的となるような事業について、適宜検討を行ってまいります。

次に、「焼却炉に負荷をかけないごみの処理、啓発」についてでございます。

清掃工場の更新につきましては、国の交付金対象外であり、全額町の単費での整備が必要となることから、非常に困難な状況でございます。

このことから、現時点における町の方針といたしましては、広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは現施設を維持することとしているものでございます。

焼却炉にできるだけ負荷をかけないごみ処理との御指摘でございますが、最も負荷をかけている要因は、毎日の立ち上げ立ち下げによる温度差で生じる耐火材の劣化の積み重ねによるものであり、耐火材の更新頻度を減少させるには、炉を一つにまとめて運転する必要があります。これらを達成するためには、大幅なごみ減量や1日の運転時間延長に伴う運転管理人員の増員が必要となり、現状としては課題が多いものと認識いたしております。

しかしながら、適正なごみ分別やリサイクルにつきましては、ごみ焼却量の減少だけでなく、環境負荷の低減にもつながりますことから、ごみ問題だけでなく、地球温暖化対策や不法投棄防止、美化の観点も含めて、住民の皆様への啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、「企業団水が1割を超えることがあったか、また、水道水を地下水100%にしていただけないか」についてでございます。

企業団水につきましては、全体配水量のおおむね10%の受水としておりますが、平成24年度に企業団水の受水割合が11%となり、平成25年度に受水量を日量1,000立方メートルから日量900立方メートルに変更した経緯があります。

その後につきましては、企業団水の受水割合を約10%に堅持しており、今後につきましても、企業団水の受水割合につきましては、約10%を堅持してまいりたいと考えております。

また、町内の水道水を地下水100%とし、企業団水と分離することにつきましては、複数水源による安全で安心かつ安定的な水道水の供給を図るためには、地下水と企業団水のブレンドによる配水が必要であることから、企業団水を分離せずに、現在の方法を維持してまいりたいと考えております。

続きまして、「防災・避難について」のうち、「監視カメラ、防犯カメラの整備にかかる具体的な取組」についてでございます。

まず、スクリーン及びマンボトンネルにおける水路の監視カメラ設置のスケジュールでございますが、当該設備については浸水被害軽減を目的とした設備になりますことから、本格的な出水期までに設置を完了したいと考えております。

なお、運用体制でございますが、あらかじめ登録した端末から、24時間体制で担当部局の職員がそれぞれリアルタイムで監視を行い、突発的な集中豪雨の際には迅速な対応ができるよう、体制整備を整えるものでございます。

次に、防犯カメラ設置の取組ですが、一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構が飲料メーカーと連携し、自動販売機の収益を活用して、地域住民が安全・安心に暮らすことができる社会貢献事業を行っておられます。今般、この事業を活用するもので、自動販売機を1台設置することにより、無料で防犯カメラを1台設置できるというものでございます。

防犯カメラの設置場所については、1台は水無瀬川緑地公園のトイレ付近に、トイレ入り口及びグラウンドが写るように設置いたします。もう1台は、JR島本駅東口ロータリーに駅前広場が写るように設置し、計2台の防犯カメラを設置する予定としております。

また、自動販売機は、水無瀬川緑地公園のトイレ横及び当該公園の駐車場入り口付近に設置を予定しております。水無瀬川緑地公園に自動販売機を設置する理由といたしましては、令和3年度に行った公園アンケートなどから、自動販売機の設定要望があることによるものでございます。設置スケジュールにつきましては、本年4月頃に工事等を実施する予定としております。

なお、この事業は飲料の売上げに伴う町の歳入は発生しないものの、自動販売機及び防犯カメラの設置費用や保守費用などの歳出も発生せず、費用をかけずに、住民の皆さんの利便性向上とともに、犯罪抑止力を高めることができるものと考えております。

次に、「災害時の避難」についてでございます。

本町では、平成27年度より、高齢者や障害者などの避難行動要支援者の名簿を作成し、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災会などの避難支援機関に、対象者の情報を提供するなどの取組を行っております。

また、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村が主体となり、地域実情に応じて、おおむね5年程度で、優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成に取り組むことが努力義務となったことで、個別避難計画の作成に向け、関係課などと協議を行っているところでございます。

次に、避難所での生活が長引いた場合につきましても、段ボールベッドや高齢者食をはじめ、紙おむつなども備蓄しているほか、保健師などによる健康観察を行うとともに、体育館など一次避難所での避難生活が難しい方につきましては、二次避難所である福祉避難所に移動していただくなどの対応を行うことなどを考えております。

続きまして、「町民の健康を守る問題について」のうち、「国民健康保険」についてでございます。

現在、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、人間ドック費用の一部助成を行っておりますが、令和5年度からは、初回申請者に町独自で補助額の上乗せを予定しております。対象となるのは、人間ドックの初回申請者で、補助額は通常は1万3,000円が上限ですが、町独自で1万7,000円の上乗せを行い、3万円を上限とするものでございます。

この上乘せ助成は、特定健康診査受診者の増加とともに、人間ドックを受診することにより、自らの健康により関心を持っていただくことを目的といたしており、今後の見直しにつきましては、令和5年度に拡充いたします事業の実績を踏まえて検討してまいります。

次に、「大阪府の統一保険料」についてでございます。

国民健康保険制度は平成30年度から都道府県化しており、大阪府においては国民健康保険運営方針に統一保険料率の導入が定められ、島本町は制度改正当初から条例において、大阪府が定める市町村標準保険料率を採用する旨を定めております。激変緩和期間終了後の令和6年度からは、全市町村で統一保険料率が採用されるため、今後も、保険料率は大阪府の市町村標準保険料率を適用することとなります。

次に、各市町村の「国民健康保険財政調整基金の使途」についても、国民健康保険運営方針に規定されております。現行の運営方針は、令和6年3月までが対象期間となっており、次期運営方針の見直し内容については、現在、大阪府国民健康保険広域化調整会議で検討されているところでございます。

次に、「独り暮らし高齢者の健康と安全」についてでございます。

令和5年度は、令和6年度から3年間を計画期間とする第9期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定年度であり、当該計画は、本町の高齢者の現状を踏まえて策定していく必要があることから、その基礎資料とするため、本町にお住まいの高齢者を対象に、生活や身体状況などの現況と意向などを把握することを目的とした「アンケート調査」を現在実施しております。

次期介護保険事業計画につきましては、このアンケート調査で得た情報などから、高齢者に関するニーズや状況を分析し、高齢者の方が、住み慣れた地域で安心かつ安定した生活を送っていただける環境を整備していくという点を重視して、策定してまいりたいと考えております。

また、高齢者を狙った犯罪が現在も各地で頻繁に起こっており、度々ニュースでも取り上げられております。本町では、高齢者が犯罪に巻き込まれることを防ぐための取組の1つとして、地域包括支援センターが本町の消費者相談員と連携し、特殊詐欺や高齢者の消費者被害に関する事案を把握した場合などに、速やかにケアマネジャーに情報提供することで、ケアマネジャーが関わっている高齢者の方などへ注意喚起してもらうネットワークを、昨年度整備し運用をしております。

次に、「5類になった後のコロナ感染症対策」についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけにつきましては、本年1月27日の政府対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針」が示され、5月8日から5類感染症に位置づけることとされております。

本方針において、「患者等への対応」と「医療提供体制」につきましては、3月上旬を目途に具体的な方針を示すこととされており、現行の取扱いから段階的に移行していくとされております。

また、基本的な感染対策でございますが、引き続き、効果的な換気や手洗い等を励行すること、3月13日以降のマスク着用の考え方につきましては、既に厚生労働省から示されているとおり個人の判断が基本となりますが、周囲の方に感染を広げないために、医療機関への受診時や、混雑した電車やバスに乗車するときなどにおいては、マスクの着用が推奨されております。

なお、ワクチン接種につきましては、感染症法上の位置づけにかかわらず、予防接種法に基づいて実施され、引き続き自己負担なく受けられるようにすることも併せて示されており、2月8日に開催された厚生科学審議会において、全ての者を接種対象とし、本年秋冬には次の接種を行うべきではないか等の接種方針が示されたところでございます。

引き続き、国の動向を注視しながら、感染症対策等に関する周知・啓発やワクチン接種等について、適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、「マイナンバーカード」についてでございます。

国においては、マイナンバーカードは今後のデジタル社会の基盤となるツールと考え、そのため、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指しており、各自治体でも、その普及に向けて取り組んでいる現況でございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、カードの取得は個人の申請に基づくものであり、この点の考え方が変更されたということはありません。町の窓口にお問い合わせや御相談があった際には、カードの取得は義務ではないことを説明しており、また、国のホームページにおいても、カード取得は任意であることや、カードがない方への対応などを示しておりますので、町のホームページにおいてリンクを貼り、周知に活用しております。

なお、マイナンバーカードのICチップには、券面に記載されている「氏名・住所・生年月日・性別」の4情報及び「顔写真、マイナンバー、電子証明書と住民票コード」は記録されておりますが、税金や年金などの情報が記録されているわけではございません。また、マイナンバーカードを利用して個人情報を見ることができるのは、それぞれの手続を行う行政職員だけであり、その職員も自分の担当する業務以外のものは見ることができない仕組みとなっております。

私からは、以上でございます。

中村教育長 続きまして、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

「平和への取り組み、その他について」のうち、「桜井駅跡史跡公園を戦争遺跡として位置づけるべき」についてでございます。

桜井駅跡公園は、戦意高揚などを目的として整備・拡張されていった背景があること

は理解しております。しかしながら、太平記成立以後、太平記の「桜井の別れ」の場面は能などの題材として取り上げられるとともに、住民の皆様にも「楠公さん」と呼ばれ、親しまれてきたといういきさつもございますので、戦争遺跡としてだけ位置づけるのではなく、太平記の一場面として描かれ、人々に愛され続けた場所としても、管理・活用してまいりたいと考えております。

なお、太平記につきましては軍記物語であり、歴史的事実と異なる点があると言われていることを申し添えます。

続きまして、「保育・教育について」のうち、「JR島本駅西地区のマンションの一部に整備予定の学童保育室」についてでございます。

運営事業者の公募要件につきましては、現状、お示しできる状況にはございませんが、現時点で言えることは、入り口を共用する施設内の別室において、地域子育て支援拠点及び学童保育の2つの事業を実施する予定としており、2つの事業者による共同運営には様々な運営上のトラブルも想定されるところでございます。

このことから、2つの事業の運営事業者を別々に公募するのではなく、これらを合わせて運営可能な事業者を公募したいと考えております。

また、本町初となる民間学童保育室の運営事業者選定となりますことから、近隣自治体をはじめとする先進事例の情報収集に努め、本町の玄関口である駅前の好立地にふさわしい実績のある運営事業者に御応募いただければと考えております。

近年、就学前保育の需要の高まりに伴い、学童保育の需要も全体的に増加傾向にある中で、町立の学童保育室におきましては、指導員の安定的な確保が大きな課題となっております。また、利用者である保護者の方々からもサービスの拡充を求められるお声を頂戴しておりますが、限られた予算や人員の範囲内での対応となりますことから、町単独で全てのニーズに対応することには、一定限界があるところでございます。

このため、学童保育におきましても、就学前保育と同様に民間活力を積極的に活用することにより、住民の皆様には多彩な選択肢を提供することが可能となり、同時に効率的な行財政運営を図ることができるなど、先ほど申し上げました課題の一定の解消につながるメリットがあるものと考えております。

次に、「保育所の給食調理業務」についてでございます。

本件につきましては、平成30年に策定した第六次島本町行財政改革プランにおきまして、推進項目の1つとして保育所給食業務の一部民間委託を掲げており、業務の効率化及びサービスの向上を目的として、令和3年度を実施年度として検討を進めてきたところでございますが、第四保育所の移転新築等の対応により、先送りとなっていたものでございます。

現在、町立保育所の調理業務につきましては、会計年度任用職員である調理員が担っているところでございますが、職員の高齢化や中途退職、新規応募者の不足等により、

安定的かつ継続的に当該業務を履行することが困難な状況がございます。

また、今般のコロナ禍におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染や濃厚接触者指定により人員不足が生じた際には、保育所間で調理員の応援体制を組むことで、辛うじて緊急事態を回避したところではございますが、2園間の応援体制では限界があることから、人員不足の程度次第では、やむを得ず給食提供の遅延や中止が発生するおそれもあったところでございます。

保育所給食調理業務において民間活力を活用することで、平常時はもちろん、緊急時におきましても、安定的かつ継続的に当該業務を履行することが期待できるものでございます。また、本庁管理栄養士が担っている調理員の採用や労務管理に係る各種業務が不要となることで、業務量の改善を図り、時間外勤務を縮減することが期待できるものでございます。

学校給食につきましては、現在、調理、配送等の業務を全ての町立学校で民間委託により実施しておりますが、直営で行っていた時には、小学校4校の調理等を担う調理員の人材確保が容易でなく、安定的かつ継続的な給食提供に困難を抱えていたこと、また、賃金の支給処理その他の調理員に係る労務管理が事務局職員の大きな事務負担となっていたことなどの課題がございました。

しかしながら、直営から委託に切り替えて、調理員の管理を含む専門業者の給食業務に関するノウハウを活用することにより、町立学校におきましては、給食業務の効率化及び円滑化、また、事務局職員の事務負担軽減による行政のスリム化の効果が一定得られたものと認識いたしております。

次に、「島本町内の保育施設」についてでございます。

認定こども園につきましては、大阪府が指導監督を行うこととなっておりますが、一方で、本町における民間保育施設の1つとして様々なつながりを持っているところでございます。保育所等入所の利用調整に係る受入児童数の協議や施設型給付費及び各種補助金の交付、施設運営にかかる各種支援や助言の実施はもちろんのこと、島本町要保護児童対策地域協議会や島本町子ども・子育て会議、島本町保育施設連絡会に御参画いただくことで、本町における児童福祉及び保育事業の質の向上に尽力いただいているところでございます。

各保育施設につきましては、それぞれ法令上の位置づけは異なりますが、いずれも本町の保育を支える重要な基盤であるものと認識しておりますことから、今後も引き続き、十分な連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、「教育センターのふれあいセンター移転」についてでございます。

教育相談や発達相談等で教育センターを利用される方の多くは、様々な背景や不安を抱えながら利用されております。また、適応指導教室に通う児童生徒にとっても、様々な不安を抱えながら通所していることから、利用者が人目を気にせず、心理的負担を

かけずに利用できることが重要であると認識しております。ふれあいセンターに移転後も、利用者や適応指導教室に通う児童生徒が安心して教育センターを活用できるよう、動線等において工夫してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、利用者に寄り添った、利用しやすい教育センターとなるよう努めてまいります。

次に、「旧統一教会の教育への介入」についてでございます。

教育基本法第15条第2項において、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」との規定がございます。旧統一教会に限らず、特定の宗教の働きかけや教育への介入などは一切ございません。

以上でございます。

長谷川議員 JR島本駅東ロータリーに設置する予定である防犯カメラの画像の確認は、どのタイミングで誰が行うのでしょうか。

都市創造部長 JR島本駅東口ロータリーに設置予定である防犯カメラの画像の確認に係る御質問でございます。

当該防犯カメラの画像の確認につきましては、エレベーターや道路附属施設などの公共施設がいたずらにより破損された場合など、本町職員が行います。また、所轄警察から捜査目的で要請があった場合につきましても、本町職員とともに、警察官がカメラ画像の確認を行う場合もございます。

以上でございます。

長谷川議員 以上です。

東田議長 以上で、長谷川議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時47分～午後3時49分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第14号議案から第33号議案までの20件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認めます。

よって、第14号議案から第33号議案までの20件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時49分～午後 4 時15分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

議会事務局長 それでは、委員会の日程について、御報告いたします。

総務建設水道常任委員会は3月8日(水)、3月9日(木)、3月10日(金)。

民生教育消防常任委員会は3月13日(月)、3月15日(水)、3月16日(木)。

開議時間は、いずれも午前10時でございます。

以上でございます。

東田議長 お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から3月26日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から3月26日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

次会は、3月27日午前10時から会議を開きます。

本日は、長時間にわたり、大変御苦勞さまでございました。

(午後 4 時16分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第14号議案 島本町景観条例の制定について
- 第15号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第16号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
- 第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第18号議案 島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
- 第20号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第21号議案 令和5年度島本町一般会計予算
- 第22号議案 令和5年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第23号議案 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25号議案 令和5年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第27号議案 令和5年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第28号議案 令和5年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第29号議案 令和5年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第30号議案 令和5年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第31号議案 令和5年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第32号議案 令和5年度島本町水道事業会計予算
- 第33号議案 令和5年度島本町下水道事業会計予算

令和5年

島本町議会2月定例会議会議録

第4号

令和5年3月27日(月)

島本町議会 2 月定例会議 会議録 (第 4 号)

年 月 日 令和 5 年 3 月 2 7 日 (月)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	川 嶋 玲 子	2 番	野 口 日 利 美	3 番	山 口 博 好
4 番	中 嶋 洵 智	5 番	大 久 保 孝 幸	6 番	福 嶋 保 雄
7 番	長 谷 川 順 子	8 番	中 田 み どり	9 番	東 田 正 樹
10 番	平 井 均	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	清 水 貞 治
13 番	戸 田 靖 子	14 番	永 山 優 子		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	藏 垣 武 博	教 育 長	中 村 り か
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	川 畑 幸 也	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	近 藤 治 彦	消 防 長	三 浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多 田 昌 人	書 記	坂 元 貴 行	書 記	村 田 健 一
---------	---------	-----	---------	-----	---------

令和5年島本町議会2月定例会議議事日程

議事日程第4号

令和5年3月27日(月)午前10時開議

- 日程第1 第14号議案 島本町景観条例の制定について
第15号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
第16号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第18号議案 島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について
第19号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
第20号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
第21号議案 令和5年度島本町一般会計予算
第22号議案 令和5年度島本町土地取得事業特別会計予算
第23号議案 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第24号議案 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第25号議案 令和5年度島本町介護保険事業特別会計予算
第26号議案 令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第27号議案 令和5年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第28号議案 令和5年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第29号議案 令和5年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第30号議案 令和5年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第31号議案 令和5年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第32号議案 令和5年度島本町水道事業会計予算
第33号議案 令和5年度島本町下水道事業会計予算
- 日程第2 第38号議案 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第3 第35号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 第36号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第5 第37号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 第1号意見書案 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう改めて求める意見書

日程第7 第1号決議案 気候非常事態宣言に関する決議

(午前10時00分 開議)

東田議長 おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

日程第1、第14号議案 島本町景観条例の制定についてから第33号議案 令和5年度島本町下水道事業会計予算までの20件を一括議題といたします。

なお、本案20件につきましては、去る3月1日の本会議において、所管の各常任委員会に付託していたもので、既に審査が終了しております。

よって、これより各常任委員会委員長の報告を求めます。

それでは、まず、総務建設水道常任委員会委員長の報告を求めます。

清水委員長 おはようございます。

それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月1日の本会議において、本委員会に付託されました第14号議案 島本町景観条例の制定について外13件について、3月8日、9日及び10日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件14件を一括議題として、所管部局ごとに審査を行いました。また、付託案件については、既に本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため、執行部から補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、3月10日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託された案件については、全て全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録を御覧いただきたいと思っております。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告とさせていただきます。

東田議長 次に、民生教育消防常任委員会委員長の報告を求めます。

戸田委員長 それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月1日の本会議において、本委員会に付託されました第18号議案 島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について外6件について、3月13日、15日及び16日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件7件を一括議題として、所管部局ごとに審査を

行いました。また、付託案件については、既に本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため、執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、3月16日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託案件のうち、第23号議案 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計予算は賛成多数で可決すべきもの、その外の6件につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録を御覧いただきたいと思っております。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

東田議長 これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議が円滑に行われるというのと委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案20件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第14号議案から、順次、討論、採決を行います。

ただし、第27号議案から第31号議案までの各財産区特別会計予算の5件は一括して行いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

それでは、第14号議案 島本町景観条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第14号議案 島本町景観条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論します。

本条例は、景観法にのっとり、島本町景観計画に実効性を持たせるため、必要な事項を定めるものです。

上位法である景観法は、これまで軽視されてきた日本の景観を見直そうという気運の高まりから制定されたものです。その第2条(基本理念)には、良好な景観というのは「国民共通の資産」であり、「適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。」と記載されています。

今まで、土地利用と言うと、都市計画の範囲内で、それぞれが好きなようにしてもよいといった感覚が、本町の景観に関する議論においてあったように思いますが、20年近くも前に制定された景観法は、「その限りではない」ということを明確に規定しています。これにのっとりた条例が、本町で制定されることの意義は大きいと考えます。

さて、良好な景観は共通の資産であるものの、その尺度は個人の主観に左右される面があるのも事実です。本町においても、町のありように対し意見が二分されることがしばしばありますが、今回、景観においては、こうした主観を超えて、島本町として目指すべき姿を、パブコメや景観計画策定委員会の議論によりまとめられた点、こちらも評価に値します。

今後は、本条例及び計画に基づき、町として、山並み、河川など、豊かな自然と暮らしが調和した景観を目指していくわけですが、これにあたり、条例に定められている町の責務について、2点、気をつけていただきたい点を申し述べます。

1つ目は、周知啓発についてです。良好な景観づくりのためには、町民及び事業者の参加が必須です。せっかく主観を超え、町として目指す良好な景観のありようを定めても、その主体である住民や事業者が「知らない」「理解できていない」のでは、計画も条例も意味をなしません。まずは分かりやすく周知し、さらには、その意識を高めるよう、継続的に取り組んでいってください。

2つ目は、意見の反映についてです。これまでも行政は、特に都市計画に関して、事あるたびに意見聴取やパブコメを行い、実に多くの住民意見を受け取ってきました。確かに、こうした意見に対し、全てを聞き入れることは難しいでしょう。しかし、多数の意見が集中するものに関しても、計画にほぼ反映なしということが続けてきた結果、パブコメは意見の反映どころか、逆に住民との協働を損なう装置として機能してしまっているようにさえ見えます。現に、景観計画に対するパブコメには、怒りとも落胆とも取れる声が複数寄せられています。答弁では、今後は担当課におけるパブコメの在り方を検討していくと言われていましたので、こういった意見が二度と出ないように、パブコメを通じて民意が反映されていると住民が感じられるような行政運営を心がけてください。

以上をもって、賛成の討論とします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第14号議案 島本町景観条例の制定について、自由民主クラブを代表いたし、討論を行います。

本町の特性に応じた良好な景観の保存と地域資源を活かした良好な景観の形成に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たに条例を制定したいとのことであります。

条例の制定において、住民の責務を課せることとなりますが、本条例は28条立てとなっており、町、住民、事業者、それぞれに責務が定められており、第3条第1項「基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。」というものと、同じく第3条第3項、この点は義務化されている部分、あとの部分においては、住民、事業者、ともに努力義務として責務が定められております。そして、景観計画の策定を中

心に、最低限としての各規定を定められたものであると考えております。

ただ、修正動議も一瞬考えたところでもあります。もろ手をあげての賛成とは言いがたい点を述べておきます。

第21条から第24条で、景観上重要な資源の保全等として、「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定等」や、「管理の方法の基準」及び「景観重要建造物等の原状回復命令等の手続」について規定されているわけですから、指定したものに対して、台帳作成の規定がないことでもあります。景観法第44条には、「景観行政団体の長は、台帳を作成し、これを保管しなければならない。」ことや、第2項には「台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。」というものが記載されております。

上位法として定められている部分でありますから、対応できるのではないかという解釈であるということであるとも思いますが、そうすると、その罰則、罰金も上位法で位置づけられているわけですので、ものによって対応する・しないという整合性の部分が、やはり少し曖昧になってしまうのではないかというふうに危惧しております。

ただ、修正動議を踏みとどまった理由としては、やはり、今後の要綱作成なのか、また計画なのか、はたまた景観重要建造物の一覧リストを作成、そういったもので事足りるものなのか、こういったところが、はっきりまだ分からない部分がありましたので、内容には原状回復命令ということもありますので、一定の検証をされながら、今後、その動向を見ながら考えていきたいと思っております。

何しろ、今回の内容においては、やはり、町長としては景観行政団体への移行、こういったところの思いもあろうかと思っておりますので、ただ、やはり設置した後の管理や維持への視点という部分において、しっかりとしていただきたいということも要望しておきます。

今後の予定を示す資料において、やはり、これ以上遅れていくようなことがないように、賛成とさせていただきます。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第14号議案 島本町景観条例の制定について、公明党を代表し、討論を行います。

本町の特性に応じた良好な景観の保全と地域資源を活かした良好な景観の形成に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たに条例を制定されるものです。

今後の本町のまちづくりにおいて意義のあるものと考えますが、町全体の住民、事業者に関わることであるため、慎重かつ丁寧な周知と協議をお願いしておきます。

主に、第21条から第24条までの中に、「資源の保全等」として、「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定等」、「管理の方法の基準」及び「景観重要建造物等の原状回復命令等の手続」についての規定が示されております。委員会でも質疑がありましたように、この指定された際の台帳作成など、我が会派としても必要と考えますので、この点

については申し述べておきます。

他の項目については、おおむね妥当と判断し、賛成の討論といたします。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

山口議員 第14号議案 島本町景観条例の制定について、大阪維新の会を代表し、討論します。

この条例は、景観法の施行に関し必要な事項を定めることにより、本町の特性に応じた良好な景観の保全と地域資源を活かした良好な景観の形成に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって魅力と活力のある地域社会の実現に資することを目的とするものです。

町、住民、事業者の責務について記載されています。「町内の良好な景観の形成を推進するため、景観計画を策定するもの」としています。

「町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わず、かつ、当該勧告に係る行為が周辺の良い景観の形成に著しく支障を及ぼすと認めるときは、規則で定めるところにより、当該勧告に従わない者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。」としていますが、罰則規定はありませんので、勧告に従わない者、これをどうするかというのが、今一つ曖昧だと思っております。

景観計画区域内の土地所有者は、景観協定を締結することができます。従来の自治体の条例に基づくものと異なり、強制力があり、また、協定を締結後に区域内の不動産を取得した者も拘束されます。

地区を定めるときは、強い拘束力を持つもので、慎重にしなければならない。そのことを申し添えて、第14号議案 島本町景観条例の制定については賛成とします。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第14号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第14号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第15号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第15号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論します。

近年、町内で相次ぐ遺跡の発掘や昨年放送された大河ドラマの影響もあり、島本町の歴史に注目が集まっています。また、新年度予算では、水無瀬神宮の資料の調査が5年計画で行われようとしています。こうしたタイミングであるにもかかわらず、文化推進委員会が廃止されてしまうこと、大変残念に思います。

今後は、伝統文化に関わるものについては、文化財保護審議会がその役割を担っていくということですが、これに伴い、審議会に考古学の識者が加わるものの、学識の方だけで構成される審議会が、これまで住民が委員を務めていた文化推進委員会の役割を担っていくというのであれば、審議会に際しては、特別委員の活用はもとより、行政が住民の意見をより積極的に取り入れるべく、日頃から意見聴取に努めることが必要であると考えます。

その点を求め、賛成の討論とします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第15号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第15号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第16号議案 島本町職員定数条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第16号議案 島本町職員定数条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論します。

上下水道の職員定数を増員する改正です。水道事業運営においては、特に技術職員の確保が事業存続を左右するほど重要な課題の1つとなっている中、必要な人材の確保を見越した上での定数の増員は、必要なものと評価し、賛成の討論とします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第16号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第16号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論します。

さきの人事院勧告の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員に対し一律に給与が引き上げられるものです。本町では、事務事業成果報告書の値で単純計算すると、職員の約6割が会計年度任用職員であり、町政運営に重要な役割を果たしていただいています。

今後の勤務手当の支給などの待遇改善の積み重ねにより、会計年度任用職員の業務意欲の向上につながることを期待し、賛成の討論とします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第17号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第17号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第18号議案 島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第18号議案 島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論をいたします。

本条例改正は、地方自治法が、施設管理に関する事項は条例で規定すると定めるところに従って、利用について、現行の使用基準という内規から条例へ、その根拠を改めるものです。

また、同時に施設利用の目的や条件の見直しを図り、目的については、駅前のにぎわいづくりといった歴史文化資料館がこれまで有してきた郷土文化への理解から広がりを持たせました。

そして、条件については、利用できる対象を団体から個人利用に広げる見直しを行うものです。これは、住民による駅前のにぎわいづくりという新たな活用の幅を広げるものと言えます。しかし、一方で、これまで無料であった施設の利用が有料化されます。公共施設の受益者負担という考えに基づくものでありますが、長らく利用されてきた団体にとっては、条件面の大きな変化と言えます。

公共施設利用における受益者負担は、適正、公平かつ明確な基準によることが前提です。今後は、ほかの施設の利用においても、利用料の積算根拠が住民に明確にされ、理解の上で運用されていくことが望ましく、この点は、今後、町内全体での検討が必要と考えます。

本条例の改正によって、多くの住民に開かれた施設として有益な利用が期待される一方で、これまでにない問題や事象が起こることが予測されます。これらについては、条例施行規則の中で明確にし、公共施設として望ましい形で利用されるように、適切に、偏りなく運用していくことがこれからの課題です。

その際に忘れてはならないのは、資料館が「郷土を中心とした歴史、考古、民俗等に関する資料を展示し、及びその活用を図り、住民の郷土理解と文化的向上に資する」ための施設であるということです。委員会の御答弁でも、「資料館としての機能をまず第一に考えており、多くの方に資料館の資料を見ていただき、郷土理解と文化的向上につながる」と述べておられました。この点についてぶれがないように、本来の目的が見

失われないように運用していただきたいと考えます。

その上で、島本町歴史文化資料館が住民の主体的な活動の場、にぎわいの場として、これからも、さらに多くの人に親しまれる施設になるように取組を進めていただくことを求め、賛成の討論を終わります。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第18号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第19号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第19号議案について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

学童保育室の開室時間について、学校の休業日と土曜日とを区分けして異なる時間を定めていた現行の条例を改め、学校休業日と土曜日、ともに「休業日」として一本化するるとともに、保護者からの要望に応え、開室時刻を午前8時に統一する条例改正です。

働き方が変化し、土曜日であっても通常どおりの勤務が必要な職種が増えており、土曜日もほかの休業日と変わらない学童保育の実施を求める声上がるのは必然であったと言えます。

今回の条例改正は、こうした保護者の要望に応え、サービスの向上を図るための見直しであること、また、時間の変更にあたって、学童指導員の側との協議の上、一定の理解が得られていること。また、条例の改正に先立ち、既に開始時間の繰上げを試行的に行うなど段階を踏んだ改正であること。その判断と過程においても、適正な改正であると考えます。

社会の変化に伴い、両親ともに仕事を続けながら子育てを行う世帯が増えていきます。

それは同時に、これまで子育てについて女性が多くを担ってきた、それを当たり前としてきたことについて、社会全体に対して見直しを迫るものであります。学童保育の需要の高まりは、子育て問題は社会全体の問題であると捉える必要があることを意味しています。

本町においても、学童保育を巡って様々な課題が予測される場所ですが、今回の開始時刻の見直しに見たように、これからも児童を中心に、教育委員会と学童保育の現場とが協調と相互理解を持ってあたっていただくように求め、賛成の討論といたします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第19号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第19号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第20号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第20号議案について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場からの討論を行います。

今回の条例改正は、国の法令の一部改正に伴って、1. 出産育児一時金の増額と2. 国民健康保険料の軽減判定の基準となる所得について拡大を行うものです。

最初に挙げた出産育児一時金については、金額を定めた第6条を改正、支給額が現行の40万8,000円から48万8,000円に増額されます。これにより、健康保険の被保険者とその扶養者が出産する際、産科医療補償制度と合わせると、50万円が支給されることになります。

これまでの一時金の額は、出産に関わる全国平均費用50万円に届かず、いわゆる自腹を切らざるを得ない方が多かったと考えられます。8万円という今回の大幅な増額は、この部分を埋め、経済的な負担から出産をためらわれたりする方々にとって、壁を低く

して、安心のできる出産、子育て環境の整備につながるものと言えます。

次に、国民健康保険の保険料に関わる見直しについては、被保険者応益割額について、5割軽減・2割軽減となる判定所得が拡大されるものです。対象となる世帯が増える方向の見直しである点について評価はするものの、その見直しの幅が薄く、対象世帯が限られていることが、どれほど効果があるのか疑問を覚えるところであり、今後も引き続き、改善の努力が続けられることが望まれます。

これら2つの改正は、法令改正に従い、かつ被保険者にとって現状を改善するものと認められることから、これに賛成することといたします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第20号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第20号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第21号議案 令和5年度島本町一般会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第21号議案 令和5年度島本町一般会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論します。

新年度の予算について、その必要性を認めるものです。

以下、個別の施策について、思うところを述べます。

水無瀬家所蔵資料業務について。

文化財の保存と継承における大変価値のある取組です。5か年という長い取組の土台となる初年度、しっかり取り組んでいってください。加えて、開発の相次ぐ本町においては、発掘調査の取組こそ喫緊の課題と考えます。こちらの調査体制や情報発信の強化もお願いいたします。

ようやく、町立体育館の移転整備の検討が本格的に始まります。

テニスコートや小・中学校のプールの集約化などの可能性も含め検討するに当たり、

内閣府からの専門人材の派遣制度を活用することについては、人手不足の対応と専門性を持った方に検討に加わっていただけるという点で大変評価しています。今後の成果に期待します。

保育所給食の調理業務民間委託についてです。

これまで働かれてきた方が培われてきた経験や保育士との間に築かれた関係性は、コスト、効率化などでは置き換えられない財産です。民間委託に際しては、こうした仕組みが引き継がれ、引き続き、日々の安全な給食提供が守られる取組となるよう、丁寧な対応を求めます。

景観行政団体への移行についてです。

島本町で、最初に景観計画が検討され出してから、既に10年以上が経過しています。この間、残したい景観が壊され、町並みは大きく変化し、島本駅周辺の大規模開発も進んでしまっています。こうした中で、それでもなお残っている島本町独自の魅力ある景観を残していくため、ここに至るまで、景観計画や条例の検討が行われてきました。新年度、これらが整うことに伴い、ようやく景観行政団体への移行が行われます。

今後、届出業務を本町で行っていくに当たり、担当職員の専門性が必要になってくることと思います。この点、小規模自治体でどれほど対応できるのか、不安が残りますが、景観アドバイザーと連携しながら、その業務体制の強化を図っていただきます。

たばこ税の向上・発展等を目的とする茨木管内たばこ税連絡協議会が解散され、その名前が本町の予算書から姿を消しました。近年、各自治体が進めている健康増進推進施策と協議会の目的が合わなくなってきたことが主な要因であるとのこと。時代の変化を捉えた適切な判断であると感じました。たばこ税は確かに貴重な税収ではありますが、日本では、毎年19万人が喫煙者本人の喫煙によるたばこ関連疾患で死亡しているというデータもあるように、その裏では多大な犠牲が払われています。受動喫煙という問題もあります。手放しで喜べるような税収入ではないと考えます。受動喫煙対策としては、非喫煙者を増やすことが重要と考えます。その点、本町はよく取り組まれていると大変評価しております。

10年ぶりに、生物相調査が行われます。

生物多様性は、私たち人類が生きる基盤であるにもかかわらず、その劣化が世界中で座視できないレベルに達している現在、改めて調査をする意義は大きいです。これにかける予算が少ないことは問題だと考えるものの、これを機会にデータが蓄積され、生かされる仕組みづくりを構築してください。また、取りまとめや調査のありようを検討する際には、委託事業とは言え、担当課職員が主体的に関わっていくことが重要です。その際には、専門家に相談しながら、よりよいものとなるよう、丁寧に進めていってください。

近年、町有地が次々に売却されていますが、本町のマンション率の高さや公園の少な

さ、こうしたことから来る防災面の脆弱さを鑑みれば、売却ではなく、町有地を一定確保しておくことが重要と考えます。また、町有地を確保しておくならば、町の魅力発信や集いの場などを通じて、住民福祉の向上に資する活用をすべきでしょう。この点、改めて考えていただきたいです。

学童についてです。

女性の社会進出、就労形態の多様化、核家族化などにより、全国的に学童利用者数は右肩上がりですが、本町はそこに人口増加が加わり、その増加率は全国的な伸びを大きく上回っています。このことから、過密の問題や指導員不足の問題が生じており、保護者の方からも、学童の過密等による環境悪化を懸念する声が届いています。今後は、待機児童さえ出かねない状況であることも答弁からうかがえました。この点、行政には、他市町村より事態が深刻であるということは強く意識していただきたいです。

このように、待機児童問題が保育の現場から学童の現場へ顕在化することは、大規模開発に反対の声が上がっていた頃から、既に指摘されてきた問題です。行政が急激な開発の増加に手をこまねいてきたことの代償と考えます。こうしたことは、会計年度任用職員である指導員や安心・安全で健全な保育の場で過ごすべき子供たち、現場にしわ寄せとして現れていることを、行政は真摯に受け止めてください。特に指導員不足に関わる問題は、教育こども部だけで対応できるものではありません。人事や財政を含め、全庁的な喫緊の課題として取り組んでください。

また、教育環境の保全に資するための開発指導要綱の基礎データには、本町の現状を鑑み、児童数予測のみならず、学童利用者予測も盛り込むことが重要であることを付け加えます。

学童においては、初の民間事業者の募集が行われます。民間においても、保育の質が担保されるよう、本町として努力してください。

新年度、第7次行財政改革が進んでいきます。その前提条件となる財政状況の分析について、本町の現状を踏まえた適切なものとなるように改善を求めます。

質疑では、町財政を圧迫している要因の1つとされている扶助費について取り上げました。これまで行政は、人口減少と少子高齢化による扶助費の増加を財政悪化の要因としていましたが、その実、この10年で見ると、人口増加に伴う子供の数の増加と子供施策の充実が扶助費増加の主な要因であり、財政を悪化させていったことが分かりました。つまり、人口減少と少子高齢化は、扶助費の増加の主な原因ではなかったのです。これにつき、総務、総合政策、副町長、町長を含め、誰も指摘できていなかったことは大きな問題であると考えます。財政状況が厳しいのであれば、なおさらに、先の見通しに加え、正確な現状分析が重要です。猛省を求めます。

地球温暖化対策についてです。LED化が進むことについては、省エネの観点から評価できるものの、本町の掲げた計画の目標達成には、再エネ100%の電力調達に切り替

えるなど、もっと大胆な施策が必要です。

先日、発表されたIPCCの最新の報告書によると、温暖化を1.5度Cに抑えるためには、現在の各国の削減目標や削減実績では足りず、現状、持続可能な未来を確保する機会の窓は急速に閉じつつあることや、今後、10年間の選択と行動が、何千年にわたり影響を与えることが指摘されています。また、繰り返し、温暖化対策はこの10年が勝負であることが述べられており、気候危機対策の加速を迫る内容となっています。

今や、あらゆる施策の前提に脱炭素を据えて考えるぐらいでなければ、目標達成は難しいです。将来世代に安心して暮らせる地球を残せるか、残せないのか、大きな分かれ目に立つ今、お金がないができないで済まされる話ではありません。省エネ、再生可能エネルギーの導入、ごみの減量等、町長をはじめ、職員全員が緊急性のある課題と認識し、脱炭素へ投じる予算額を確保し、できるだけ早く大胆に取り組むことを求めます。

高層マンションの建築に歯止めがかからない本町です。遅きに失したとは言え、高さ制限の検討が始まります。高層マンションの適地は限られており、検討に時間がかかった結果、そのような場所が全てマンションで埋め尽くされてから規制が行われても、意味がありません。スケジュールについては前倒しして、山田町長の現任期中に実施の是非を決めてください。

また、高さ制限を設定する際に、土地所有者等の合意形成を図ることが必要であると、町長は以前の答弁で言われていました。であれば、町長が前面に出て、住民の皆さんに高さ制限の必要性を説いて回る、説得する、こういったことが必須です。これらも含め、山田町長がリーダーとしての責任を果たし、その上で、行政全体で丁寧さとスピード感を持って進めてください。

以上、述べてきたように、財政の厳しさ、高さ制限の検討、地球温暖化対策や学童保育問題など、どれを取っても難しい課題であると思います。また、これに加え、社会全体で見ても、時代は大きな変革期にあり、これまでのやり方を変えていく必要があると考えます。ただ漫然と、これまでどおりの行政を執行するのでは、このような時代に対応していくことはできません。

変革期にあるこういうときこそ、明確なビジョンを持って町を運営していく必要があります。そのためのビジョンとそのビジョンを実現するためのリーダーシップの両方が必要です。町長、そして職員の皆さんに、そのビジョンがあるのでしょうか。

最後にこれを求め、賛成の討論とします。

東田議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前10時43分～午前11時00分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

野口議員 第21号議案 令和5年度一般会計予算について、公明党を代表し、討論を行います。

歳入については、町税が前年度と同額となったものの、地方交付税が増額となるなど、一般財源は約2億2,000万円の増額が見込まれています。しかしながら、歳出については新庁舎建設事業、小・中学校施設の長寿命化事業や町施設に係る光熱水費の増等により、約7億4,000万円の積立基金を取り崩しての予算編成となっています。今後も、安定かつ持続可能な行財政運営への御努力を願います。

また、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中ではありますが、一方で、世界的な物価高騰は依然として予断を許さない状況にあり、不安は高まっています。厳しい財政運営の中ですが、本町の実情を把握した上で、物価高騰対策についても適宜適切に取り組んでいただけるよう、強く要望いたします。

顧問弁護士業務について。

近年、公務上の法律相談ニーズが高まっているとのこと。顧問契約先を追加することにより、法的トラブルを抱えた職員が安全に公務を遂行できる環境を整えることは評価いたします。

防災啓発消耗品について。

令和2年度に引き続き、防災啓発用マグネットを高齢者や防災訓練等の啓発品として配布に当たり、記載の防災無線の自動応答ダイヤルを無料にさせていただきますように要望いたします。

行革デジタル推進課の標準化対応業務について。

国が進めるシステム標準化及びガバメントクラウド対応に関連する業務であり、自治体の業務プロセスの効率化、情報セキュリティの強化、コスト削減などのメリットが見込まれますことから、導入に対して評価し、令和7年度末のガバメントクラウドへのスムーズな移行を望みます。

パソコンの備品購入からリースへの変更については、事務の効率化を図り、最新のシステムやサービスにも対応可能となることから、評価いたします。

ふれあいセンター照明器具等LED更新工事について。

照明器具をLEDにすることにより、照度も上がり、年間300万円程度の電気代削減効果が見込まれますことから、できるだけ速やかに利用者の不便にならないよう進めていただきますようお願いいたします。

除塵機等監視カメラ設置について。

町内5か所のスクリーン及び浸水被害が生じる可能性がある青葉地区のマンボトンネルに監視カメラを設置することで、リアルタイムでスクリーンの状況がスマートフォンで確認でき、休日や深夜に出動していた職員の負担軽減や人件費削減につながり、データの記録もでき、豪雨災害や浸水被害の迅速な対応が可能となることから、評価いたし

ます。

通学路交通安全プログラム対策工事について。

通学路の危険箇所に関しましては、本町だけでは解決できないことも多々あるとお聞きしていますが、子供たちの安全が第一ですので、できる限りの検討、対応を要望いたします。

緑地公園住宅外壁等改修工事について。

入居者へのアスベスト対策の説明も丁寧に行っていただき、予定どおりの工期で完了できる見込みとのことで、残りの工期も、無事故で進めていただきますようお願いいたします。

地域再生ビジョンにおけるタウンプロモーション戦略について。

このプロモーション活動により、将来にわたって町の活力を維持できるように、その取組の1つとして、町の魅力を町内外の方にPRしていくことは必要であると考えます。引き続き、住み続けたい街、住んでみたい街となるよう、島本町らしい素敵なプロモーション活動を行っていただけるよう要望いたします。

障害者相談支援員について。

障害者、障害児に係る相談は、近年、増加の一途をたどっており、内容も複雑化を増しているとのことで、令和5年4月から、現在の1名から2名体制にされます。障害は多岐にわたり、相談内容や保護者の持たれる不安も千差万別と考えます。きめ細やかに寄り添った対応で、相談者の安心の確保に努めていただけるよう要望いたします。

旧やまぶき園について。

本予算では、産業廃棄物運搬と処分費が計上されております。7割くらいが再利用でき、学校や役場での利用を考慮されるとのことです。今後、アスベスト除去や解体に向けて取り組んでいかれると思いますが、周辺住民の皆様への丁寧な周知説明をよろしく願いいたします。

伴走型相談支援については、新たに妊娠8か月アンケートを実施され、希望されない方やアンケートの返却がない方へも対応されるとのことです。また、周産期、流産、死産、新生児死のグリーフケアについても、大阪府で令和5年度に専門相談窓口を開設される予定です。その際には、速やかにホームページや広報等での周知をお願いするとともに、対象者の方へきめ細やかな対応、寄り添いをお願いしておきます。

3歳6か月健診においての屈折検査の導入、新生児聴覚検査の実施については、保護者の方からも要望をいただいていたことから、早期発見・早期治療につながるものと大変評価いたします。

高齢者のフレイル等について。

コロナ禍の影響も少なからずあるのではないかと思います。身体的、精神的、両面の課題を抱えている方もあるのではないかと考えます。ハイリスクアプローチ及びポピュ

レーションアプローチのさらなる充実に努めていただき、フレイル予防につなげていただけるよう要望いたします。

英語指導助手業務について。

中学校において、それぞれの端末を活用し、生徒と外国人講師が1対1でのオンライン英会話を実施されることは、大変評価いたします。メリットがあるものと考えますので、今後、小学校への拡大も含め、恒久的に実施できるよう検討を要望いたします。

統合型校務支援システム導入について。

これまでの紙帳票等を基本とする事務作業をシステム上で処理・管理でき、教職員の事務の能率化・効率化が図れるとのこと。そのことにより、教職員が児童生徒に向き合う時間が増えることが期待されるものと評価いたします。他自治体では、導入時に多少の混乱があったと聞き及んでおります。スムーズな導入への努力をお願いいたします。

次に、歴史文化資料館の耐震化について。

令和5年度から、住民交流の場として貸し出されることとなっています。現在、関係部局との検討を行っているとのことでしたが、御利用される皆様の安心・安全の確保は不可欠です。早急に対策の方針を示していただけるよう要望いたします。

学童保育室保育料の料金体系については、保護者からも種々御要望がある中、それに添えるような方向性を見いだしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地域子育て支援拠点及び学童保育室について。

JR島本駅西地区に建設されるマンションの一部において、民間活力を活用しての整備を計画されていますが、今後も他地域での住宅開発やマンション建設が続く中、保育需要の増加は避けて通れない課題と考えます。今後の見通しもしっかりといただき、一定の緊張感を持ちながら、保育所、学童保育室ともに、待機児童ゼロを維持できるよう、対応策に取り組んでいただけるよう強く要望いたします。

町立体育館について。

PPP/PFI事業としての導入の可能性を検討するために、民間のコンサルティング会社から専門知識のある人材を派遣していただくとのこと。現在も未耐震のまま、町立体育館は利用されております。また、東大寺テニスコートの不具合、町営プールも廃止となったことや今後の学校プールの在り方など、課題が多くある中、方向性の着地点については盤石なものにするためにも、多種多様な課題整理ができるよう調査研究もしっかりしていただき、住民の皆様にとってよりよいものになるよう要望いたします。

いじめ、わいせつ行為、不登校について。

昨年来、各地でいろいろな問題がとどまることなく発生しており、これらは表に出にくく、表に出たときは既に手遅れということもあり、未然防止が重要と言われております。本町においても、校長会を月1回定例で情報交換を行われているほか、各学校では

1学期に1回アンケートの実施に加え、週1回程度の生徒指導に関する会議や必要に応じてケース会議を実施されているとのこと。今後も、学校現場であらゆる事案の未然防止のために、教育委員会と学校現場が一体となって対応していただき、全ての子供が笑顔で学校生活を送れるように努めていただけるよう、強く要望いたします。

最後に、女性消防団員について。

令和5年度に実施される広瀬・機動分団詰所の建て替えには、女性用の部屋やトイレが設置されます。ホームページで、他自治体の女性消防団員の活躍が見られるように工夫をされているとのことでした。女性ならではの視点や役割があると思いますので、今後も推進への御努力を要望いたします。

以上、全て賛成の討論といたします。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員 第21号議案 令和5年度島本町一般会計予算に対し、大阪維新の会を代表し、討論を行います。

本予算は、歳入歳出総額137億600万円を計上し、前年度当初予算に比べ8億5,000万円、6.6%の増額となりました。

今後、新型コロナウイルス感染症の社会的・経済的影響が顕在化してくると推察をいたします。また、このコロナ禍の影響とは別に、本町におきまして、新庁舎建設事業、小学校施設の長寿命化事業や町施設に係る光熱水費の増等により、約7億4,000万円の積立基金を取り崩すこととなり、本町のさらなる厳しい財政状況が続く予算編成となりました。

総務部、総合政策部、都市創造部所管について。

寄附金は、ふるさと島本応援寄附金の増額を見込んで、2億6,000万円増の4億円を計上しております。ふるさと納税制度については異論もありますが、島本町の住民が他の市町村にふるさと納税をした場合、控除額の75%は交付税措置があるものの、25%は町の損失となり、ふるさと納税制度がある限り、損失が出ないようにしなければなりません。本町の努力を評価するとともに、今後のさらなる努力に期待をします。

歳出では、新庁舎建設に5億8,974万3,000円を計上しておりますが、今後も資材の高騰や人件費の上昇等により、事業費の増加が心配されます。事業費の精査を行い、できるだけ最小限な事業となるように努力をお願いします。

公共施設のLED化について、CO₂削減につながり、電気料金が高騰している状況でも、電気料金の削減になるもので評価します。

電算処理費関係では、DX化する上で費用対効果に注視して、効果の高いDX化に努めてもらうようお願いします。

環境保全費は、前年度に島本町地球温暖化対策実行計画を策定しておりますが、本町の財政状況や町の状況を考慮した上で、対策を取っていただきたい。

商工振興費は、町の魅力の創造発信事業の実施を予定しておりますが、一過性ではなく、継続的に町の魅力を発信し、町の発展につながるような事業をお願いします。

道路維持費の町道水無瀬山崎幹線歩道補修工事について、今回は、水路に架設されている歩道の表面の劣化に伴い、歩道表面の凸凹を改修する工事ですが、車椅子やベビーカー、杖や手押し車の高齢者にとって、段差のある歩道は歩きにくいものです。段差のないフラットな歩道を考えていただくようお願いします。

都市計画総務費の立地適正化計画策定業務については、今後、本町においても人口減少が想定されており、様々な課題が顕在化する可能性があり、適正な都市構造の形成を進めていただくようお願いします。

浸水対策事業費のスクリーン等に監視カメラを設置することにより、状況を迅速に把握することが可能となり、スクリーンの清掃作業を要する豪雨があっても、委託業務に適切な指示が可能となり、職員の人件費や負担軽減につながると評価します。

公園費の都市公園施設の長寿命化更新工事については、時代に即した計画を採用していただきたい。

消防本部所管分について。

全国的に消防団員の不足が懸念されておりますが、今後とも超高齢化が進む本町の安心・安全を守るためにも、団員・女性団員の確保に努めていただくようお願いします。

職員採用におきましては、令和5年4月1日付で新規採用3名の採用を行い、職員数46名の定員充足になる予定とのことです。どこの部署におかれましても、職員定数の状況は厳しい状況と存じますが、今後も人材確保に留意され、町民の皆様の安心・安全の向上のために御尽力ください。

また、普通救命講習につきましては、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法の2類相当から5類に引き下げられることを受けまして、さらに職員、議員を含む普及啓発に御尽力をお願いします。

健康福祉部所管分について。

コロナ禍の影響やロシアのウクライナ侵攻による物価高騰による影響が、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者家計相談支援事業にも大きな影響があったものと推察します。

また、障害者グループホーム開設支援事業補助金や障害者通所支援等などの必要経費が、今後とも増加傾向にあり、さらなる行政改革が必要となり、今後、ますますの歳出の精査をお願いします。

いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操につきましては、地域拠点について、令和5年2月末時点で町内に45か所あり、そのうち3か所がコロナ禍により現在も休止中となっております。早期の利用再開に向けて、御支援をお願いします。本町の重要なフレイル予防事業に大きな影響があったものと考えますので、今後とも適切な支援等をお願いします。

ます。

認知症対策事業については、令和4年度の認知症もしくは認知症が疑われる方の徘徊事案について、令和5年2月末までで延べ15件、実質人数では12名の方の徘徊事案に係る報告があったということです。重大な事故には至っておりませんが、町内での徘徊、踏切による事故防止を今後とも御検討ください。

令和5年2月末時点において、予防接種後の医療機関からの副反応報告はゼロ件とのことですが、今後も、国会でも問題提起されている新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応などに御留意をください。

年金相談員について、超高齢化時代に入り、年金相談員の配置は有用であると評価をします。今後は、年金相談員の配置による相談業務の周知を図るための広報について、御尽力ください。

教育子ども部所管分について。

政府は、既に新型コロナウイルスの位置づけを従来のインフルエンザと同等とする決定をし、3月13日から屋内でもマスクは不要とする方針を示しました。しかしながら、卒業式のマスク着用については違和感を感じております。少なくとも、今現在では健全な子供のマスク着用には、科学的根拠は見当たらないと言わざるを得ません。何が子供の幸せなのか、考え直す必要があるのではないのでしょうか。

このこととは別に、感染症の対策のさらなる徹底を図りながら、学校での教育活動を継続されました学校教職員、町職員の皆様、関係者の皆様、御家族の皆様に、深い感謝を申し上げます。

北朝鮮による日本人拉致問題に対する学校教育の取組については、出前授業の活用など、学校教員の負担が少ない取組について、ぜひとも御検討いただくよう、今後のさらなる取組を強く要望します。

英語指導助手業務につきましては、中学校において、1人1台端末を活用し、生徒と外国人講師が1対1で、年5回から7回程度のオンライン英会話の実施を予定されております。我が会派の要望でもあり、感謝を申し上げます。今後の小学校5～6年生への導入についての検討を期待をします。

教職員の不足について、教職員不足が全国的に大きな問題として取り上げられており、本町においても、毎年、講師探しに大変苦慮されている状況です。町長におかれましては、教育現場、特に中学校の疲弊した現状を把握され、議会から疑問の声が上がらないように、適切な判断、対応をお願いをいたします。まずは、児童生徒の不利益を生じないように、引き続き、教職員確保に御尽力をお願いします。

町立体育館の在り方について、令和5年度、町立体育館の必要諸経費は、当初予算額で合計3,143万9,000円となります。今後、町立での運営は難しい状況と推察いたしますので、町内のスポーツ施設を統合して検討されることを期待します。併せまして、東大

寺テニスコートへの早期の対応に感謝申し上げます。

最後に、町長、職員、教職員の皆様、医療関係者の皆様、各関係者の皆様におかれましては、3年以上にも及ぶコロナ禍の対応、大変お疲れさまでした。心より感謝を申し上げます。

加えまして、今後の島本町の厳しい財政状況を乗り切るために、真の行財政改革を行う上で、本町の当初予算に優先順位の低いもの、予算査定で低いものが予算の編成に入っていないのか、もう一度精査いただくよう切に要望して、賛成の討論とします。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員 第21号議案 令和5年度島本町一般会計予算に対し、コミュニティネットを代表し、討論を行います。

長年の懸案であった庁舎耐震化に伴う新庁舎建設工事の入札が、建築資材の高騰による影響から不調になるなど、供用開始に向け、計画どおりに進まない状況にあります。後戻りのできない事業であり、引き続き、住民の皆さんの憩いの場となる庁舎完成に向け取り組まれるよう、お願いしておきます。

文書管理システムの導入に関しては、ペーパーレス化をはじめ、業務の効率化及び保存箇所の省スペース化の観点から評価をしていますが、文書管理システム導入後の効果についても検証されるよう求めておきます。

防災対策については、時間帯や平日・休日にかかわらず、自助・公助・共助が機能する仕組みを構築されたい。また、近年の高層マンション建設の影響などもあり、防災無線が聞き取りにくい状況にあることから、現行のスピーカーをホーンアレイスピーカー等に取り替えるなどの工夫をしていただき、より多くの住民の皆さんが防災無線の声を聞き取りやすくなるよう、研究をしていただくよう求めておきます。

次に、デジタル化の推進についてですが、令和4年度に行革デジタル推進課を設置し、全庁的なデジタル化の推進に取り組んでこられたことに一定の評価をしており、令和5年度においても、業務効率化の観点及びペーパーレス化をはじめとした環境面からも、さらなる行政のデジタル化の推進に取り組まれることに期待をしています。

町立体育館の在り方を、水無瀬川緑地公園敷地内に移転整備を前提に、プールやテニスコートなども含めたスポーツ施設の整備の可能性について、内閣府からの専門人材派遣制度を活用され検討するが、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう求めておきます。

景観や住環境保全のために、建築物等の高さ制限に関する検討をされます。確かに近年の住宅開発により、多くの高層マンションが建設されていますが、高層マンションの高さのみが住環境や島本町の景観に悪影響を及ぼしていると思っていませんが、住環境保全は今後のまちづくりの観点から重要な課題であることから、住民の皆さんの様々な御意見を尊重され、慎重に取り組まれるよう求めておきます。

温室効果ガス削減や電気代のコスト削減のため、ふれあいセンターのLED化更新工事をはじめ、小・中学校、町営住宅、消防庁舎において実施設計等を進めるなど、公共施設のLED化を計画的に推進されることに評価をしています。今後とも、脱炭素社会に向けた取組に期待をしているところでございます。

安全・安心なまちづくりに関しては、町内5か所のスクリーン及び浸水が頻発している青葉地区のマンボトンネルに監視カメラを設置し、職員が24時間、リアルタイムに浸水状況を確認できる体制を構築し、万が一の浸水被害防止に努められること。また、自動販売機を活用した防犯カメラ設置については、最少の経費で町内の防犯対策に効果的な取組であると考えており、今後とも有効に活用されるよう求めておきます。

建設工事請負費については、広瀬・機動分団詰所の建て替え工事並びに長年の懸案でもあった町道青葉水無瀬1号幹線、町道水無瀬山崎幹線の安全対策を目的とした改良工事等が予定されていますが、原油高による建築資材高騰の影響による入札の不調が、本町のみならず全国的な課題となっていることを踏まえ、対応されるよう求めておきます。広瀬・機動分団詰所の建て替えについては、女性団員用のトイレ及び更衣室等も整備されることに、時代を反映したものと理解しているところでございます。

また、通学路安全プログラムにおいても、狭隘な歩道については、児童が安全に通学できるよう、水利組合とも交渉され、水路に蓋をするなど、歩道拡幅に努められたい。

農林業従事者をはじめ、有害鳥獣捕獲等業務を担っていただいている町内の狩猟グループや緑と花いっぱい会の高齢化に伴う担い手不足が顕著であり、本町の農林業や町内の美化を守るためにも、担い手不足解消に向け、努力をしていただきますようお願いしておきます。

ジャパニーズウイスキー100周年を記念し、サントリーと連携し、地域住民が参加して天王山植樹事業などを行いますが、事業を通して、島本町の魅力についても発信されることをお願いしておきます。

JR島本駅西土地区画整理事業施工区域内の公共下水道が令和4年度供用開始に伴い、第三小学校において公共下水道への接続工事を令和5年度に実施されるなど、順調に供用開始区域が拡大されていますが、下水管の耐用年数も数年後に迫っています。また、下水管の敷設替えには多額の予算が必要なことから、計画的に敷設替えできるよう取り組んでいただくようお願いしておきます。

民生消防教育関係について。

今日まで、ワクチン接種業務や新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでこられたことに一定の評価をしています。令和5年度においては、国において感染症法上の位置づけが2類から5類へと変更され、徐々に新型コロナウイルス感染症前の生活が取り戻されつつありますが、安心できる状況ではなく、引き続きの対応をしていただくようお願いしておきます。

子どもたちを健やかに育むまちづくりについては、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目なく、身近な相談に応じ、様々なニーズに必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実、出産・子育て応援給付金1人10万円の支給をはじめ、3歳6か月健診時に屈折検査を追加、また、聴覚障害のお子さんを早期に発見し、新生児の聴覚検査にかかる助成制度を創設するなどの子育て支援に取り組んでいかれることに評価をしています。

消防行政については、高齢化が進む中で、高槻市との通信指令業務の連携に取り組まれることに評価をするとともに、住民の皆さんの救急要請に的確に応えられるよう、救急救命士の資質向上に努めていただくよう、お願いしておきます。

子ども食堂については、各小学校区に設置されたことに一定理解しているところです。教育関係について。

全国的に少子化傾向にある中、本町においては、近年の住宅開発により児童生徒が増加していることに、住民の皆さんからは、地域ににぎわいが戻ってきたといった声を最近よく耳にします。しかし、一方で、保育所・学童保育室に対し、施設の整備が今後の課題としてあるのも認識をしています。住宅開発による児童生徒の人数を十分に事前に把握をされ、保育所・学童保育室において待機児童が出ることをのまないよう、対応していただくように求めておきます。

また、阪急阪神不動産から寄贈を受ける予定のJR島本駅西地区のマンションの一部に予定している地域子育て支援拠点及び学童保育室として活用するために、運営事業者を公募されますが、学童保育室等の運営事業者の公募要件については精査し、安全・安心を第一に、質が担保できる業者を選定していただくよう要望しておきます。

中学校の英語教育において、外国人講師とマンツーマンのオンライン英会話を導入し、英語でのコミュニケーション能力の育成に取り組むことにより、全ての生徒の英語力の向上にも寄与するものと評価をし、賛成の討論といたします。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第21号議案 令和5年度島本町一般会計予算に対しまして、自由民主クラブを代表いたし、討論を行います。

現社会経済情勢において、令和5年度の国の地方財政対策より、住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進をはじめ、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について、前年度を上回る額を確保する指示が国のほうからも出ております。国においても、この地方公共団体に交付される地方交付税交付金は、リーマンショック後、最高の18.4兆円を確保されている状況であります。

こういった中、島本町の一般会計予算は、歳入歳出総額137億600万円を計上されております。自主財源の多くを占める町税においてはほぼ横ばいではありますが、地方交付税の増額をはじめ、地方譲与税や各種交付金など、前年度比より増額を見込んでいるもの

の、歳出においては大変増していく中、基金運用としては、歳入はふるさと納税、企業版ふるさと納税など4億53万円ほど歳入を見込んでいるものの、公債、新庁舎、清掃工場、町営住宅、環境保全、子ども医療費、防犯灯管理などに活用するため、7億4,168万円ほど取崩しを予定されております。この令和5年度は、企業版ふるさと納税の実績もできるよう、アピールの尽力もお願いいたします。

主な施策について。

まず、町制83年を迎える中、複数の法律事務所と顧問弁護士契約を結ばれる方針ということにおいて、とうとう島本町においても訴訟時代と切ない思いもありますが、山田町長は就任当初から、住民と行政が互いに顔の見える、この小さな自治体の良さを生かし、適切に情報共有や意見交換など行いながら、協働のまちづくりを推進すると述べられてきております。

そういった中、町長席をはじめ、出前町長席などのようなものもされてこられました。この訴訟件数なども近年は増加傾向であるということに、質疑でも申しましたが、公務に係る組織に対し、名指しでの訴えなど、職員も我々住民の大切な資産であり、公務に適切な事務を進めている前提においては、守っていく必要性をつくづく感じております。

しかしながら、訴訟にかかる費用は、我々住民の皆様の税金から賄うものであります。訴訟を起こす権利もあるとは言え、その手前で何とか食い止められるような話し合い、町長の尽力も必要不可欠であり——今はSNSなど活用して情報発信・共有などを推進、進んでいる状況であります。その町長の単独の町長席など、情報共有・意見交換など、逆に作動してしまわないかという危惧する点もありますので、こういったことも検証されながら、互いに顔の見える運営を願います。

災害対策基本法に基づき、地域防災計画を各機関の災害対策の見直しに伴い、4年ぶりに修正をされます。そこで、各種マニュアルの改定も進めていかれますが、質疑でも申しましたように、南海トラフ巨大地震の被害想定における観点も必要不可欠であり、大阪府の令和5年度の見直しに各自治体への配慮をいただければ、何とか年度の後半、半ばでも出てくればいいんですが、おそらく年度内いっぱいや2月、3月に成果品が上がってくるのではないかとというようなことも想定内にして、南海トラフ巨大地震の被害想定も含め、準備をお願いしておきます。

そして、防犯灯においても、グリーンエネルギーにおいて、安定化がなかなか難しいところではありますが、災害時の停電時、そういった観点も踏まえ、予算との兼ね合いを取るなど、しっかり検証していただくようお願いしておきます。

また、統合型校務支援システム構築事業、人権文化センター貸付予約システム構築事業、行政手続オンライン化推進事業などをはじめ、自治体DXの推進を着々と順次尽力いただきます。自治体内、職場内での内部の事務システムにおいては、やはり使用する

職員も広範囲になり、働き方の改革にもつながるよう、システム選定には、価格だけではなく使い勝手もよく吟味され、その事務の効率化や事務の負担の軽減になるよう、御尽力を願っておきます。

建築物等の高さに関する事業において、答弁いただいた内容を鑑みますと、やはり令和5年度は、本町の現状及び高さ制限導入に係る課題整理であり、高さ制限に係る地域分けというのが令和6年度以降の実施予定となっていることをもっても、この予算書上の名称においては、「建築物等の高さ制限に関する検討業務」とありましたが、我が会派としては、本来、「建築物等の高さに関する検討業務」とすべきであったのではないかと考えております。住民の意見を聞いて、まちづくりをしていくということであれば、私財産にも関わってくることに、その地域の方々のそれぞれの課題や考え方など、十人十色の意見になり、やはり地域の議論の中、折衷意見を取りまとめていかなければならないときが来ると思われまます。人によっては妥協点になることもあれば、目標点となる方もいらっしゃると思います。老朽化に伴い、マンション管理に苦慮している管理組合もあると聞き及ぶ中、地域によって意見も変わってくるということを踏まえ、「高さに関する検討業務」としたほうがよかったとお伝えをさせていただきながら、実質上、少しでも早く議論が、住民の皆様、地域の中でも議論ができるように進めていただきますようお願いを申し上げます。

次に、耕作放棄地が拡大しないように、農業経営基盤強化促進法の改正を受け、本町も地域計画の策定が義務づけられることとなります。答弁でありましたように、農地所有者の意向把握や必要に応じての予算措置を願い、また、若い世代の農業者や法人で営む農業など、新規就農者の機会の充実においても、国が様々な支援のメニューを打ち出しておりますので、活用できる財源は確保しつつ、農業者への支援を願います。

森林において、デジタル技術を活用して実施されていますが、令和5年度には、大阪府は森林クラウドの作成を検討され、府内の森林データのオープン化を検討されると聞き及ぶ中、答弁にもありましたように、大阪府の担当部署とほんとはよくよく連携をされ、府で実施されるものと重複せず、限られた財源から効率的な森林管理・運営を願います。

社会資本整備総合交付金などを活用され、町道水無瀬青葉1号幹線において、ようやく着手できることは一定評価をさせていただきます。また、町道水無瀬山崎幹線歩道補修工事や橋梁長寿命化補修実施設計業務において、予算は否定しませんが、延命の補修であり、抜本的改善になるものでは今一足りないのではないかという部分、耐震化も踏まえ、大きな主観での見直しも踏まえていただきたいと要望しておきます。

また、特定財源を活用され、公共施設のLED化事業、また、水路内のスクリーン等の監視カメラ等、皆様の安全や気候変動、地球温暖化におけるの尽力を願いたいと思えます。

そこにおいて、清掃工場においては「広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまで」は、当面、3年ごとの精密機能検査の実施、保守点検の結果等踏まえ、予算との整合性を図りながら、施設の延命化を図っていくという考えであります。生活する中では、ごみは常に出るものであり、予算の整合性を図りつつと言えども、必要な予算措置をしていかなければならないこと。また、CO₂の削減においては、生ごみ処理器やコンポストの導入など、また、こういった部分も検証を願い、助成などできるように、住民の皆様の協力を取れるような施策を、議論を進めていただきたいと思います。

また、通学路における交通安全対策事業、また、水路内のスクリーン等の監視カメラ設置、こういった住民の皆様の安全があり、安心へとつなげる施策に、答弁でいただいている以上の尽力を、またお願いしておきます。

また、子育て・教育においても、屈折検査導入事業、新生児聴覚検査事業、こういったことにおいても、国の補助金も活用しつつ、また、さらに本町としてもできる部分を推進されているところ、徐々にではありますが、可能な分から進めていただきますようお願いを申し上げます。

消防におきましては、消防団の詰所、我が会派としても長年訴えてまいりましたが、やはり、一番老朽化・未耐震の部分が大きい広瀬・機動分団より着手されていかれます。こういった中、消防においては、年末年始に皆様の安全を守るため、家族の方も消防団の詰所に寄られることもあると思いますので、女性のトイレ、部屋を活用されることもよかったですと思われます。ただ、計画が遅れないよう、順次、他の詰所において老朽化している部分がありますので、大きな災害が来る前に、何とか着手ができるように計画をよろしく願いいたします。

第4期地域福祉計画及び第1期自殺対策計画について、国が推進している部分の中、詳細はまだ分からない点もあつたりもしております。こういった中、順次の情報収集をしながら、推進をしていただきたいと思います。と思っております。

他にも種々ございますが、小学校、中学校の設備の改善において、なかなか進まないところではありますが、この令和5年度は実施をしていただける部分において、工事期間や設計の間の子供たちの安全性の確保もお願いを申し上げます。

そして、水無瀬家の所蔵資料調査事業において、5年計画で順次進められるということではありますが、やはり島本で、大阪府の唯一、水無瀬神宮をお守りいただいている水無瀬家の資料等、我々も楽しみにしてまいりますので、順次、遅れないように、お願いを申し上げておきます。

他にも多々ありますが、基本的に妥当な予算となっているということを申し添え、賛成の討論とさせていただきます。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第21号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第21号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時50分～午後1時00分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第22号議案 令和5年度島本町土地取得事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第22号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第22号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第23号議案 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

長谷川議員 日本共産党・長谷川です。第23号議案 国民健康保険事業特別会計予算、反対討論を行います。

国民健康保険の加入者は、高齢者、障害者、無職の人、そして自営業、非正規雇用労働者です。コロナ禍と物価高に最も影響を受けている人たちです。国保料は上がり続けており、支払いは大変になっています。

国保料を下げるのが、最も効果的なコロナ対策になります。にもかかわらず、島本町は黒字会計を続けながら、この国保特別会計予算案でも保険料値上げをしています。全国大都市国保料調査によると、大阪府の統一国保料は全国一高い金額となっています。2024年度の完全統一を延期するよう、大阪府に意見を上げてください。

多くの市町村が黒字を出しながら保険料の値上げを行い、基金に積み上げています。島本町の国保財政調整基金の6億円は加入者の財産です。何らかの形で返すことができる有効な方法はないのか、他市町村の例を参考にして考えてください。

以上、要望して、反対の討論といたします。

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第23号議案 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

まず、歳入の一般被保険者国民健康保険料については、前年度に比べて、総額で905万8,000円の減となっています。要因は、被保険者数の減少が挙げられ、これはいわゆる団塊の世代の後期高齢者への移行や社会保険の加入要件緩和などが背景とされますが、本町では、都市中心部と異なって、若年世帯の国保加入率が低いことから、高齢化に伴う被保険者数の減の表れであると見られます。

被保険者の保険料については、1人当たり12万2,331円と、前年よりも7,169円増加し、高い高いと言われ続けている国民健康保険において、さらなる保険料の負担が問題となります。

不安定な世界情勢がもたらす物価高騰が暮らしに追い打ちをかける中で、保険料の増額は加入者、特に低所得者層が多いとされている国民健康保険にあっては、これでもかと言わんばかりに生活を圧迫するものです。早急に手だてを講じることが求められます。

この点、国保の財政調整基金をもって、保険料の引下げに充てるべきとの声も聞かれます。しかしながら、平成30年以降は、大阪府内統一基準による保険運営へと制度改正が行われ、大阪府国民健康保険運営方針に沿った事業運営が必要となっているところ、同方針が保険料率引下げの目的での基金繰り出しを認めておらず、その実現が難しいと考えています。

令和6年度には、先述の大阪府国民健康保険運営方針の見直しの時期を迎えます。今後は、国保保険料の高額化と各自治体の基金の在り方について、国民健康保険広域化調整会議など、運営方針の見直しの場で積極的に議論を重ねることが現実的な対応であると考えます。

次に、今回、人間ドックの助成について申し上げます。

今年度から、府共通基準に加えて、初回申請者を対象にした上乘せ助成が実施されます。この点について、人間ドックにかかる費用は大きく、どうしてもちゅうちょしてしまうところですが、上乘せ助成により3万円までの助成が実現したことは、強い動機づ

けになるものと考えます。ぜひ、情報発信、周知に努めていただきたいと思います。

そのほかの見直しとして、ほとんど利用のない交際費を廃止した点は、実態に即したものであり、適切であると考えます。

その他の項目等についても適切なものと考えられ、本予算を賛成することといたします。

東田議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員 第23号議案 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、自由民主クラブを代表して、討論を行います。

令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出ともに29億3,484万8,000円とされ、医療費の増加が見込まれる中、大阪府の国民健康保険ヘルスアップ支援事業等により、特定健診、特定保健指導の実施率の向上など、市町村の取組の底上げを促進しながら、健康づくり、医療費の適正化の取組を推進するとの方針に基づき、島本町においては、平成30年度から大阪府の統一基準に基づき、生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見及び特定健診受診率の向上等の効果を期待して、被保険者全ての方を対象に人間ドックの費用助成を行い、令和元年度89件を最多件数として、毎年、一定数で推移しており、定期的に受診を継続される方が多い傾向とのことです。

そういう中、初回申請者に対し補助額の上乗せで新たな受診者の増加、従来の特定健康診査受診者が、さらに詳細な検査項目の人間ドック受診で、自身の健康状態により関心を持っていただくことを期待し、令和5年度予算で100件の初回申請者分を計上されております。

担当の御意見として、特定健診受診者対象者の1%に当たる40件程度の新規受診者数の申請があれば非常に効果的な取組である、特定健診は生活習慣病に関する健康診査であり、自覚症状がなく進行する病気の早期発見及び予防を目的とし、40歳から74歳の全ての被保険者の方に受診いただきたいが、令和3年度の受診率は35.2%であり、特に年代が若い方ほど受診率は低くなっているということです。また、全国的にメタボ予備軍は男性の割合が高い傾向にあり、40代、50代の男性利用はより効果的であるとのことでした。

限られた予算の中で、特定健診で病気の早期発見・予防を行うためにも、まずは40代、50代の男性の特定健診受診、人間ドック受診の新規40件受診申請に向けた受診への啓発をしっかりと行っていただきたいと思います。

また、データヘルス計画など、データをしっかり分析いただき、効果的な事業の立案により、健康づくり、医療費の適正化の取組に、より一層推進いただくことをお願いし、賛成の討論といたします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第23号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

東田議長 起立多数であります。

よって、第23号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第24号議案 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第24号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第24号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第25号議案 令和5年度島本町介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第25号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第25号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第26号議案 令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第26号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第26号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第27号議案から第31号議案までの令和5年度島本町各財産区特別会計予算5件に対する討論を一括して行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案5件に対する委員長の報告は、可決であります。

第27号議案から第31号議案までの5件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第27号議案から第31号議案までの5件は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第32号議案 令和5年度島本町水道事業会計予算に対する討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第32号議案 令和5年度島本町水道事業会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論します。

自治体が経営する上水道事業が抱える三重苦と言えば、職員不足、配水管の老朽化、人口減少と節水技術の進歩による減収です。

これらの問題は、小規模自治体であるほどに深刻であるものの、本町においては、新年度、人員体制強化がされる予定であること、また、老朽配水管更新工事がスピードアップした形で進められるなど、一定の対策がなされる予算となっていること、高く評価しています。

一方で、気になる点も幾つかあります。

1つは、純利益見込みが例年と比して少ないことが、持続可能な水道事業にどう影響してくるかという点です。主な要因は、電力価格の高騰により動力費が大きく上昇したことだそうですが、これに関連し別の答弁では、島本町水道事業ビジョンにおいて、今後12年間は料金値上げをせずに経営が維持できることを示しているものの、昨今の電気料金の値上げに加え、物価高騰もあり、水道料金だけでは経費を賄えない事態が起り得る可能性もあると言われていました。

水道事業の維持には、こうした水道料金のことも含め、住民の理解が不可欠ですが、料金そのものへの関心に比べ、料金を左右する老朽化や人手不足への関心は低いです。将来的な料金の値上げ検討に備え、時間的余裕のある今のうちに、住民の水道事業の課題や現状への理解を深めておく必要があると考えます。

他自治体で、水道の将来像について、行政と住民の認識を一致させるためにワークショップを行った事例では、参加者の住民が、当初は料金は安いほうがいいとしか考えていなかったものの、議論を重ねるうちに、次世代に水道を残すために値上げは必要と認識が変わったという話も聞いています。

これまでも広報等で情報発信をされてきているとは思いますが、持続可能な水道事業のために、審議会の設置はもとより、課題がより分かりやすくなるような発信、さらに言えば、住民と双方向で議論しつつ理解を深める取組も検討していただきたく思います。

また、本町の原水からも検出されていることが分かった、有害性が指摘される有機

フッ素化合物の一種であるPFOAとPFOSについてです。

これらは人工的な物質で、自然界ではほぼ分解されず、環境中や人体に長く残るため、永遠の化学物質とも呼ばれています。近年、国内各地で相次いで検出されており、米軍基地等周辺の川や地下水で検出されていたことは知っていましたが、本町でも、国の目標値以下であるものの、その2割から4割に当たる値が検出されていたことは、正直、とても驚いています。適正に対処してまいりたいとのことですが、浄水の検査に加え、原水での継続調査をしていただきたいこと。また、浄水の過程で数値が下げられるような工夫をするなど、早急な取組を求めます。

最後に、地球温暖化対策は水道事業においても緊急性のある課題です。温室効果ガス排出量削減に向け、省エネ及びエネルギーの自給の取組を速やかに進めていただきたいです。

以上、様々な課題の対処を求めつつ、引き続き、安心・安全で持続可能な水道事業をお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第32号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第32号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第33号議案 令和5年度島本町下水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第33号議案 令和5年度島本町下水道事業会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論します。

汚水については桜井地区の下水管渠整備が、雨水については山崎雨水幹線の整備が、引き続き行われます。

桜井地区の下水管渠整備については、近隣住民の皆さんにとって念願の整備であろう

と思いますが、まだ自分の地区の整備がいつになるのか分からないと言われている方もおられますので、皆さんが先を見通せるよう、長いスパンの工事予定の概略でもよいので、下水管渠整備の見通しが広く桜井地区に伝わるよう、分かりやすい情報提供を求めます。

マンホール蓋の更新については、質疑では取り上げませんでした。以前のデザインのものも一定残されるようお願いいたします。

以上、予算において、浸水防除、公衆衛生の向上、道路の安全、インフラ保全を守る観点から、計画的に事業が行われるものと認め、賛成の討論とします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第33号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第33号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第2、第38号議案 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 副町長の選任につき、大阪府に派遣要請をされたと思いますが、現在、島本町が抱える政策課題のうち、特に任期中に取り組んでいただきたい点として伝えられたのはどのようなものだったか、伺います。

総合政策部長 本町におきましては、昨今の住宅開発によりまして、町制施行以来の最大人口を更新するなど、府内自治体の中でも数少ない人口増加に対する課題を抱えております。今後も、さらに開発によりまして人口増加が見込まれますことから、保育・教育環境の確保、あるいは公共施設の老朽化対策など、多くの課題がございます。このような中で、4点について、大阪府に対しまして派遣する際をお願いをしております。

まず、1点目は財政の健全運営及び公共施設の老朽化対策について、それから、2点目が広域連携の推進、3点目がJR島本駅西地区のまちづくり及び景観施策などの都市計画、4点目が幹部職員のマネジメント能力の強化、この4点について、お願いをしております。

以上でございます。

中田議員 今、お示しいただいた4点は、2年前と全く、一言一句変わっていない内容だ
と思うんですが、ここに2年経って、全く同じという点が違和感があるものですが、藏
垣副町長が来られて、新たに見えてきた課題等もあるのではないかとということも推察さ
れますが、町長に伺います。

この取りまとめに、町長はどのように総括されたのかということ、まず、伺いたい
のと、今後、新たな副町長を迎えるに当たって、町をどのようにまとめていくのかとい
うことを、改めて町長に伺っておきます。

山田町長 2年前と変わっていないということでございますけれども、引き続き、町の大
きな課題として、今、挙げたような4点ということについて要請をさせていただいたと
いうところでございますし、また、先ほど議員おっしゃるように、その中から見えてき
た新たな課題等もあるかと思しますので、その点についても、引き続き副町長として頑
張っていただくということで、お願いをしているところでございます。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第38号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第38号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時23分～午後1時23分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま副町長に選任されました高岸信之氏から、挨拶のため発言を求められており
ますので、これを許します。

高岸信之氏（登壇） ただいま御紹介をいただきました高岸信之でございます。発言のお許しをいただきましたので、一言、御挨拶を申し上げます。

先ほどの第38号議案におきまして、議員の皆様方、格別の御高配を賜り、御同意をいただきまして、大変光榮に存じます。

このたび、副町長という大変な重責を与えていただきましたので、島本町の発展と住民福祉の増進のため、微力ながら誠心誠意努力いたしまして、職責を全うする所存でございます。大阪府における行政経験を最大限生かして、山田町長を補佐し、この重責を果たしてまいりたいと考えております。

議員の皆様方の格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

東田議長 この際、暫時休憩いたします。

（午後1時25分～午後1時26分まで休憩）

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、第35号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第35号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

東田議長 起立全員であります。

よって、第35号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4、第36号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 第36号議案 令和4年度一般会計補正予算の第10号になります。

繰越明許費について、お聞きしたい点があります。第二小学校屋内運動場長寿命化改修実施設計業務委託でございます。当初予算に計上されていたものです。本来ならば、年度内に完了する業務であったかと思いますが、設計業務に係る調査検討に想定以上の期間を要したとのことでした。

そこで、まず、3点問います。

当該実施設計に際して、具体的にどのような調査を行い、どういったことを検討され、どういった課題があつて時間を要しているのか、御説明ください。

次に、いつ頃までに設計を完了する予定ですか。通常、夏季休業期間に工事を行うことになるかと思いますが、今回の遅れは、工事のスケジュールにどのように影響するとお考えでしょうか。

さらに、教育子ども部において、所管の公共施設の工事関係に携わっている専門技術職員は、現在、何名でしょうか。教育子ども部に建築設計の有資格者を何名置いているのかという質問になります。その方の勤務年数も含めて、お答えください。

教育子ども部長 それでは、繰越明許費に関しての3点のお尋ねでございます。

まず、1点目、具体的にどのような調査をしているのか、また、課題はどのようなものかということでございます。

長寿命化改修工事につきましては、構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより、建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や良好な学習環境の確保等を図ることを目的といたしております。

厳しい財政状況にある中、効率的・効果的に施設の長寿命化を図る必要があると考えておりますことから、現在、本業務における現地調査及び改修計画の検討を、より慎重に進めているところでございます。具体的な現地調査につきましては、外装・内装の劣化状況、使用建材等のアスベスト調査及び構造体の劣化状況等になります。また、施設の使用状況等、運用に係る部分につきましても、学校関係者へのヒアリングにより調査を行っております。

これらの調査を踏まえまして、構造体の劣化対策方法や老朽化した内外装の改修仕様等について、要求性能を満足させつつ、費用をできる限り軽減することを目的に、複数の工法案を示してもらうとともに、随時、設計事務所、学校及び教育委員会が参加する打合せにおいてヒアリングを実施し、これらの比較検討及び精査に時間を要しているところでございます。

2点目でございます。設計をいつ完了するのかということでございます。

契約締結後、令和4年10月から令和5年1月中旬頃にかけて、現地調査及び改修計画の検討を行い、現在、実施設計を行っているところでございます。今後の業務のスケジュールといたしましては、令和5年4月中旬頃までに実施設計を終え、その後、5月末頃までに積算作業及び成果品の作成を進める予定といたしております。その上で、令

和5年9月議会における工事費の補正予算の計上を目標に、事務を進めてまいりたいと考えております。

工事のスケジュールにつきましては、児童の安心・安全を第一に、円滑に進められるよう、学校、教育委員会及び設計事務所と十分に検討を行い、計画することといたします。また、長寿命化改修事業につきましては国庫補助の対象事業となりますことから、補助事業に係る事務手続も整合を図ってまいりたいと考えております。

そして、教育子ども部における建築に関わる技術者等の人数等でございますが、教育子ども部に配置されている技術職員は現在2名ございまして、いずれの者も部内の各施設所管課を兼務いたしております。このうち、1名は建築士資格を有する者で勤務年数は7年、もう1名は土木資格を有する者で、同じく勤務年数は7年でございます。

以上でございます。

戸田議員 契約の締結を、令和4年10月から事務事業に着手されているというような御答弁でした。

今回、第二小学校屋内運動場長寿命化改修実施設計業務委託が繰越明許となった要因には、仕事量に見合う職員配置が適切になされていないということがあるのではないかとこの印象を私自身は持っています。この辺り、忌憚のないお考えをお示してください。

次に、令和4年度の当初予算書を改めて確認してみました。建築設計と建築に係る工事は、実に緻密で繊細なお仕事です。実施設計業務と工事請負業務を少ない技術職で担当せざるを得ない状況は、本来あるべき姿ではないと私には思えてなりません。さらに、学校施設長寿命化計画に基づいて、今後、順次、各施設の長寿命化を計画的に行っていくことになるのではないのでしょうか。教育子ども部は、この現状をどのようにお考えでしょう。御答弁をお願いいたします。

3点目に、人事配置に大いに改善の余地があると私自身は考えておりますので、人事を所管する総合政策部長に、技術職の新規採用についてのお考えをお答えいただきたいと思っております。

教育子ども部長 再質問、3点いただいているうちの前段2問につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

まず、職員配置が適切になされていないのではないかとこのことでございますが、長寿命化改修工事に係る設計業務につきましては、調査検討に想定よりも時間を要したことから、繰越しをさせていただくことといたしました。

所管施設に係る工事等の業務につきましては、職員の配置状況を踏まえつつ、施設の適切な維持管理を図れるよう、年度当初に部内全体の工事計画を立案し、計画的に実施しているところでございます。また、部内のみでは遂行が困難な業務等があれば、技術職員のいる他部署の協力も仰ぎながら、適切な履行に努めているところでございます。

しかしながら、当初想定していない緊急的な業務等により、一時期に業務が重なり、

やむを得ず計画どおりに業務が進まなかったり、計画を見直したりする必要が生じる場合も、中にはございます。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、業務履行期間を適切に設定し、万一、緊急的な業務等が発生した場合にも、速やかに見直しを図り、他部署からの応援を含め、臨機応変に対応することにより、当初の計画をできる限り予定どおりに実行できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、今回の第二小学校屋内運動場長寿命化改修実施設計業務に係る予算繰越しに関し、仕事量に見合う職員配置が適切になされていないという認識は、教育委員会としてはございません。

2点目でございます。少ない技術職で担当せざるを得ない、この今の教育委員会内の工事等の現状は、あるべき姿ではないのではないかとということでございます。

小・中学校をはじめ、教育こども部の所管施設に係る建設工事につきましては、規模の大小を問わず、毎年、一定数の事業を抱えており、それらを限られた人員体制の中で履行しているところでございます。また、議員御指摘のとおり、令和5年度以降におきましても、学校施設長寿命化計画に基づく各学校施設の大規模工事の実施が順次予定されているところでございます。

教育こども部といたしましては、施設の維持管理業務に限らず、全ての所管事務にしまして、現員体制の下、必要に応じて他部局とも連携協力を取りながら、効率的・効果的に業務を実施し、目標の実現を図ってまいりますよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

総合政策部長 それでは私のほうから、技術職員の新規採用について、お答えを申し上げます。

技術職員につきましては、類似団体の配置状況等を参照しつつ、本町の事情を踏まえ、かつ財政との整合性も図りながら、今後も適切かつ計画的に採用に努めていきたいというふうに考えておりますが、現時点では、技術職員の採用につきまして、本町のみならず、他の自治体におきましても、人材確保が非常に難しい状況にございます。

以上でございます。

戸田議員 私の認識が少し異なっていたのか、杞憂に過ぎなかったのか、御答弁は一定理解いたしました。しかしながら、山田町長の就任後、教育関係の様々な予算措置がなされるようになり、工事等も増えております。従前の課題を一気に解決する姿勢は高く評価しているところです。

けれども、工事の件数が増えれば、その分、人材の配置と人材育成に予算措置がなされなければならないと思います。重複しますけど、お考えをお聞かせください。

また、学芸員についても、ずっと述べてきたことですがけれども、管理職に専門性がな

いという本町のような小規模自治体の現状において、複数の専門職員、有資格者を配置することは、極めて重要と考えます。今回の繰越明許を機に思うことは、学校施設においても、専門職の経験の継承は人事育成に欠かせない視点であり、働く環境としても見逃せない観点と考えております。

御答弁により、今回の繰越明許費は、人員の配置や人材不足が原因でないことは理解いたしました。しかしながら、歴史文化資料館の在り方検討、体育館・学校プールの統合の検討を含むスポーツ施設の在り方、老朽化著しい学校施設、保育所の長寿命化を進めていく上で、建築設計士の新たな採用の必要性を、私自身は、今回の繰越明許を機に強く感じました。これについてのお考えをお聞かせいただけますか。

総合政策部長 先ほど御答弁申し上げましたように、非常に現在、技術職員の採用が厳しい状況でございます。しかしながら、必要な人材については、計画的に採用していく必要があるというふうに認識をしております。

また、これまでも技術職員につきましては、学校の耐震化等につきましても、他部署からの協力、技術職員が一丸となって取り組んできたという経過もございますので、そういった体制も取りつつ、採用についても、計画的に、適切に行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

永山議員 では、第36号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算について、私から、繰越明許費として4件上げられていますので、それぞれについて質問させていただきます。

まず最初に、別の議員から第二小学校屋内運動場長寿命化改修実施設計業務委託が挙がりましたので、こちらから質問をさせていただきます。

私からは、今、御答弁にもありましたとおり、この設計業務、大変緻密な作業で、作業工程が多いというのが分かりましたし、ほかにも多くの業務を抱えておられるということが分かりましたが、であれば、これ、当初予算に計上されましたので、先行して、もう少し早い時期から着手をするということができなかったのかどうか。半年近く、これは9月に着手されているということなので、半年近く経過しての着手になった点、そうせざるを得なかった点、これは何か事情があつてのことなのかというのを、この繰越明許のところで伺いたいと思います。

引き続き、ほかの件もお尋ねしたいと思います。

もう1点は、医療費扶助オンライン資格確認に伴う回線導入事業についてです。

これは、生活保護を受給されている方、この方が医療券をマイナンバーカードと連携させて、受診に際して必要な医療券や調剤券の発行業務の軽減を図るということであったと思います。今回、これが繰越しとなった理由についてお伺いしたい。また、この運用開始時期、補正計上されたときは令和6年3月頃ということでしたが、今回、繰越しとなりましたが、この時期について、何かずれが起こるのか、この辺りを伺いたいと思

います。

続きまして、もう1件の繰越明許費です。幼稚園運営管理システム導入事業について、伺いたいと思います。

これは、資料請求いたしました人2によりますと、今回はタブレット端末によって、児童の登園・退園を管理するシステムであると。これは既に、第二・第四保育所でも導入されているものと同じ型であると思いますが、この導入について、導入によって期待される主な効果と、今回、購入されるタブレットの台数が何台であるのかというのを伺いたいと思います。

幼稚園バス安全装置設置事業、4点目ですね。

これについては、昨今、痛ましい事故が立て続けに起きているバス内の置き去り事件に起因するものだと思うんですが、恒常的な保育の現場の人手不足なども背景にあると思うところですが、今回、町で導入されるのはどういったものなのか。バスの後部にブザーを取り付けるということなんですが、どういう装置なのかを詳しくお伺いしたいと思います。

以上、お願いしたいと思います。

教育こども部長 複数の繰越明許費に係る御質問でございます。

まず、第二小学校屋内運動場長寿命化改修実施設計業務委託に係る御質問でございます。本予算は当初予算に計上されていて、もう少し早く着手しておたらどうだったんだということですが、結果論になりますが、議員御指摘のとおり、今回の設計業務に係る事務をもう少し早い時期から着手していれば、本年度内の完了も視野に事務が進められていた可能性はございます。

本設計業務は、年度半ばから始めることになった主な事情といたしましては、本年度7月までに全ての小・中学校にスポットバズーカを急遽整備する工事を、本年度当初から3方向に分けて、並行して実施し、完了までの間、当該工事に進捗管理や各施工業者との調整に注力する必要が生じたことから、これに伴いまして、本設計業務の開始が9月末になったものでございます。

そして、次に、幼稚園運営管理システム導入事業についてでございますが、まず、導入により期待される主な効果というものでございますが、導入により期待される効果といたしましては、本システムに児童の登園及び降園時刻を保護者が登録することにより、児童の所在が明確となり、引渡しを確実に行うことが可能となると考えております。また、在園している、または欠席の連絡を受けている児童の情報等を一覧で可視化することができ、出席予定であるものの出席を確認できていない児童がいる場合には、保護者に対し御連絡をさせていただくことにより、状況の把握が速やかに行えるものでございます。加えて、これまで欠席の連絡をいただく際には、原則、時間を指定させていただいていたところでございますが、本システムの導入により、24時間、休日でも欠席の連

絡等が可能となり、保護者の皆様の利便性向上につながるものであります。また、電話対応に従事する職員の負担軽減が図られることから、本システムの導入は、双方にとって効果的であると認識をいたしております。

次に、2点目でございますが、購入するタブレットの台数でございますが、4台を予定をいたしております。

そして、幼稚園バス安全装置設置事業に係る御質問で、バスの後部にブザーが取り付けられるという、どのような装置なのかということでございますが、令和4年12月20日付で発出された「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」におきまして、「『置き去り防止を支援する装置』とは、車両に備えるブザーその他の車内の乗員の見落としを防止する装置であって、降車の際の乗員の所在確認におけるヒューマンエラーを補完することができるもの」と定義をされております。

具体的には、乗員の降車の際、運転手等が車内に置き去りにされた乗員がいないか確認した上で入力する押しボタンなど、当該確認を促す機能を持つ降車時確認式の装置やカメラ等のセンサーにより、車内に置き去りにされた乗員を探知する機能を持つ自動検知式の装置が挙げられております。

第一幼稚園において、今回、運行しているバスに整備を予定しておるのは、この降車時確認式及び自動検知式の両方の機能を備えた装置を設置する予定でございます。

以上でございます。

健康福祉部長 医療扶助オンライン資格確認に伴う回線導入事業の繰越明許費に伴う御質問でございます。

今回、繰越明許として計上させていただきました理由といたしましては、国から、本回線の接続の仕様が示されなかったことによるものでございます。

また、今回の繰越明許につきましては、さきの12月議会におきまして御可決いただきました医療扶助のオンライン資格確認関連費用67万4,000円のうち、生活保護システム保守業務——これは回線導入費用に係るものでございますが、その25万円と、生活保護システム機器購入費32万1,000円のうち、医療扶助オンライン資格確認用ルーター費用13万円、合わせて合計38万円を繰り越すものでございます。

当初、令和5年3月末までに回線を設置いたしまして、令和5年4月から6月に外部接続テストを行うというスケジュールが示されておりましたので、そういったスケジュールに基づきまして事務を進めておりましたが、先ほど御答弁いたしましたような理由によりまして、回線設置の時期がずれ込みますので、この回線設置につきましては、スケジュールの変更の必要が生じております。

しかしながら、令和6年3月に医療扶助のオンライン資格確認の運用を導入するというスケジュールは変更がございませんので、導入に向けて、今後、鋭意事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 分かりました。

それでは、幼稚園運営管理システムと、もう2点、伺いたいと思います。

まず、幼稚園運営管理システムについてなんですが、購入されるタブレット4台ということでしたが、これは必要な台数か、その必要性について伺いたいと思います。例えば第二保育所の場合、入所者数が120名程度です。対して、この第一幼稚園では大体50名程度と確認してありますが、利用者を比較すると、ここに4台のタブレットの導入が必要なのか。台数として妥当性があるのかということ伺いたいと思います。

あと、もう1つ、今回、このシステムの導入事業については、国の安全特別対策事業債の補助とされているんですけども、登園と退園をシステムで管理するということ、どのように安全面ということで機能を果たすのかということ、今一度、確認したいと思います。

あと、もう1点、幼稚園バス安全装置設置事業についてですけども、これは本町に限らず、法改正などを受けて、全ての自治体で動き始めると思います。令和5年度中ということなんですけれども、実現可能かどうか。全国で発注が集中することが予測されることから、この見通しについてもお伺いしたいと思います。

教育こども部長 それでは、3点でございます。

まず、購入台数4台の妥当性でございますが、タブレット端末の台数4台でございますが、そのうち1台については、幼稚園バスを利用する児童の登降園時刻の入力のため教諭がバスに持ち込み、使用する予定をいたしております。残り3台につきましては、基本的にクラスごとに1台ずつ計2台を使用いたしまして、もう1台につきましては、想定以上に玄関口が混雑する場合や機器に不具合があった場合など、緊急対応が必要な場合に使用を予定しております。

そして、今回、学校安全特別対策補助金の活用で、安全面で期待される効果でございますが、昨今、全国的に発生しております、送迎用バスに児童が置き去りにされ、とうとう命が失われた事案において、児童の所在を確実に確認されていなかったことが当該事案が発生した1つの要因と考えられております。

先ほど申し上げましたが、本システムに児童の登園及び降園時刻を保護者の皆様が直接登録することにより、児童の所在が明確となり、引渡しを確実に行うことが可能となり、安全面においても効果的であると確信しております。本システムの導入や幼稚園バスへの安全装置の設置等、様々な対策を講じることで、第一幼稚園を利用される児童の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

そして、幼稚園バス安全装置の令和5年度中、早い時期に整備可能かという点でございますが、議員御指摘のとおり、当該装置の設置に関しては、全国的に一斉の需要が見込まれるところであり、機器の確保等に時間を要する場合がございます。現時点で明確

な設置時期をお示しすることは困難な状況です。しかしながら、法令上の設置期限は、令和6年3月31日まで経過措置期間が設けられているものの、国通知では、令和5年6月までの設置が望ましいと示されておりますので、この目標時期に整備できるよう、可能な限り早期設置を目指して、事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 幼稚園バス安全装置設置事業17万5,000円について、もう少し詳しくお聞きしたいんですが、センサーが反応した場合、どこで分かるわけですかね。それと、ボタンを押すとかいうことですが、乗務員、あるいは幼稚園教諭が、それを怠った場合の対応としたら、どのような形であるわけですか。

教育こども部長 まず、車内のセンサーの探知でございますが、例えば、車内にお子様が残っている場合、車内センサーがお子様の動きや振動をキャッチして、車外にアラームを鳴らして、周囲に異常を知らせるようになっております。

そして、自動検知機のうちアラームの音を、中で子供が残っていた場合ということで確認して、その後、ボタンを押すということでございますが、基本的には一番後部座席にボタンがありまして、エンジンを切った段階で音が鳴ると。そして、車内を一人一人、中を見渡して行って、一番奥まで行ってそのブザーのボタンを押すことによって、そのブザーが止まるようになってますので、必ず後ろまで探しに行って、周りを見渡して、いないことを確認するようになっております。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第36号議案 令和4年度一般会計補正予算(第10号)につき、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論を行います。

幼稚園の送迎等運用管理システムの導入、幼稚園バス安全装置設置等、繰越明許費を含めて、全て必要、妥当なものと認めます。

園児がバスに置き去りにされて亡くなるなど、痛ましい事件が相次いで報道されました。これを機に、本町においても送迎に係る安全対策が国庫補助を活用してなされます。何より未就学の子供たちの保育・教育現場において、保育士の働く環境と雇用条件の改善が、国レベルでなされることを切に望むものです。

本町の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、創意工夫により、おおむね迅速かつ

円滑になされてきたと認識しており、住民からの信頼を得ていると感じています。一方で、接種後の体調不良にお悩みの声が、この島本町において、私にも数件寄せられています。こんなはずではなかったという無念の思いは、いかばかりかと胸が痛みます。医療分野におけるリテラシーの必要性を思います。子宮頸がんワクチンにも言えることです。今後の課題として、認識しておいていただきたいと思えます。

第二小学校体育館の長寿命化改修実施設計業務の繰越明許については、御答弁により、人員配置に起因するものではないということを理解いたしました。これを機に述べておきたいことは、児童生徒、教師が希望の持てる学びの現場であってほしい、学びの現場に希望を与える予算編成であってほしいということです。

そして、建築設計は実に繊細で緻密な作業です。老朽化著しい学校施設の改修に、ハード面の予算措置がなされることは望ましいことですが、工事の質・量に見合った専門職の配置が必要と考えました。生涯学習課、子育て支援課、教育総務課が所管する全ての公共施設につき、技術職が課を超えて担当しているという現状には、改善の余地があるのではないかと考えております。

島本町は、現在、新庁舎建設という大きな事業を抱えています。何十年にあるかないかの貴重な建築プロジェクトであり、本来ならば、教育こども部、総務部に所属する建築設計士が部局を超えて参加するケース会議のようなものを開き、互いに経験値を積み上げていける環境が理想的と考えています。しかし、これまで、そのような余裕はなかったと思われまます。この点、どうぞ前向きに御検討いただきたく思えます。

以上をもって、賛成の討論といたします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第36号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第36号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時58分～午後2時15分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、第37号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算(第1号)を議題といた

します。

これより、本案に対する質疑を行います。

中嶋議員 第37号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第1号）の新庁舎建設工事について、何点か、お伺いさせていただきたいと思います。

今回、新庁舎建て替えの入札が不調となりましたが、不調となった原因はどのように分析されているか。

また、物価高騰や人件費の値上げ等により、他地域でも数多くの入札不調が散見されています。本町においても、今回の入札内容は見通しが甘かったように感じますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

総務部長 今回、新庁舎建て替えの入札が不調となった原因についてでございます。

入札参加業者が見積もる金額と、先般行った入札において設定した予定価格に乖離があり、価格を要因として不調になったものと認識しております。

それから、他地域でも多くの入札不調が散見されている、今回についても見通しが甘かったのではないかとのお尋ねについてでございます。

先般、行った入札において設定した予定価格については、委託した設計業務におきまして、設計図の作成と並行して積算業務を行っており、今回、入札の公告をした昨年12月より以前の、その時点における単価を根拠として積算を実施しております。

今回の入札の改札が2月24日実施でございましたので、入札手続上、どうしてもタイムラグが発生し、見積もる時期が異なってしまいます。そのタイムラグの間においても、建設資材や人件費の上昇があり、また、建設機器メーカーも資材の価格改定を発表することなどで、入札参加業者が見積もる金額との違いが発生したものと考えております。

過去、物価や人件費が安定した時期では、数か月の短期間で建設コスト全体の単価が上昇することはあまりなかったのですが、現状では、物価や人件費が日々上昇しているような特異な状況でございます。積算を実施するに当たりまして、将来、どう変動するか不明瞭な単価を予測し、根拠とすることは、適正な価格を設定する上では困難でございますが、入札不調となったことにつきましては厳粛に受け止め、再入札に向けて見直しの作業を進めたものでございます。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

それでしたら、引き続き、今後についてお伺いしたいんですが、今後も不安定な情勢がまだまだ続いていくことが予測されていますが、次回の入札に向けてどのように対策を取られたのか、お示してください。また、次回の入札設定価格はどのような考えの下で設定したのか。つまり、ギリギリの価格を設定するのか、もしくは再度不調にならないように少し高めに設定をしたのか等、お考えがあれば、お示してください。

そして、最後に町長にお伺いしますが、新庁舎建て替えは本町にとって大きな事業で

す。既に多くの資金や人員が割かれていることも事実です。しかし、先の見えない状況の中、引き返す勇気も必要だと感じております。今後の町長のお考えを教えてください。

総務部長 今回の再入札に対する対策でございます。

価格を見直した方法についてでございますが、1つは、人件費の単価の見直しを行いました。毎年2月頃に国土交通省が次年度に採用する公共工事の労務単価を公表しており、令和5年度労務単価が先般公表され、令和4年度に比べると5.2%上昇した結果でございました。前回の入札時の予定価格については、令和4年度労務単価を採用していただきましたので、今回、令和5年度労務単価に見直しを行いました。

次に、建設資材の単価の見直しを行いました。前回の入札公告以降においても、建設資材メーカーが値上げのため価格改定を発表するなど、数か月単位で価格が上昇するような状況であり、鉄骨資材やコンクリート、杭、トイレなどの水回りの設備、照明器具などの電気資材、窓のサッシなど、上昇が見込まれる資材について、全般的に単価を、設計事務所の協力も得ながら見直しを行いました。特に上昇が大きい建設資材としては、鉄骨資材が約20%、杭が35%、コンクリートが約17%、トイレなどの衛生器具が最大23%、照明器具などの電気資材が約20%、窓のサッシが約20%となっております。

それから、次回の入札設定価格について少し高めに設定などをしたのかとのお尋ねでございます。

予定価格につきましては、あくまでも根拠に基づいた価格設定にする必要があろうかと認識しておりますため、根拠なく高くするといったこと自体困難ではございますが、できるだけ実勢に近い価格に設定し、価格の乖離が生じないよう調査分析を行い、価格設定したものでございます。

私からは、以上でございます。

山田町長 今後、引き返す勇気も必要だというようなことの御質問でございますけれども、先般の議会でも申し上げましたとおり、今後、さらなる資材価格の高騰がどれほど入札に影響するかというところは懸念するところではございますけれども、早期に来庁者や職員の安全の確保、住民の生命財産を守る防災拠点としての機能を維持できるように、不退転の覚悟を持って進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

大久保議員 同じく債務負担行為の中の新庁舎建設工事、新庁舎建設工事監理業務委託について、お伺いをします。

先ほどの答弁はございましたけれども、再度、入札不調となった場合の対応はどのようにお考えでしょうか。また、今回の入札で、既に当初の見通しよりも大幅に予算が高く組まれておりますが、今後も予算が大きく膨らむことが想定されている中、予算の上限を設定しますか。もしくは、物価や人件費の高騰に合わせて、青天井で予算を割っていくのか、お考えをお示してください。

総務部長 再度不調となった場合の対応についてのお尋ねでございます。

再度の入札が万が一不調となった場合におきましても、新庁舎建設は避けて通ることができない事業と考えるため、再度入札とすべく工事価格の精査を行い、その予算について、議会において御審議いただきたいと思っております。

それから、予算の上限を設定するかのお尋ねでございます。

新庁舎建て替え事業の入札については、2月24日に入札を執行したものの不調となったことから、再度、積算を見直し、また、補正予算を計上させていただきました。

また、昨今の建設資材の高騰や労務単価の上昇等により、今後、さらに事業費が増加した場合ですが、その都度、事業費の精査を行い、必要かつ最小限な事業費となるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、本町の現役場庁舎は建設後50年が経過しており、耐震性能の不足や建物の老朽化などの問題を抱えていること、防災拠点として建物を補修することなく使用できる必要があることなどから、資材価格の高騰など懸念しているところではございますが、早期に来庁者や職員の安全の確保、住民の生命財産を守る拠点としての機能を維持できるよう、本事業に取り組んでまいりたいと考えております。

大久保議員 早期に来庁者や職員の安全の確保、住民の生命財産を守る拠点ということでございますら、第四保育所にも例がありますとおり、ふれあいセンターの利用等も考えていただきたいと思っております。

もう1点だけ、質問をします。

既に、想定を大きく上回っている予算が計上されております。また、今後も現状の想定より多くの予算が割かれているわけですが、膨らんだ予算分は何で補填をされるのでしょうか。また、何を削ることで予算を確保するのか、御説明をお願いします。

総務部長 膨らんだ予算分について何で補填するのかのお尋ねでございます。

今回の不調を受けまして予算の増額が必要となりますが、令和2年度に庁舎整備等検討チームにおきまして見直しを行った結果、収支見通しと比較し、令和3年度末時点での普通会計における積立基金残高は約17.5億円の上振れとなっております。このため、基金残高の増加が工事費の増額分を上回っていたことから、一定補填はできるものと考えますが、引き続き、ふるさと島本応援寄附金増加への取組や行財政改革等による歳入確保・歳出削減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 私からは、令和5年度一般会計補正予算の中から、新型コロナワクチンのことについて、お伺いをしたいと思います。

今回、国の全額の補正なんですけれども、ともすれば、ざると言われるような交付の在り方だったんですが、今後は、適正な事業の運営に基づいた適正な費用助成へと見直しが図られる見通しであるということです。

本町では、次年度、令和5年5月7日まで、令和4年秋開始の接種が実施されますけれども、それ以降、令和5年5月8日以降には、令和5年の春・秋接種というのが始まります。これは引き続き集団接種を行っていくということですが、その運営について、見直しを図るのかどうかなどについて、伺いたいと思います。

引き続きなんですけれども、これまでたくさん質問が出ておりましたが、債務負担行為の庁舎の建て替え工事について、私から何点か、少し重複するところもありますけれども、お伺いしたいと思います。

先ほど、何をもちってこの増額分を補填するのかという質問も出ましたけれども、当初の予定から10億円以上の増額になっている。今回の債務負担行為が当初の予定から膨れあがった費用なんですけど、これが町財政に及ぼす影響というのはどのように見ているのか、町財政の見通しというのを伺いたいと思います。

取りあえず、1回、これまでお願いします。

健康福祉部長 新型コロナワクチンの集団接種体制の見直しについての御質問でございます。

本町の新型コロナワクチン接種につきましては、これまで高槻市医師会等の関係機関との連携の下、集団接種及び個別接種、施設接種等の接種体制を構築いたしまして、接種を希望される方が安全かつ安心して接種ができるよう適切に実施してまいりました。昨年秋から実施しております令和4年秋開始接種——これはオミクロン株対応2価ワクチンの接種でございますが、昨年12月で集団接種は終了いたしまして、現在は個別接種のみで実施をいたしております。

今後、議員御指摘のとおり、5月8日から8月末まで、高齢者等を対象に令和5年春開始接種を実施いたしますが、対象者が限定されますことから、高槻市医師会と調整等の上、個別接種を中心とした接種体制とし、集団接種につきましては、実施回数や接種人数を縮小し、補完的に実施する予定としております。

また、9月以降に開始となります令和5年秋開始接種につきましては、5歳以上の全ての方を対象として実施されることとなりますことから、現時点では、使用するワクチン等の詳細が国から示されていないということもございまして、今後の国からの通知等を注視いたしまして、引き続き、医師会等との関係機関との連携の下、効率的な接種体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

総務部長 新庁舎建設に当たりまして、建設事業費の増額に対する今後の町財政に及ぼす影響につきまして、御答弁申し上げます。

今回の建設費の増加、利率の上昇等を勘案し、交付税措置額を差し引いた町負担額としては、12億から14億円程度の増加を見込んでおります。令和2年度に庁舎整備等検討チームにおきまして見直しを行った収支見通しと比較し、令和3年度末時点での普通会

計における積立基金残高は約17.5億円の上振れとなっております。このため、基金残高の増加が工事費の増額分を上回っていたことから、一定、町財政への影響は限定的であると考えますが、引き続き、ふるさと島本応援寄附金増加への取組、行財政改革等による歳入確保・歳出削減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 では、今、御答弁いただきましたが、引き続き庁舎建て替えについてなんですが、再度入札を行うということなんですが、次の入札については、告示から落札までにかかる期間がどのぐらいかかるのか。前回の入札の不調が事業者側との価格の乖離が要因だったということですが、この開き、もちろん、根拠もなく高い価格をつけるわけにはいかないというのは当然のことなんですが、言われたとおり、特異な状況にありますので、これから先2か月で大きく変わっていくのではないかと。そのことは2月から変わっていないと思うんですね。単価を新しいものに置き換えただけでは、同じことの繰り返しになってしまうのではないかと思います。

実勢に近い価格設定をすと言われましたけれども、価格高騰が続く中でも、競争入札を行う以上、どうしても価格の設定時期と入札時期のタイムラグを乗り越えるということが、なかなか、これは必然、どうしてもそうしなければならない、手が挙がるような価格を設定せざるを得ないというわけです。なので、調査分析を行ったということですが、積算に当たって、同じ失敗を繰り返すことができませんので、さきの不調も踏まえて、要因も踏まえて、前回から変えたこと、見直したことがあるのかないのかというのを伺いたいと思います。

あと、もう1点、町長にお伺いしたいと思います。

先ほど、庁舎の建設については不退転の決意であると、そのようにおっしゃいましたが、今後、さらなる増額補正、その可能性がないわけではない、そういう状況にあると思います。庁舎建設そのものの必要性ですとか、工事の現状、今後の町の財政状況など、住民に対する説明が私は必要だと考えています。

計画の当初から、大きく世界の情勢も変化して、不安も増している。必要だから増額するというわけでは、これは理解が得られないと思います。この時点で、町長自ら住民へ説明する必要性を感じておられるのかどうか、また、説明を行う考えがないのかどうか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

総務部長 まず、1点目の公告、告示から落札までに要する期間についてでございますが、4月の初めに公告し、5月末頃の開札を予定しており、2か月弱の期間になるものと考えております。

それから、積算に当たりまして、さきの不調の要因も踏まえて、前回から変えたこと、見直しされたことについてでございますけれども、これらにつきましては、予定価格としては、あくまでも根拠に基づいた価格設定にする必要があると認識しておりますため、

根拠なく高くするといったことは困難でございます。できるだけ実勢に近い価格に設定し、価格の乖離が生じないように調査分析を行い、価格設定したものでございます。

そのほかの点の見直しについては、例えば、設計内容を変更するなどの場合、どうしても期間を要してしまうため、さらなる状況の悪化が生じるおそれがあるため、今回は価格のみの見直しで進めておるところでございます。

以上でございます。

山田町長 住民に対する説明ということでございますけれども、これまでにワークショップやパブリックコメントを実施をしてきており、島本町新庁舎建設基本計画に記載の基本的な考え方を基に、基本計画の策定の過程でいただきました住民の皆様へのニーズや希望等を具体化するための事務を進めており、併せて広報誌、ホームページにおいて、詳細に住民の皆様へお知らせをしているところでございます。また、新庁舎建設事業費を勘案した大阪府との中長期財政シミュレーションにおいても、今後、住民の皆様に対して、これを公表する予定でございます。

今回の補正予算について御可決をいただきましたら、入札事務を速やかに進めたいと考えており、工事業者が決定をいたしましたら、新庁舎建設に係る住民の皆様への説明の在り方について、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 今、御答弁いただきましたが、改めて町長にお尋ねしたいと思います。

私が今、質問で伺いましたのは、住民に説明する必要性を感じているかどうか、この質問です。今、御答弁いただいた過去のワークショップですとか、パブリックコメントの実施というのは、必要性を感じておられるかということ、過去に済ませている、必要性を感じていないということの言い換えなのか。私は「必要と感じておられますか」と聞いているので、ずらさずに、必要と感じているのかどうか、いないのか、お答えいただきたいと思います。

また、説明の在り方を検討する、随分悠長な話だなと思うんですけども、町長がしっかりと、住民の前に立って説明することも含めて考えておられるのか、そのことも伺いたいです。万一ですけども、説明会では厳しい質問が飛ぶかも知れません。職員だけを矢面に立たせるというようなことは決して望ましくないと私は考えます。なので、今、申し上げました、必要と感じておられるのかどうか、そして、検討するというのであれば、町長自らが住民の前に立って、担当課職員も併せてかもしれませんが、その説明会を検討されるお考えがあるかどうか、この2点に絞りますので、お答えください。

山田町長 説明会の必要性があるかどうかということでございます。

現状、今のところ、町に対して、そういった様々なお問合わせ等はいただいているという部分は現状あります。私に対しても、今後の不安であるとか、そういったお声はいただいているのが現状ではありますが、私としては、大きな事業でもありますし、

一定、説明の必要性はあろうというふうには考えておりますので、今後、こういった説明の仕方がよいのかについて、しっかりと検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員 ほぼ重複しましたので省略していきますが、前回の入札不調において、先ほど労務関係においても5.2%の見直しをされているということでもあります。岸田総理も自身が賃上げを訴えてきた中、最近のニュースでは春闘の賃上げ要求に対して、大手メーカーの多くが満額回答されているということが取り上げられております。

こういった賃金のベースアップが見込まれる状況でありますけど、今回、見直しされた中、今後の工事費用にも大きく影響があるのかなと思われるんですが、この見直した労務単価で、これらの影響は踏まえたものなのかどうか、お伺いいたします。

総務部長 今回、見直した労務単価について、春闘等の賃上げ要求に対して影響を踏まえたものかとお尋ねでございます。

毎年2月頃に、国土交通省におきまして、次年度に採用する公共工事の労務単価を公表しており、令和5年度労務単価が先般2月に公表され、令和4年度に比べると5.2%上昇し、労務単価が引き上げられることとなります。

前回の入札時の予定価格については、令和4年度労務単価を採用しておりました。今回、令和5年度労務単価に見直しを行いますので、企業の賃上げや建設現場での人手不足等の影響の背景の下、人件費の上昇分については、一定反映されているものと認識いたしております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

その中で、この補正予算が可決した場合、その後のスケジュールを確認させていただきます。

総務部長 この後のスケジュールでございます。

今回の補正予算について御可決賜りましたら、新年度の早期に制限付き一般競争入札の公告を行い、その後の入札事務が順調に進み、落札者と仮契約を締結できれば、令和5年6月定例会議におきまして、工事請負同意の御審議を賜りたいと考えております。

その後のスケジュールといたしましては、全体の工事期間を令和5年7月初めから令和8年5月末までと予定し、初めに新庁舎棟の建設を進め、令和7年4月末までに完成させ、令和7年5月のゴールデンウィーク明けから新庁舎棟に移転し、供用開始します。新庁舎への移転後に、現役場庁舎の減築改修工事を進め、令和8年5月末に全ての工事が完成する予定で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 ちょっと質疑が漏れておりましたが、スケジュールをお伺いしました。

何か公共工事等、よくあるのは、大体年末とか年度初めの事業というのは、なかなか少ないのではないかと思います。4月上旬に例えば公告した場合、一般的に業者側としては見積りなんかはしづらいのか、難しい時期ではないかと思うんですが、その点の観点をお伺いしたいのと、新庁舎の耐用年数の確認をさせていただきたいと思います。

その確認の中で、最後の1回なんで一気に聞いておきますが、これからしていける償還年数、25年、30年とあるとは思いますが、実質上、財政的な償還年数と、例えば、公共施設総合管理計画等にも記載されているように60年とか何年と、いろんな基準があるかと思いますが、やはり、建物を町民の皆さんと一緒に対応していくという部分でいくと、現在、25年、30年とありますが、減価償却の資産の答弁をいただいてからになるんですけども、そこに慌てず、利率にもよりますが、利率がそう変わらなければ、急ぐよりも、他の道路、いろんな部分もありますので、この点、長くスパンを見るとということも1つの方法かと思いますが、その点の観点においてもお伺いいたします。

総務部長 4月上旬に公告した場合について、何か不都合が生じるのかということでお尋ねでございますが、4月の年度当初につきましては、各民間会社におきましても、人事異動が行われる時期であると認識をしております。そのため、年度当初の入札については、昨年ではふれあいセンターの空調機更新等工事の入札を行うなど、実施したことはございますが、これまで特段、参加業者より時期が悪いなどの御意見は伺っておりませんので、入札の実施については問題がないものと考えております。

それから、庁舎の耐用年数や起債の償還年数についてのお尋ねでございます。

新庁舎建物の耐用年数についてでございますが、新庁舎建物は鉄骨造で建設する予定でございますので、国税庁が公表しております減価償却資産の耐用年数で申しますと、38年となっております。新庁舎建設後においては、計画的な維持保全による長寿命化の観点から、予防保全などを行い、できる限り長く続けられるようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、償還年数と耐用年数の関係でございますけれども、今回の新庁舎建設事業において活用する公共施設等適正管理推進事業債については、地方公共団体金融機構からの借入れを予定しております。この機構から借り入れる資金というのは公的資金に当たることから、償還年数は対象となる施設の耐用年数もしくは30年の短いほうが上限となっております。新庁舎の耐用年数は、国税庁が発表しております減価償却資産の耐用年数で申しますと38年となりますことから、償還年数は短いほうの30年が上限となるものと認識しております。

償還期間の設定に当たりましては、平準化による年度ごとの償還額、借入利率、そのほかの公共施設の更新改修費、その時期などを勘案いたしまして、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 引き続き、債務負担行為補正、新庁舎建設工事、そして、新型コロナワクチン接種事業について、順次質問してまいります。一部、御答弁が重複するところもあると思いますし、また、予定していた質疑を一部割愛させていただくところもあります。

まず、新庁舎建設工事です。

実施設計が完了してから入札不調、今回の債務負担行為における5億円の増額補正に至るまで、担当課におかれましては、どのような作業を実際に行われたのか。時系列でその概要をお示してください。

新たな予定価格を算出するに当たって、どのような調査検討が行われたのか。これについては、もう既に御答弁がありました。結果、5億円の増額、率にして16%増になっているとのことでした。16%は平均値であり、実際には、鉄骨資材が約20%、杭が35%など、多くの上昇が見られたというような御答弁があったと思います。

これらは、新型コロナウイルス感染症による国際間の流通の事情やロシア、ウクライナの戦火の影響によるエネルギー価格の上昇など、当初の計画において予期できない社会情勢等があったとも思われ、この点においてはやむを得ないところがあると受け止めております。

ですが、30億5,000万円が35億5,000万円に、そして、基本計画の見直し後の当初計画における見込みであった約25億3,000万円と比べると大きな増額となっております。町財政にとっては非常に残念な、困ったことになっているのは事実です。

そこで問います。プロジェクトチームによって見直しをされる前、基本計画における約34.2億円を超える状況で、さらに当時と比べて金利は上昇しており、今後も利率は上昇傾向にある。当然ながら、財政収支見通しにも少なからぬ影響があると考えています。25年もしくは30年で償還していく場合、年間の返還額は、現時点でどれぐらいになると見込んでおられるか。

次に、その一方、過去のふれあいセンターや水無瀬川緑地公園をはじめとする大規模公共施設に係る借金の返済は、どのような状況にあるのでしょうか、確認します。そもそも、ふれあいセンターと水無瀬川緑地公園における町財政支出額は、どれほどであったのか。土地の購入費も含めて、お示しいただきたいと思います。

新型コロナワクチン接種事業です。

1点だけ、質問します。北摂他市を含む他団体において、コールセンター業務において委託事業者からの過大請求が発覚、再委託先の人員水増しの虚偽報告がなされていたと報道されていました。本町では起こりがたいこととは思いますが、チェック機能は働いているのでしょうか。日報のようなものは存在しますか。確認しておきます。

以上、1回目です。

総務部長 新庁舎建設に当たりまして、5億円増額補正に至る時系列についてのお尋ねでございます。

これまでの経過については、昨年11月末に新庁舎の設計業務が完了し、12月議会で債務負担行為の設定をした後、12月16日に一般競争入札の公告を行い、入札参加業者の募集をいたしました。その後、申請のあった参加業者について参加資格の確認を行い、一定の見積期間を設けた後、本年2月24日に開札を行いました。不調となりました。

入札不調の原因については、入札辞退者の多くが、口頭ではありますが、価格が原因との回答がありましたので、価格の見直しを進めた結果、35.5億円と試算し、計上させていただいたところでございます。

それから、年間の返済額については、現時点でどれぐらいになると見込むのかということでございます。25年償還・3年据置き・利率1.2%といたしますと、償還総額を単純に25年平均した場合、年平均約1億5,600万円となります。また、30年償還・3年据置き・利率1.3%といたしますと、償還総額を単純に30年平均した場合、年平均1億3,600万円となります。

それから、ふれあいセンター、水無瀬川緑地公園をはじめとする大規模公共施設に係る起債借金の返済の状況についてでございますが、ふれあいセンターと水無瀬川緑地公園については、令和4年度までに完済する見込みとなっております。

それから、町財政支出額についてでございますが、ふれあいセンターについては事業費として約80億円、水無瀬川緑地公園につきましては約54億円の支出となっております。

以上でございます。

健康福祉部長 コールセンター業務につきましての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、一部の自治体で設置運營業務を委託をいたしました新型コロナウイルスワクチン接種に係るコールセンターにつきまして、再委託先がオペレーターの配置、電話対応・管理等に係る虚偽の報告を行ったことにより、委託料の過払いが生じていたというふうな事例が判明をしております。

本町におきましては、開設当初から、ふれあいセンター内にコールセンターを設置しておりまして、すこやか推進課の担当職員が直接連携して業務が実施できる方式で、運営委託をしております。町がコールセンター職員と日々連絡や調整を行っておりますことから、コールセンター職員の配置状況は常に確認を行っております。

また、日報につきましては、コールセンターで電話対応いたしました内容、件数を記載いたしました受付台帳を毎日作成していただいております。町職員も共有フォルダーに保存されました台帳データを毎日確認し、日々、お問合わせいただきました件数や対応状況を把握し、共有しておりますことから、一定のチェック機能は働いていると考えております。

以上でございます。

戸田議員 新庁舎でございます。

現時点での年間返済見込額をお示しいただきました。また、過去の大型公共事業の償

還については、ふれあいセンター、水無瀬川緑地公園とも、令和4年度までに完済見込みであること。改めて、ここで確認させていただいたところです。

そこで問います。ふれあいセンター、水無瀬川緑地公園、これらの年間の償還額はどれくらいの規模だったのでしょうか。比較検討のため知っておきたい数字ですので、お尋ねします。お答えいただけるでしょうか。

さて、新庁舎の建設費が当初の計画よりも膨らんでいることに、大きな危機感を感じておりますが、他の議員からもそのような質問が多々あるところです。御答弁にあったように、ふれあいセンターの事業費は約80億円でした。また、私の手元にある記録メモによりますと、このときは2年にわたり、約21億1,000万円で土地を購入しています。水無瀬川緑地公園の事業費においては、約54億円の支出とのことですが、多く国庫補助が得られているからかと思えます。実はこちらも土地を購入しており、緑地公園住宅を含めて、その額70億円。57億と13億と、2年に分けて購入していました。

比べて、新庁舎建設は、全ての住民にとっての行政サービスの拠点であり、災害時の防災拠点であり、耐震化という避けられない課題を有していながら、極力、費用を抑える努力をしてみいました。私の記憶に誤りがなければ、耐震化か建て替えかというところから議論が始まり、パブリックコメントも行い、住民への意見募集も経て、新庁舎建設という選択をいたしました。

社会情勢による資材の高騰は極めて残念ですが、事業を進めないという選択肢は残されていないと考え、質問します。数字をお示しいただいて、比較検討としたいと思います。

総務部長 ふれあいセンターなどの年間の償還額についてでございます。

多い年で申し上げますと、ふれあいセンターについては3億5,000万円、水無瀬川緑地公園につきましては2億8,000万円でございます。

以上でございます。

戸田議員 広報しまもと3月号には、どのような庁舎になるかが掲載されています。言い換えれば、それしか分からない情報です。

新庁舎建設事業は、住民参画で進めるべくワークショップから始まりました。そのときの思いや話合いが基本理念に生かされています。しかし、この間、紆余曲折があり、結果として一度も住民説明会が開かれていません。

さきの永山議員からも質問がありました。基本計画からの見直しの経緯、町財政、設計、概要工事について、各担当部長やプロジェクトチームのリーダー、設計と工事に携わる事業者同席の下、住民説明会が開かれ、新庁舎建設の目的、意義について、住民に正しく御理解いただく、そういう機会を持つことが必要であると、今回の債務負担行為を機に強く思っております。お考えをお聞かせください。

また、今回の教訓として、課題に対する意思決定は迅速に、中身の検討は慎重に丁寧

に、これがあると思います。そして、そこには町民とともに歩む姿勢が重要です。町長の選挙の公約でもありました。何より新庁舎建設に当たっては、町長が自らの言葉で、自身の政治姿勢をお示しいただく必要があると私は思っております。数十年に一度あるかないかの大型建設事業であり、島本の町政運営の核、要となる庁舎建設に携わることとなった首長として、説明責任を果たしていただきたいと思っております。いかがでしょう、町長。

総務部長 住民に対する説明に関しましては、これまでにワークショップ、パブリックコメントを実施してきており、島本町新庁舎建設基本計画に記載の基本的な考え方を基に、基本計画の策定の過程でいただきました住民の皆様へのニーズや希望等を具体化するための事務を進めており、併せて広報誌、ホームページにおいて、詳細に住民の皆様にお知らせしているところでございます。また、新庁舎建設事業費を勘案した大阪府との中長期財政シミュレーションも、今後、住民の皆様に対しまして、公表する予定でございます。

今回の補正予算について御可決いただきましたら、入札事務を速やかに進めたいと考えており、工事業者が決定した後、新庁舎建設に係る住民の皆様への説明の在り方について、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山田町長 再度の住民説明会に対する御質問でございます。

先ほど御答弁を申し上げましたとおり、その必要性については、一定私も認識をしておるところでございますので、今後、担当部局やプロジェクトチームと話をしながら、どのような手法がいいのか等についても考えていきたいというふうに思っておりますし、もちろん、住民の皆様に対しての説明となれば大きな事業でもありますので、私が前に立って説明をするというふうになるかと考えております。

以上でございます。

中田議員 新庁舎建設の債務負担行為についてです。

限度額が5億円増となるわけですが、今回の増額について社会情勢の予期できない変化、避けられない要因があるということは理解しますが、それとは別に、元をたどれば2019年に検討を先送り、見送りしたこと、加えて先送りしていた1年間に全くと言っていいほど検討が進んでいなかったことが、結果的に、今回、大きく影響していると考えます。

振り返りとして伺います。このような状況になってしまった要因は何であると考えますか。

総務部長 新庁舎建設に当たりまして、先送り、また、このような状況になってしまった要因についてのお尋ねでございます。

役場庁舎につきましては、現庁舎敷地内で建て替えるという方針の下、令和元年6月

に島本町新庁舎建設基本計画を作成いたしました。しかしながら、令和元年9月作成の普通会計中期財政収支見通しにおいて、令和5年度の財政調整基金はマイナス4,400万円、公共施設整備積立基金は2億5,100万円となる見込みとなり、将来の町財政への影響が大きいことから、建て替えに係る予算計上を一旦見送ることといたしました。

また、令和2年9月作成の普通会計中期財政収支見通しにおきましては、収支の改善は見られたものの、経常収支比率が100%を超える状況が後年度にわたり続く見込みであることや新型コロナウイルス感染症の今後の財政への影響など、不確定要素が多く、基本計画どおりの建て替えは困難であると判断し、同年9月定例会議におきまして、令和2年度中の新庁舎建設事業の着手を見送るとの行政報告を行ったものでございます。

しかしながら、9月定例会議本会議及び総務建設水道常任委員会における審議を踏まえるとともに、令和元年度一般会計決算不認定の理由を重く受け止め、改めて検討することとし、プロジェクトチームを立ち上げ、令和2年度中の新庁舎建設に係る実施設計に着手したものでございます。議員御指摘の新庁舎建設を先送りしたことによる影響につきましては、当時の財政状況等を勘案いたしますと、適切な判断であったものと認識いたしております。

今回、不調となりました新庁舎建設工事に係る制限付き一般競争入札につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻、円安などによる建設資材の高騰、人件費の高騰など、複数の要因によるものではございますが、新庁舎建設を見送った令和元年度当時では、予測し得ることはできない特殊事情によるものと認識いたしております。

いずれにいたしましても、新庁舎建設につきましては、町における重要課題の1つであることから、適切に事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 今回、結果的にはありませんが、さらに限度額が5億円増額となったわけです。予期できない社会情勢とは別に、当時の先送りの判断、1年間、ほぼ検討もせず放置していた、その対応が大きく影響しているのではないか、その要因は何かとお尋ねしたのですが、ちょっと、お答えになっていないというか、そもそも判断は間違っていないか、適切であった、仕方がなかったというお答えです。私たちの血税がさらに5億円も使われようとしている、その審議において、あまりにも不誠実な答弁ではないでしょうか。

再度伺います。当時の判断は適切であったとのことですが、先送りすれば物事は改善する見通しがあったのか、どういう見通しで先送りにしたのか。

また、一旦見送りとするとした半年後の新年度予算では、例えば、私はこの新庁舎建設の予算が入っていないことも含めて、町財政運営全体の姿勢に問題があると考え、予算に反対していますし、他の議員も討論等で新庁舎に対する判断を急ぐよう、再三にわたって指摘していました。この段階で見直しに舵を切れば、少なくとも半年は早くでき

たはずです。

このように、決算不認定以前にも多くの指摘があったにもかかわらず、なぜ、このときの見直し、判断できなかつたのか、判断をさらに引き延ばしたのか、再度伺います。

総務部長 新庁舎整備につきまして、先送りすれば改善する見通しがあったのか、なぜ判断を引き延ばしたのかについてのお尋ねでございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、令和元年9月作成の普通会計中期財政収支見通しが厳しいものとなる中、多額の支出を要する新庁舎建設に着手することは、町財政を運営する上で困難であるとの判断から見送ったものでございます。

議員御質問の先送りすれば改善の見通しがあったのかにつきましても、先ほど御答弁申し上げましたとおり、経常収支比率が100%を超える状況が後年度にわたり続く見込みであることや新型コロナウイルス感染症の今後の財政への影響など、当時、不確定要素が多かったことから、期限を定めずに見送りを決定したものでございます。

次に、なぜ新庁舎建設の判断を引き延ばしたかについてでございます。

議員御指摘のとおり、新庁舎建設の先送りの判断に対して、議員の方々から様々御意見をいただいたところではございますが、本町の財政運営上、毎年度、多額の財政調整基金の取崩しによる予算編成となっていることを勘案いたしますと、当時の判断としては適切な判断であったものと認識いたしております。

以上でございます。

中田議員 なぜ、もっと判断が早くできなかつたという問いに対して、財政を理由に挙げられていますが、一方で、その半年後には、財政上問題がある状態のままであるにも関わらず、議会の決算不認定を受けて、新庁舎建設を再検討し始めています。

つまり、やろうと思えば、見送りを決めた直後、すぐにでもプロジェクトチームなりを立ち上げて削減案を作ることができたのではないのでしょうか。耐震性能の問題から、このままの庁舎でやっていけないということも分かっていたわけですので、即座に新しい削減案を作るといように切り替えるべきだったと、この5億円増額という機会にあって、振り返りがあってしかるべきではないのでしょうか。

なぜ、さらに半年も放置したのか伺いますし、もう1つは、町長に伺います。

庁舎に関して言えば、財政に悪影響があるからと言って先送り、結果、財政にさらに悪影響を及ぼすことになってしまっています。ここに至るまで、新庁舎を建てるとか建てないのか、判断の遅さ、決断力や一貫性のなさが、このような結果を引き起こしたと思えてなりません。町長のガバナンスはどうなっていたのか、町長に伺います。

また、今ここに至って、今回の質疑にあたって、検証しようという態度が全く見られない。この無責任とも思える答弁について、町長もそのように思っているのかどうか、伺います。

総務部長 なぜ、半年も放置したのかのお尋ねでございます。

即座に新しい削減案を作るといのように切り替えるべきではなかったかとのことですが、当然のことながら、本町として耐震性能が不足している現庁舎を使用し続けることは望ましい状況でないことは十分認識いたしておりましたが、繰り返しとなりますが、当時の決算の状況などから、新庁舎建設に着手することは、財政上大きな影響を及ぼすとの見解でございました。

この後、9月定例会議本会議及び総務建設水道常任委員会における審議を踏まえるとともに、令和元年度一般会計決算不認定の理由を重く受け止め、改めて検討することとし、プロジェクトチームを立ち上げ、再検討を行ったものでございます。

私からは、以上でございます。

山田町長 私のガバナンスはどうだったのかという御質問でございますけれども、多額の費用を要する新庁舎建設につきまして、やはり慎重にならざるを得ないという部分はありましたし、当時、担当部とも話をしながら、どういった方向性があるのかということについては、その時々判断をしてきたつもりでございます。

それが間違っていると言われれば、結果的にはそうだとということになる場合もあるかとは思いますが、ただ、そのときそのときについては、私自身はそれが正しい判断だと思ってやってきたのも事実でございますし、そこを振り返らないとおっしゃられましたけれども、一定、そのことについては、もちろん私自身、個人的な思いとしては様々思うところがあります。

ただ、長としてどうだったかという話になりますと、やはり、そこは一定、組織としてこういう判断をしてきたということ、先ほどから申し上げているとおりでございますので、そこは御理解をいただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、過去のことをしっかりと振り返りながら、この先へ生かしていきたいというふうに思っておりますので、特にこの庁舎建設に関しましては、引き続き不転の覚悟で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

山口議員 第37号議案参考資料の新庁舎工事の特定財源、地方債とその他が35億5,000万円になってますが、その内訳をお示ください。

総務部長 新庁舎建設工事に係ります特定財源の内訳に関する御質問でございます。

内訳といたしましては、地方債が31億9,500万円、公共施設整備積立基金からの繰入金金が3億5,500万円でございます。

以上でございます。

山口議員 地方債に対しての割合に対して交付税が措置されると思いますが、地方債の割合が多いほうが、交付税で返ってくる額が増えて有利になるのではないですか。

総務部長 地方債における交付税措置は、通常、元利償還金に対して、事業債ごとに一定の割合を掛けた額が基準財政需要額に算入されることとなります。

今回、活用を予定している公共施設等適正管理推進事業債の市町村役場機能緊急保全事業については充当率が90%、交付税措置については起債対象経費の75%を上限とし、この範囲で充当した地方債の元利償還金の30%が措置されることとなっております。このため、事業費の財源のうち75%以上を地方債とすることにより、交付税措置額が最も有利となるものと認識いたしております。

以上でございます。

山口議員 大阪府と島本町が共同で作成しました中長期財政シミュレーションでございますが、このシミュレーションを見ますと、令和9年度にマイナス2,600万円の収支不足になりますね。そして、令和18年度では5億2,200万円の収支不足になると。ただし、令和9年度では財政調整基金残高が25億9,800万円、令和18年度では財政調整基金の残高は2億4,700万円となっているということでございます。この作成された日付が本年2月10日、入札不調になる前の数字でございますから、より悪化している状況ではないかと思えます。

シミュレーションですから、良くなることもありますし、反対に悪くなることもあると思えます。ただ、本町においては、歳入の確保と歳出削減は今までやってきておられると思えます。このシミュレーションから見ますと、もっと歳出削減をしなければならぬと思えますが、このことは、住民の福祉、公共福祉とか住民サービスに影響が出るのではないかと思えますが、見解をお伺いします。

総務部長 島本町と大阪府で共同で作成いたしております中長期財政シミュレーションにつきまして、今、速報版ということで公表しております内容については、1回目の入札の建設事業費を勘案した上で作成したものでございますので、今回、35.5億円という予算を計上して、その内容が御可決賜りますれば確定版ということで、再計算し直したもののについて公表する予定でございます。

財政の内容につきましては、もちろん、30億円から35億円ということで16%の増額で考えておるわけでございますけれども、さらに事業費については増額となっておりますことから、もちろん行財政改革や、先ほどから申し上げておりますとおり、ふるさと島本応援寄附金について、さらに増収できるように取組を進めていくとともに、特定財源の活用などもございますし、他に地方交付税措置のある起債を活用するとか、様々、財政上の方策を用いて歳入確保・歳出削減に取り組んでまいり、確かに事業費は増額はしてまいりましてでございますけれども、住民サービスの低下やインフラ更新については、できるだけ影響を及ぼすことのないよう、そういった財政運営に心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中嶋議員 第37号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第1号）について、大阪維新の会を代表し、討論をします。

本補正予算は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ8,533万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ137億9,133万8,000円とするものです。内容は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、幼稚園運営管理システム使用料等など、必要な予算です。

その中に、債務負担行為、新庁舎建設工事、新庁舎建設工事監理業務が含まれており、本事業は令和5年2月に入札を実施、入札不調となったため、令和8年度中に新庁舎を完成するための大変予算規模の大きな事業です。また、その他の新庁舎関連の経費は6億5,000万円にも上り、総額約43億円にも達します。しかしながら、新庁舎建設に関しては過去に二転三転した経緯もあり、着工のタイミングが当初の計画より大幅に遅れ、今後も懸念されます。現在も、ウクライナ危機とも呼ばれ、戦争の終結を見ないまま、世界的なエネルギー不足や食糧不足などを招いています。

平時ではなく有事の状態で、従来から続く慢性的な職人不足、新型コロナウイルスによるウッドショック、ガソリン代や電気料金の高騰、ウクライナ情勢を起因とするロシアへの経済制裁による建築資材高騰が続き、当初、約25億円の予算規模が示されていましたが、35億5,000万円に膨れあがっています。現状を推察すると、今後、さらに世界情勢の悪化が進むと、再度の入札不調も懸念されます。また、本町の今後の財政に及ぼす影響や未来像などを考えれば、容易に達成できる案件ではありません。

私たち会派としましては、庁舎機能や公共施設はなるべく集約していただくよう再三お願いをしてきました。特に、庁舎機能は防災無線などを設置されているふれあいセンターに建て増しなどの処置をし、現庁舎の危険な箇所勤務をしている職員の緊急避難的措置をし、庁舎機能を集約するようにお願いをしてきました。

コロナ禍やウクライナ危機の影響は、安全保障や経済環境にも深刻な影響が懸念されます。一度、議会でも可決された案件であり、見直すことは大変難しいと思いますが、臨機応変に対応していただき、負の遺産とならないよう願うばかりです。

いずれにしても、本町が置かれている現状を鑑みると、安易に賛成できないとの結論に達しました。私たち会派が懸念しているような状況にならないよう、不測の事態に対する今後の方針、解決策を検討されるよう要望し、反対の討論とさせていただきます。

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第37号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論を行います。

度重なり発生した送迎バスの園児置き去り事件を受けての民間保育園のバス安全装置の設置費用、令和5年度以降も継続されるワクチン接種のための事業費、幼稚園での新しいシステムの導入費用、また、債務負担行為として庁舎建て替えに関わる建設工事費用の増額並びに工事監理費用の期間の変更等、これら増額変更を必要なものと認めます。

以下、その理由を述べます。

送迎バスへの安全装置の設置費用についてです。近年、送迎バスでの置き去りによって尊い命が失われる痛ましい事故が発生しました。保育需要の高まりに反し、人材確保が難しく、現場は常に多忙な状況にあります。人手不足で確認が手薄になる、起こりがちなうっかりミスなど、これらをなくすことはできませんが、ヒューマンエラーを防ぐ手立てを設けることで、悲しい事故を防ぐことは可能です。そのための法改正、条例改正が行われたものであり、今回の増額補正は、法整備に併せて早期に対応を進めるための必要なものと考えます。

この点、心に留めておきたいこととしては、人は必ずミスをする、このことから逃れられないということです。二重三重に手立てを講じて、思いもよらない落とし穴がある、そのことは忘れてはならないと思います。命を預かる現場です。機械の設置が慢心につながることはないように、公立、民間ともに、今後も事業に当たっていただきたいと思えます。

ワクチン接種事業においては、令和5年度の特例臨時接種の延長が行われます。これまで無条件で国の全額の補助がされたものですが、その在り方については、適正な費用助成へと見直しが見られる見通しです。規模の小さな自治体である本町では、これまでも無駄のない効率的な運営がなされていることが答弁から明らかになりました。これらを問題のない適正なものとして判断いたします。

最後に、新庁舎建設工事の費用についてです。建設から50年以上を経過する庁舎の建て替えは必要不可欠であり、長い目で見て、建設費用の増額は住民全体の利益に資するものと言え、相当と判断することにいたします。

役場庁舎は、多くの住民の情報が集まり、私たちの日々の生活が円滑に滞りなく行われるように稼働して、各種様々な行政サービスの実施の中心、心臓部となる場所です。そして、それは物理的な場所としての意味だけではなく、それらを動かす人々が集まる、集う場所でもあります。そうした場所、庁舎が、現在だけでなく、未来に向けてよりよく機能するために更新は必要であり、建て替えそのものは貴重な財源を充てるに見合う事業です。ただし、そこに投じられる財源は、建て替えによって得られる利益と釣合いの取れた相当な支出でなければなりません。

この意味では、当初の想定を大きく超える増額によって、建設費用が10億円以上上回ったことについて、即座に「相当」と言えるかどうかは言い切れないと受け止めています。もちろん、費用の増大の要因となったコロナウイルスの流行やロシアのウクライ

ナへの侵攻という世界情勢の変化は、予測を超える事態ではあります。しかし、全てが想定外の事態に見舞われて、仕方がないこと、やむを得ないことと評価できるか、これは検証が必要です。

次、2点について、考えを述べます。

1つは、正しい現状認識と未来に生かす振り返りの必要性を指摘します。ここに至った経緯を精査し、決定までのプロセスとそこにおける問題点、さらには入札不調の原因を検証して、そこから今後に生かされる課題を探るということも同時に行わなければなりません。また、町財政の正しい認識、それを基礎とする長期的視点での財政運営などについても、その在り方を今一度振り返る必要があると考えます。

2つ目として、現時点で住民に対する説明の不十分さを挙げます。庁舎の建て替えとそれに伴う費用の支出に当たって、住民の意見聴取としてワークショップやパブリックコメントを実施した、こういったことを挙げられましたが、それは当初の計画を立ち上げる、その場面の話です。今回は、想定外の事態による費用の増大など、合意形成の基礎となった事情が大きく変わってしまっています。

広報誌やホームページを読む限り、こうした事情について行政側が詳細な説明ができているとは到底認めがたいと考えます。住民に対する説明不足を指摘して、建て替えに向けて事業を進めるのと併せて、改めて庁舎建設の必要性や膨らむ財政負担についての見通しなど、住民に対して説明することを求めます。住民の理解を求め、安心していただけるような努力をすること。これらが伴ってはじめて、真に相当な予算の執行になると考えます。

そもそも、この時点で説明会の実施など、住民と直接向き合う必要性についてお尋ねをいたしました。町長からは、感じておられると、質疑に対する御答弁でいただきました。また、町長は説明に立つことも前向きに考えておられるとの御発言もありました。

施政方針においては、小さな自治体のよさを生かし、情報共有や意見交換を行いながら協働のまちづくりを推進すると言われました。これが形ばかりの美辞麗句だ、そのように言われることがないように、今後、早い時期に、町長と財政課とが、共に住民の不安に向き合って説明責任を果たしていかれることを求め、賛成の討論を終わります。

東田議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第37号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

東田議長 起立多数であります。

よって、第37号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時24分～午後3時40分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、第1号意見書案 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう改めて求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより、採決を行います。

第1号意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第1号意見書案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、第1号決議案 気候非常事態宣言に関する決議を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第1号決議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第1号決議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、2月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

それでは、ここで、3月末で退任される藏垣副町長から、一言、御挨拶をいただきたいと思います。

藏垣副町長（登壇） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。退任に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

令和3年6月定例会議におきまして、皆様の御同意をいただき、島本町政に携わらせていただきました。1年9か月という短い期間ではありましたが、財政の健全運営及び公共施設の老朽化対策、広域連携などの推進など、山田町長から指示されました課題について、町長の下、管理職をはじめ職員の皆さんの協力を得て、多岐にわたる課題に取り組んでまいりました。

道半ばのものもございますが、これらの仕事をこれまで進めることができましたのも、町民の皆様や議会の皆様、多くの関係者の御理解と御協力をいただいたおかげでございます。この場をお借りしまして、感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

取組を進める中で、市町村という府民に一番身近な行政のやりがいや難しさなど、たくさんの方の貴重な経験をさせていただくことができました。また、議員の皆様とは、議場に限らず、町立体育館の建て替えや広域連携について対話をさせていただき、今後の方向性について意見交換させていただきましたことも、私にとっては貴重な経験となっております。

地方自治体を取り巻く環境は、一層厳しい状況が予想されます。島本町独自の課題、他の自治体にもある共通の課題など、いろいろございますが、町民の皆様の御意見も拝聴しながら、また、先行して取り組まれている団体の事例など、広く情報を参考にしながら、執行部と議会が対話し、協力し合うことで、課題に対処していけるものと信じております。

私は、4月より大阪府庁に復帰することになりますが、何らかの形で引き続き島本町に関わることができれば、うれしく思います。配属される部署はまだ分かりませんが、島本町での貴重な経験を生かして、これからも大阪のさらなる成長発展と住民福祉の向上のために、引き続き全力で取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、退任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

東田議長 藏垣副町長、本当に御苦労さまでございました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和5年島本町議会2月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、6月23日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変御苦労さまでございました。

(午後3時46分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第14号議案 島本町景観条例の制定について
- 第15号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第16号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
- 第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第18号議案 島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
- 第20号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第21号議案 令和5年度島本町一般会計予算
- 第22号議案 令和5年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第23号議案 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25号議案 令和5年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第27号議案 令和5年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第28号議案 令和5年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第29号議案 令和5年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第30号議案 令和5年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第31号議案 令和5年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第32号議案 令和5年度島本町水道事業会計予算
- 第33号議案 令和5年度島本町下水道事業会計予算
- 第38号議案 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第35号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 第36号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第10号）
- 第37号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第1号）
- 第1号意見書案 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう改めて求める意見書
- 第1号決議案 気候非常事態宣言に関する決議

令和5年島本町議会2月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
一 般 質 問	1. 審議会等の情報公開改善状況と内部統制について 2. 他自治体に遅れることのない窓口や交付業務のデジタル化を 3. 高齢者や障害のある人等の避難の実効性確保取組について	2月27日 福嶋議員
	島本町の受動喫煙防止対策の取り組みについて	〃 大久保議員
	「JR西側開発に伴う道路整備の必要性について」	〃 中嶋議員
	子ども医療費助成は高校卒業（18歳）まで	〃 長谷川議員
	子どもたちの人権と学校のルールについて	〃 中田議員
	1. ごみの減量に向けた取り組みについて 2. 新庁舎建設と文化財調査のその後 3. 化学物質過敏症について、今、教育現場でできることを	〃 永山議員
	1. フードロスが減らそう～生き物の命を無駄にしない～ 2. 基金の債券運用の考え方と実績を問う	〃 戸田議員
	再生可能エネルギーについて	2月28日 山口議員
	1. ため池・調整池について 2. 健康な人生へ～CKD、慢性腎臓病予防対策について～	〃 伊集院議員
第1号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	〃 報告を承る
第2号議案	訴えの提起について	〃 原案可決
第3号議案	町道路線の廃止及び認定について	〃 原案可決
第34号議案	島本町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	〃 原案可決
第4号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について	〃 原案可決
第5号議案	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第6号議案	島本町文化財保護条例の一部改正について	〃 原案可決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 7 号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	2月28日 原案可決
第 8 号議案	島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部改正について	〃 原案可決
第 9 号議案	令和4年度島本町一般会計補正予算（第9号）	〃 原案可決
第 10号議案	令和4年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃 原案可決
第 11号議案	令和4年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃 原案可決
第 12号議案	令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃 原案可決
第 13号議案	令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第3号）	〃 原案可決
第 14号議案	島本町景観条例の制定について	3月27日 原案可決
第 15号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第 16号議案	島本町職員定数条例の一部改正について	〃 原案可決
第 17号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第 18号議案	島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について	〃 原案可決
第 19号議案	島本町立学童保育室設置条例の一部改正について	〃 原案可決
第 20号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	〃 原案可決
第 21号議案	令和5年度島本町一般会計予算	〃 原案可決
第 22号議案	令和5年度島本町土地取得事業特別会計予算	〃 原案可決
第 23号議案	令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	〃 原案可決
第 24号議案	令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	〃 原案可決
第 25号議案	令和5年度島本町介護保険事業特別会計予算	〃 原案可決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 2 6 号 議 案	令和 5 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	3 月 2 7 日 原 案 可 決
第 2 7 号 議 案	令和 5 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 8 号 議 案	令和 5 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 2 9 号 議 案	令和 5 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 0 号 議 案	令和 5 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 1 号 議 案	令和 5 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 2 号 議 案	令和 5 年度島本町水道事業会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 3 号 議 案	令和 5 年度島本町下水道事業会計予算	〃 原 案 可 決
第 3 8 号 議 案	副町長の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 3 5 号 議 案	大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 3 6 号 議 案	令和 4 年度島本町一般会計補正予算 (第 1 0 号)	〃 原 案 可 決
第 3 7 号 議 案	令和 5 年度島本町一般会計補正予算 (第 1 号)	〃 原 案 可 決
第 1 号 意 見 書 案	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう改めて求める意見書	〃 原 案 可 決
第 1 号 決 議 案	気候非常事態宣言に関する決議	〃 原 案 可 決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月27日

島本町議会議長 東田正樹
清水貞治

署名議員(2番) 野口日利美
署名議員(12番) 清水貞治